

# 阿見町議会会議録

平成26年第3回定例会

(平成26年9月9日～9月26日)

阿見町議会

## 平成26年第3回阿見町議会定例会会議録目次

◎招集告示	4 1
◎会期日程	4 2
◎第1号(9月9日)	4 5
○出席, 欠席議員	4 5
○出席説明員及び会議書記	4 5
○議事日程第1号	4 7
○開 会	4 9
・会議録署名議員の指名	4 9
・会期の決定	4 9
・諸般の報告	5 0
・議案第64号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	5 6
・議案第65号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	5 8
・議案第66号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	6 0
・議案第67号から議案第74号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	6 2
・議案第75号から議案第78号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	6 6
・議案第79号から議案第86号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	7 2
・阿見町決算特別委員会の委員長, 副委員長の互選結果報告	8 8
・議案第87号から議案第88号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	8 9
・議案第89号(上程, 説明, 質疑, 討論, 採決)	9 0
・請願第5号(上程, 委員会付託)	9 1
○散 会	9 1
◎第2号(9月10日)	9 3
○出席, 欠席議員	9 3
○出席説明員及び会議書記	9 3
○議事日程第2号	9 5
○一般質問通告事項一覧	9 6
○開 議	9 7
・柴原成一議長の不信任決議(案)	9 7
・一般質問	1 0 8

浅野 栄子	110
永井 義一	138
久保谷 充	155
難波 千香子	168
紙井 和美	190
○散 会	206
◎第3号（9月11日）	207
○出席，欠席議員	207
○出席説明員及び会議書記	207
○議事日程第3号	209
○一般質問通告事項一覧	210
○開 議	212
・飯野良治議員の懲罰を求める動議について	212
・懲罰特別委員会の委員長，副委員長の互選結果報告	225
・一般質問	225
海野 隆	225
川畑 秀慈	260
藤平 竜也	279
飯野 良治	284
・飯野良治議員の懲罰を求める動議について	300
・休会の件	303
○散 会	303
◎第4号（9月26日）	305
○出席，欠席議員	305
○出席説明員及び会議書記	305
○議事日程第4号	307
○開 議	309
・飯野良治議員の弁明と謝罪を求める動議	309
・議案第64号（委員長報告，討論，採決）	320
・議案第65号（委員長報告，討論，採決）	322

・議案第66号（委員長報告，討論，採決）	324
・議案第67号から議案第74号（委員長報告，討論，採決）	325
・議案第75号から議案第78号（委員長報告，討論，採決）	332
・議案第79号から議案第86号（委員長報告，討論，採決）	336
・議案第87号から議案第88号（委員長報告，討論，採決）	344
・請願第5号（委員長報告，討論，採決）	346
・意見書案第3号（上程，説明，討論，採決）	347
・意見書案第4号（上程，説明，討論，採決）	349
・議員派遣の件	355
・議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務調査 について	355
○閉会	356

## 第 3 回 定例会

阿見町告示第184号

平成26年第3回阿見町議会定例会を次のとおり招集する。

平成26年9月2日

阿見町長 天 田 富司男

- 1 期 日 平成26年9月9日
- 2 場 所 阿見町議会議場

平成26年第3回阿見町議会定例会会期日程

日次	月日	曜日	開議時刻	種別	内 容
第1日	9月9日	(火)	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開会</li> <li>・議案上程</li> <li>・提案理由の説明</li> <li>・質疑</li> <li>・委員会付託</li> </ul>
第2日	9月10日	(水)	午前10時	本会議	・一般質問（5名）
第3日	9月11日	(木)	午前10時	本会議	・一般質問（4名）
第4日	9月12日	(金)	午前10時	委員会	・決算特別委員会（総務所管分）
第5日	9月13日	(土)	休	会	・議案調査
第6日	9月14日	(日)	休	会	・議案調査
第7日	9月15日	(月)	休	会	・議案調査
第8日	9月16日	(火)	午前10時	委員会	・決算特別委員会（民生教育所管分）
第9日	9月17日	(水)	午前10時	委員会	・決算特別委員会（産業建設所管分）
第10日	9月18日	(木)	午前10時	委員会	・総 務（議案審査）
			午後2時	委員会	・民生教育（議案審査）

日次	月日	曜日	開議時刻	種別	内容
第11日	9月19日	(金)	午前10時	委員会	・産業建設（議案審査）
第12日	9月20日	(土)	休	会	・議案調査
第13日	9月21日	(日)	休	会	・議案調査
第14日	9月22日	(月)	休	会	・議案調査
第15日	9月23日	(火)	休	会	・議案調査
第16日	9月24日	(水)	休	会	・議案調査
第17日	9月25日	(木)	休	会	・議案調査
第18日	9月26日	(金)	午前10時	本会議	・委員長報告 ・討論 ・採決 ・閉会

第 1 号

[ 9 月 9 日 ]

## 平成26年第3回阿見町議会定例会会議録（第1号）

平成26年9月9日（第1日）

### ○出席議員

1番	柴原成一君
2番	藤平竜也君
3番	野口雅弘君
4番	永井義一君
5番	海野隆君
6番	飯野良治君
7番	平岡博君
8番	久保谷充君
9番	川畑秀慈君
10番	難波千香子君
11番	紙井和美君
12番	浅野栄子君
13番	藤井孝幸君
14番	吉田憲市君
15番	倉持松雄君
16番	佐藤幸明君
17番	諏訪原実君

### ○欠席議員

なし

### ○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町	長	天田富司男君		
教	育	長	青山壽々子君	
監	査	委	員	橋本英之君
総	務	部	長	横田健一君
町	民	部	長	篠原尚彦君

保健福祉部長	坪田匡弘君
生活産業部長	湯原幸徳君
都市整備部長	篠崎慎一君
教育委員会教育次長	竿留一美君
消 防 長	川村忠男君
会計管理者兼 会計課長	宮本寛則君
総務部次長	大野利明君
総務課長	飯野利明君
企画財政課長	小口勝美君
管財課長	朝日良一君
税務課長	吉田衛君
社会福祉課長兼 福祉センター所長	高須徹君
児童福祉課長	青山広美君
児童館長兼 児童福祉課長補佐	村田敦志君
国保年金課長	岡田稔君
商工観光課長	佐藤哲朗君
都市計画課長	大塚芳夫君
道路公園整備課長	湯原一博君
都市施設管理課長	柳生典昭君
上下水道課長	坪田博君
学校教育課長	菊池彰君
消防本部総務課長	湯原清和君

○議会事務局出席者

事務局長	青山公雄
書記	大竹久

## 平成26年第3回阿見町議会定例会

### 議事日程第1号

平成26年9月9日 午前10時開会・開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第64号 阿見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第5 議案第65号 阿見町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第6 議案第66号 阿見町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第7 議案第67号 阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について  
議案第68号 阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について  
議案第69号 阿見町税条例等の一部改正について  
議案第70号 阿見町医療福祉費支給に関する条例の一部改正について  
議案第71号 阿見町と茨城県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部改正について  
議案第72号 阿見町町営住宅管理条例の一部改正について  
議案第73号 阿見町障害児就学指導委員会条例の一部改正について  
議案第74号 阿見町保育の実施に関する条例の廃止について
- 日程第8 議案第75号 平成26年度阿見町一般会計補正予算（第3号）  
議案第76号 平成26年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）  
議案第77号 平成26年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第2号）  
議案第78号 平成26年度阿見町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議案第79号 平成25年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定について  
議案第80号 平成25年度阿見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第81号 平成25年度阿見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定に

- について
- 議案第 8 2 号 平成 2 5 年度阿見町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定  
について
- 議案第 8 3 号 平成 2 5 年度阿見町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定  
について
- 議案第 8 4 号 平成 2 5 年度阿見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 8 5 号 平成 2 5 年度阿見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定に  
ついて
- 議案第 8 6 号 平成 2 5 年度阿見町水道事業会計決算認定について
- 日程第10 議案第 8 7 号 財産の取得について（化学消防ポンプ自動車購入）
- 議案第 8 8 号 財産の取得について（消防団第 1 4 分団消防ポンプ自動車購入）
- 日程第11 議案第 8 9 号 稲敷地方広域市町村圏事務組合への加入について
- 日程第12 請願第 5 号 教育予算の拡充を求める請願

午前10時00分開会

○議長（柴原成一君） おはようございます。定刻になりましたので、ただいまより平成26年第3回阿見町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は17名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

---

#### 会議録署名議員の指名について

○議長（柴原成一君） 日程第1，会議録署名議員の指名について、本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、

9番 川 畑 秀 慈 君

10番 難 波 千香子 君

を指名いたします。

---

#### 会期の決定について

○議長（柴原成一君） 次に、日程第2，会期の決定についてを議題にいたします。

本件については、去る9月2日、議会運営委員会が開かれ協議されましたので、その結果について議会運営委員会委員長より報告を求めます。

議会運営委員会委員長佐藤幸明君、登壇願います。

〔議会運営委員会委員長佐藤幸明君登壇〕

○議会運営委員会委員長（佐藤幸明君） 皆さん、おはようございます。

会期の決定の件について御報告申し上げます。

平成26年第3回定例会につきまして、去る9月2日、議会運営委員会を開催いたしました。出席委員は5名で、執行部から総務課長の出席を得て審議をいたしました。

会期は本日から9月26日までの18日間で、日程につきましては、本日本会議、議案上程、提案理由の説明、質疑、委員会付託。

2日目、9月10日は午前10時から本会議で一般質問、5名。

3日目、9月11日は午前10時から本会議で一般質問、4名。

4日目、9月12日は午前10時から決算特別委員会総務所管分。

5日目から7日目までは休会で議案調査。

8日目、9月16日は委員会で、午前10時から決算特別委員会民生教育所管分。

9日目、9月17日は委員会で、午前10時から決算特別委員会産業建設所管分。

10日目、9月18日は委員会で、午前10時から総務常任委員会、午後2時から民生教育常任委員会。

11日目、9月19日は委員会で、午前10時から産業建設常任委員会。

12日目から17日目までは休会で議案調査。

18日目、9月26日は最終日となりますが、午前10時から本会議で委員長報告、討論、採決、閉会。

議会運営委員会といたしましては、以上の会期日程を作成いたしました。各議員の御協力をよろしくお願い申し上げます。報告といたします。

○議長（柴原成一君） お諮りいたします。本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会委員長の報告どおり、本日から9月26日までの18日間としたいと思います。

御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月26日までの18日間と決定しました。

---

#### 諸般の報告

○議長（柴原成一君） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

町長より報告事項の申し入れがありましたので、これを許します。

町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 皆さん、おはようございます。

本日は、平成26年第3回定例会を招集しましたところ、議員各位には公私とも御多用の折にもかかわらず御出席をいただきまして、ここに定例会が開会できますことを心から感謝を申し上げます。

今年の8月は非常に暑い夏でしたが、一方では、全国的に大雨によるさまざまな被害がありました。被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。

また、8月20日に広島市で発生した記録的な豪雨による土砂災害では、72名のとうとい命が

奪われ、今なお2名の方が行方不明となっております。亡くなられた方々の御冥福を謹んでお祈り申し上げますとともに、被災された方々が一日も早く平穏な生活を取り戻されることを心から願ってやみません。

それでは、報告事項を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項並びに同法第22条第1項の規定により、平成25年度決算に基づく健全化判断比率並びに資金不足比率について御報告を申し上げます。

当町における平成25年度決算に基づく各比率につきましては、お手元に配付いたしました報告書のとおりとなっております。

なお、財政状況の黄色信号とも言える、早期健全化段階にあると判断される早期健全化基準及び経営健全化基準は、お手元の報告書に括弧書きで記載した比率であり、その上段に記載しております平成25年度決算に基づく当町の各比率は全て基準以下となっており、健全段階にあると判断されるものであります。

以上、御報告申し上げます。

○5番（海野隆君） 議長、動議を提出します。

○議長（柴原成一君） 海野隆君。

○5番（海野隆君） ただいまよりですね、飯野良治議員に対する弁明及び謝罪を求める動議を提出いたします。

○議長（柴原成一君） 海野隆議員に申し上げます。それは、この本会議と何ら関係がございますか。

○5番（海野隆君） 関係がございます。ただいま提案理由を申し上げます。賛同の皆さんがいれば、議案として取り上げていただきたいということです。

○議長（柴原成一君） ただいま、5番海野隆君から動議が提出されました。

もう一度、その動議の内容、表題部だけお願いいたします。

○5番（海野隆君） 動議の内容はですね、飯野良治議員に対する弁明と謝罪を求める動議です。今から提案理由を申し上げる機会をいただければ、議場で文章を配って申し上げたいと思います。

○議長（柴原成一君） ただいま、5番海野隆君から、飯野良治君の弁明と謝罪を求める動議が提出されました。

動議については、会議規則第16条の規定により、1名以上の賛成者が必要であります。賛成者はありますか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） この動議は、所定の賛成者がありますので成立しました。

それでは、ここで、議事の都合により、暫時休憩といたします。会議の再開は10時25分からといたします。全員、全員協議会室へお集まりください。

午前10時09分休憩

---

午前10時25分再開

○議長（柴原成一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど、5番海野隆君から提出されました飯野良治議員の弁明と謝罪を求める動議は、所定の賛成者がおりますので、成立しております。

本動議を日程に追加し、直ちに議題とすることに賛成の諸君は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（柴原成一君） 起立少数であります。よって、本動議を……。すいません、もう一度起立をお願いします。賛成の諸君は起立をお願いいたします。

〔「賛同者がいればいいんじゃない」「賛同者がいるから議案として成立してるんだよ」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 日程に追加するかどうかを決定します。日程の場合はいいんです。

〔「議長じゃないよ」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 日程に追加されて、日程が決まった時点ではいなくなります。

〔「俺のときはそうだったのよ。俺はすぐ席外されたぞ」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） それは日程に……。

〔「やったよ、追加」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） あれは追加したそうです。ですから、今、日程に追加するかどうかを決めます、まず。

もう一度、本動議を日程に追加し、直ちに議題とすることに賛成の諸君は、起立願います。

〔「議長、緊急質問」「議事進行」「はっきりさせろ」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 暫時休憩をいたします。この場で休憩をいたします。ただいま、事務局に説明させますので。

午前10時27分休憩

---

午前10時29分再開

○議長（柴原成一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

もう一度、言います。先ほど、5番海野隆君から提出されました飯野良治君の弁明と謝罪を

求める動議は、所定の賛成者がおりますので成立しております。

本動議を日程に追加し、直ちに議題とすることに賛成の諸君は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（柴原成一君） 可否同数であります。地方自治法第116条第1項の規定により、議長が採決をいたします。

本案に対し、議長は否と表明いたします。よって、本案は否決することに決定いたしました。

これは、次の議運で、この動議については日程を決めたいと思います。

今日、最後に議運を開きたいと思います。

佐藤幸明君。

○16番（佐藤幸明君） 議会運営委員会の開会を要求いたす動議を提出いたします。

○議長（柴原成一君） 佐藤幸明君にお尋ねいたします。議運を開くというのは、今の動議をいつ入れるかということを決める議運ということによろしいでしょうか。

佐藤幸明君。

○16番（佐藤幸明君） それ以前に、賛同者がいるかどうかを募ってください。私は、直ちに議会運営委員会を開会すべきだということで提案しとるわけです。細かくは、その後述べます。

○議長（柴原成一君） わかりました。

ただいま、16番佐藤幸明君から、議会運営委員会を開催することの動議が出されました。

賛同の諸君は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（柴原成一君） 賛成多数であります。よって、ただいまの動議は可決いたしました。

それでは、暫時休憩をして、議会運営委員会を開催いたします。議会運営委員は、第2委員会室へお集まりください。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。

[「時間は決めなくていいよ」と呼ぶ者あり]

○議長（柴原成一君） 時間は決めなくていいという声がありますので、随時、声がかかったら集合できるようにしてください。

午前10時32分休憩

---

午前11時14分再開

○議長（柴原成一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど、5番海野隆君から提出されました飯野良治君の弁明と謝罪を求める動議は、議会運

宮委員会の協議の結果、最終日、26日の最初に審議することになりました。御報告いたします。

○5番（海野隆君） 議長、動議を提出します。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 柴原成一議長の不信任決議を求める動議を提出します。

○議長（柴原成一君） ただいま、5番海野隆君より、柴原成一議長に対する不信任案の決議が出されました。

動議については、会議規則第16条の規定により、1名以上の賛成者が必要であります。賛成者はありますか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） この動議は、所定の賛成者がありますので、成立しました。

本動議を日程に追加し、直ちに議題とすることに賛成の諸君は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（柴原成一君） 可否同数であります。よって、議長である私が可否を……。

私、議長は、本案に対し、否と表明いたします。よって、本案は否決することに決定いたしました。今日の日程に加えないことに決定しました。

○16番（佐藤幸明君） 動議。

○議長（柴原成一君） 16番佐藤幸明君。

○16番（佐藤幸明君） 議会運営委員会の開会を求める動議を提出いたします。

○議長（柴原成一君） ただいま、佐藤幸明君から、議会運営委員会の開催の動議が出されました。

賛成の方はありますか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 賛成者がありますので、本動議は成立いたしました。

それでは、賛成者がおりますので、議会運営委員会を開催することに賛成の諸君は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（柴原成一君） 可否同数であります。可否同数でありますので、私、議長は否と表明いたします。

○5番（海野隆君） 議長、緊急質問。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 議長に対する質問をいたします。そうしますとですね、この動議はですね、緊急的なものです。御存じのように。そうしますと、本日の最終日程に入れるか、翌日の

冒頭での議案の決議を求めますけれども、いかがでしょうか。

○議長（柴原成一君） ただいま、海野隆君の発言に対して賛成者はおりますか。

〔「賛成者じゃないんだって」「日程に追加するようになってるんでしょう」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 日程に追加することはわかっています。

〔「それが今日かあしたの話なんですよ」「これは緊急動議だから」「議長の信任、不信任は緊急動議だからね」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 今日の日程には追加しないということには決定したんですよ。

〔「暫時休憩」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） それでは、ただいまから暫時休憩いたします。

○5番（海野隆君） 議長、ちょっと待って。何だそれ。今の質問に対してやりとりしているのに、何でそれができないんだ。

○議長（柴原成一君） 考える時間もいただきたいと思います。暫時休憩いたします。

午前11時19分休憩

---

午前11時28分再開

○議長（柴原成一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、5番海野隆君から提出されました議長不信任案動議については、本日の本会議の後、議運を開いていただいて、あしたの日程に組んでいただくようお願いいたします。

議長より報告いたします。

今定例会に提出された案件は、町長提出議案第64号から議案第89号のほか、教育予算の拡充を求める請願、以上27件であります。

次に、本日までに受理した陳情等は、軽度外傷性脳損傷の周知及び労災認定基準の改正などを求める陳情の1件です。内容はお手元に配付した参考資料のとおりです。

次に、監査委員から平成26年7月分に関する例月出納検査結果について報告がありましたので、報告いたします。

次に、本定例会に説明委員として地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者は、お手元に配付いたしました名簿のとおりです。

次に、閉会中における委員会、協議会等の活動状況は、お手元に配付しました参考資料のとおりです。

次に、平成26年度普通建設等事業進捗状況及び契約状況報告について、9月8日付で町長から報告がありました。内容は、お手元に配付いたしました参考資料のとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

---

議案第64号 阿見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

○議長（柴原成一君） 次に、日程第4、議案第64号、阿見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 議案第64号の、阿見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について提案理由を申し上げます。

本案は、平成24年8月22日に公布された「子ども・子育て関連3法」が平成27年4月から本格施行されることに伴い、市町村条例で規定することが義務づけられた事項について定めるものであります。

認定こども園、幼稚園、保育所などの特定教育・保育施設、並びに小規模保育事業などの特定地域型保育事業における運営に関する基準を定め、給付対象施設の確認基準となる条例を制定するものであります。

以上、提案理由を申し上げます。慎重審議の上、よろしく願います。

○議長（柴原成一君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお、本案については、委員会の付託を予定しておりますので、質疑は簡潔に願います。

質疑を許します。

4番永井義一君。

○4番（永井義一君） これは全協の中で、この64、65、66ですか、3つについて説明あったかと思うんですけども、まず、この中で、この保育の問題がかかっているんですけども、待機児童をなくそうという形での取り組みじゃないかということで、国のほうでやっていると思うんですけども、現在、阿見町で、今、待機児童が何人いるか、ちょっと教えてください。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長坪田匡弘君。

○保健福祉部長（坪田匡弘君） はい、お答えをいたします。待機児童の人数ということでございます。9月1日現在で33名の方が待機児童ということでございます。

○議長（柴原成一君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 茨城県内の市町村の中でも、かなり多いほうだと思うんですけども、

この間、今回この3法によって、その待機児童は全て改善できるわけですか。ちょっとそれを教えてください。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長坪田匡弘君。

○保健福祉部長（坪田匡弘君） はい、お答えいたします。今年の4月1日現在の町立の保育所、私立保育園の定員は765名ということでございます。実際、800名の入所の方が入所してまして、それでも33名の待機児童がいるということでございます。

来年度に向けまして、まず1つが、私立保育園の定員増。増築を行いまして、60名の定員を増やしていくと計画がでございます。

それともう1つが、私立幼稚園が認定こども園の認可の取得に向けて、今、準備を進めております。施設も拡充をしていくということで、これで60名を増やす施設を拡充しています。また、幼稚園の定員枠から保育枠というんですか、また60名増やします。合計120名、この私立の幼稚園で定員を増やしていくということでございます。

そのほか、家庭的保育事業、今1カ所やっていますけども、来年にもう1カ所増えます。

それと、この後、出てきますけども、小規模保育事業所という、19人以下の小規模保育事業所、  
開所するという準備を進めているところもでございます。

こういったものが定員の増加が見込まれますので、町全体の定員としまして885名が来年の4月からは見込まれておりますので、待機児童は解消できるというふうに考えております。

○議長（柴原成一君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） そうですね、待機児童が解消されると、今ね、話があったんで、それはそれでいいことだと思います。

もう1つ質問なんですけども、これページ数が書いてないんだな。13条、6枚目です。よろしいですか。議長、いいですか。いいですか、6枚目。この13条のところの利用者負担額等の受領というところなんですけども、これに関しては、直接園に利用者というか保護者というか、支払うというような形になっているということが読み取れるわけなんですけども、現在、保育料が——今、保育料ありきとは思いますが、それと、この制度がなることによって、保育料が変わるかどうか。具体的にどういう形になるのか、ちょっと教えてください。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長坪田匡弘君。

○保健福祉部長（坪田匡弘君） お答えいたします。新しい制度になりますと、保育料は、国の定める基準——公示価格というのを上限にしまして、各市町村で決めていくということになります。町の場合は、現行の水準に応じて決めていくというような方針でございます。

ですから、正式に保育料は、この後、条例を制定しまして、それで提案して、議決していただくんですけども、基本的には、国の定める公示価格を上限としまして町が決めるということ

で、現在の保育料を基準に決めていくということでございます。

〔「変わらない」と呼ぶ者あり〕

○保健福祉部長（坪田匡弘君） 変わらない、容認ということになるかと思えます。

○議長（柴原成一君） ほかに質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第64号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 異議なしと認め、さよう決定いたします。

民生教育常任委員会では、付託案件を審査の上、来る9月26日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

---

#### 議案第65号 阿見町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の 制定について

○議長（柴原成一君） 次に、日程第5、議案第65号、阿見町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 議案第65号の、阿見町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について提案理由を申し上げます。

本案は、「子ども・子育て支援新制度」において創設された地域型保育事業について、その設備及び運営に関する基準を定めるものであります。

地域型保育事業は認可権者が市町村となることから、事業認可の基準として当該条例を制定するものであります。

以上、提案理由を申し上げます。

○議長（柴原成一君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお、本案については、委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

4番永井義一君。

○4番（永井義一君） この65号なんですけども、保育の形で、家庭的保育か小規模のA、B、C、そういったランクがある。あと、居宅施設とか事業所内ですか、そういったいろんな形での保育事業がなされるということなんですけども、実際、それで、それぞれの保育の中で、その保育士、国家試験ですね、を受けた保育士が必要なところ、または不要なところ、いろいろあるかと思うんですけども、こういった中で、保育の格差っていうのは生まれるんじゃないかと、私は思うんですよ。そのことについて、町としてどう考えているのか、ちょっと教えてください。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長坪田匡弘君。

○保健福祉部長（坪田匡弘君） はい、お答えいたします。基本的に保育士の方が保育をするということになってございますけども、小規模保育事業の中では、半分が保育士さんで、それ以外で、保育士と同等以上の知識・経験を有する者、しかも町の行う研修を修了した者というふうな定めがございます。そういったことでございますので、保育士と同等以上ということで、職員というふうに決めてまいりますので、水準としては変わらない、またそれ以上になるかというふうに考えております。

○議長（柴原成一君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） そういった形で保育士と同等以上とね、今、部長のほうでおっしゃったわけなんですけども、やはり、今、問題が結構起きているところは、今現在でいうと、無認可保育所で保育の国家試験の持っていない保母さんが見ているというようなところで事故が起きているというのは、非常に懸念される部分があるので、町では、そういったことで、大丈夫だという回答、回答というんですか答弁だとは思うんですけども、ちょっと私はここは懸念として言っておきます。

以上です。

○議長（柴原成一君） ほかに質問は、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第65号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 異議なしと認め、さよう決定いたします。

民生教育常任委員会では、付託案件を審査の上、来る9月26日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

---

議案第66号 阿見町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の制定について

○議長（柴原成一君） 次に、日程第6、議案第66号、阿見町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 議案第66号の、阿見町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について提案理由を申し上げます。

本案は、児童福祉法の改正により、市町村条例で規定することが義務づけられた放課後児童クラブの設備及び運営について、専用区画の面積、職員配置、児童の集団の規模、開所時間・日数等の基準を定めるものであります。

地域における子供・子育て支援の充実を図るとともに、質の向上を目指すことを目的として制定するものであります。

以上、提案理由を申し上げます。

○議長（柴原成一君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお、本案については、委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

4番永井義一君。

○4番（永井義一君） この3つ目のやつなんですけども、まず、第5条の中で、小学校に就学している児童ということで対象になると思うんですけども、これは6年生までを含むわけですか。ちょっとお答えください。

○議長（柴原成一君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。保健福祉部長坪田匡弘君。

○保健福祉部長（坪田匡弘君） はい、お答えをいたします。ちょっと条例の中、今、見当たらなくなっただけなんですけども、6年生までと……。5条ですね。この条例の中に、6年生までというふううたってあったかと思うんですけど、ちょっとそのページが見当たらないんですけども、6年生までというふうに決められています。

○議長（柴原成一君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 6年までということで、そういった6年生も入るわけなんですけども、そうなるんですね、2ページ目の、施設の基準の2番なんですけども、この中で、専用区画の面積は児童1人につきおおむね1.65平方メートル、これ書いてあるわけなんですけども、実際、この1.65平方メートルという、先ほどの65号の中で、ちょっと何ページ目か、ちょっとページ数、ごめんなさい、わからないんですけれども、65号ですね、28条のところで、(5)で、保育室または遊戯室の面積は乳幼児1人につき1.98平方メートルというふうに条文としてなっているわけなんですけども、実際、この小学生の6年生までも含めてのところで、この1.65平方メートルというのは、狭過ぎるんじゃないかと思うんですけども、その辺、町としてはどう考えてますか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長坪田匡弘君。

○保健福祉部長（坪田匡弘君） この規定は、従来の厚生労働省のガイドラインに沿ったもので変更はございません。それで、1.65平方メートル以上と、以上というふうになっておまして、町のほうでも、今現在行っている施設で、なるべく広い面積を確保していくということで、専用施設もつくっておりますし、小学校の空き教室が、できるだけ活用できるようにというように進めております。

ただ、まだ2つほどですね、その施設の面積確保できないところがございまして、クラブがございまして、それで、今、3年生までというふうに暫定的に行っているところがございます。こちらのほうも、専用施設をつくってですね、なるべく早くつくってですね、それで、広い面積を確保して、児童クラブを運営していくということで進めてございます。

○議長（柴原成一君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） そうですね、実際、子供たち、大きい子供がね、駆けずり回るとまでは言いませんけども、そういった状況になるかと思うんで、ぜひとも、その広い面積を、まず確保していただきたいと思うんです。

それと、第10条のところの、次のページにまたがるのかな、10条の4、その次のページの4番のところですね。この中で、定員のほうがおおむね40人以下で、指導員2人ということになっているわけなんですけども、この40人の中で指導員2人というのは、ちょっと非常に厳しい部分があるんじゃないかと思うんですけども、これに対して、町の考え方はどうですか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。保健福祉部長坪田匡弘君。

○保健福祉部長（坪田匡弘君） はい、お答えいたします。一応ですね、この基準に従いまして、町のほうでも行っているところでございます。それで、現在もですね、滞りなく進めておりますので、問題はないかと思うんですけれども、その状況によりまして、必要ならば、今度

は支援員ということになるんですけれども、増やしていくということで対応していきたいというふうに思います。

○議長（柴原成一君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） そうですね、まあ、必要が出てくると思うんでね、ぜひともお願いしたいと思います。

この条文に対して、あと、最後の質問ですけども、その次のページの第18条ですね、この開所時間及び日数なんですけども、一応ここでは、条文では、1年について250日ということ为原则としてと書いてあるわけなんですけども、町としては何日ぐらいを予定しているのか、土日祝祭日が休みなのか、その辺もちょっと含めてお答えください。

○議長（柴原成一君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。保健福祉部長坪田匡弘君。

○保健福祉部長（坪田匡弘君） 現在はですね、学校が開校している平日は毎日、それと第2土曜日を開所しております。それで、全員協議会のときもお話ししましたけれども、平成25年度には254日開所しておりますので、この基準には十分耐えていくかと思えます。

○議長（柴原成一君） よろしいですか。

ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第66号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 異議なしと認め、さよう決定いたします。

民生教育常任委員会では、付託案件を審査の上、来る9月26日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

---

議案第67号 阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について

議案第68号 阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

議案第69号 阿見町税条例等の一部改正について

議案第70号 阿見町医療福祉費支給に関する条例の一部改正について

議案第71号 阿見町と茨城県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部改正について

議案第72号 阿見町町営住宅管理条例の一部改正について

議案第73号 阿見町障害児就学指導委員会条例の一部改正について

議案第74号 阿見町保育の実施に関する条例の廃止について

○議長（柴原成一君） 次に、日程第7、議案第67号、阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について、議案第68号、阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第69号、阿見町税条例等の一部改正について、議案第70号、阿見町医療福祉費支給に関する条例の一部改正について、議案第71号、阿見町と茨城県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部改正について、議案第72号、阿見町町営住宅管理条例の一部改正について、議案第73号、阿見町障害児就学指導委員会条例の一部改正について、議案第74号、阿見町保育の実施に関する条例の廃止について、以上8件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 議案第67号から議案第74号までの、条例の一部改正及び廃止について提案理由を申し上げます。

議案第67号の、阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

阿見町都市計画マスタープラン策定委員会につきましては、都市計画マスタープランの策定に当たり、諸般の審議をすることを目的に設置するものであります。

阿見町都市計画道路再検討委員会につきましては、長期未着手の都市計画道路の必要性等を検証し、都市計画道路網の再編について検討することを目的に設置するものであります。

阿見町生活道路整備審査会につきましては、生活道路の整備優先順位に関し、公平性、客観性、透明性を確保するため、外部委員による意見を取り入れることを目的に設置するものであります。

阿見町公共賃貸住宅再生マスタープラン検討委員会につきましては、現行のマスタープランにおける町営住宅の整備方針について、社会経済情勢等の変化を踏まえ、再検討することを目的に設置するものであります。

阿見町教育支援委員会につきましては、議案第73号の、阿見町障害児就学指導委員会条例の一部改正に伴い、所掌事項の改正及びそれに伴う附属機関名の改正を行うものであります。

土浦・阿見都市計画事業岡崎土地区画整理審議会につきましては、岡崎土地区画整理事業が完了したことにより廃止するものであります。

土浦・阿見都市計画事業本郷土地地区画整理審議会につきましては、所掌事項で引用する法令の番号について適切に規定するものであります。

次に、議案第68号の、阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について申し上げます。

阿見町都市計画マスタープラン策定委員会委員，阿見町都市計画道路再検討委員会委員，阿見町生活道路整備審査会委員，阿見町公共賃貸住宅再生マスタープラン検討委員会委員，阿見町教育支援委員会委員につきましては、議案第67号と同様の理由で非常勤特別職として別表に追加・改正するものであります。

次に、議案第69号の、阿見町税条例等の一部改正について申し上げます。

本案は、平成26年度の税制改正に伴い、地方税法等の一部が改正されたことにより、町条例について所要の改正を行うものであります。

その主な改正内容としましては、法人町民税については、地域間の税源の偏在性を是正し財政力格差の縮小を図るため、法人住民税の法人税割の一部が国税化され地方交付税の原資とされることに伴い、法人町民税の法人税割の税率が引き下げられたことによる改正であります。

軽自動車税につきましては、負担の公平の観点などから負担水準の適正化を図るため、軽自動車税の税率が引き上げられたことによる改正であります。

そのほか、個人町民税関係、固定資産税関係では、地方税法など関係法の改正に伴う引用条項などの整備のため、所要の改正を行うものであります。

議案第70号の、阿見町医療福祉費支給に関する条例の一部改正について申し上げます。

本案は、茨城県医療福祉制度が改正されたことに伴い、町条例の一部について所要の改正を行うものであります。

改正の内容としましては、10月1日から、県の小児医療福祉費助成制度の対象者を、入院については中学3年生まで、外来については小学6年生まで拡大するものです。

町においては、昨年4月1日から、対象者を入院・外来ともに中学3年生まで拡大しており、今改正につきましては、県条例の改正に合わせた所要の改正をするものであります。

次に、議案第71号の、阿見町と茨城県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部改正について申し上げます。

本案は、平成26年1月20日の産業競争力強化法の施行に合わせ、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法が廃止されたことに伴い、町条例で引用する条文を改正するとともに、同法及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法の施行に伴い、回収納付金を受け取る権利を放棄することができる条件を追加するため、所要の改正を行うものであります。

議案第72号の、阿見町町営住宅管理条例の一部改正について申し上げます。

本案は、条例内で引用する法律の名称が改正されたことに伴い、町条例においても所要の改正を行うものであります。

次に、議案第73号の、阿見町障害児就学指導委員会条例の一部改正について申し上げます。

本案は、就学指導委員会について、学校教育法施行令の一部改正に伴い、特別な教育的支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する早期からの教育相談・支援や就学先決定時のみならず、入学後の一貫した支援についても助言を行うという観点から、機能の充実を図るとともに、教育支援委員会の名称が適当であることから改正するものであります。

次に、議案第74号の、阿見町保育の実施に関する条例の廃止について申し上げます。

本案は、保育所及び家庭的保育事業による保育の実施基準等について定めた本条例について、根拠規定である児童福祉法が改正され、その基準等が法令で定められることとなったため、廃止するものであります。

以上、提案理由を申し上げます。

○議長（柴原成一君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

それでは、ここで暫時休憩いたします。会議の再開は午後1時ちょうどからといたします。

午前11時59分休憩

---

午後 1時00分再開

○議長（柴原成一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を行います。

なお、本案8件については、委員会の付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いします。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第67号から議案第74号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 異議なしと認め、さよう決定いたします。

各常任委員会では、付託案件を審査の上、来る9月26日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

---

議案第75号 平成26年度阿見町一般会計補正予算（第3号）

議案第76号 平成26年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

議案第77号 平成26年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第2号）

議案第78号 平成26年度阿見町水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（柴原成一君） 次に、日程第8、議案第75号、平成26年度阿見町一般会計補正予算（第3号）、議案第76号、平成26年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）、議案第77号、平成26年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第2号）、議案第78号、平成26年度阿見町水道事業会計補正予算（第2号）、以上4件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 議案第75号から第78号までの補正予算について、提案理由を申し上げます。

議案第75号、一般会計補正予算から申し上げます。

本案は、既定の予算額に2億1,868万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ154億7,345万円とするものであります。

2ページの第1表、歳入歳出予算補正の歳入の主なものから申し上げます。

第10款地方特例交付金及び第11款地方交付税では、交付額の確定により、減収補填特例交付金及び普通交付税を、それぞれ増額。

第16款県支出金では、民生費県補助金で、民間保育所整備に伴う安心こども支援事業費補助金を増額するとともに、茨城県のマル福対象年齢拡大に伴う医療費補助金を増額。農林水産業費県補助金で、平地林保全整備事業に係る身近なみどり整備推進事業補助金を増額するとともに、制度創設に伴い、人・農地問題解決加速化支援事業補助金を新規計上。

第20款繰越金では、財源調整のため、前年度繰越金を増額。

第21款諸収入では、農林水産業費雑入で、臨時職員本人負担分の社会保険料及び雇用保険料を増額するほか、農地集積総合支援事業委託金を新規計上。教育費雑入で、本年10月より実施する第3子以降学校給食費無償化に伴い、学校給食分担金を減額。

第22款町債では、起債限度額確定により、臨時財政対策債を増額するものであります。

次に、3ページからの歳出について、主なものを申し上げます。

第2款総務費では、財産管理費で、仮設庁舎建設に伴い、本庁舎1階の総合窓口案内システムと連動しているローカウンターを移設することができないため、その代用となるカウンター等の庁用備品購入費を増額するほか、机、文書保管キャビネット等重量物の運搬料、建物損害

保険料、警備委託料、誘導案内看板作成委託料及び電話等配線工事に係る電気通信工事費を新規計上するほか、仮設庁舎建設用地、工事車両・資機材仮置き等により大きく不足することとなる駐車場を確保するため、茨城大学の協力を得て、大学敷地の一部に仮設駐車場を設けるために必要な整地工事費を新規計上。企画費で、平成31年の茨城国体サーリング競技大会に係る会場環境整備等の調査委託料を新規計上。電子計算費で、仮設庁舎での住民票発行等電算業務機能の移設に係る電算システム委託料を増額するほか、社会保障・番号制度導入に向けた児童福祉システム等の改修に係る電算システム委託料を増額。

第3款民生費では、保育所費で、中郷保育所冷暖房設備改修工事に係る設計委託料を新規計上するとともに、同保育所の駐車場整備の計画変更に伴い、整備工事費を増額するほか、民間保育所整備に係る安心こども支援事業費補助金を増額。

第4款衛生費では、予防費で、水痘及び高齢者肺炎球菌の定期予防接種化に伴い、定期予防接種委託料及び高齢者肺炎球菌ワクチン接種助成費をそれぞれ増額。

第5款農林水産業費では、農業振興費で、JA茨城かすみの製氷機導入に伴う「いばらきの園芸産地改革支援事業補助金」を新規計上するほか、事業実施箇所の確定に伴い、平地林保全整備委託料を増額。国の人・農地問題解決加速化支援事業に基づき、農地集積を推進するため、農地集積加速化支援事業及び農地集積総合支援事業に係る経費をそれぞれ新規計上。農地費で、実穀上長地区農業集落排水事業に係る道路修繕に伴い、同事業繰出金を増額。

第7款土木費では、道路維持費で、今年度内に改修が必要となった町道に係る道路維持補修工事費を増額。公園費で、レイクサイドタウン台山公園の土砂等の流出を防止するための維持補修工事費を増額。住宅管理費で、町営住宅に係る施設等修繕料を増額。

第8款消防費では、常備消防費で、消防広域化に伴い、入れ替えが必要な職員用パソコンの購入費を新規計上。

第9款教育費では、事務局費で、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、年度内に改正等が必要な条例、規則等が多岐にわたることから、例規整備支援委託料を新規計上。学校管理費で、本郷小学校の新年度の教室不足に対応するため、パーテーション等設置工事費を増額。図書館費で、不具合が発生している正面自動ドアを修繕するため、施設等修繕料を増額するものであります。

5ページの第2表、地方債補正については、額の確定により、臨時財政対策債の起債限度額を変更するものであります。

次に、議案第76号、農業集落排水事業特別会計補正予算につきましては、既定の予算額に888万円を追加、歳入歳出それぞれ1億6,830万4,000円とするものであります。

その内容としましては、実穀上長地区施設管理費で、県道土浦竜ヶ崎線の農業集落排水污水

管理設置箇所の一部に沈下等が生じていることから、道路路面補修委託料を新規計上するものです。その財源については、前年度繰越金及び一般会計繰入金を充てるものであります。

議案第77号、介護保険特別会計補正予算につきましては、既定の予算額に198万7,000円を追加、歳入歳出それぞれ26億9,347万8,000円とするものであります。

その主な内容としましては、サービス利用増に伴い、高額医療合算介護サービス費を増額するもので、その財源については、国・県介護給付費負担金、調整交付金及び介護給付費交付金のほか、介護給付費繰入金及び準備基金繰入金を充てるものであります。

次に、議案第78号、水道事業会計補正予算について申し上げます。

本案は、水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出について、それぞれ888万円を増額するものであります。

その内容としましては、受託工事費の増額をするものであり、今年度予定している舗装復旧工事とあわせて発注する農業集落排水管布設跡舗装復旧工事費分となっております。

また、水道事業会計予算第4条に定めた資本的支出については、2,763万6,000円を増額するものであります。

その内容としましては、配水施設拡張費の工事請負費等を増額するものであります。

なお、増額により資本的収入額が資本的支出額に対し不足する2,763万6,000円は、過年度分損益勘定留保資金から補填をいたします。

また、債務負担行為につきましては、水道整備事業の施工監理及び水道事業事務業務が平成27年4月から円滑に進められるよう、準備期間を考慮し、債務負担行為の期間と限度額を今回設定するものであります。

以上、提案理由を申し上げます。

○議長（柴原成一君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお、本案4件については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 13ページのですね……。

○議長（柴原成一君） 一般会計でいいですか。

○4番（永井義一君） ごめんなさい、一般会計で。今、ちょっと町長のほうからの説明があった部分なんですけども、この1163と1164、農地集積加速化支援事業と、あと農地集積総合支援事業ですか、収入のほうにもちらっと話があったかと思うんですけども、ちょっと初めて出

てくる文章なんで、ちょっと具体的にどういう内容なのか、教えてください。

○議長（柴原成一君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。生活産業部長湯原幸徳君。

○生活産業部長（湯原幸徳君） お答えいたします。町長のほうの答弁にもありましたように、農地の集積を推進するための事業であるということなんですけれども、具体的に申しますと、国では今年度から、安定した農業経営を実現するために農地集積を推進しまして耕作放棄地の解消に努めていくということで、中間管理事業というものが創設をされてございます。茨城県でも、その管理事業を一元的に推進するというので、茨城県の農業公社で、その茨城県の間管理機構ということで指定をされたということで、農地の集積をするための担い手と、それから、農地をもうやらなくなってしまうというふうな人が農地をどなたかに貸したいというふうなことを、その中間管理機構の中であっせんをして、農地を集積して担い手の方にやっていただくというふうな事業でございます。

今回、補正予算に上げました、まず、農地集積加速化支援事業でございますけれども、これは、茨城県の歳入のほうですか、8ページの農林水産費の県補助金で85番の人・農地問題解決加速化支援事業補助金という事業、これ10分の10の補助金なんですけど、これを活用しまして、10月から、普及指導員の資格を持った推進の方を臨時で雇用いたしまして、その担い手——農地を借りてやっていただける方の掘り起こしを進めようというふうなことで、その臨時職員の経費だということでございます。認定農業者ですとか、専業に農業をやっている方に直接訪問しまして、その中間管理事業に対する担い手の意向確認を随時進めていくというふうな事業でございます。

また、一番最後の、農地集積総合支援事業補助金、これは、中間管理事業というふうなことで、これは県の間管理機構のほうから事務的な委託金ということで、これも10分の10、事務費が阿見町に払われるということで、この農地集積総合支援事業補助金に関しましては、担い手ということではなくて、その貸し出し希望者——これから農業がなかなか難しいんで、どなたかに借りていただけないかというふうなことをするための、その意向調査、アンケートですとか、そういったものをしていくということ。それで、もしそういった事例がございましたらば、その貸し出しに対する規模、例えば、幾らぐらいで貸していただけるとか、そういった内容を、訪問して聞き取り調査をしていくというふうな事業です。

ですので、これは両方臨時職員の経費ということになってございます。

以上です。

○議長（柴原成一君） ほかに質疑は。

5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 私は、9ページのですね、詳細は委員会でやってほしいんですが、基本

的なことだけお聞きしておきます。これ、一般会計補正予算ですね。庁舎維持管理費のうちですね、工事請負費、仮設駐車場整備工事というのがございます。

まず、何点かお聞きしたいんですけども、1つは、これ茨城大学の中にとということらしいんですが、茨城大学に使用料というのは払っているのか、払っていないのか、どういう契約になっているのか。それが1つ。

それからですね、これは整備工事をした後ですね、1年ぐらい使うんですかね。その後、その仮設で整備した駐車場はどうなるのか。これが2つ目。

3つ目は、そもそもね、この仮設駐車場の整備工事を町が支出するという根拠を教えてください。

以上、3点について教えてください。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長横田健一君。

○総務部長（横田健一君） はい、お答えいたします。仮設庁舎を建てるに当たりまして、先ほど町長の説明、提案理由にも申しましたように、工事に当たっての資材とか工事車両が入ってくるため、また、その仮設庁舎を建築する面積、その部分も駐車場を使用して建てるということです。大分、今までとめてた駐車場の面積がなくなるということで、茨大さんのほうと話し合いを持ちまして、その土地を無償で貸していただけるというようなことでございます。面積は約1,000平方メートルで、約50台分の駐車場のスペースを無償で貸していただけるということになりました。そういうことから、工事が終了するまでは、そういうことで貸していただけるということです。

その後につきましては、職員の駐車場の確保とか、いろいろ今までも、ここの隣の駐車場を使用しておりますが、これは前の全協でも御説明した中で、今後、職員の駐車場の確保については検討していくということで、今、内部でも、職員の駐車場の確保については協議をしているということでございます。ですから、その工事が終了するまでには、その駐車場の職員の確保については結論を出していきたいというふうに考えております。

それと、そもそもなぜこの確保が必要かといいますと、今申し上げたとおり、まず第一には、工事によって駐車場がなくなる分、お客様の駐車場がその分なくなるということでございますので、その分を優先的に確保していかなければならないということで、職員がとめてた分を茨大さんのほうに貸していただいて、そちらに駐車するというようなことで考えて、今回、補正のほうで上げさせていただいたということでございます。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） このね、全協で——全協でつつつても、これ、町民の皆さんにはわかってないんですけども、全協でね、いろいろやりとりをいたしました。私もね、まさか、このね、

駐車場を町の庁舎の周囲にある駐車場の総台数260台のうちね、200台以上が職員が使っているということだとは、全く思いませんでしたので、そうするとね、この仮設駐車場というのは、職員のためにつくっているような感じがするんですね。そうすると、これは本来は、財産工事請負費としてね、支出する根拠はね、ないです、はっきり言って、ありません。なぜかという、職員からですね、1銭もお金取っていないからです。これは立札さえ1本立てればですね、これは職員が勝手にですね、近隣の駐車場で、個別に駐車を確保すると、厳密に言えばそういうことだというふうに私は思っております。しかしね、そうはいつでも、職員もですね、今からですね、50台分——これもね、この50台分はね、先ほどお客様という言葉をお使いになりましたけれども、庁舎を御利用する方、これ40台分、今のところそれでやりくりしていると。その他の駐車場はたっぷりあるので、この仮設駐車場が、お客様、言ってみれば来庁者の便宜のためにつくるとは思えないんですね。そうはいつでも、職員の方々もね、すぐにね、立札1本で出て行けと言われてもですね、なかなか近隣の駐車場の状況もあるでしょうし、1年ありますから、この時期にですね、いろいろと検討するということですので、ぜひともそういうことを期待して、私自身としては、本当にこれは町の公金を使ってね、工事請負費として支出する根拠があるのかどうかというのは疑問に思いますが、そういう形で、今、執行部は考えているということ、わかりましたので、以上、私の質問は終わりにしたいと思います。

○議長（柴原成一君） ほかに質疑はございませんか。

6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） 先ほど、永井議員が質問したのに関連するんですけど、人・農地問題解決加速化支援事業の補助金が111万4,800円なんですね、歳入が。歳出が、先ほど湯原部長のほうからあったやつが129万5,000円と70万2,000円の2つに分かれているんですけど、これを足すと199万7,000円で、歳入と歳出が違うんじゃないかと、単純に考えたんですけど、その理由をちょっと教えていただきたい。

○議長（柴原成一君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。生活産業部長湯原幸徳君。

○生活産業部長（湯原幸徳君） はい、お答えいたします。先ほど私のほうから説明した今回の事業については、臨時職員の雇用だというふうな話をさせていただきました。8ページのほうの雑諸収入の雑入に、農林水産費雑入ということで、臨時職員社会保険料と雇用保険料という数字が入っております。これは社会保険料の場合には、事業所と個人が折半して払うということになっておりますので、この分が歳出のほうにプラスされるということになりますので、それを合わせるとちょうどぴったりになるかというふうに思います。

以上です。

○議長（柴原成一君） ほかに質疑はございませんか。

4番永井義一君。

○4番（永井義一君） あとですね、15ページ、一般会計の15ページのやつで、住宅維持管理費の中で、先ほど町長の説明で町営住宅という話ありましたが、この施設等修繕料、この分だと思っんですけども、これは具体的に何部屋ぐらいの修繕を考えておりますか、お願いします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。都市整備部長篠崎慎一君。

○都市整備部長（篠崎慎一君） お答えいたします。曙アパートのですね、11戸分を予定しております。11です。

○議長（柴原成一君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 11戸分ですか。曙アパートのほうで、私もこの前、担当の課長のほうから聞いたんですけども、お風呂がない、浴槽っていうかね、そういったのがないところとあるところって聞いたんですけども、その内訳っていうのはわかります。

○議長（柴原成一君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。都市施設管理課長柳生典昭君。

○都市施設管理課長（柳生典昭君） はい、お答えいたします。この11戸の内訳ということでよろしいでしょうか。この11戸のうち、お風呂がついていないところの修繕が10戸で、お風呂がついているところの修繕が1戸と、合計11戸ということになります。

以上です。

○議長（柴原成一君） ほかに質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第75号から議案第78号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

各常任委員会では、付託案件を審査の上、来る9月26日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

---

議案第79号 平成25年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定について

議案第80号 平成25年度阿見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第81号 平成25年度阿見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

て

議案第82号 平成25年度阿見町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第83号 平成25年度阿見町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第84号 平成25年度阿見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第85号 平成25年度阿見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

議案第86号 平成25年度阿見町水道事業会計決算認定について

○議長（柴原成一君） 次に、日程第9、議案第79号、平成25年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定について、議案第80号、平成25年度阿見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第81号、平成25年度阿見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第82号、平成25年度阿見町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第83号、平成25年度阿見町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第84号、平成25年度阿見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第85号、平成25年度阿見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第86号、平成25年度阿見町水道事業会計決算認定について、以上8件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 議案第79号から第85号までの、平成25年度一般会計歳入歳出の決算及び平成25年度国民健康保険特別会計ほか5件の特別会計歳入歳出の決算につきまして、地方自治法第233条第2項及び第3項の規定により、監査委員の意見を付して、ここに提案いたします。

また、議案第86号、水道事業会計決算につきましては、地方公営企業法第30条第2項及び第4項の規定により提案するものであります。

なお、各議案の詳細な内容等につきましては、各担当部長が御説明いたしますので、慎重審議の上、認定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（柴原成一君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

引き続き、監査委員の監査報告を求めます。監査委員橋本英之君、登壇願います。

〔監査委員橋本英之君登壇〕

○監査委員（橋本英之君） それでは、平成25年度阿見町一般会計、特別会計及び水道事業会

計歳入歳出決算につきまして審査の結果を報告いたします。

地方自治法第233条第2項及び地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、7月18日及び8月4日から8月22日までの間の延べ5日間審査を行いました。

審査に当たりましては、町長から提出されました各会計決算書、附属書類、健全化判断比率、資金不足比率及びその算定となる事項を記載した書類について、法定の様式に従って作成されているかを確認するとともに、計数についても、関係帳簿、証拠書類などの提出を求め、予算の執行状況並びに決算内容を検討しながら、必要に応じ関係者の説明を聴取して行いました。

平成25年度各会計の歳入歳出決算について、関係帳簿及び証拠書類と照合し審査を行った結果、全て正当なるものと認めました。

なお、審査の結果につきましては、川畑監査委員とともに決算審査意見書を町長に提出しておりますので申し添えます。

阿見町監査委員橋本英之。同じく川畑秀慈。

以上でございます。

○議長（柴原成一君） 以上で監査報告を終わります。

引き続き、担当部長から、各議案に対する詳細な説明を求めます。

まず、議案第79号について説明を求めます。総務部長横田健一君。

○総務部長（横田健一君） それでは、議案第79号、平成25年度阿見町一般会計歳入歳出決算の概要につきまして御説明いたします。

主要施策の成果及び予算執行実績報告書の1ページからになりますので、御参照いただきたいと思えます。なお、括弧書きは省略させていただきます。

それとですね、その1ページの中で、事前に訂正分を配付させていただきました。その中の下から11行目のところでございますが、その中で、「学校施設耐改修」というところがありますが、それが「学校施設耐震改修」というふうなことで訂正をお願いしたいと思えます。よろしく願いいたします。

それでは、平成25年度一般会計の決算額は、歳入総額147億6,252万9,000円、歳出総額139億3,188万4,000円となり、前年度と比較し、歳入については17億855万5,000円の減、歳出については15億9,294万7,000円の減となりました。

その結果、歳入歳出差引額は、8億3,064万5,000円で、翌年度へ繰り越すべき財源として6,429万7,000円を充てると、実質収支額は7億6,634万8,000円となり、前年度と比較し、1億9,281万7,000円の増となりました。

歳入の増額の主なものについては、町税が決算額73億9,044万1,000円で、8,398万6,000円の増、株式等譲渡所得割交付金が決算額3,531万5,000円で、3,238万2,000円の増、繰入金が決算

額1億8,636万5,000円で、1億1,311万9,000円の増となりました。

減額の主なものについては、地方交付税が決算額8億2,567万8,000円で、3億1,226万2,000円の減、国庫支出金が決算額15億6,122万2,000円で、7,627万8,000円の減、県支出金が決算額8億4,971万7,000円で、1億1,636万5,000円の減、繰越金が決算額9億4,625万3,000円で、5億356万7,000円の減、町債が決算額11億9,360万円で、8億2,410万円の減となりました。

次に、歳入の増減の主な内容については、まず町税では、町民税がほぼ横ばいであったのに対し、家屋の新築等に伴う固定資産税2,335万8,000円の増、税源移譲に伴う町たばこ税5,383万4,000円の増などにより、増額となりました。

地方交付税では、過年度の法人町民税の減収を補う清算措置の終了等により、普通交付税5,579万7,000円の減、震災からの復旧復興事業の財源として交付された震災復興特別交付税2億4,676万2,000円の減などにより、減額となりました。

国庫支出金では、道路新設改良等に係る社会資本整備総合交付金1億4,989万円の減、学校施設耐震改修に係る学校施設環境改善交付金8,164万7,000円の減などにより、減額となりました。

県支出金では、放課後児童クラブ整備費補助金4,028万9,000円の皆減、民間保育所整備等に係る安心子ども支援事業費補助金1億3,032万6,000円の減などにより、減額となりました。

繰入金では、岡崎土地区画整理事業の終了に伴う土地区画整理事業特別会計繰入金7,623万3,000円の皆増、学校施設耐震化基金繰入金2,582万8,000円の増などにより、増額となりました。

繰越金では、純繰越金4億3,766万9,000円の減などにより、減額となりました。

町債では、社会資本総合交付金事業債7,430万円の減、給食センター整備事業債7億7,800万円の皆減などにより、減額となりました。

次に、歳出の目的別決算額について、まず、議会費では、議会事務局費1,638万5,000円の増などにより、議会費全体の決算額は1億6,639万1,000円で、1,323万1,000円の増となりました。

総務費では、臨時職員雇用費1,144万5,000円の減、財産管理費1,223万4,000円の減、庁舎維持管理費4,985万8,000円の増、公共交通推進事業1,685万円の皆減などにより、総務費全体の決算額は14億8,695万8,000円で、2,028万1,000円の減となりました。

民生費では、医療給付事業3,314万5,000円の増、民間保育所管理運営事業1億2,961万4,000円の増、保育所整備事業1億6,762万5,000円の皆減、放課後児童施設整備事業6,656万7,000円の皆減などにより、民生費全体の決算額は41億9,051万8,000円で、1,332万8,000円の減となりました。

衛生費では、保健衛生事務費588万2,000円の増、さくらクリーンセンター維持管理費2,603

万1,000円の増、龍ヶ崎地方衛生組合負担金1,357万4,000円の減、放射能対策事業1億1,762万円の減などにより、衛生費全体の決算額は11億1,817万円で、1億728万9,000円の減となりました。

農林水産業費では、新規就農者支援事業208万3,000円の増、農業集落排水事業特別会計繰出金668万4,000円の増、農業用水管理事業530万5,000円の増などにより、農林水産業費全体の決算額は2億6,249万1,000円で、1,933万7,000円の増となりました。

商工費では、阿見東部工業団地・阿見吉原東地区企業誘致事業2,230万4,000円の減、観光振興事業934万5,000円の減などにより、商工費全体の決算額は1億962万6,000円で、3,054万円の減となりました。

土木費では、道路橋梁維持補修事業3億6,199万1,000円の増、都市計画道路荒川沖・寺子線整備事業2億433万9,000円の減、都市計画道路中郷・寺子線等整備事業8,441万1,000円の減、公共下水道事業特別会計繰出金1億620万3,000円の減、街区公園整備事業5,289万9,000円の皆減などにより、土木費全体の決算額は24億1,713万7,000円で、772万2,000円の減となりました。

消防費では、庁舎維持管理費1,125万7,000円の増、消防機械力整備事業1,041万5,000円の減、消防水利整備事業3,297万円の減、施設維持補修事業1,606万2,000円の減などにより、消防費全体の決算額は6億929万9,000円で、6,254万9,000円の減となりました。

教育費では、小学校施設整備事業2億6,841万5,000円の増、中学校施設整備事業7,636万2,000円の減、給食センター運営費1億2,084万8,000円の増、給食センター整備事業10億260万5,000円の減などにより、教育費全体の決算額は20億2,093万円で、7億591万7,000円の減となりました。

公債費では、元金償還費3,428万円の増、利子償還費610万1,000円の減により、公債費全体の決算額は13億5,384万9,000円で、2,817万9,000円の増となりました。

諸支出金では、財政調整基金費7億2,090万円の減、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金積立金1,811万6,000円の増などにより、諸支出金全体の決算額は1億9,651万5,000円で、7億606万8,000円の減となりました。

次に、性質別決算額では、人件費、扶助費、公債費の義務的経費が62億7,610万8,000円で、1億1,588万円の増となり、歳出総額の45.0%を占め、その内訳については、人件費が地方公務員給与費の臨時特例による削減などにより、9,078万6,000円の減、扶助費が、医療費助成費及び保育園運営負担金の増などにより、1億7,848万7,000円の増、公債費が、臨時財政対策債償還元金の増などにより、2,817万9,000円の増となりました。

物件費については、賃金が、放課後児童指導員賃金及び給食センター調理員賃金の皆減などにより、8,950万7,000円の減となる一方、委託料で、放課後児童クラブ業務委託料及び給食セ

ンター調理業務委託料の皆増などにより、1億5,108万3,000円の増、備品購入費で、給食センター備品購入代の増などにより、8,903万5,000円の増となり、1億3,056万3,000円の増となりました。

普通建設事業費については、保育所整備事業1億6,762万5,000円の皆減、都市計画道路荒川沖・寺子線整備事業2億371万8,000円の減、都市計画道路中郷・寺子線等整備事業8,407万8,000円の減、中学校施設整備事業9,275万8,000円の減、給食センター整備事業10億358万円の減などにより、9億5,269万2,000円の減となりました。

維持補修費については、道路橋梁維持補修事業4,936万3,000円の増などにより、3,754万7,000円の増となりました。

補助費等については、龍ヶ崎地方衛生組合負担金1,357万5,000円の減、阿見東部工業団地・阿見吉原東地区企業誘致事業2,258万1,000円の減などにより、2,686万5,000円の減となりました。

災害復旧事業費については、放射能対策事業1億1,394万7,000円の減などにより、1億880万3,000円の減となりました。

積立金については、財政調整基金積立金7億2,090万円の減、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金積立金1,811万6,000円の増などにより、7億606万8,000円の減となりました。

繰出金については、介護給付費繰出金1,846万8,000円の増、公共下水道事業特別会計繰出金1億620万3,000円の減などにより、7,790万9,000円の減となりました。

以上で説明を終わります。

○議長（柴原成一君） 次に、議案第80号について説明を求めます。保健福祉部長坪田匡弘君。

○保健福祉部長（坪田匡弘君） 議案第80号、平成25年度国民健康保険特別会計決算の概要について御説明いたします。

主要施策の成果及び予算執行実績報告書の47ページから50ページを御参照いただきたいと思います。

平成25年度国民健康保険特別会計の決算額は、歳入総額59億4,845万3,000円、歳出総額53億34万8,000円となり、前年度と比較し、歳入については2億4,844万6,000円の増、歳出については3億6,201万5,000円の増となりました。

その結果、歳入歳出差引額は6億4,810万5,000円となり、前年度と比較し、1億1,356万9,000円の減となりました。

初めに、歳入の主なものについては、国保税が決算額12億8,130万3,000円で、前年度と比較し、805万4,000円の増、国庫支出金が決算額12億2,235万3,000円で、1,495万9,000円の減、療養給付費等交付金が決算額3億2,957万6,000円で、378万8,000円の増、前期高齢者交付金が決

算額11億5,949万5,000円で、1億3,980万3,000円の増、県支出金が決算額2億6,984万5,000円で、1,741万8,000円の減となりました。

次に、歳出の主なものについては、保険給付費が決算額34億5,940万3,000円で、2億4,705万1,000円の増、後期高齢者支援金等が決算額7億2,386万1,000円で、2,312万8,000円の増、介護納付金が決算額3億179万7,000円で、29万3,000円の増、共同事業拠出金が決算額4億9,289万3,000円で、3,822万4,000円の減となりました。

以上、決算の概要について御説明いたしました。詳細につきましては、決算書の394ページから437ページを御参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

○議長（柴原成一君） 次に、議案第81号について説明を求めます。都市整備部長篠崎慎一君。

○都市整備部長（篠崎慎一君） それでは、議案第81号、平成25年度阿見町公共下水道事業特別会計決算の概要について御説明いたします。

主要施策の成果及び予算執行実績報告書の51ページから53ページをごらんください。

平成25年度公共下水道事業特別会計の決算額は、歳入総額19億5,960万5,000円、歳出総額18億3,187万9,000円となり、前年度と比較し、歳入については2億1,904万9,000円の増、歳出については1億8,168万1,000円の増となりました。

その結果、歳入歳出差引額は1億2,772万6,000円で、翌年度へ繰り越すべき財源として835万1,000円を充てると、実質収支額は1億1,937万5,000円となり、前年度と比較し、4,135万6,000円の増となりました。

初めに歳入の主なものについては、分担金及び負担金が決算額352万3,000円で、371万3,000円の減、使用料及び手数料が決算額6億2,215万7,000円で、8,364万6,000円の増、国庫支出金が決算額2億3,950万3,000円で、9,045万2,000円の増、県支出金が決算額2億6,745万9,000円で、1億4,516万2,000円の増、繰入金が決算額6億125万2,000円で、1億620万3,000円の減、町債が決算額1億3,530万円で、1,170万円の減となりました。

次に、歳出の主なものについては、下水道費が、管渠維持管理費で決算額4,732万1,000円で、2,186万2,000円の減となりましたが、公共下水道整備事業で決算額6億5,676万4,000円で、2億4,073万8,000円の増などにより、決算額11億3,361万2,000円で、1億9,509万1,000円の増となりました。

また、公債費については、決算額6億9,826万7,000円で、1,341万円の減となりました。

以上、決算の概要を説明しましたが、詳細につきましては、決算書の438ページから462ページを御参照ください。

以上で説明を終わります。

○議長（柴原成一君） 次に、議案第82号について説明を求めます。都市整備部長篠崎慎一君。

○都市整備部長（篠崎慎一君） 議案第82号、平成25年度阿見町土地区画整理事業特別会計の決算の概要について御説明いたします。

主要施策の成果及び予算執行実績報告書の55ページから57ページをごらんください。

平成25年度土地区画整理事業特別会計の決算額は、歳入総額3億4,334万5,000円、歳出総額2億5,808万1,000円となり、前年度と比較し、歳入については2,382万3,000円の減、歳出については2,926万9,000円の増となりました。

その結果、歳入歳出差引額は8,526万4,000円となり、前年度と比較し、5,309万2,000円の減となりました。

歳入の主なものについては、財産収入が決算額2億300万8,000円で、1億2,830万6,000円の増、前年度からの繰越金決算額が1億3,835万6,000円で、8,230万8,000円の減、諸収入が決算額198万円で、6,982万1,000円の減となりました。

歳出の主なものについては、事業費が決算額885万1,000円で、7,930万7,000円の減、公債費が決算額1億7,299万7,000円で、3,234万3,000円の増、諸支出金が、岡崎地区の事業終了による一般会計繰出金の新規計上により、7,623万3,000円の皆増となりました。

以上、決算の概要について御説明しましたが、詳細につきましては、決算書の464ページから477ページを御参照ください。

以上で説明を終わります。

○議長（柴原成一君） 次に、議案第83号について説明を求めます。都市整備部長篠崎慎一君。

○都市整備部長（篠崎慎一君） 議案第83号、平成25年度阿見町農業集落排水事業特別会計決算の概要について御説明いたします。

主要施策の成果及び予算執行実績報告書の59ページから61ページをごらんください。

平成25年度農業集落排水事業特別会計の決算額は、歳入総額1億7,206万円、歳出総額1億5,654万3,000円となり、前年度と比較し、歳入については60万円の減、歳出については396万円の減となりました。

その結果、歳入歳出差引額は1,551万9,000円となり、前年度と比較し、336万円の増となりました。

歳入の主なものについては、分担金及び負担金が決算額48万3,000円で、48万7,000円の減、使用料及び手数料が決算額2,110万7,000円で、558万4,000円の増、県支出金が決算額2,930万5,000円で、1,290万3,000円の減、繰入金が決算額1億699万6,000円で、1,142万8,000円の増、諸収入が決算額201万2,000円で、553万2,000円の減となりました。

歳出の主なものについては、管理費が決算額6,307万8,000円で、45万1,000円の増、公債費

が決算額6,482万円で、717万2,000円の増、積立金が決算額2,864万5,000円で、1,158万3,000円の減となりました。

以上、決算の概要を説明しましたが、詳細については決算書の478ページから501ページを御参照ください。

以上で説明を終わります。

○議長（柴原成一君） 次に、議案第84号について説明を求めます。保健福祉部長坪田匡弘君。

○保健福祉部長（坪田匡弘君） 議案第84号、平成25年度介護保険特別会計決算の概要について御説明いたします。

主要施策の成果及び予算執行実績報告書の63ページから67ページを御参照ください。

まず、制度施行から14年目を迎えた平成25年度の施行状況ですが、要介護認定者は、制度施行直後の平成12年4月末の491人から、平成25年3月末では1,453人と3倍に増加しております。これに伴い、サービス利用者数も増加し、保険給付費は、介護報酬改定の影響もあり、前年に比べて6.6%の増となっております。

このような状況を反映し、平成25年度介護保険特別会計の決算額は、歳入総額25億5,221万1,000円、歳出総額24億9,626万8,000円となり、前年度と比較し、歳入については1億8,310万6,000円の増、歳出については1億5,032万9,000円の増となりました。

その結果、歳入歳出差引額は5,594万3,000円となり、前年度と比較し、3,277万7,000円の増となりました。

初めに、歳入の主なものについては、保険料が、65歳以上の第1号被保険者数の増加に伴い、決算額5億8,141万6,000円で、3,351万1,000円の増、国庫支出金が、介護給付費負担金の増により、決算額5億459万9,000円で、3,442万6,000円の増、支払基金交付金が決算額7億540万3,000円で、6,107万8,000円の増、県支出金が決算額3億6,536万7,000円で、1,776万6,000円の増、繰入金が決算額3億7,017万1,000円で、1,291万1,000円の増となりました。

次に、歳出の主なものについては、総務費が、人件費等の増により、決算額6,528万2,000円で、268万6,000円の増、保険給付費が、居宅介護サービス給付費等の伸びにより、決算額23億8,540万1,000円で、1億4,774万7,000円の増、基金積立金が決算額480万4,000円の皆増、諸支出金が、国県負担金及び交付金に対する返還金の減により、決算額445万6,000円で、491万3,000円の減となりました。

以上、決算の概要について御説明いたしましたが、詳細につきましては、決算書の502ページから549ページを御参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

○議長（柴原成一君） 次に、議案第85号について説明を求めます。保健福祉部長坪田匡弘君。

○保健福祉部長（坪田匡弘君） 議案第85号，平成25年度後期高齢者医療特別会計決算の概要について御説明いたします。

主要施策の成果及び予算執行実績報告書の69ページから71ページを御参照ください。

平成25年度後期高齢者医療特別会計の決算額は，歳入総額6億9,904万9,000円，歳出総額6億9,730万3,000円となり，前年度と比較し，歳入については2,885万円の増，歳出については2,830万9,000円の増となりました。

その結果，歳入歳出差引額は174万6,000円となり，前年度と比較し，54万1,000円の増となりました。

歳入の主なものについては，保険料が2億8,683万円で，1,456万4,000円の増，繰入金が3億9,005万3,000円で，585万6,000円の減となりました。

また，歳出の主なものについては，後期高齢者医療広域連合へ納付する納付金が6億6,599万9,000円で，2,831万8,000円の増となりました。

以上，決算の概要について御説明いたしました。詳細につきましては，決算書の550ページから565ページを御参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

○議長（柴原成一君） 次に，議案第86号について説明を求めます。都市整備部長篠崎慎一君。

○都市整備部長（篠崎慎一君） 議案第86号，平成25年度阿見町水道事業会計決算について御説明いたします。

阿見町歳入歳出決算書の583ページをお開き願います。

初めに，給水件数でございますが，前年度の1万5,396件から242件増えまして，1万5,638件となり，1.6%の増加率となっております。

給水人口は，前年度の3万9,907人から350人増えまして，4万257人となり，0.9%の増加率となっております。

年間総配水量は，439万3,160立方メートルで，前年度より1万662立方メートル増加いたしました。

普及率は，前年度より0.4ポイント増えて，85.1%になりました。

収益的収入及び支出であります。水道事業収益10億1,006万8,798円に対し，水道事業費用9億4,168万1,250円となり，5,014万598円の純利益となりました。

事業収益の主なものは，給水収益の9億3,930万7,789円で，全体の92.9%を占めております。事業費用の主なものは，受水費の3億4,089万3,542円で，全体の36.2%を占めております。

次に，資本的収入及び支出であります。資本的収入は，2億6,685万2,500円で，加入分担金，県からの工事負担金，企業債でございます。

資本的支出ですが、5億1,261万7,462円で、その主なものは、設計委託料7,519万8,900円、工事請負費3億8,592万7,700円、企業債償還金4,936万7,087円であります。

詳細につきましては、決算書の574ページから596ページを御参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

○議長（柴原成一君） それでは、これより質疑を行います。

なお、本案8件については、委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

13番藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） 監査の審査意見ですね、決算の審査意見書の11ページ。ここですね、指名競争入札の落札率の推移というのがあるんですけども、これで、中段のほうにですね、引き続き入札制度の透明性の改善に向け努力をお願いしたいと、こういうふうに書いております。監査委員からの意見書でございますが、私も入札制度については、いろいろと過去質問をしております。この監査の意見書というのはですね、もう過去数年続いているんです。同じような、透明性がですね。そこで、執行部のほうに聞きたいんですが、どこがどういうふうに不透明なのか、そこをちょっと教えていただきたい。そこは明確に答えていただきたいというふうに思います。

それと、もう1つはですね、この上の表に、建設コンサルの落札率がここ3年ずっと上がっているんですね。その上がっている要因を教えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（柴原成一君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。総務部長横田健一君。

○総務部長（横田健一君） はい、お答えいたします。入札につきましては、前の議会の質問とか、今も入札制度検討委員会というようなところで説明もしておりますが、町としても競争性、透明性を高めていくために制度の改善を検討しているというような状況でございます。

どこが不透明だというような御指摘がありますが、町のほうとしましては、そういうことがないように、どこの部分が不透明というようなことで判断しているというようなことではなくてですね、常に透明性、競争性を高める内容に、国の制度とかそういうところも、その都度改善されていますので、そういうこともいち早く状況を判断して、制度の改善に向けて検討していくというようなことでございます。

それと、今回、建設コンサルのほうの落札率が高いんじゃないかというようなことですが、この件についても、その年、その年の入札の実態というものについては、その都度、町としては適正に入札を執行しているというようなことでやっておりますので、その結果がこ

ういうことに反映し、結果として出ているということでございますので、その要因がどういうことで高くなっているというのは、町のほうでも、これは状況は判断できないというようなことでございます。

○議長（柴原成一君） 13番藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） これね、指摘されてんのよ。これ毎年だから。去年もそうだし、おとしも。だから、これの指摘されていることに対して真摯に向き合えばね、どこの部分とは、俺、聞いてないんだよ。どういう原因があるんでしょうかって、相対的にね。透明性を確保する、確保するって毎年言っていて、毎年これを指摘受けてどうするんですか。だから、そこを私が聞いているわけ。何かもっともっと抜本的に改善する余地はあるんじゃないかということも、監査委員も聞いてると思うんだよ。

それと、コンサルの落札率が年々上がっているという結果がこうなったとき、その結果がこれでいいのかということなんだよ。毎年上がるのが。

ここの点、どうですか。2つ。

○議長（柴原成一君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。総務部長横田健一君。

○総務部長（横田健一君） はい、お答えいたします。これは、何回も同じ内容になってしまおうと思うんですが、結果としてこういうふうな数字に出ているということで、その予定価格と、要するにここで書いてありますように、契約金額と予定価格を除して出した係数ですので、そのときの執行状況によって、この落札率というのは推移するというのは、そのときそのときの時点で変わってくるというふうに思っております。これを下げる意図があつて入札を変えるとか、そういうことっていうのは困難だというふうに考えております。

入札の制度そのものを適正に執行した結果が、その年はこういう落札率に、全体的な平均で見れば、こういうことになりましたよということの数字的な指標、指標っていいですか、そういう数字の統計的なものだというようなことで、町のほうでは考えておきまして、今年度、前からも指摘がありましたように、監査委員さんのほうで、入札の外部監視委員というようなこともお願いしております。そういう中で、こういう透明性、競争性を確保するために、その中で監査委員さんのほうにも御提案をいただきながら、町として検討していきたいというふうに考えております。

○議長（柴原成一君） 13番藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） 結果を見て、監査委員はね、指摘しているわけですよ。それを毎年同じことを指摘されるということは、執行部の取り組む姿勢、監査委員の意見に対する取り組む姿勢が不足しているんじゃないかねえかって言いたいんだよ。だって、毎年同じことをして、全体的にはおおむね適正であるというふうには書いているけどもね、ここの部分に見てみれば、そう

いう指摘、不透明ということが指摘が出ているのに対して、あなたたちが真摯に考えないと、ただ検討してます、検討してますでは、全然進歩がないのよ。答えとしてよ。だから、その点をどうしたらいいのかということ、私は知りたいわけ。結果的にこうなりましたじゃあ、何もその監査委員の意見は無視と同じじゃないですか。どうですか、結果責任は監査委員がちゃんと指摘しているんですよ。結果がこうなったから仕方ありませんじゃ、それは困りますよ。いいことならいいです、いいことなら。不透明ちか言ってんだもん。引き続き努力されたいという、毎年書かれているんだもん。どうですか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。総務部長横田健一君。

○総務部長（横田健一君） はい、お答えいたします。監査委員さんの意見は、ここでコスト削減の観点というようなことで、これは常に町としてもこういう観点で日々の業務に取り組んでいるところでございます。さらに、ですから、先ほど言いましたように、入札制度の改善に向けましては、いろいろな社会情勢の変化、そういうものがあって、国の制度等も改正されたりしている動きもありますので、そういうものを常に注視しながら、改善に向けて取り組んでいきたいということでございます。

○議長（柴原成一君） 13番藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） コスト削減というのは、それはあなたたちが追求するのは、我々もそうですけども、追求するのは当たり前のことなんです。コスト削減ちゅうのはね。町民の税金だもの。だから、その不透明さをなくしましょうと、こういう話なのよ。その不透明さが何かわからないようでは、あなたたちが何かわからないようでは、改善の余地がないのよ。そうでしょう。どこどこが不透明と監査委員に聞いてくださいよ。どこどこが不透明なんですかと。じゃあ、そういう点については、私たちは集中的に努力しますという答えが出ないと、毎年同じこと書かれて、毎年結果がこうなりましたでは、そんなものは、執行部、何も役に立ちませんよ、そんなことじゃ。よろしくお願ひしますよ。いや、監査委員の意見は求めないですよ、別に。

○議長（柴原成一君） 監査委員、述べたいことがありますか。

○13番（藤井孝幸君） いいえ、監査委員は答えんでいいですよ。町の姿勢をただしてるんだから。監査委員はこうして指摘しているだけの話だから。だから、後で、執行部聞いてくださいよ。監査委員、今から述べようとするに対して。

○議長（柴原成一君） 総務部長横田健一君。

○総務部長（横田健一君） はい、お答えいたします。先ほどお答えしたとおり、監査委員さんに、外部監視委員ということで、入札について見ていただくというようなことでお願いいたしますので、そういう中で協議をしながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長（柴原成一君） 13番藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） いいですか、その監査委員が外部監視委員となってということでもいいですけども、それはいいんですけども、あなたたちの姿勢を俺が聞いているのよ。こういう指摘を受けて、こういう私の質問を受けて、どういうふうに今後取り組めばいいのかという、その姿勢を聞いているんですよ。だから、私がさっき言ったように、こういう不透明ということを書かれたのであれば、監査委員に細かいことを聞いて、そして、こうこうこういうところ——まあ、今日は、こうこうこういうところは言わなくてもいいんですけども、そういう具体的な事例があれば直しますと、こう言うべきではないんですか。そうしないと、いつまでたっても同じことを書かれて進歩ない。結果がこうですから当然ですみたいな言い方……。町長、何か頭ひねってるみたいだけど、町長どうですか、質問、お答えできませんか。

○議長（柴原成一君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 入札は、実際ね、入札業者が決まれば、その人たちも私たちの中でこうやれなんてことはできないわけだから、それはもう、そのまま数字が出てきても当たり前だと。しかし、今現在ね、いろんな面で改革をしているわけでしょ。今の入札はランダム方式でやったりしているわけだから、誰が入り込むとか、そういう状況はないわけですよ。きちんと、やっぱり計算をしてやってる人はとってるという、そういう状況じゃないですか。それを、町はやはりそれだけの努力はしているっていうことを、まあ、今回、まだ改革の話を、25年度でしたからね、26年度には、そういう形で改革をしてるっていうことで、橋本監査委員にもいろいろ御指摘を受けながら、いい方向に持っていきたい、そう思っています。

○議長（柴原成一君） 13番藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） 町長、私はね、この現状は、今、町長が説明したとおりね、努力しているということはわかります。ただ、過去3年にさかのぼって同じことを書かれているわけですよ。透明性の確保に努力され、をお願いしたいと。だから、そういう不透明な部分があるから、透明性の確保にと、こういうことなんですよ。我々は、この文読んだらそうとりますよ。だから、その点をどうすればいいのかということを検討するべきではないかと、私は問題を提起しているわけですよ。だから、答えとしては、その疑問に答えるように、いろいろと監査委員と相談しながら——私が答えてもしようがないんだけど、監査委員と相談しながら透明性を確保しますということが、普通の答えじゃないんですか。どうですか。どうですか、町長。

○議長（柴原成一君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

○13番（藤井孝幸君） 議長、議長、私は町長指名してんだよ。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

〔「答弁しなくちゃいけないんじゃないの、議長が指名してるんだから」と呼ぶ者あり〕

○13番（藤井孝幸君） 議長，議長。

〔「町長，天田富司男君て言った。今」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 言ってないです。

○13番（藤井孝幸君） あ，なんだよ。議長，しっかり聞いとってくれよ。俺は町長に。

〔「しっかりしろよ，本当に」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） まあ，いろんな話ありますけど，やはり，執行部としては，積極的にね，そういう形で変えていきたいということでやってるわけですから，その努力もね，やっぱり考えないと。藤井議員，ちょっとわかってないんですか。やっぱりいろいろ聞いているんでしょう。こういうことでっていうことで，管財課あたりにもきちんと行ってお話を聞いて，こういう形でやってますよというのを聞いているわけですよ。だから，それだけ，やっぱり，少しでも前向きな形で努力しているんだと。きちんとランダム形式になってるじゃないですか。誰が入れるっていうわけじゃないんですよ。ただ，そういう監査委員の指摘があるということになれば，監査委員さんが今後見ていただけるわけですから，一緒にその指摘に向かってね，どういものが本当にまずいのか，一緒に考えて，改善できるものは一生懸命改善していきたい，そう思っています。

○13番（藤井孝幸君） そう言えばいいじゃないか。そう言えばいい，初めから。

○議長（柴原成一君） 議長から申しつけます。特別委員会がありますので，そこで質疑をしようということで一度合意を得たかと思うんですが，これを最後にします。

海野隆君。

○5番（海野隆君） 最後ではありませんよ。特別委員会は特別委員会，議会の，今，決算に関する質疑をやっているんですから，そんな物の言い方はおかしいと思いますよ，まず。

それからね，今，藤井さんと町長のやりとりをよく聞きました。これ，11ページで，監査委員が指摘をしているんですよ。しかも3年同じ指摘をしているから，これどうなっているんだと。だから具体的にね，その透明性の改善に向けてこういう努力をしてきたとか，ああいう努力をしてきたと，きちんと言わなければいけませんよ。藤井さんの質問はそういう質問ですよ。議長もね，議員の質問の趣旨をよく受けとめて，それで執行部が，その趣旨にね，沿うような答弁を促さなければいけませんよ。議長，町長に答弁をお願いします。

○議長（柴原成一君） 海野隆君，それと藤井議員にも申しつけます。先ほど，藤井議員が言ったように，監査委員と総務部も執行部の人とよく相談をしていただきたいと思います。それで，私のほうからも依頼しておきますので，この件はこれで終わりにしたいと思います。

5番海野隆君。

〔「議長答えてどうするんだよ」と呼ぶ者あり〕

○5番（海野隆君） 議長が答えてどうするんですか。あなた執行部でもないし、ねえ。これ、議長というのは、議員の、その質問をね、よく受けとめて、その質問に対して執行部がきちんと回答できるように促すのが仕事ですよ。それをあなたが答弁をしてどうするんですか。きちんと答えを求めてください。

○議長（柴原成一君） 海野隆君に申し上げます。なぜ私がそういうふうにしたかといいますと、堂々めぐりになっていくからです。ですから、これは私のほうからきちっと、監査委員と執行部のほうでよく協議をするように申しつけますので……。

5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 堂々めぐりには全くなっていないですよ。堂々めぐりになっていると思われるのは、執行部がきちんと回答していないからなんですよ。わからないですか、そのことを。この11ページで、11ページ、見てください。11ページに、入札制度の透明性の改善に向け引き続き努力をお願いしたいと。このことについて、藤井さんは、その執行部のね、改善の仕方を求めたんですよ。どういう改善をしてきたんですかと。こういうことなんですよ。で、まあ、さっきの部長はね、いやあ、数字の結果だから、必ずしもね、その透明性の改善という話じゃないんだと、こういう答弁をし、町長は、いろいろいろいろと言ってましたけども、今後こういうふうにするんだ、ああいうふうにするんだと、こういうことを言っておりました。しかしね、藤井さん、そして私がお話ししているのは、25年度決算認定の監査委員の意見書、ここに記載されているものについてどうだったのかということ、私どもは聞いているんですよ。違うんですか。何でそれが、議長の取りまとめで、私がよく言っとくからなんて話になるんですか。お願いします。

〔「議長、議長、議長の議事進行は、議長の義務」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 総務部長横田健一君。

○総務部長（横田健一君） お答えいたします。これまでどういう透明性の確保に向けて改善してきたかというようなことについて、説明が漏れていたということで、答弁させていただきますと、25年度に入札改善検討委員会、中で組織しております改善検討委員会の中で、最低制限価格の導入、予定価格の事後公表、一般競争入札については、建設工事については2,000万以上というようなことで、これまでも改善してきたわけです。今後も引き続きですね、今年度に入って、ランダム係数による最低制限価格の事後公表、そういうことにも取り組んでおります。今後ですね、国のほうでも、ダンピング行為にならないような、過当な競争にならないような制度の改正も、国のほうでも行っております。そういうことも鑑みて、町のほうでも、そういう状況を判断しながら、透明性の確保、競争性の確保に向けて検討していきたいというふ

うに考えております。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 全然答弁も堂々めぐりじゃないじゃないですか。そもそも答弁漏れがあったから、堂々めぐりになっちゃったんじゃないですか。何を言っているんですか。今のような答弁を求めていたんじゃないですか。

○議長（柴原成一君） 質問を続けてください。

○5番（海野隆君） さっきは、ねえ。だから、今の答弁についてはよくわかったと、私は申し上げたいと思いますよ。以上です。

○議長（柴原成一君） ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） これをもって質疑を終結します。

この際、お諮りします。ただいま議題となっております議案第79号から議案第86号については、全議員をもって構成する阿見町決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

それでは、ここで暫時休憩いたします。

ただいま設置されました阿見町決算特別委員会の委員は、全員協議会室において委員長、副委員長の互選をお願いいたします。

会議の再開は、阿見町決算特別委員会の委員長、副委員長が決まり次第、再開いたします。

午後 2時30分休憩

---

午後 2時50分再開

○議長（柴原成一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### 阿見町決算特別委員会の委員長、副委員長の互選結果報告

○議長（柴原成一君） 阿見町決算特別委員会の委員長、副委員長の互選結果の報告を行います。事務局長に報告させます。

○事務局長（青山公雄君） それでは、御報告いたします。

阿見町決算特別委員会の委員長が海野隆議員、同じく副委員長が野口雅弘議員です。

以上です。

○議長（柴原成一君） 以上で、阿見町決算特別委員会の委員長、副委員長の互選結果報告を終わります。

決算特別委員会では、付託案件を審査の上、来る9月26日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

---

議案第87号 財産の取得について（化学消防ポンプ自動車購入）

議案第88号 財産の取得について（消防団第14分団消防ポンプ自動車購入）

○議長（柴原成一君） 次に、日程第10、議案第87号、財産の取得について（化学消防ポンプ自動車購入）、議案第88号、財産の取得について（消防団第14分団消防ポンプ自動車購入）、以上2件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 議案第87号、財産の取得について申し上げます。

本案は、消防署の化学消防ポンプ自動車は25年を経過しており、老朽化に伴い更新するものでありますが、地方自治法並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

納入期間は、契約締結日の翌日から平成27年3月20日までであります。

内容につきましては、お手元に配付しました概要書のとおりであります。

議案第88号、財産の取得について申し上げます。

本案は、消防団第14分団の消防ポンプ自動車は21年を経過しており、老朽化に伴い更新するものでありますが、地方自治法並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

納入期間は、契約締結日の翌日から平成27年3月20日までであります。

内容につきましては、お手元に配付しました概要書のとおりであります。

提案理由を述べました。

○議長（柴原成一君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお、本案2件については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第87号から議案第88号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

総務常任委員会では、付託案件を審査の上、来る9月26日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

---

#### 議案第89号 稲敷地方広域市町村圏事務組合への加入について

○議長（柴原成一君） 次に、日程第11、議案第89号、稲敷地方広域市町村圏事務組合への加入についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 議案第89号、稲敷地方広域市町村圏事務組合への加入について申し上げます。

本案は、龍ヶ崎市・牛久市・稲敷市・利根町・河内町・美浦村の3市2町1村で構成する、消防等に関する事務を効率的に運営するための一部事務組合に加入するため、地方自治法第290条の規定により議決を求めるものであります。

稲敷地方広域市町村圏事務組合に当町が加入することで、消防業務において、より近代的かつ強力な体制となり、多様化、大規模化、特殊化する災害に、よりの確かつ迅速な対応が可能となります。

また、広域化により、現場到着の短縮や資器材の高度化、消防隊員の増強、専門員の育成、さらには人員配置の適正化や車両等を計画的に整備することで財政負担も軽減されるなど、消防体制の整備・充実や効率化が図られ、ひいては安心・安全なまちづくりを推進し、町民サービスの向上につながることとなります。

以上、提案理由を申し上げます。慎重審議の上、議決をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（柴原成一君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第89号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第89号については、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第89号については、原案どおり可決することに決しました。

---

#### 請願第5号 教育予算の拡充を求める請願

○議長（柴原成一君） 次に、日程第12、請願第5号、教育予算の拡充を求める請願を議題といたします。

本案については、会議規則第92条第1項の規定により、提案理由の説明、質疑を省略し、お手元に配付しました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託いたします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 異議なしと認め、さよう決定いたします。

民生教育常任委員会では、付託案件を審査の上、来る9月26日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

---

#### 散会の宣告

○議長（柴原成一君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。お疲れさまでした。

午後 2時57分散会

第 2 号

[ 9 月 10 日 ]

## 平成26年第3回阿見町議会定例会会議録（第2号）

平成26年9月10日（第2日）

### ○出席議員

1番	柴原成一君
2番	藤平竜也君
3番	野口雅弘君
4番	永井義一君
5番	海野隆君
6番	飯野良治君
7番	平岡博君
8番	久保谷充君
9番	川畑秀慈君
10番	難波千香子君
11番	紙井和美君
12番	浅野栄子君
13番	藤井孝幸君
14番	吉田憲市君
15番	倉持松雄君
16番	佐藤幸明君
17番	諏訪原実君

### ○欠席議員

なし

### ○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町	長	天田富司男君				
教	育	長	青山壽々子君			
総	務	部	長	横田健一君		
町	民	部	長	篠原尚彦君		
保	健	福	祉	部	長	坪田匡弘君

生活産業部長	湯原幸徳君
都市整備部長	篠崎慎一君
教育委員会教育次長	竿留一美君
消 防 長	川村忠男君
会計管理者兼 会計課長	宮本寛則君
総務部次長	大野利明君
総務課長	飯野利明君
企画財政課長	小口勝美君
交通防災課長	建石智久君
町民活動推進課長	湯原勝行君
児童福祉課長	青山広美君
国保年金課長	岡田稔君
健康づくり課長	篠山勝弘君
商工観光課長	佐藤哲朗君
環境政策課長兼 放射能対策室長	岡野 栄君
都市計画課長	大塚芳夫君
学校教育課長	菊池 彰君
生涯学習課長兼 中央公民館長	佐藤吉一君
指 導 室 長	根本 正君

○議会事務局出席者

事 務 局 長	青山公雄
書 記	大竹 久

平成26年第3回阿見町議会定例会

議事日程第2号

平成26年9月10日 午前10時開議

日程第1 柴原成一議長の不信任決議（案）

日程第2 一般質問

## 一般質問通告事項一覧

平成26年第3回定例会

一般質問1日目（平成26年9月10日）

発 言 者	質 問 の 趣 旨	答 弁 者
1. 浅野 栄子	1. 定住促進と少子化対策 2. スーパー食育スクール事業について 3. 災害に備えて政策の点検を	町 長 教 育 長 町 長
2. 永井 義一	1. 使いやすい公共交通機関への改善について 2. 地区の公会堂に太陽光発電パネルの設置補助を	町 長 町 長
3. 久保谷 充	1. 予科練平和記念館5周年記念事業の展示物及び記念館・展示物の維持補修、管理状況について 2. 大室ストックヤード及び周辺の整備について	教 育 長 町 長
4. 難波千香子	1. 地域で支える健康づくりについて 2. 少子化対策の充実・産前産後ケアについて 3. 読書推進のまちづくりについて	町 長 町長・教育長 教 育 長
5. 紙井 和美	地域発展の鍵は女性と若者が元気で輝くこと 1. 女性の元気応援プランについて 2. 若者の力を地域発展につなげる取り組みについて	町 長 町 長

午前10時00分開議

○議長（柴原成一君） おはようございます。定刻になりましたので、これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は17名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

ここで、本席を副議長と交代いたします。

〔副議長紙井和美君着席〕

---

#### 柴原成一議長の不信任決議（案）

○副議長（紙井和美君） おはようございます。

それでは、日程第1、柴原成一議長の不信任決議（案）を議題といたします。

ここで、地方自治法第117条の規定により除斥の対象となります1番柴原成一君の退席を求めます。

〔1番柴原成一君退場〕

○副議長（紙井和美君） それでは、提出者の提案理由の説明を求めます。

5番海野隆君、登壇願います。

〔5番海野隆君登壇〕

○5番（海野隆君） 皆さん、おはようございます。傍聴者の皆さんも、御苦労さまでございます。

それでは、柴原成一議長の不信任決議提案理由を申し上げたいと思います。文章にしておりますので、この文章を読み上げたいと思います。

本議会は、柴原成一議長を信任しない。

理由。

柴原成一議長は、去る7月24日に行われた議会全員協議会で、飯野良治議員にかかわる議会及び議員会、議員への「謝罪文を提出させる」との約束に違反し、「謝罪文は提出させることはできない」と、理由にならない理由を明示し、一方的に自らの謝罪を繰り返すなど、議長としての指導性に欠け、議会に対する信頼を裏切る行為があった。

また、あみ議会だより掲載記事をめぐる議会及び同僚議員に対する民間業者の名誉毀損謝罪要求に対して、当時の町顧問弁護士の「議会活動の一環である」「名誉毀損に当たらない」と

いうアドバイスを無視し、何らの根拠を示すことなく、同僚議員の議会活動に対して「名誉毀損に当たる」との主張を全員協議会で繰り返すなど、今日に至るまで反省することもなく議会の権威を低下させている。

さらに、上記名誉毀損事件に伴う辞職勧告決議の提出者として、不法行為による名誉毀損の提訴を受けて裁判中である。

こうした経緯を踏まえ、本議会は、柴原成一議長を、厳正中立を旨とし議会を代表する立場である議長として認めることはできない。

以上、決議する。

以上です。

○副議長（紙井和美君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

15番倉持松雄君。

○15番（倉持松雄君） まず、文章の中ですけれども、謝罪文は提出できないということではなくて、謝罪文は既に出してあります。皆さんも御承知のとおりでございます。

それから、名誉毀損の提訴を受けて裁判中であると。受けてというのは、訴えられたほうが受けるわけで、告訴したほうが受けるわけじゃないんです。今、提案者のほうは、告訴したほうの見方から提案されたと思います。

それから、一番最後に、提出者阿見町議会というのはどういうわけなのか。これは議会議員全体の承認は受けていないと思いますが、どういう意味なのか、御説明をお尋ねします。

○副議長（紙井和美君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 最後のね、阿見町議会というのは、これはあくまでも不信任決議の案として出しているもので、この「案」がとれば、ここで議決されれば、これがその不信任決議になるということで、ここに書くと。提出者はもちろん私でございます。賛成者もございました。

それから、1番目ですけれども、謝罪文は全員協議会で提出されております。しかし、この謝罪文を提出させたのは議長ではなく、本人が自ら提出したというふうに経緯を聞いております。したがって、柴原成一議長がですね、私どもに、謝罪文を提出させるという約束を違反したというのは明らかだと思います。

それから、提訴の話なんですけれども、もちろん提訴を受けて裁判中というのは、同僚議員がですね、柴原成一議員に対する訴訟を起こしたわけですから、このような文言は、全く当然

の文言だと思います。

以上です。

○副議長（紙井和美君） ほかに質疑はございませんか。

15番倉持松雄君。

○15番（倉持松雄君） これ、「案」の文字をとればと言ってもですね、このままでは「案」の文字はとれないと思います。このままでは「案」の文字はとれない。

○副議長（紙井和美君） 質疑でよろしいですか。

○15番（倉持松雄君） それでは、提出者の名前を書くべきです。誰が誰に言ったのか。そうでないと、正式な、これは提出理由にはならないと思います。誰が誰に言ったのか。

○副議長（紙井和美君） 昨日、動議として上がっていますので、成立しておりますので、この部分は問題ないかと思いますが。

9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） 今、伺いました。通常、決議案のこういう文言をやるときには、提出者名と賛同者名を入れてくるのが正式だと、私も認知しておりますが、なぜ、そのようなことをなさらなかったのか。大体、市議会また町議会でも、議会名で出すときありますが、事前に話し合いがあって、ほぼ全会一致で、そういう案を議会にかけたときは、阿見町議会とか何々市議会という形で出しますが、今回はそうではないはずなので、あくまでも、提出者そしてまた賛同者をここにきちんと入れるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○副議長（紙井和美君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

5番海野隆君。

○5番（海野隆君） それはもう既にですね、今、議長席に座っているですね、紙井副議長が答弁をしておりますので、それ以上の答弁はございません。

○副議長（紙井和美君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） わかりました。今回、これは、柴原成一議長に対する不信任決議（案）ということで出てまいりました。海野議員も、そしてまた阿見町の議員の皆さんも、非常に優秀で、地方自治にも詳しく、議会活動も活発な方たちばかりなんで、提出者にお伺いいたします。

この不信任決議を採択するということは、この柴原成一議長のもとでは議会運営はできない、そういうことでしょうか。

○副議長（紙井和美君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 私がですね、提出をしたのは、ここに書いてあるとおりのことで、これ

以上でも、これ以下でもございません。ここに書いてあるとおり。

○副議長（紙井和美君） 3番野口雅弘君。

○3番（野口雅弘君） 確かに、この一番最初ですね、飯野議員のやつ、7月24日は、謝罪文を提出させることはできないというのは、その日のことを言ったわけであって、その後、9月の全協では必ず出させますと、そういう約束は必ずして、それを実行したから飯野議員から出たと思うんですけど、それは違いますかね。

○副議長（紙井和美君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

5番海野隆君。

○5番（海野隆君） そのような細かい経過についてはですね、私はね、理解しておりません。少なくともですね、7月の24日に……。この7月の24日というのは、これ、最終決定でした。それ以前に、議長がですね、飯野良治議員にですね、何度も、反省文を書かせるということで、お話になっていたと、そういう経過があったと私は思います。その日にですね、今、御質問になった野口議員がですね、飯野良治議員に対して、涙ながらに、議長を殺すのかと、こういう発言をしてですね、飯野良治議員に謝罪文の提出を求めたという経緯もあります。しかし、その時点では、少なくとも、柴原成一議長は、自らのリーダーシップで謝罪文を提出させるという、この日に、最終約束だったですね。この日に、とうとう提出させることはできず、自らも指導して提出させると言明しながら、何度も何度もそういう話をしながらですね、謝罪を4度か5度ぐらい繰り返しておりますね。こういう姿というのは、一般町民は全協が、まだ公開されておられませんので、見ておりませんが、この議場でやったら、本当に情けない姿だと、これは議会の権威を本当に著しく低下させるものだと、そういうふうに思っております、それが、ここの提出理由に書いてあります。

以上です。

○副議長（紙井和美君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） 私のさっきの質問には答えてらっしゃらないようなんですが、不信任決議（案）を出すということは、柴原成一議長のもとでは、議会活動ができない、議会を開かない、そういうことではございますね。どうなんですか。

○副議長（紙井和美君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 何度もね、申し上げておりますけども、私が提出したのは、ここに書いてあるとおり、これ以上でもないし、これ以下でもないということで、あとは、御自身がね、川畑議員御自身がどのように考えるか、これはもう自由ですから、少なくとも、私は、ここに書いてある以上でもなく、以下でもないということを再度申し上げて終わりにしたいと思いま

す。

○副議長（紙井和美君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） 全く私の質問の答えにはなっておりません。不信任決議（案）を出すということは、ここの最後に、議長として認めることはできないと、こう出ております。ということは、柴原成一議長のもとでは議会活動はできないと、こういう意思表示だと、私は認識しております。当然ですね。皆さんはどうなんですか。海野議員に聞いているんです。これ以上でも、これ以下でもないではわかりません。はっきり答えてください。

○副議長（紙井和美君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 何度もね、答弁してね、それ以上のことはないんですよ。ですから、それぞれ議員がですね、この決議、それから提出理由をね、もってして、どのように考えようとも、それはね、自由なんですよ。だから、川畑さんはそのように考えればいいし、我々は、私、少なくとも提出者としては、ここの提出理由に書いた以上でもない、以下でもない、このとおりであるということ、もう3回目、4編目ですか、お話し申し上げて、繰り返しの質問は勘弁していただきたいと思います。時間の無駄です。

○副議長（紙井和美君） 9番川畑秀慈君。

〔「そうだ、議長、時間の無駄だぞ」と呼ぶ者あり〕

○9番（川畑秀慈君） 時間の無駄ではございません。お聞きしているんです。私は、不信任案を出すということは、議長不信任案を出すということは、この議長のもとで審議はできない、議会活動はできないということで、退席される覚悟で、これは議決をされるのか、そういうことをお聞きしたかったんです、いかがですか。

○副議長（紙井和美君） それでは、ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 何度もこんなこと繰り返したってしょうがないですよ。私は、ここに書いてある提出理由以上でもなく、以下でもないという話をしているわけですから、それをもってして、今、川畑議員が考えているようなことを思うのは、それは川畑さんの勝手。私は、ここに書いてある以上の……。だって、これ、不信任案決議が通るか通らないかわからないんですからね。わからないのにね、そういう覚悟だとか何とか言ってもしょうがないでしょ。だから、もうこの質疑については、議長のほうで打ち切りをしていただきたいと思います。

以上です。

○副議長（紙井和美君） しばらくお待ちください。

ほかに質疑はございませんか。

3番野口雅弘君。

○3番（野口雅弘君） さっき言った、海野議員が、飯野さん個人で出したと。ただ、飯野さん個人で出したとは、私は思ってません。議長からの指示で出したと思うんですけど、その辺をはっきりしてもらいたいで、お願いします。

○副議長（紙井和美君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） ですから、そういうね、詳細な、人々の心に至るような話はわかりません。少なくとも、7月の24日に、野口議員が、議長を守るというのかな、議長を殺すのかと、こういうような言動を吐いて、切々と涙ながらに訴えたという事実はありますよ。しかし、その後、柴原成一議長がどのような指導性を発揮して、飯野良治議員がね、その謝罪文、まあ、謝罪文と言われるものを出したのかはわかりませんということを上申して、これも、もう何度もやりとりしてるので、この問題についての質疑は打ち切りにして、ほかに質問があれば、ぜひお話しいただきたいと思います。

○副議長（紙井和美君） 5番海野隆君に申し上げます。一人一人がかかわっている重大な問題ですので、それに対する質問があった場合には、質問者に明快にわかるようにお答えいただきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 私は明快にお話ししているつもりです。少なくとも憶測とか、そういうことについて、基づいて話すことは適当ではないと、私は思っているんですね。ですから、人の心はね、さまざまですから、その人の心をね、さまざま、そう思ってるんじゃないかとか、そういうあれかとは言われてもね、これなかなか難しい。少なくとも、私が先ほど提出理由で述べたこと、これ以上でも、以下でもないし、まあ、野口議員についてはね、全協でのやりとり、そのことを披瀝して、それでもう、この質疑については、もう3度ぐらやってるわけですから、これ以上の進展ないわけですよ。私も誠実に答えているつもりでございますので、ぜひともですね、ほかに質問があれば受けますし、なければ、議決をすると、そういう形をお願いをしたいと思います。

以上です。

○副議長（紙井和美君） 15番倉持松雄君。

○15番（倉持松雄君） 私は質問ではないんですけども、ここに……。

〔「質問じゃないのに……」と呼ぶ者あり〕

○15番（倉持松雄君） いや、質問、質問ですね、質問。

○副議長（紙井和美君） はい。

○15番（倉持松雄君） ここに、認めることはできないと書いてあるんですから、これは、

できないと、海野議員の言うとおりに、人それぞれの考えがあると思います。それは、川畑議員には川畑議員の考えがあります。海野議員は海野議員の考えがあります。それを、どこまで行っても、人それぞれの考えですから、これ以上、議長が質疑応答を続けても解決はなかなか無理ではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○副議長（紙井和美君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

5番海野隆君。

○5番（海野隆君） さすが、前議長でございまして、そろそろ議決をしたらいかがかと、こういう話になると思います。したがって、それぞれ個人がですね、この私の提出理由について賛成であれば席を立ち、反対であればその意思表示をすると、そういうことで、議会全体の意思をですね、一つにまとめていただきたいと、こうお願い申し上げまして終わりにしたいと思います。

以上です。

○副議長（紙井和美君） ほかに質疑はございませんか。ございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（紙井和美君） これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております柴原成一議長の不信任決議（案）については、会議規則第39条第3項の規定により委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（紙井和美君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより、討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） 柴原成一議長の不信任の動議に反対する討論をいたします。

私たちは、一代、二代のスパンで、この阿見町に住んでいるつもりです。今回の、余り意味のない動議騒動が、近い将来、必ずですね、お笑いぐさとして語られる日が来ることを確信しています。柴原議長は、倉持議長に続いて議長に就任をいたしました。就任のときの彼の思いは、今でもはっきりと覚えています。就任後、円滑な議会運営を心がけ、公平な発言確保と真摯な態度で議長の任を務めてきたと思います。私からすればですね、余りにも紳士的で、しかけられたことには、もっと毅然とですね、対応したらいいのではないかという思いを前から持っていました。6月議会で否決された不信任の動議が、議会と町政を混乱させようとするように、また動議が出されました。今回の動議で、3つ、3つですね、今、提出者の海野議員から言われたことについて、事実と違うことが3つあります。

1つ目ですね、私の、これは当事者なんですけども、私が謝罪文を出すことについて、柴原議長が、提出について指導がされなかったということ、今、言いましたけども、私自ら出したということは、誰にも言っておりません。それを、恐らくですね、本人が出したのではないかと、そういう憶測のもとで、柴原議長の指導力を低下させるということは、全くですね、とんでもない動議です。これについては、私、当事者ですので、柴原議長に、その相談を受けて、それをもって私は法的にも政治的にも間違ったことはしていないということで、出すつもりはなかったんです。でも、道義的に議会の、議会ですね、議員会の皆さんをお騒がせしたということについては、私にも非があるということについて、謝罪をいたしました。

ちょっと、議長、周りの人が不規則発言が多いんで、脇の僕がね、本当にうるさいんですよ。ちょっと注意してあげてください。

○副議長（紙井和美君） 皆さん、発言者以外は静粛に願います。

○6番（飯野良治君） まあ、そういうことで、1番目の、私の謝罪文提出について、柴原議長が指導力がなかったということは全くございません。柴原議長のもとで、私は、全員協議会で謝罪文を出して皆さんにお配りした。その事実は、先ほど、野口議員あるいは川畑議員から質疑があったと、そのとおりでございます。

2つ目です。2つ目は、議員の議会での発言であります。それは、訴訟のことにも触れましたけども、今まで、今日まで至るまで、このことが議長不信任案にもつながっていることは、この理由で明白です。藤井議員は、議員は何を言っても構わない、制約を受けないと言っています。また、海野議員は、柴原議長の藤井議員に対する辞職勧告は言論を制約することにつながるものと言っていますが、議員のですね、よく聞いてください、こっから、議員の議長における発言と責任について、地方自治法132条に規定されています。町村議会議員には、国会議員のような院内での発言は院外では通らないという免責特権は認められていません。したがって、町村議員が本会議や委員会において、うわさや風評で発言することは許されないんです。これはちゃんと明記してあります。発言しようとするときは、自らが調査してですね、確信を持つことが必要になるのです、とされています。しかし、藤井議員の発言は、根拠は4通の匿名の書面をもとに発言をこの議場でして、それを議会だよりも明記されてる。この事実は明白でございます。

3つ目です。3つ目は、全員協議会での厳重注意を受けたという事実もないと言っている点であります。これは、倉持議長が全員協議会で手書きの書面を配付し、藤井議員に対して厳重注意をしています。このときのやりとりの中で、藤井議員自身、口頭で言えばいいんじゃないかと、藤井議員が言ったんですよ。口頭で言えばいいんじゃないかと。議長名で厳重注意をしますとすればいいわけで、文書を出すからおかしくなるんだと、文書を出したことをね、自ら

厳重注意があったことを、文書の存在を認めてるんですね。

この以上の3つの点の主張が事実と全く異なっていることは明白でございます。事実をねじ曲げ、それを根拠に出された議長不信任の動議は、町政をいたずらに混乱させるためのほかならない事実であります。私は反対いたします。

反対討論を終わります。

○副議長（紙井和美君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 私はね、今回のこの問題に関して、この一連のごたごた、もとをただせば、3月の藤井さんに対する柴原、当時は柴原議員ですね、の辞職勧告決議案、これにあっただんじじゃないかと、私は思うんですよ。それで、実際のところ、その辞職勧告決議案が出された背景というのは、昨年の阿見町の議会だよりの藤井さんの記事が問題になったかと思うんですけども、この海野さんの文章の中にも書いてありますけれども、やはり、当時の顧問弁護士が議会活動の一環であると。私自身、その当時の全協でいろいろ話聞いて、やはり、あの記事、記載というのは、やっぱり議会活動の一環で、あれができなかったら、議員として、やっぱり役割を果たせない、私は思うわけですよ。ですから、私自身、その議会活動の一環であるということは非常にわかるし、私自身もいろんな調査をいろんな形でする場面も出てきます。そういう中で、それをして、辞職勧告決議案を柴原——当時の議員が出したということで、やはり、そこが問題の発端だと思うんですね。それで、その後、議会だよりで、相手側ですか、その藤井さんを訴えた相手側の顧問弁護士が眞鍋弁護士ということで聞いたんですけども、その顧問弁護士が、今回、阿見町の顧問弁護士になっていると。これは、総務常任委員会ですか、その会議終わった後に、総務部長と総務課長がいて、総務常任委員会で聞いたんで、紙井さんも聞いてるかと思うんですけども、やはり、私はそのときに思ったんですよ。普通、会社組織で考えると、会社に関係ある人が訴えを起こされている、その代理人を、今回、会社の顧問弁護士にする。これはおかしいんじゃないかなと。ですから、私はあのときに思いました。やはりこれは、非常に町としても、やっぱりおかしいことですし、それを総務常任委員会の中で、私はいろいろそういった形で質問しましたが、柴原さんは、そんな質問はしてなかったのが事実です。ですから、やはりそういったところからですね、今回、やはり、柴原議長に対して、やはり、そういった問題を問題視しないこと自体も、私はおかしいと思うんですよ。やはり、その阿見町の顧問弁護士が相手の訴訟のね、もと弁護士だったなんていうことも含めてね。その後、先ほど、今、飯野さんがおっしゃいましたけども、飯野さんの問題で、本当、柴原議長は何度も何度も謝罪したと。ですから、あれに関して、私は全協の席で見てたんですけども、議長として、やはり、その前の全協のときに、ちゃんと話をするよ、私の責任でやるよと

言っていないながら、できませんでした、ごめんなさい。これでは、やはり議長の職ではないと、私は思います。

そういったいろんなことを総合的に勘案しまして、私自身、議員としては、まだそんなに期はやってませんけども、この間の状況を見た形では、私は、これは、この不信任案に対して賛成するということを表明して終わります。

○副議長（紙井和美君） ほかに討論はございませんか。

2番藤平竜也君。

〔「賛成、賛成討論……」 「賛成」と呼ぶ者あり〕

○2番（藤平竜也君） 反対でいいですか。

○副議長（紙井和美君） 順番でやらせていただきます。

○2番（藤平竜也君） 反対の討論をいたします。

まず第1点、飯野議員にかかわる部分なんですけれども、心の中の記憶の問題や憶測の話ではなく、私は、柴原さんが飯野さんを説得しているところを実際に目の前で見ております。全協の中でも、きちんと約束を取りつけたということを、私は、柴原さんは言っているというふうに記憶しております。ですので、最初の、この飯野さんにかかわる部分に関しては事実ではないというふうに私は思います。

続きまして、議員辞職勧告に関してなんですけれども、まず、議員辞職勧告と議長選挙、どっちが先にあったのかということ、まず考えていただきたいというふうに思います。それを考えたら、かなり矛盾を感じます。先に議員辞職があつて、その後の、私は、議長選挙だったというふうに思いますので、全然何か言ってることとやってることがおかしいのじゃないかというふうに思います。

わずか半年前に圧倒的多数で決めた議長を、簡単にこういうふうにかえていいのか。私は、今、議長にふさわしいのは柴原さん以外にいないと思います。

以上です。

○副議長（紙井和美君） 続いて、賛成者の発言を許します。

13番藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） 私、ちょっと飯野議員にがっかりしたのは、ここに決議案に名前なんか書いてないんですよ。私の名前なんか。それを、わざわざ私の名前を出してね、それで批判をしているという、こういうのはね、議員たるにふさわしくないといやあ、ふさわしくないんですよ。で、あえて、傍聴の方がおられますのでね、あえて言わせていただきますと、私は、議会だよりで書いたこと、あれが名誉毀損になったら、議員活動なんてやっておれないということなんですよ。なぜならば、私は、執行部に対してですよ、100%の落札率はあり得るのか

と、こういうのはシステム的におかしいんじゃないかということを、議会で追求している。それを議会だよりに出したんですよ。それが、何で一業者からクレームがついた。名誉毀損だと言われて、議員が何で乗るんだと、そんなところに。自分たちの口をふさいでいるようなもんだよ。言論の場だよ、ここは、言論の場。それを、その執行部をただすという我々の、私たちの役目を、自らが抑えている、抑制している。ほいで、しかも一業者から、名誉毀損だと、訴えられてはないよ、名誉毀損だというクレームがただけ。それに何で議員が反応するんだっつうの。だれが後ろにおるか知りませんが。そういうところに反応する議員のほうが、俺はどうかしてると思う。いいですか、だから、そういうことで、私は議会だよりに掲載しており、議員としての役割を果たしている。それにクレームをつけられた。それに乗った——乗ったのかなんかわかりませんが、柴原議員が私を名誉毀損だ、訴えられたとかいう、事実でもないようなことを言って、辞職勧告を出したんですよ。これはもう、事実無根もはなはだしいと私は思っております。だから、まあ、こういうのは、賛成討論の中に入らないかもしれないけども、これは、飯野議員の言ったことを、私は反論しただけです。

ただし、この柴原成一議員に対して、何で辞職勧告が出たかといいますと、やはり、飯野議員に対する指導をします、指導します、出せますと言って、何カ月過ぎましたか。それで、結局出せないで、自分が謝ったんですよ。出せることができませんでした。ほいで、その後、飯野議員は出したんですよ。それが1つ。だから、柴原議員の指導力、何で謝るんだという話です。そこで、飯野議員出せと一言言えばいい話なんです。それを言わずに、自分が、ごめんなさいと、全協で謝るといふ、こういう事実はね、指導力、まさしく指導力が欠如している、こういうことです。

それと、私のことは、先ほど、辞職勧告の件はね、これは先ほど申し上げましたけども、事実無根で辞職勧告を出した。わかったから、皆さんがそれがわかっていたから、後で撤回をしたと、こういうことなんですよ。だけど、それは裁判ざたになっているわけですよ。私の名誉を著しく傷つけられたということで、裁判ざたになっているんですよ。ひいては、私が裁判をするということはですよ、町が被告人になるんですよ。町が被告人になるということは、町が金出さにかいかんわけですよ、弁護人の金を、着手金を。それは勝つか負けるかわかりませんが、それはね。だけど、そんだけの、着手金ちゅうには、それはもう損害を与えている。町に不要な損害を与えているちゅうことなんですよ。何十万かわかりませんが。そういう全く無駄なことをやったという事実もあるんですよ。数に任せてですよ。そういうことをしてはだめだと。その人が議長の座に座ることは適任ではないんじゃないかと。係争中です、係争中。

そういうことで、私は、この不信任案には賛成をします。

○副議長（紙井和美君） 柴原成一議長の不信任決議（案）に対しての討議をお願いいたします

す。

それでは、3番野口雅弘君。

○3番（野口雅弘君） 私は、この不信任決議（案）に反対の立場から答弁いたします。

まずですね、私、はっきり言っときます。議長選では入れてません、柴原さんに。いや、そういうことが大事なんです。それで、なぜ今回賛成しないんだと言われたら困るんで。というよりも、その圧倒的な十何人の票があって、その人らが議長として認めて賛成に投票したと思うんです。その人らが、たった5カ月で、これがこの不信任に賛成に回るなんていうのは、これはちょっと考えられないことです。ですから、もう基本的には、それを支えるのが、まあ、逆に言えば、賛成の人だと思います。

○副議長（紙井和美君） 静粛に願います。

○3番（野口雅弘君） その辺で考えますと、どうしてもこのやつには反対と思います。

以上です。

○副議長（紙井和美君） ほかに討論ございませんか。ございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（紙井和美君） これをもって討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

柴原成一議長の不信任決議（案）については、可決することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○副議長（紙井和美君） 御異議がありますので、起立により採決いたします。

柴原成一議長の不信任決議（案）を可決することに賛成の諸君は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○副議長（紙井和美君） 起立多数であります。よって、柴原成一議長の不信任決議（案）は可決することに決しました。

柴原成一君の入場を許します。

〔1番柴原成一君入場〕

○副議長（紙井和美君） ここで、本席を議長と交代いたします。

〔議長柴原成一君着席〕

---

#### 一般質問

○議長（柴原成一君） 次に、日程第2。

○5番（海野隆君） 議長。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 動議を提出します。

動議は、飯野良治議員の懲罰を求める動議について、動議を提出します。

○議長（柴原成一君） 賛同者はございますか。

〔「あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 賛同者がございますので、動議は成立いたしました。

それでは、配付物がありますので、お配りいたします。

ただいま、海野隆君ほか7名から、地方自治法第135条第2項の規定によって、飯野良治議員の懲罰を求める動議が提出されました。この動議を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることについて、採決します。この採決は起立によって行います。

この動議を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに賛成の方は、起立願います。

5番海野隆君。

○5番（海野隆君） この議案はですね、署名をもって提出するというので、既に提出者、賛成者、署名をしてですね、書面で提出をして、まずおります。これは、議員定数の8分の1という要件を満たした動議でございます。この動議については、3日以内にやらなければ、全く意味のないことになってしまいますので、日程追加をですね、ぜひ、賛否をとらず、即、日程追加に入れていただいて、この動議の議決をしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（柴原成一君） 海野隆君に申し上げます。追加日程として採決するのは、基本的なことでございます。基本ということになっておりますので、採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

この動議を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（柴原成一君） 賛否同数でございます。賛否同数ですので、議長が表決いたします。

議長は、否といたします。よって、飯野良治議員の懲罰を求める動議については、日程に追加しないことと決定いたします。

5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 先ほども申し上げましたけれども、懲罰動議というのは、3日以内のですね、議員のですね、行為に対して行うものでございますので、まことに緊急の動議でございます。したがって、議長は、今日の日程に追加しないとなると、いつやるかということ、しかも、その3日ですから、昨日、今日、あしたと、あしたの日程の第1番目に入れなければ、議題としてのらないと思いますが、いかがですか。

○議長（柴原成一君） 懲罰動議というのは、事件があつてから3日以内に提出しなければいけないということになっています。現在、提出しておりますので……ちょっとお待ちくださいね。

失礼しました。賛成者が少数で、議題にすることが否決された場合は、改めて後日、議事日程に記載して議題とするというふうになっております。ですから、今日の会議終了後、議運を開いていただきまして、どの時点で入れるかを審議していただきたいと思います。

5番海野隆君。

○5番（海野隆君） これは議運の要件は必要ないです。議運の要件は必要ないです。

〔「事務局長、ちょっと聞いてみろ、町村会に」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） それでは……。

○5番（海野隆君） やればいいんですよ、やっちゃえばいい。議事進行しないで、この動議を議決すればいいんです。

○議長（柴原成一君） 失礼しました。ちょっと勘違いしていました。

それでは、あした1番目にこの件を審議いたします。

議員諸君に申し上げます。懲罰委員会を設置しなければなりません。懲罰委員会で審議することになります。それは、今日、全員協議会を開きまして、懲罰委員会を設置する形にしたいと思います。

それでは、ここで暫時休憩いたします。会議の再開は11時といたします。

午前10時51分休憩

---

午前11時01分再開

○議長（柴原成一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第2、一般質問を行います。

質問の順序を通告順とし、質問時間を1時間といたしますので、御協力のほどお願いいたします。

初めに、12番浅野栄子君の一般質問を行います。

12番浅野栄子君の質問を許します。登壇願います。

〔12番浅野栄子君登壇〕

○12番（浅野栄子君） 皆様、おはようございます。想定外の事情がございまして、でも、1番バッターとなりましたので、よろしく願いたします。

通告に従いまして質問をさせていただきます。

前定例会において、私は定住促進と人口維持についてという通告で質問をいたしました。人

口減の危機感に反応し過ぎていると言われるかもしれませんが、今回は、定住促進と少子化対策と看板を変えました。

前は、総務省の統計から迫りましたが、今回は、まず国土交通省の資料を活用します。国土交通省のグランドデザイン、これは2050年までの国土づくりという要約で発表された政策ですが、この中で、2050年には、10年時点で、人が住んでいる場所の63%が人口半減以下になると推計し、地域消滅の危機があることを指摘しました。もちろん、総務省の人口推計の近況資料では、平成26年1月1日では、総人口——日本の総人口はですね、1億2,723万5,000人——通告で7,000人と書いている、すいません、間違えました。2が抜けました。これは、前回同時期と比べると21万減少しております。3月1日には1億2,713万6,000人、そして8月1日の概算値では1億2,713万人と、1カ月も経過しなくても、減少が著しく進んでいるのがわかります。

茨城県もしかり。阿見町でも、広報紙9月では4万7,899人ですが、推計では、2040年には3万9,946人、83.3%となり、7,994人が減少し、そのうち65歳以上の高齢者は1万4,460人、36.2%と、約4人に1人が高齢者となってしまいます。これはもう、「どぎゃんかせんといかん」ではありませんか。

しかし、日本の人口が増えた年があります。いわゆる第1次ベビーブーム、昭和22年から24年、第2次ベビーブーム、昭和46年から49年、そして、1940年に7,200万人だった人口が、第1次ベビーブームなどで爆発的に増加し、67年に1億人を突破しました。いわゆる団塊の世代です。このときの合計特殊出生率は2.05から2.14で、現在の1.43と比べると大変な違いがあります。人口増は出生率が最大の要因であり、出生率の向上は少子化問題の究極の課題であります。皆様の国、皆様の町、皆様の地域、いいえ、我が国、我が町、我が地域に不可欠な問題なのです。

この少子化問題では、全国の知事会でも、今年7月15日に開かれましたが、国家の基盤を危うくする重大な岐路として非常事態宣言をまとめました。山田啓二会長は、日本は死に至る病にかかっていると危機感を強調しました。人口流出が続けば、近い将来に地方の多くが消滅、その流れは都市部にも波及すると指摘し、若い世代の子育て環境を整備するため、国と地方が総力を挙げて思い切った政策をすべきだと宣言しました。その中には、若い世代の長時間労働解消や非正規雇用の待遇改善、保育・教育費の負担軽減の促進などが提言されていました。

県内で2040年までに20代から30代の若い女性が減少する。若い女性がなくなってしまう。これは前回もお話いたしました。殿方にとっては大変残念なことです。全44市町村に及び人口維持が困難となるのは約4割、18市町村が予想されております。

阿見町はどうなのでしょう。阿見町は大丈夫との油断をしてはいけません。阿見町に住みた

い、阿見町に住んでよかったと町民からのエールは聞こえてくるのでしょうか。阿見町が大好きだから、消滅したり吸収・編入されてしまうのは大変悲しいことです。

今年度の阿見町の運営方針となる第6次総合計画が施行されました。その基本計画が出された1番、定住促進を図ります。2番、安心の実感を高めます。ということです。まさに今でしょうというタイムリーな絶好の計画書だと思います。

人口減少に対する定住促進、そして、防災に対して安心の実感、この基本姿勢に対して、町は最大限の力を、並みでなくダイナミックにビックに発揮し、県内外はもちろん全国から、人や企業や物が町へと流れ込んでくるような現象を見せていただきたいと思います。

そこで、次の点についてお伺いします。

1、若者の定住促進について。

①保育児環境の充実。これは待機児童の解消、どうなっているのでしょうか。

②新婚家庭への補助。

③番、幼児のおむつ購入補助について。

④番、第4子への奨励金、10万円はいかがでしょうか。

⑤番、高校生へのバス通学補助について。

⑥番、都市での移住相談会の実施について。

2番、企業誘致、これからの展望について。

①これからの誘致の企業予定はありますか。

②見学施設の推進について。

③新たな雇用を確保する誘致の促進について。

3番、吉原地区開発における人口政策について。

4番、魅力ある町のアピールについて。

①教育長自らの都市遊説について。

②観光振興の活動推進について。

以上、細かに項目を立ててしまいましたが、お伺いしたいと思います。御答弁よろしく願いいたします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 定住促進と少子化対策について、1点目の、若者の定住促進について、保育児環境の充実から順に、取り組みの状況についてお答えをいたします。

昨日は、永井議員の質問等にも全て数字は出ておりますが、また、同じような答えになると

思います。

現在の保育事業の状況としましては、平成25年度に開園した私立のさくら保育園を含め、公立保育所4カ所、私立保育園3園の計7カ所で保育事業を運営しており、町の保育における定員数は765名となっております。しかしながら、年度当初における待機児童は13名発生しており、平成26年9月1日現在、入所希望の待機児童数は33名まで増加しております。

今後の待機児童解消へ向けての取り組みとしましては、今年度、町内の私立保育園において60名の保育所増築を予定しております。また、別の私立幼稚園において、認定こども園の認可取得の計画があり3歳未満児60名及び3歳以上児60名、計120名の保育枠の受け入れ拡大を行う予定があります。これらの保育施設の増改築は町として必要な補助を行い、待機児童の解消を図ってまいりたいと考えております。

その他に、平成25年度から実施しております家庭的保育事業につきましては、平成26年度に新たな家庭的保育事業者の公募を行い、平成27年度の開所に向けて研修を開始したところでございます。

新制度により、小規模保育事業所の認可を予定しており、3歳未満児19名の受け入れが可能になる予定です。

続いて、第3子以降の子育て支援についてお答えをいたします。③番目ですが、先にまずお答えをいたします。

小中学校の第3子の給食費無料化につきましては、平成26年9月1日の全員協議会で説明したとおりです。

保育所につきましては、3歳未満児は町負担で実施しており徴収しておりません。3歳以上児につきましては、副食費は徴収せず、主食代のみの徴収としており、平成25年9月より月額900円から500円に値下げしたところであります。

続いて、②番、新婚家庭への家賃補助、④番、おむつ購入補助、⑤番、第4子の奨励金は10万円、及び⑥番目の、高校生へのバス通学補助についてお答えいたします。

これらの事業については、実施に向けた具体的な検討をしておりませんが、定住促進、少子化対策として有効なものと考えられます。限られた財源の中で、町にとって効果的な施策は何か、他の施策例もあわせた中で比較検討するとともに、阿見町独自性のある施策を打ち出していきたいと考えております。

最後に、都市での移住相談会の実施についてお答えします。

相談会の開催事例を見ますと、市町村単独ではなく、複数の市町村による開催、とりわけ県単位で開催する事例が多いと認識しております。茨城県が実施する市町村連携サポート事業において、その具体的な取り組み例として、移住・交流にかかわる相談会等の共同開催が示され

ております。町としましては、単独開催は考えておりませんが、話題性、集客力のある共同開催の機会があるならば、積極的に活用していきたいと考えております。

2点目の、企業誘致、これからの展望について、これから誘致の企業予定は、から順に、取り組みの状況についてお答えをいたします。

現在、町内には、企業のための事業用地として、阿見東部工業団地と阿見吉原土地区画整理地区がありますが、いずれも茨城県が事業主体となり分譲を進めているところであります。

阿見東部工業団地は、現在16社が立地しておりますが、最近では、御存じのとおり雪印メグミルクとその関連企業2社が操業を開始したところで、残りの分譲地は、調整池隣の3.1ヘクタールと雪印の西側6.3ヘクタールの2区画となっております。

なかなか、雪印メグミルクでも、50名ほど、まだ職員が足りないというようなことでありますので、議員各位にも、何とかそういう従業員を見つけていただきたいなど、そういう思いをしております。

阿見吉原地区においては、5.3ヘクタールから20ヘクタールの5区画を、茨城県が事業用地として分譲を予定しております。

企業誘致活動について、町では、東京や大阪で開催の「いばらき産業立地セミナー」での展示PRやプレゼンテーション、圏央道沿線地域の自治体で構成する圏央道協議会が、首都圏の企業を集めて実施する現地見学会におけるPRなどの取り組みを行っております。

9日ですが、圏央道沿線に対しての工場立地ということで、これは茨城新聞のほうで、今日、掲載されておりますが、やはり、圏央道沿線の土地の紹介ということで、一生懸命、県のほうもやっけていただいております。

県においては、製造業や倉庫業、ゼネコンなどへの企業訪問や現地案内のほか、首都圏・中京圏・関西圏の企業にダイレクトメールを送り、設備投資計画などの動向調査を実施するとともに、設備予定のある企業には事業用地のPRを行うなど、積極的な誘致活動を進めております。しかしながら、県によりますと、現在、交渉中の事案はあるものの、立地決定には至っていないということでもあります。

このような状況であります。今後とも、交通アクセスの優位性や各種奨励措置、暮らしやすい阿見町をPRし、県などとの連携を密にして企業誘致に取り組んでまいります。

続いて、見学施設設置の推進についてお答えします。

工場見学は、町の産業観光の推進や小学生の社会科学習などに大変有意義なものと認識しております。町においては、工場見学施設設置奨励金を新設し、工場見学の推進を進めているところで、来年度には雪印メグミルク工場内に見学施設が設置される予定であります。

このようなことから、今後の立地企業に対しては奨励金のPRにより設置を働きかけていく

とともに、既存の企業に対しても、工業懇談会などの機会を通し、町産業観光推進のため、工場見学等への協力について働きかけをしてまいりたいと考えております。

3番目でありますが、新たな雇用を確保する誘致の促進についてお答えいたします。

新たな雇用の確保には企業立地の促進が不可欠であります。前述したとおり、誘致活動に取り組んでいくとともに、新たな企業の立地後においても、町内に住んでいる方を雇用した場合に交付する雇用促進奨励金のPRや、必要に応じて就職面接会を開催するなど、町民の雇用につながるよう努めてまいります。

3点目の、吉原地区開発における人口増政策について、取り組みの状況についてお答えします。

現在、茨城県施行による阿見吉原土地地区画整理事業において、道路を初めとする基盤整備が着実に進んでおります。これにより将来の土地利用の促進が期待される地区となっております。町としましては、良好な市街地が形成される土地利用政策を適時進めてまいります。

最後に、魅力ある町のアピールについて、町長自らの都市遊説から順に、取り組みの状況についてお答えします。

これまでも、町外におけるイベント等の機会を捉え、阿見町のアピールに努めてきました。今後も自らが先頭に立ち、積極的なアピールに努めてまいります。

続いて、観光振興活動の推進についてお答えします。

現在、町では、あみプレミアム・アウトレット内の「あみコミュニケーションセンター」において、県内外からの来場者に、霞ヶ浦や予科練平和記念館などの観光資源や町の特産品をPRしております。あみ観光協会では、県観光物産協会等が首都圏で開催する「いばらき観光キャンペーン」等への参加や、あみ観光協会が主催する観光PRイベントである「まい・あみ・マルシェ」などを開催し、町外からの来場者も多いあみプレミアム・アウトレット、交流人口が集中する東京都内、さらには県内外からの観戦者が集まるカシマサッカースタジアムなどにおいて、町の特産品の販売や観光資源等をPRしております。

また、あみ観光協会ホームページや阿見観光ガイド等の広報媒体を活用し、観光資源や特産品などの情報発信を行っております。

さらに、今年度、町では、県の緊急雇用創出事業補助金を活用し、予科練平和記念館や町内外のイベント会場等において、移動販売車「あみカフェ」により、町の特産品を活用した商品の販売及びPRを行っております。

今後も、町の交流人口の拡大や町内への誘客の促進を図るため、「あみ大使」や「まい・あみ・アンバサダー」などを活用した地域観光資源のPRイベント等の開催や、町の観光情報発信体制の充実を図るとともに、県及び霞ヶ浦沿岸市町村等などとの広域的な連携により、町の

観光資源等を町内外において積極的にPRしながら、阿見町が持つ魅力を広く発信してまいります。

○議長（柴原成一君） 12番浅野栄子君。

○12番（浅野栄子君） 質問の前にですね、今回より、答弁書を先にいただいたということは、大変にありがたいことだと思います。ただ町長さんのお話を聞いて、それを一生懸命書き取るというのは、大変な至難な技でございましたし、頭が真っ白になって、何言ってるかわからないような、そういうときもありましたので、この答案をいただくということは、これについてどうかと、じっくりとですね、取り組むことができまして、大変よいかと思います。ありがとうございました。

それでは、質問させていただきます。

現在、4月当初は13名、そして9月には33名の待機児童がいると、そのようにお話がありました。安倍首相もですね、女性の活動の場を広げる、活躍を進めていると、そういう場ですね、この33名が待機児童であるということは、その女性の活動の場を狭めていると、そういうことにもなりかねません。そこで、町で調べた結果、町内の私立保育園において60名の保育所増築を予定しておりますと。この60名という、この増築予定をしている私立保育園というのはどこでしょうか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長坪田匡弘君。

○保健福祉部長（坪田匡弘君） はい、お答えいたします。現在、今おっしゃられたように、60名の定員増の増築をしている保育園ですけども、あゆみ保育でございます。

○議長（柴原成一君） 12番浅野栄子君。

○12番（浅野栄子君） 60名の、入れるということで、33名の中から何名かは入れると思うんですが、やっぱり年齢に合わせているので、60名の増でも待機児童は解消ということにはならないかもしれません。

でも、この25年度から実施している家庭的保育事業、そういうところにどんどん入っていただければ解消できるのではないかと思います。この25年度から実施しているということで、26年度はその保育事業者の公募を行って、27年度の開所に向けて研修を開始したと、そのようにおっしゃいましたけれども、この研修生というのは何名ぐらいいらっしゃるのでしょうか。もしですね、少なければ、やっぱり、より多いほうがいいわけですから、まだまだ公募をしていただいて、人数を増やしていただきたいと思います。その状況をお願いします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長坪田匡弘君。

○保健福祉部長（坪田匡弘君） はい、お答えいたします。現在、町の研修を受けなければ、この家庭的保育事業できないんですけども、受けていらっしゃる方1名でございます。

それで、1名で家庭的保育事業3名受け入れできますので、2歳児、3歳児未満の児童ですけれども、できますので、待機児童の解消の一助にはなるかと思えます。これからも申し入れをいたしまして、もっと受け入れていただくようにしたいと思います。

○議長（柴原成一君） 12番浅野栄子君。

○12番（浅野栄子君） せっかく、この家庭的保育事業というのを立ち上げてですね、1名では、大変に物足りないのではないかと思います。やはり、町民に啓発し、そのようなことをしたい人、または、そのように適している方がたくさんいらっしゃると思うんですね。公募をしたいというお話がありましたが、いつごろ、どのような形で公募をしていただけるのでしょうか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長坪田匡弘君。

○保健福祉部長（坪田匡弘君） はい、お答えいたします。ちょっと具体的にはですね、今申し上げられませんが、待機児童を解消するために、保育園の、今、増築というお話もいたしましたけれども、今度、来年の4月からですね、小規模保育事業所の認可というのを、町のほうでできるようになりました。これは、19名以下の小規模の保育所ということですが、こちらのほうでも、来年の4月から事業を始めたいという意向を示されて準備を進めている事業所もございますので、こちらのほうが開所をすれば、さらに19名の定員の受け入れが拡大することですので、こちらのほうも、ぜひ進めてもらってですね、待機児童の解消に努めていきたいというふうに思っております。

○議長（柴原成一君） 12番浅野栄子君。

○12番（浅野栄子君） ありがとうございます。なるべくですね、待機児童はゼロにしたいと思っています。

次に、新婚家庭の家賃補助についてですけれども、このですね、新婚家庭の家賃補助、おむつ購入、第4子の奨励金、それから、高校生、これはね、若い人ですね、若者の定住促進には一番の鍵だと思うんですね。それを一括して、これはね、実施に向けて具体的に検討していません。一括して具体的に検討していません。これはちょっとね、定住促進をしている町なのではないかと、ちょっと疑い深くなっちゃいますよね。私ね、定住促進、前も新婚家庭と言いましたけれども、新婚家庭は何人ぐらいいるんですかとお聞きしましたら、200件いますっておっしゃいましたよね。大変多いので、やはりね、その新婚家庭の方を厚くしていただいて、お子さんをですね、たくさん産んでいただいて、増やしていただきたいと思えます。

新婚家庭というと、ほかの市町村でもとても力を入れてやっているんですね。例がありますので、ちょっと例を紹介させていただきます。

高萩市なんですけれども、新婚家庭、夫婦いずれも50歳以下、50歳以下でも新婚家庭になる

こともありますよね。50歳以下で新婚なら、月に1万円を助成しております。それから、高萩市は少子化事業ということで4つやっているんですね。ホームページでは、結婚・妊娠・出産・子育てまでの基礎知識をちゃんとお知らせする。それから、これを24時間やっている。24時間やってるんじゃ、誰がやってんのかと言ったらですね、看護師さんとお医者さんがですね、24時間、出産、それから子育て、そういう相談をしている。これは素晴らしいことじゃないかと思えますね。それから、結婚イベント、阿見町では結婚相談所廃止しましたけれども、結婚イベント、バーベキューと市内観光、そして、市の魅力を知ってもらうことで定住促進を図っている。それから、新婚世帯の月1万円補助。それから、子育てダイヤル24時間、イベント、ホームページ、この4つをね、行っているということです。

そしてまた、八千代町では、やはり少子化対策に力を入れて、出産・子育て奨励金を30万円渡しているというんですね。出産のときに10万円、3歳の誕生日に10万円、小学校入学のときに10万円、そういうことですね、今年度45組いて450万円を予算化していると、こういうことです。

また、常陸太田市では、第3子以降の保育料・幼稚園無料なんですけど、給食費は全部無料、それから、新婚家庭の家賃補助は1万円、このようにですね、新婚家庭に対して補助が大変なされている市町村があるんです。

今説明した八千代も常陸太田も、それから高萩市もですね——あ、高萩市はとてもいいんですけども、借金ですね、茨城県借金のランク表というのがありまして、この阿見町は44市町村中ね36番目なんですね。借金、町民1人に対してですね、おぎゃあと生まれると25万9,000円の借金があるんだそうです。これは44分の36ですが、36番目って、だから借金がないうたんですよ。八千代は44分の34番目なんです。高萩が44分の2番目です。高萩は、おぎゃあと生まれるとすごいお金なんですね。28万8,000円もですね。ですから、阿見町は借金が少ないわけですから、やろうと思えばですね、できるのではないかと思うのですが、やろうという気がなければ、いくらね、お金があってもなくても、これは仕方ありませんよね。

町長さん、新婚家庭の補助、いかがですか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） るるいろいろ述べていただきました。ありがとうございます。

今、阿見町で、やっぱり独自にどういうことができるかっていうことを、ほかのものをまねることなく、町の独自性を出して、定住促進策を図っていきたいということで、今、制度設計とか、こういうことならいいんじゃないかと、そういうものを、今、計画・立案をしているのか、今そういう状況なんで、今のところ、何をどうのこうのというのは、今答えられる状況じゃありません。ただ、金があるなしにしても、これはもうやらなけりゃいけないと、そう

思っています。

○議長（柴原成一君） 12番浅野栄子君。

○12番（浅野栄子君） やっていただきたい。

それではですね、その次ね、第3子以降の給食費の無料化についてですね。先日、全員協議会で、第3子以降は給食費を無料にしましょうという、これがね、決定しました。ありがとうございます。義務教育の中において、中学・小学どちらかにいて、3人目の方は無料になると、そうでしたよね。ありがとうございます。

ところが、そこには条件がありましたね。給食費を滞納している子はだめだと、無料にならないと。それはもちろんだろうと、そのようにおっしゃるかもしれませんが、私は、子供の貧困が大変に多いという、そういう事実があります。第3子の、滞納するところですね、滞納している、それから、準保護、準要保護が、給食費は町からの補助がもう出ているので、その方も当てはまりませんよというお話がありましたね。やはりですね、給食費を渡しても、お母さんに渡しても、お母さんがパチンコやるわけじゃないんですけども、給食費として払われないときがあって滞納ということもあります。でも、貧困して、本当に払えない家庭にとって、その子供は大変に、それはかわいそうというか、自分の将来を摘まれてしまっているような、そういう感じがしますよね。私は、第3子以降の子育て支援ということで、全ての子供が、親の経済状況にかかわらず、将来を切り開いていける社会を実現すること、これが子育てだと思えます。ですから、この子供の貧困対策というのが、貧困対策法というのは国でやりましたけれども、この貧困率は、2012年、最悪の16.3%、標準的所得の半分に満たない世帯で暮らす子供の割合は6人に1人に当たる。6人に1人が貧困に当たる。貧困家庭の子供は、成長した後、自らも経済的に困窮しやすい。貧困の連鎖が起きると、解消するのは大変なことである。そして、無利子奨学金や、それから学習支援、拡充しておりますけれども、やはり、進学を断念したり、修学旅行や部活動に参加できない。3食も満足に食べられない。必要な医療を受けられない、そういうひとり親、貧困率は54.6%に当たるというんですね。大半が母子家庭が多いと。また、シングルマザーの8割は働いても働いても貧困から抜け出せない。子供がいると、やはり正社員にはなりにくい。そして、この非正規社員の、非正規雇用で働くと、母子家庭の年収は181万円にとどまってしまう。そういう貧困の家庭で、給食費を払えと。払えるわけがありませんよね。ですから、私は、準保護、それから要保護で、町から補助されている、それを除いてですね、それを除いて、直接、町のほうに入れるような、無料に、その子たちを無料にしてほしい。ですから、その補助をやめて、全体的に無料にすると、その方法がよいのではないかと思います。

子供が能力があっても、その貧困で、その能力を発揮する機会がね、そういうので奪われる

ようでは、この日本の将来を担うこともが、大変に、将来を担うというね、社会全体で、やっぱり、それを取り組んでいかなければならないと思うんですね。この第3子の給食費の無料については、町長さん、いかがですか。今、準保護、要保護がね、渡すのではなく、その保護をやめて、無料化にすると。ですから、そういう事務的じゃなく、もう一緒に、第3子は皆さんと一緒に無料化にするという、その方向はいかがでしょうか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） 今、浅野議員さんの質問にお答えいたします。全員協議会のときにですね、おおよそ160人ということで、対象者がいるよっちゅうようなことでいまして、実際にですね、貧困、そういう方についてはですね、生活保護、それから準要保護に、ほとんどもう該当しちゃうんで、それはないかと思うんですけど、滞納者についてはですね、もう当然、滞納したら、うちのほうで事情聴取ちゅうか面談しまして、どのような状況なのかっていう、本当に、生活保護というのに準ずる部分があれば、それは要保護とか準要保護に認定するような形をとっておりますので、全てをとという部分については考えておりません。

以上です。

○議長（柴原成一君） 12番浅野栄子君。

○12番（浅野栄子君） わかりました。本当に困っている方からは、その考慮があるということですよ。やはり、よく調べていただいて、すごいキャデラックをね、乗ってて、給食費を払わないって、そういうのは、それは問題外なんですよ。そういうのはきちんと調べていただきたいと思います。やはり、貧困で、それで能力のある子供、これは将来のある子供ですので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、高齢者のおむつの補助、これは行っておりますよね。やはり、乳幼児のおむつ、ミルク代、これは大変なものなんですよ。ですから、おむつの購入の補助、これ、0歳が359人、1歳が385人、まあ、このね、700人ぐらいなんですよ。この0歳から1歳、この約700人のおむつの購入補助、これは、やはり、少子化対策の一番の目当てですので、これについては、もう1つ1つお聞きしますので、よろしくお願ひします。おむつ購入代はいかがでしょうか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長坪田匡弘君。

○保健福祉部長（坪田匡弘君） はい、お答えいたします。先ほど、町長が答弁でお答えいたしましたとおり、定住促進と少子化対策ということで、財源は限られておりますけども、有効な施策というのを、他市町村、今いろいろ御紹介いただきましたけども、そういったものをよく検討し研究しまして、効果的な施策を出していきたいと。特に阿見町の場合は、御紹介いただいた他市町村に比べまして、住宅開発、土地区画整理事業とかですね、それから企業誘致と

いうのは、かなりほかの市町村よりも財源も投入しておりますし、先進的だと思いますので、受け皿はございますので、そういった効果的な施策を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（柴原成一君） 12番浅野栄子君。

○12番（浅野栄子君） ありがとうございます。答案のほうにはですね、具体的な検討をしておりますと、こう書いてありますが、今、具体的に検討していくとおっしゃいましたので、よろしく検討をお願いしたいと思います。

○議長（柴原成一君） 12番浅野栄子君。

○12番（浅野栄子君） それではですね、今、その4つを一括してね、一括して、後で、より効果的な、も考えますと、そのようにおっしゃいましたね。より効果的な独自性のある施策を打ち出していきたいと考えておりますと、そういうことですね。じゃ、どういうことをやってくださるのでしょうか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長横田健一君。

○総務部長（横田健一君） 答えいたします。先ほど町長が答弁した内容と重複するかと思いますが、議員が提案されているような補助なり助成なりというのは、こういう少子化、人口減少の中においては、各市町村、今後、競合するといいますか、そういうものを補助して、今後、余り増えない人口を市町村間で、そういう政策で奪い合うというようなことが予想されるということで、町としては、そういうことよりも、町の優位性、先ほど申しましたように、町には霞ヶ浦に面した自然豊かな緑が多いとか、自然の災害が少ないとか、あるいは町には国立大学、県立大学、私立大学の病院等、そういう医療や教育機関、そういうすぐれた機関が集積しているというようなことと、圏央道のインターチェンジが2カ所あるというような、他市町村にはない、阿見の持っているこの高いポテンシャルを、今後、そういう定住促進に具体的な施策に向けて取り組んでいきたいというようなことでございまして、具体的に定住促進策を打っていくのは、今、先ほど町長が言いましたように、今、中で制度設計、そういうものを今検討しているという段階でございます。ですから、今後は、そういうことを具体的に全庁一丸となって進めていきたいというふうに考えております。

○議長（柴原成一君） 12番浅野栄子君。

○12番（浅野栄子君） それでは、他市町村からですね、注目されるような、独自の施策をお願いしたいと思います。

次に、企業誘致なんですけれども、やはり企業の集客は工場見学、これにあると思いますね。私たちが時々工場見学、例えば守谷のアサヒビール、取手の麒麟ビール、そういうのに行くと、工場見学をして、こんなふうにビールがつくられますよって行って、最後においしいビー

ルを飲みますよね。そこに毎日観光バスが来る。来る過程の中で、やっぱり阿見町がこんなに見られているわけですよね。ですから、この企業の中の見学場所、これは大変町としても有効な集客の中の1つだと思うんですね。見ている中で、あ、阿見町はいいな、住んでみようという人も、100人の中に1人はいるかいなか、いるかもしれませんよね。ですから、そういう機会を増やすということで、町は見学施設をつくるための300万補助しますよね。これ、今、16業者が町の工業団地に入っていると。メグミルクはつくと、もうお約束したらしいんですが、お約束しましたね。ほかの企業に対して、やはり、それを促進するような動き、または、ほかの企業もつくるような動きがあるのでしょうか。そのところをお尋ねします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長湯原幸徳君。

○生活産業部長（湯原幸徳君） はい、お答えをいたします。今、浅野議員が言われたとおり、町では工場見学施設設置の奨励金というような補助事業を設けまして、限度額300万で工場施設内にそういう見学施設をつくる場合には補助をするというようなことで制度をつくったわけでございますけれども、今、16社というのは、東部工業団地だというふうには認識しておりますけれども、現在は雪印メグミルクさんのみということで、今回の補助事業については、新たな企業というふうなことで、補助の要綱になっていますので、既存の企業に対して、そういう施設をつくる場合には補助の対象外というふうになってございます。

以上です。

○議長（柴原成一君） 12番浅野栄子君。

○12番（浅野栄子君） ありがとうございます。推進していただいでですね、見学する工場をたくさんつくっていただきたいと思います。

また、雇用の確保では、確保するために企業の存在は、もう必至ですね。雇用促進の中に、雇用促進奨励金というのを充てていると。阿見町の職員を雇用したときにですね。この雇用促進奨励金というのは、今までどの企業に、大体どのぐらいお支払いになっているのでしょうか。

○議長（柴原成一君） 生活産業部長湯原幸徳君。

○生活産業部長（湯原幸徳君） お答えいたします。雇用促進奨励金、これについては、今、町長が答弁したとおりでございます。新たに町内に在住する方を1年以上雇用した場合に、1年間で1人当たり10万円を支払うということなんですけれども、この分については、まだ実績は、現在ございません。

○議長（柴原成一君） 12番浅野栄子君。

○12番（浅野栄子君） 実績がないということは、町内の人を雇っていないということですか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長湯原幸徳君。

○生活産業部長（湯原幸徳君） はい、お答えいたします。あくまでも操業開始日の前後6カ月以内、そこから3年間ということですので、この補助金の制定が、25年度に補助金の交付要綱が制定されましたので、それ以前の企業については対象にできないということで、新たな企業ということで、今後、雪印メグミルクとか関連事業者さんについては、それについた雇用の促進奨励金も発生するのではないかなというふうには考えています。

○議長（柴原成一君） 12番浅野栄子君。

○12番（浅野栄子君） ありがとうございます。やはり、そういう奨励金をね、阿見町の町民が雇用された場合にいただけると。そうすればですね、その企業も阿見町の方をですね、町内の方を雇用していただける、そういう機会が増えるわけですから、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、最後の、町長自らのアピールについて。町長自らのアピールといえば、もう河内の野高前町長さんが、東京駅、上野駅でですね、河内のお米はおいしいよって、お米をおにぎりにして、みんなに食べさせて、おいしい、それを河内の物産展またはメールでですね、送ってアピールしました。今、お米が安い。今年も豊作ですけども、何か安いそうなんですね。1万円しないというので、農家の方は大変、ちょっとですね、しぼんでいるんですけども、河内のお米は4万円で売れてると。やっぱり、町長さんが自らですね、やっぱりトップセールスマンですから、その方が、おいしいよと言ってするというのは、とても魅力があつて、町をアピールするには一番だと思うんですね。そういう面ですると、町長さんは今までどんどこでそういうアピールをしてくださつていたのでしょうか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長湯原幸徳君。

○生活産業部長（湯原幸徳君） お答えします。それで、ちょっと、先ほどの雇用促進奨励金、25年度に制定ということでしたけれども、ちょっと勘違ひをしまして、22年4月1日からということで、それ以降に入ってきてくれている工場は雪印ということになりますので、まだその実績がないということで御了解いただきたいと思ひます。

今、町長が自らの遊説をしながら、町の特産品をアピールしていくというふうな、そういうことでございますけれども、答弁書の中でも、積極的に町長のほうは町外に出てって、いろいろやっていきたいというふうな意向もござひます。なかなか日程等の関係でできないというふうなところもあるんですけども、これまでも、東京の港区のふれあい祭りに参加をしまして、交流推進を図るためのふれあい祭り参加をしまして、町の特産品だとか、そういった部分についてPRをしてきたというふうなこともござひます。

それから、今年度ですけども、雪印メグミルクと北海道の6町との地域懇談会というのがござひまして、そこにも、町長、積極的に行きたいということで、そこで阿見町の状況ですと

か、そういった部分について、その6町と懇親会を開きまして、いろいろとPRを図ってきたというふうな実績もございます。

それと、やはり鹿島アントラーズとのフレンドリータウンの協定を締結している関係上、今年3年目になりますけれども、町長、積極的に出席をしております、そのときの物産関係ですとか芸能関係ですとか、そういった事業をする中で、阿見町の魅力を挨拶の中で、町長自らが積極的にPRをしていると、そういった実績もございます。

ただ、なかなか町長、日程と合わない——いろんなイベントがあるんですけれども、合わないところもございますので、極力町長には出ていただきながら、町のPRをしていただきたいというふうに思っています。

○議長（柴原成一君） 12番浅野栄子君。

○12番（浅野栄子君） やっぱりですね、町の顔は町長です。トップセールスマンですので、よろしくお願ひしたいと思います。

そして、やはり町をアピールするのは、商工観光課だと思いますね。商工観光課の振興活動、たくさんよく頑張っているようなんですけれども、やっぱり、一番町をアピールすることですので、町の知名度をアップさせるという意味ですね、その中の1つにフィルムコミッションがあると思うんですね。これは、町のすばらしいところを出していただいて、それで撮影隊が来る。撮影隊もですね、何十人、何百人と来るときもあるでしょう。そうすると、それのお弁当代や何か阿見町から出る。これと、やっぱり商業のほうも活性化することですよね。それですので、このフィルムコミッションのほうの活動はいかがになっているでしょうか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長湯原幸徳君。

○生活産業部長（湯原幸徳君） フィルムコミッション、阿見町でも商工観光課が主管で積極的に進めているところでございます。フィルムコミッションのメリットといいますと、地域の阿見町の魅力も発信をしますけれども、やはり地域の商業活動の活性化にもつながっていくということで、フィルムコミッションを、撮影の誘致などもしているというふうなことです。

これまでに撮影をした物件ですけれども、予科練平和記念館、阿見町役場、舟島ふれあいセンター、南平台保育所——これが公共施設ですね。それから、公園ですとかレジャー施設でいいますと、のらくくす農園、ふれあいの森、小池城址公園、阿見町総合運動公園、廻戸地区の近隣公園——予科練のところです。それから、霞ヶ浦神田池竹林、それから、仏閣として阿弥神社、それから古民家——福田地内の山中家、それと、町並みとしてはガーデンシティ湖南の場所、そういった部分で撮影をされている実績がございます。

ちょっとお待ちください。

それで、今言ったところが撮影をできる場所として登録をしているというふうなところでございますが、25年度の実績としましては、「仮面ライダーウィザード」ということで南平台、ふれあいの森でも仮面ライダーの撮影をしたということ、それから、廻戸地区近隣公園では、「牙狼（GARO）魔戒ノ花」というふうな、そういったものも撮影をされているというふうなところでございます。

ですから、トータルでいいますと、映画とテレビドラマがあるんですが、8件、8回、阿見町のほうでロケをしたというふうな実績もでございます。これは25年度の実績なんですけど、それまでにも、いろいろ、カメラですとか、いろんな撮影もされているというふうな記憶も、私でございますので、フィルムコミッションについては、そういう町のPRあるいはその地域の商業の活性化も含めて、積極的に取り入れていきたいなというふうには思っております。

○議長（柴原成一君） 12番浅野栄子君。

○12番（浅野栄子君） ありがとうございます。このフィルムコミッションについてはですね、天田町長さんが議員の時代にですね、町の商工観光行政についてということで発案されたんですね。ですから、これはね、続けて活発に行っていただきたいと思います。

それからですね、町の、盛り上げるということで、今、全国的にゆるキャラというね、ゆるキャラグランプリというのがあります、阿見町のゆるキャラは何ぞやということですね。阿見町は、タケノコほっぺの「ほっぺちゃん」、ヤーコンの「こんちゃん」「アミゴン」「ピースとさくら」、湯苺の「ゆあみちゃん」、いろいろありますが、やっぱりですね、町民ですね、どのキャラクターが一番いいのって、投票をしたりするとね、何かそのキャラクターに対してもね、愛着が出るのではないかなと思うんですね。ふなっしー君は、何かもうね、ふなっしー君という、もうすごい全国的に売れてますよね。それから、熊本のくまモン、これもですね、その売り上げですね、グッズや何かの売り上げで、熊本県を訪れる人もたくさん来ていると、こういうことですので、やっぱり、阿見でもですね、阿見のまい・あみ・まつりのときにですね、ピースとさくらちゃんがですね、動いてましたけど、あれ全然おもしろくない感じですよ。もう少し、個性的なですね、をお願いしたいと思います。

あとそれから、茨城県のホームページにですね、筑波海軍航空隊記念館というすばらしいのがね、県のホームページを開くと、それがずーっと出てくるんです。これは笠間の「こころの医療センター」敷地内にあるそうなんですけど、やっぱりその県の第1ページの一番最初ですね、この阿見の予科練平和記念館の、何で出ないのかって思うんですね。ぜひそこに出していただきたいと思います。

それから、東京千代田区にいばらき観光物産センターがあるんですね。これは、茨城県東京事務所としてるんですが、ここの活用ですね。この都内でのアピール、そういうので、ここの

活用は、どのぐらい行っていたのでしょうか。

○議長（柴原成一君） それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午後1時といたします。

午後 0時01分休憩

---

午後 1時00分再開

○議長（柴原成一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの浅野栄子君の質問に対する答弁を求めます。生活産業部長湯原幸徳君。

○生活産業部長（湯原幸徳君） はい、お答えをいたします。何点か質問をいただきまして、まず、キャラクターの人気投票等についてというふうな御質問があったかと思えます。阿見町にはキャラクターが6体ございまして、そのうち、阿見町、茨城大学農学部、それと商工会、それとまい・あみ・まつりの実行委員会で持っているキャラクター以外に阿見町で3つございます。まいあみちゃんとほっぺちゃんとコンちゃんですけれども、実は、平成24年のさわやかフェアのときに、子供たちを対象にしまして人気投票を行ったというふうなこともございます。

今後については、6月の議会で久保谷議員にもキャラクターの状況については御説明をさせていただきましたけれども、特産品ごとにキャラクターを活用していくというふうな形で、町は今、動いているというふうな状況ですけれども、機会がありましたら、またそういった人気投票等ができるのであれば、そういったものも含めて検討していきたいなというふうには考えております。そのことによって、阿見町のキャラクターが内外に広くPRできれば、非常に効果は高くなってくるんじゃないかなというふうに思っております。

それから、いばらき観光物産センターの活用ということで御質問をいただきました。これは、確かに千代田区に都道府県会館というのがございまして、その中に茨城県東京事務所というのがございます。これは各都道府県の情報発信と、それと国との連絡調整を図るための施設であるわけなんです、その茨城県の東京事務所の中にいばらき観光物産センターというのがあるんですが、これは茨城県が主体的になりまして、主体的に茨城県の観光情報の発信をすることで、パンフレット、チラシの提供ですとか、ポスター・パネルの提示、その他いろいろ茨城県内の市町村のイベント等について記者発表するというふうなことをやっているところで

す。阿見町に関しては、直接的にそこいろいろお話をしているということではなくて、あくまでも、県のほうにパンフレットですとかチラシですとか、そういったものを提供して、その中で県が主体的に東京事務所のほうに各市町村の情報を案内をしているというふうなことでございますので、直接的に町がかかわっている部分ではございません。

以上です。

○議長（柴原成一君） 12番浅野栄子君。

○12番（浅野栄子君） ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

それで、特産物と言いましたけれども、今、阿見で商品販売額というのがですね、あるんですが、44市町村中34位なんですよ。ですから、これ、もう少し上げるように頑張って、そして、阿見町の特産物というのをですね、つくったらですね、それを大々的に売り出すと、そのようにして、阿見町の特産をね、県内に知らせるようにお願いしたいと思います。平成19年度の資料なんですけれども、ありましたので。

○議長（柴原成一君） 12番浅野栄子君。

○12番（浅野栄子君） 先ほど途中だったものですから、ちょっともう終わっちゃったものだと思ってしまいました。失礼しました。

それでは、2番の、スーパー食育スクール事業について質問させていただきます。

現代の子供たちは、幼いころから飽食時代に浸っているため、小中学生でも肥満が出たり、児童小児生活習慣病もあるといえます。小中学生の食生活の乱れは、私たちが考えているより深刻なのかもしれません。

このたび、スーパー食育スクール事業なるものが阿見町へ託されたのは大変よいことと思います。食育に関する給食センターが「ばくばくセンター」となり、新しい建物でスタートが切れた年でもあり、ラッキーでもあります。このスーパー食育スクール事業は、食事の重要性、生活習慣の改善、食に関する感謝の心の育成、社会性、給食の充実、食文化の理解と、食に係る資質の向上に役立つことばかりです。阿見町では、十数年前より、「早寝・早起き・朝御飯」の運動に取り組んできました。この運動の取り組みをランクアップすることに間違いありません。まずは、児童生徒の健康に一番重要である食育指導の充実がされることに感謝いたします。

どのように推進していくのかをお聞きいたします。

- 1、事業の趣旨。
- 2、事業の展開。
- 3、阿見町児童生徒の食生活の実態。
- 4、児童・保護者への啓発。
- 5、3年間のモデル事業後の終了後の方向性。
- 6、一般町民への波及。
- 7、給食センターの見学。
- 8、阿見町の食材への関心を高める工夫について。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長青山壽々子君、登壇願います。

〔教育長青山壽々子君登壇〕

○教育長（青山壽々子君） スーパー食育スクール事業についてお答えします。

1点目の、事業の趣旨についてお答えします。

スーパー食育スクールは、文部科学省から指定を受けた事業です。児童生徒が食に関する正しい知識を身につけ、望ましい食生活の実践力を養うことが目的です。スーパー食育スクールモデル地区において、栄養教諭を中心に外部専門家などを活用しながら、効果的・効率的な指導方法や家庭・地域との連携方法等を検討し推進するものです。

2点目の、事業の展開についてお答えします。

阿見町では、「学校・家庭・地域の連携による食育の推進」をテーマとしました。朝食を毎日食べるなどの基本的な生活習慣や望ましい食習慣の定着を通して、心豊かな児童生徒の育成と保護者の食育に関する意識の高揚などを目的とします。

また、栄養教諭による食育指導をさらに効果的・効率的に進めるため、阿見中学校区をモデル地区に指定し、農協や茨城大学農学部、県立医療大学とも連携して、食育推進のモデル的な取り組みを3年間継続して行います。

3点目の、阿見町の児童生徒の食生活の実態についてお答えします。

昨年度の調査によると、毎日朝食をとる割合は、小学5年生が91%、中学2年生は78%でした。また、朝食の内容をみると「トーストだけ」など主食だけの子供や、ひとりで食事をしている子供がいることがわかりました。小学校に比べると中学校では、食生活の乱れが見られます。

4点目の、児童・保護者への啓発についてお答えします。

阿見町の小学校では、10年ほど前から、農協や茨城大学農学部と連携し、「学校農園」「阿見町を食べよう事業」などで、児童が食の大切さについて学んでいます。

また、保護者対象の家庭教育座談会では、平成25年度の実績で、全ての学校で食育に関する講演会や親子料理教室等に取り組んでおります。さらに、公民館等での少年少女教室や、ふれあい地区館青少年部会での親子クッキング等も随時開催しています。

これらの、これまでの実績を踏まえ、食育に関する意識の高揚を家庭まで浸透させていきたいと考えております。

5点目の、3年間のモデル事業終了後の方向性についてお答えします。

モデル地区である阿見中学校区の取り組みを、町内の他の学校に広げていきます。さらに、

家庭や地域との連携を一層深めながら、一般町民の方々の理解・啓発を進めていきたいと考えています。

6点目の、一般町民への波及についてお答えします。

栄養教諭を中心に作成する「食に関するパンフレット」等を活用し、家庭や地域に対して、食の大切さや望ましい食生活のあり方、地元産の食材を使った食事を周知するようにしていきます。

7点目の、給食センターの見学についてお答えします。

「ぱくぱくセンター」には、見学通路や研修室が整備されています。校外学習等で計画的に見学できる施設になっており、小学校3・4年生の社会科の学習で利用されています。

8点目の、阿見町の食材への関心を高める工夫についてお答えします。

学校給食において、地元産の食材を使った献立を継続して取り入れていきたいと考えています。また、家庭へ配布する「給食便り」で、地元産の食材についての情報を、絵や図を使ってわかりやすく伝えるようにしたいと考えています。さらに、家庭でも地元産の食材を取り入れられるよう、扱っている店舗にのぼり旗を設置するなど、PRしたいと考えています。

今まで同様、商工観光課や農業振興課など庁内の各課と連携を図っていくことで、より効果的な取り組みが期待されます。また、阿見町内外の方々へ阿見町の食材をアピールする機会にもなると考えられます。

○議長（柴原成一君） 12番浅野栄子君。

○12番（浅野栄子君） ありがとうございます。このスーパー食育スクール事業は、児童生徒の食生活の乱れが深刻化する中で、学校における食に関する指導を充実し、児童生徒が望ましい食生活を身につけることができるようにという、そういう望ましい食生活の実践力を養うと、そのような内容だったと思いますが、ここで出てくる、学校の中の栄養教諭という、この栄養教諭を中心にということでしたけれども、この栄養教諭の、阿見町の数、どのような内容の仕事範囲なのでしょうか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長根本正君。

○指導室長（根本正君） 栄養教諭は、県の職員でして、現在、阿見小に1人張りついております。仕事としましては、給食センターのほうに行って、献立などを立てる仕事、それから、各学校を回ります。特に小学校なんですけれども、JAさんとの共催で行っている阿見町を食べようなどの講師を務めたりとか、それから、要請があれば、各学校のいろんな食に関する、食育の指導に関して出張して指導するというようなことを行っております。

以上です。

○議長（柴原成一君） 12番浅野栄子君。

○12番（浅野栄子君） ありがとうございます。この栄養教諭の配置促進について、平成21年の4月28日に、文科省から、学校栄養職員の8割以上が栄養教諭に任用替えされている件があるというんですけれどね、普通の栄養職員を栄養教師に任用替えというのは、町でもできるんですか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長根本正君。

○指導室長（根本正君） 現在、栄養職員と呼ばれる方が、やはり阿見小にお1人配置されております。毎年のように、実は、先週、調査が入りまして、その栄養職員を栄養教諭のほうに任用替えしないかというような調査が毎年入るんですけれども、その方に、毎年質問をしますと、「私は任用替えは希望しません」ということで、希望しない。ですから、現在は1人でやっているというような状況です。

以上です。

○議長（柴原成一君） 12番浅野栄子君。

○12番（浅野栄子君） 阿見町の11校をお1人でやっているということで、仕事やそれに支障はないんですか。

○議長（柴原成一君） 指導室長根本正君。

○指導室長（根本正君） 現在のところ、女の方なんですけれども、非常に能力高い方で、そつなくこなしているのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（柴原成一君） 12番浅野栄子君。

○12番（浅野栄子君） 1人でも十分だとおっしゃって、栄養指導を行っていらっしゃるということで、大変だと思いますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

この中で、中学校の生徒に食の乱れが見られますということなんですけれども、阿見中学校区でですね、食の乱れということで目につくものというのは、どのようなことなんですか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長根本正君。

○指導室長（根本正君） 先ほど教育長の答弁にもありましたが、主食のパンだけ、トーストだけなんていう食べ方をする子、あるいは、部活とか塾の関係で、どうしても個食といたしまして、家族で食べない、ひとりで食べるというような状況、あるいは、朝起きるのが難しく食べないで来ると、そういう状況があるかと思ひます。

以上です。

○議長（柴原成一君） 12番浅野栄子君。

○12番（浅野栄子君） この朝の食事については、大変パーセントが高いんですね、皆さん。小学生が91%、中学2年生が78%。これから上げるというのは大変難しいのかと思ひますけれ

ども、どのように上げるかということですね。

それから、この朝食のことにつきましては、もう十数年前からですね、「早寝・早起き・朝御飯」という運動が取り組んでおりますけれども、その運動とですね、この取り組みの運動と、今度のスクールの事業についてですね、今までの取り組みの成果、そういうのはもう認証なされてらっしゃるのでしょうか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長根本正君。

○指導室長（根本正君） これはですね、やはり家庭の協力というか、家庭の理解、意識の高揚というのも非常に大事なかなというふうに思います。

それから、食べる本人が、やはり朝食を食べないとまずい、食べたほうがいいんだというようですね、ことを、自ら食べて意識するというような、そういった方向に持っていけるのがいいのかなと思います。

実際としましては、目標は100%、朝食摂取率を100%を目指しているんですけども、今取り組み始めた段階で、まだ高くなってきている、数字的にどうかということは、まだ検証されてはおりません。

以上です。

○議長（柴原成一君） 12番浅野栄子君。

○12番（浅野栄子君） この「早寝・早起き・朝御飯」という言葉が、子供のほうからですね、自然に出てくるような、そういう習慣病を……。これはとても大切なことなんですよ。ですから、生活習慣病を是正するためにも、「早寝・早起き・朝御飯」、もうずっと取り組んでいって、もう何かそれを目にするところがないんですね、余りね。ですから、広報紙の何か月に一遍かは、このフレーズを出すとか、またはどこかに掲げておくとか、そのようにして、もう少し意識の啓蒙を図ったらいかがでしょうかと思うんですが、これについてはいかがでしょうか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長根本正君。

○指導室長（根本正君） 今、浅野議員がおっしゃるとおり、やはり啓発活動、大事かと思えます。先ほども言ったように、家庭の協力というのも非常に大事になってきます。家庭生活の中で、やはり保護者も同じように「早寝・早起き・朝御飯」を率先してやってくれるということも大事かと思えますので、これからいろいろな場面で家庭のほうにも呼びかけていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（柴原成一君） 12番浅野栄子君。

○12番（浅野栄子君） ありがとうございます。よくお願いします。

それから、3年間のモデル事業ですね、今、阿見中学校区でやっておりますけれども、その終了後ですね、もうぜひ、竹来中学校区、朝日中学校区でもやってほしいと、そのように思いますが、終了後はどのようにしていただけるのでしょうか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長根本正君。

○指導室長（根本正君） 議員おっしゃるように、終了後といわずですね、現在の阿見中学校区の実践をほかの中学校区の先生方、あるいは保護者、子供たちにもやっていただけるように、やはり同じように啓発活動を続けていければなというふうに思っております。

以上です。

○議長（柴原成一君） 12番浅野栄子君。

○12番（浅野栄子君） ありがとうございます。

それからですね、私、給食センターがね、児童生徒の応募によって「ぱくぱくセンター」とすてきな愛称がつけましたけれども、ふだん目にするセンターの名前は、全部ですね、給食センター、給食センターってなってるんですね。これ、普通の答弁や何かでも給食センターとなっておりますけど、これは、やっぱりみんなで合言葉のように「ぱくぱくセンター」という、せっかく応募でね、決まったものですから、その愛称で呼んだほうがいいのかと思いますけど、この辺はいかがでしょうか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） ただいまの浅野議員の御質問にお答えいたします。今ですね、給食センターで、配送車つちゅうか運搬車見たことあるでしょうか。「ぱくぱくセンター」つちゅうことで、今、3台走っております。当然、おっしゃられるように、児童の皆様にアンケートをとって決まった「ぱくぱくセンター」、これからさらに愛称を広めていくような努力をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（柴原成一君） 12番浅野栄子君。

○12番（浅野栄子君） ありがとうございます。正しい食生活が児童生徒に身につけば、大変に素晴らしい。これは小さいときに身につけば、大人になっても、その食生活習慣がきちんとできると思いますので、児童生徒のうちに食生活習慣、それをきちんとつけていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

3番目に行きたいと思います。

○議長（柴原成一君） 12番浅野栄子君。

○12番（浅野栄子君） 3番目、災害に備えて政策の点検をということですが、災害は忘れたころにやってくると言いますが、まだ、東北大震災の傷もいえないうちに、予想不能

の豪雨により72名の死者が出るという大惨事が広島市で発生しました。人はもちろん、機械でも動かすことができない巨大な岩石が転がり、家や道路がいとも簡単に破壊されます。その光景に、自然の恐ろしさをまざまざと見せつけられました。とうとい命が奪われ、被災者の怒りは、ほかの人には到底わかるはずがありません。しかも、この惨事発生に行政の対応が問題視されているところもあります。たとえ発生しても、災害の影響を最小限にとめることができるか。阿見町の安心を確認したく、お伺いいたします。

- 1, 災害対策本部の設置について。
- 2, 避難勧告発令について。
- 3, 防災無線の運用について。
- 4, 緊急情報提供配信について。

ハザードマップについて。

防災意識を持つ町民の啓発について。

以上、よろしくお伺いいたします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） それでは、災害に備えて政策の点検をについて、1点目の、災害対策本部の設置についてですが、阿見町地域防災計画に規定されておりますように、災害の拡大防止と被災者の救援救護等、被害を最小限にとどめる災害対策を講じるための中枢機関として、町長・教育長・各部長等の本部役員及び各6部局と17班で構成された災害対策本部を、町長の判断により設置することとしております。

具体的な設置基準につきましては、地震災害の場合において、町域で震度5強以上を観測したときに自動設置となり、震度5弱以下の場合におきましても、災害状況に応じて設置の判断を行います。

また、風水害の場合は、避難準備情報・避難勧告・避難指示の発令基準に該当するときに設置することとなりますが、これ以外の場合におきましても、さまざまな災害状況に応じて設置の判断を行います。

2点目の、避難勧告発令についてですが、災害から命を守るため、状況に応じて「避難準備情報」「避難勧告」「避難指示」の3段階で発令することとなり、町民が混乱なく速やかな避難行動がとれるよう、空振りを恐れず早目の判断を行い、避難勧告・指示の発令に努めてまいります。

3点目の防災無線の運用及び4点目の緊急情報提供配信については関連しておりますので、合わせてお答えします。

これまでも全員協議会等で御説明してきましたとおり、今年度は同報系及び移動系の整備工

事を行い、10月から建柱工事を開始し、来年3月には工事完了、4月より運用開始を目途に事業を進めております。

防災行政無線から配信する情報は、大規模テロや弾道ミサイル情報等の国民保護情報、緊急地震速報、気象等の特別警報など災害に関する緊急情報のほか、町政の普及・啓発・周知連絡等の情報提供配信も検討しております。

現在、来年4月の運用開始に向けて管理運用規則の作成を進めており、配信内容につきましては、今後、庁内各部署及び各地域との合意形成を図り、決定してまいります。

また、災害発生時には、防災行政無線からの放送内容を、携帯電話事業者のエリアメール緊急メールサービスに配信し、防災無線からの放送が聞こえない町民に対して携帯電話への通知が可能となります。

さらに、町民への緊急情報提供配信手段として、新たにメール一斉配信システムを来年4月から開始する予定となっており、情報の発信につきましては、今後も多角的な情報通信システムの整備に取り組んでまいります。

5点目の、ハザードマップについてですが、町では、地震ハザードマップ、洪水ハザードマップ、土砂災害ハザードマップの3種類のハザードマップを作成し、それぞれのマップにおいて、警戒区域の分布や避難場所、災害に対する備え、災害時の避難行動等を示し、町ホームページや窓口において周知啓発を行っております。

また、土砂災害防止法による土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定された17カ所について、パトロールを実施しております。

今後も、ハザードマップにより、身近な危険箇所のチェックや、いざというときの避難場所・避難経路の確認に活用していただけるよう、引き続き周知啓発を図っていきたくと考えております。

最後に、6点目の、防災意識を持つ町民の啓発についてですが、大規模災害に備え地域防災力の向上を図るため、平成25年度より実施しているリーダー研修を中心に、各種防災訓練や研修会を実施するなど意識啓発事業を進めてまいりました。今後も地域防災の基盤となる自主防災組織の強化対策や、防災意識の向上につながる対策を推進してまいります。

今後も、災害に強いまちづくりを実現するため、町民へ防災に関する情報を発信していくとともに、地域の実情にあった実動的な訓練メニューを提供し、地域防災力の向上を目指してまいります。

○議長（柴原成一君） 12番浅野栄子君。

○12番（浅野栄子君） ありがとうございます。防災について、初めにこの質問をしたいと思います。まず、9月1日、防災の日、9月9日、救急の日、この日に、町では何かアクシ

ョンがあったのでしょうか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長横田健一君。

○総務部長（横田健一君） はい、お答えいたします。防災の日の9月1日とか、9日ですか、その日に特に町としてアクションということは行っておりません。

○議長（柴原成一君） 12番浅野栄子君。

○12番（浅野栄子君） やはりこれは全国的に取り組んで、これは防災の日というふうになっていますので、何か大々的にね、普通11月に防災訓練やりますよね。でもその日に何かアクションがあってもいんじゃないかなと思いました。

今回の広島の災害から、防災の準備は十分かというアンケートをとったそうです。3,357人に聞いたところ、1,263人、37.6%は「余り準備をしていない」、1,147人、34.2%「全く準備をしていない」、822人、24.5%「まあまあ準備している」ということで、「全く」「まあまあ」といったら、本当にですね、半数以上は防災のそれに対する準備、心構え、心構えですね、それがないと、そういうことなんです。阿見町もこの傾向があるのではないかなと思うんですね。災害を最小にするためには、ふだんの準備が必要かなと思うんです。いざというときにきちんと動けるように、ふだんの訓練が必要と思われませんが、11月、今年度の防災訓練、それはどのような趣旨でどのような地域の方が呼ばれて防災訓練をするのでしょうか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長横田健一君。

○総務部長（横田健一君） はい、お答えいたします。町の総合防災訓練につきましては、防災計画の見直しとか、震災直後というようなこともありまして、5年間実施をしていないというような経緯がございまして、5年ぶりに、今度、町の総合防災訓練を実施すると。11月の3日に訓練を実施するというので、今、進めているところでございます。そういう中で、今回、町の総合防災訓練の主な訓練の内容としましては、避難所開設の運営にウエイトを置いた訓練をしたいというようなことで、先般、その対象地域の方にお集まりいただきまして、また、関係、町の職員も含めて、説明会等を行ったところでございます。

そういうことで、さきの東日本大震災においても、当町でもかなり大きな揺れを観測しまして、実際、避難所、体育館、公民館等を避難所開設した経緯がございまして。そういう教訓も踏まえて、その運営のマニュアル等も作成しました。そういうものを、今回、訓練を通じまして、その参加者並びに町民の皆さんにもそういう周知を図っていきたいというようなことでございます。

先ほども、町長の答弁にもありましたように、今後とも、去年から地域の防災リーダー研修ですか、そういうものを地区ごと、中学校区単位で開催しておりまして、今後も朝日中、竹来中というような地区で実施していきたいということでございます。その地域の防災力を、やっ

ぱり上げないと、いざというときの対応が、町だけの対応では、当然、同時多発的に発生する災害には対応できないということでございますので、そういう地域の防災力を上げていく必要があるというような狙いから、今回の総合防災訓練においても、そういうところに視点を置いた訓練を実施していく予定となっております。

○議長（柴原成一君） 12番浅野栄子君。

○12番（浅野栄子君） 防災、防災とおっしゃっておきながら、この訓練が5年ぶりだと、そういうのはちょっと驚きじゃないでしょうか。やはりですね、やっぱり訓練をすれば、それだけで体が動くわけですよ。ですから、やはり毎年きちんと実施していただきたいと思えますけれども、この点はいかがなんでしょうか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長横田健一君。

○総務部長（横田健一君） 5年ぶりというのは、町が主体となって、その関係機関、防災関係機関を集めた総合訓練を実施するのが5年ぶりということございまして、地域の自主防災活動においては、それぞれの地区で防災訓練を実施しております、そういうところに指導なり、そういうところでやっている経緯もございしますが、それが必ずしも全地区といたしますか、多くの地域でそういう訓練が、自主防災組織体でやっているということには、現段階ではなっていないので、そういうところも十分実施できるような体制ができるように、今後進めていきたいということでございます。

○議長（柴原成一君） 12番浅野栄子君。

○12番（浅野栄子君） よろしくお願いたします。やはり、想定外を想定すると。いざというときに、きちんと避難できるような体制というのは大変重要かと思えます。やはり、阿見町は、水は来ない、山は崩れない、そういうのでね、その危機感が薄いような気がいたします。今回、私が質問して、点検をというのはですね、先日の広島のときに、すごい豪雨と雷とでね、防災無線のそういう声がですね、全然聞こえないと。阿見は親局が1で野外の支局で87局で放送しますと言っているんですけど、やはり、雨風、そういう雷で、この無線が聞こえないと、そういうことがあるのではないかと思うんですね。そうすると、やはり、個別の受信機が必要なのかと思われま。個別の受信機をつけるというようなお考えはいかがでしょう。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長横田健一君。

○総務部長（横田健一君） お答えいたします。個別受信機の設置の町の基本的な考え方としては、町内の小中学校とか高校、大学、各地区の公民館、その他主要な出先公共機関とか、介護施設、病院、保育所、幼稚園、それと各地区の公会堂等に設置していくというような考え方で、個別受信機のほうは設置していくというようなことで整備していく計画でございます。ですから、個人のお宅には、今のところは設置する予定はございませんということでご

ざいます。

その個人宅に設置しないというようなことにつきましては、やはり、同報無線で電波が伝わる地域と、個別受信——個人の宅に電波が届かない地区があれば、その届かない地区には個別受信機で対応できるということがございますが、今回は、そういう地区がないということですので、さらにそこに個別受信機を設置するということになると、当然、国等の補助の対象外ということになり、また、そういうことも含めて、町の財政との絡みもありまして、個別受信の設置については、今のところは計画がないということでございます。

○議長（柴原成一君） 12番浅野栄子君。

○12番（浅野栄子君） 高萩市ではですね、高齢者がいる対象、それから、寝たきり、障害者、要介護者という、この方たちですね、800世帯があって、6,500万をね、予算化して、個別に受信機をつけたという、こういう事例があるんですが、今のように、単身で高齢者、寝たきり、障害者、要介護者、こういう方たちに対してはいかがでしょうか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長横田健一君。

○総務部長（横田健一君） 今、議員から御提案がありました、その要支援者に対しましては、町でも要援護者名簿というものを作成しまして、その支援が必要な方については、それを個別に対応する支援者を決めまして、その支援者がその援護者をどういうふうに避難させるかとか、そういうことを個別計画の中で決めていくというような計画で進めているところです。そういうことですので、当然、その支援する人たちに、そういう情報が伝わらなければならないということにもなりますが、先ほど、町長答弁の中でも、無線が整備されれば、防災のエリアメールとか、そういうもので配信することも可能だと。今後ですね、こういう情報機器の発達する中で、個別受信機にかわる情報伝達手段というものも開発されるというようなこともあろうかと思っておりますので、いかに実際、その援護者を事前に——風水害の場合には、前もってそういう情報が察知できますので、間際になってやるのではなくて、事前に早目早目の対応をしていくというようなことが重要かと思っております。そういう時点で、大雨の時点のときに、何も周りが聞こえなくなるような時点のときまでに、そういう避難指示なり何なりを発令というようなことじゃなくて、前もってそういう援護が必要なところには、そういう情報を伝えていくというようなことで考えていきたいというふうに思っております。

○議長（柴原成一君） 12番浅野栄子君。

○12番（浅野栄子君） ありがとうございます。やはり、阿見町は、先ほど言ったように、洪水はない、それから山から崩れはないということで、竜巻というのは、やっぱりね、先日、北条にありましたように、やっぱり津波と同じように、もう本当に災害がすごいんですね。これ気象庁なんですけど、とてもね、いい資料なんです。もし、こういう資料の中からよいと

ころを選んでですね、町の防災の中にもね、入れていただければ、クリックしたときに、あ、竜巻が来たらこうだということがわかっていいのではないかと思いますので、もしあれでしたら、見ていただいて、載せられるところがありましたら、町民のために載せていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。交通防災課長建石智久君。

○交通防災課長（建石智久君） はい、お答えさせていただきます。御指摘いただきましたそういう情報をですね、現在、町のホームページを全体的にリニューアルをかけている最中がございます。その中で、防災情報についても特化してですね、詳細な情報を丁寧に提供できるように作りかえを、今、考えている最中がございます。

以上でございます。

○議長（柴原成一君） 12番浅野栄子君。

○12番（浅野栄子君） ありがとうございます。災害に強いまちづくりの実現と町長さんがおっしゃいましたので、その実現に向かって、よろしくお願ひしたいと思ひます。やはり、やっておけばよかったではなく、やっておいてよかったと、そのように言えるような防災の設備というか、防災の町にしたいと思ひます。

以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（柴原成一君） これで12番浅野栄子君の質問を終わります。

次に、4番永井義一君の一般質問を行います。

4番永井義一君の質問を許します。登壇願ひます。

〔4番永井義一君登壇〕

○4番（永井義一君） どうも皆さん、こんにちは。まず、質問に入る前にですね、今回から一般質問の答弁書が事前に配付されました。議会活性化特別委員会で話されたわけなんですけれども、先ほどね、浅野議員のほうは、大変よかったということをおっしゃってましたけれども、私の場合なんですけれども、質問する前に答弁書を見てしまう。何かね、試験の前に答案書ももらうような感覚になってしまっただけで、どうも質問がしづらいということで、実際、私、まだ昨日もらった答弁書見ておりません。いや、これ私の主観です。執行部とのその答弁が質問とかみ合うようにということで、事前に答弁書というのを配付するという事になったらしいんですけども、やはり、実際、質問者と事前にしっかり話をすれば、答弁がかみ合うんじゃないかと私は思ひます。

それともう1つ、執行部のほうがですね、町民の気持ちをもっと考えて答弁をすれば、解決できるのではないかとこのように私は思ひしております。私の6月議会の一般質問のときにも、給食センターの街灯の話がありましたけれども、それでもやはり同様の事です。ちょっとそ

の給食センターの街灯ですね、たまたま、私は今、共産党の赤旗新聞の配達というのをやっているんですけども、先週の金曜日から、朝の4時20分ぐらい、ちょうど近くを通りかかったときに、周りの街灯はついてはいるんですけども、給食センターの街灯は消えているんですよ。それで多分あれは蓄電のやつ……。だとしたら、まだ暗いときにも、もし時間で調節できるんだったら、これから冬場になって、もっと長い時間照らしていただきたいと。実際あれでは、ほかの街灯がつけているのに、あそこの給食センターのね、街灯がつけてなかったということですね、これは改善をお願いしたいんですけども、今のこれは一般質問とは関係ないわけですけども、ちょっと気がついたので言っておきます。

そういった形でですね、もっと町民の気持ちに寄り添うような、常識的な答弁、これをしていただければスムーズに行くんじゃないかと思います。

そういった観点からですね、今回、一般質問を行うわけですけども、町民の気持ちに立った積極的な答弁をお願いします。

じゃあ、早速入ります。

まず、使いやすい公共交通機関への改善についてです。

阿見町では、平成23年2月にデマンドタクシー「あみまるくん」が運行し、交通弱者対策が行われています。利用登録者数も年々増加し、利用者も増えています。データを見ますと、平成26年3月末現在で、登録者数は、60歳以上が79%で圧倒的に多く、利用状況でも、60歳以上が85%を超えています。このことは、車社会の中で高齢者の方が運転免許証を返納する、また車を廃車にする等で、移動手段に困っている方が多いことだと思います。移動先を見てみますと、病院、福祉施設、買い物、これが圧倒的に多く、本来のゆとりある生活の中での趣味や娯楽への使われ方が大変少なくなっております。利用者アンケートでの使い勝手が悪いところの項目で見ますと、1番目は予約の空き状況、2番目に利用料金となっております。平成24年8月からは、荒川沖駅東口付近までの乗り入れが実現し、また、同年の9月からは、運行台数が3台に増えた。それなりの改善がなされておりますが、今後のことを考えますと、まだまだ改善の余地はあるのではないかと思います。

まず、空き状況の問題点ですが、予約がとりにくい11時から13時と15時以降、これで利用者が困っています。そこへの部分の増発等も考えるべきではないでしょうか。また、利用料金の問題ですけども、大人が一律に400円ですが、これは関東鉄道でちょっと調べたらですね、県立医療大学から荒川沖駅までのルートがあるんですけども、それが350円というふうに、今、なっております。この利用状況で、圧倒的に高齢者が多い中で、その方たちへの補助制度なども考えるべきではないでしょうか。

阿見町地域公共交通活性化協議会の概要で見ますと、将来にわたって、全ての町民が安全・

安心して住み続けられるように、公共交通による移動手段の確保が喫緊の課題となっておりますと述べています。このデマンドタクシー「あみまるくん」はですね、高齢者の方や交通手段に不便を来している方に利用してもらおうものです。使いやすい便利な公共交通を実現するためにも検討をお願いします。

以上です。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 使いやすい公共交通機関への改善について。

町では、町地域公共交通活性化協議会が主体となり、交通手段に不便を来している人に、自宅や指定の場所から目的地まで乗り合いにより送迎を行なうデマンドタクシー「あみまるくん」を平成23年2月より運行しているところでございます。

運行開始より3年半を経過した現状について御説明を、まずいたします。

利用登録者数についてですが、平成26年8月末現在で1,842人、うち79%に当たる1,455人が60歳以上となっております。

利用者数につきましては、平成22年度は2カ月間で847人、平成23年度は9,260人、平成24年度は8,036人、平成25年度は10,348人の方に御利用いただきました。

協議会では、利用者の評価と改善点の把握のため、利用者アンケートや団体ヒアリング等を実施しています。出された御意見の中から、平成24年8月には、議会からの要望もありましたJR荒川沖駅東口付近への乗り入れを開始し、同年9月にはセダン型タクシー3号車を導入するなど、より多くの方が利用しやすいよう改善を行なってまいりました。

利用者の反応として、アンケートの結果によると、総合的には62%の方が「とても使いやすい」「特に問題はない」と回答しており、また、全体の70%の方が「生活のしやすさが向上した」と答えております。

一方、使いにくい点として、「予約時の空き状況」や「料金」等が上げられております。

「予約時の空き状況」についてですが、現在の利用状況を見ると、高齢者等の方々が病院等への通院に利用される状況が大半を占めており、午前9時台や12時台という時間帯に利用が集中することから、予約がとりにくくなっている状況にあります。

そのため、効率よい運行ルートの見直しや乗り合い率向上のための予約システムの改善について、検討を行っているところです。また、予約受付・配車を担うオペレーターの研修や運転手との意見交換会を定期的を実施することで円滑な運営に努めているところであります。

「料金」につきましては、現状の交通事業者との共存共栄を原則とし、周辺事例やバス・タクシー等の公共交通機関の料金等を参考に設定したものですので、利用料金としては妥当であ

ると考えております。

今後も、町地域公共交通活性化協議会では、交通手段に不便を来している方のニーズに合ったデマンドタクシーとなるよう、改善を図るとともに、鉄道や路線バスなど、地域公共交通の活性化及び再生を一体的かつ効率的に推進していきたいと考えております。

○議長（柴原成一君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 今、話を聞きながら答弁書を見ていましたが、答弁書の半分以上が、私が質問した内容と同じようなことを書いているという形で、もうちょっと具体的な部分が必要になってくるんじゃないかなと私は思うんですけども、この答弁書の中にも、予約時の空き状況とか料金、掲げられているわけですけども、その中で、効率よい運行ルールの検討や乗り合い率向上のための予約システムの改善、検討を行っているところですよというふうに書いてあるんですけども、具体的にどのような形で検討を行っているのか、もうちょっとわかればお願いします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁をお願いいたします。都市整備部長篠崎慎一君。

○都市整備部長（篠崎慎一君） はい、お答えいたします。アンケート等で大体、この予約のとりにくさとか、そういった、あと課題等が見えてきましたので、それから、1日の時間ですとか、あと曜日ですね、その辺が出てきましたので、その辺をですね、具体的に改善していると。実質ですね、システム等の問題もございます。一般的にデマンドがですね、距離が短いところをうまく乗り合いでっていうようなことで想定されている中で、阿見町は、縦横大体10キロぐらいありますので、そういったことから、多少距離が長いというような、そういったこともございます。それでですね、今検討してますのは、もっと身近な距離で、例えばエリアを、その1台の乗車エリアを限定するですとか、それから、1つの乗車に、時間をですね、これまでの実績を含めまして、余裕を見えますけども、その辺を多少ですね、もう少し短くすることによりまして、もう少し効率がよくなるんじゃないかと、そういったことを、行政だけではなくて、予約センターを担っていますシルバーのオペレーターですとか、それから運転手、それと具体的なそのシステム会社と、その大もとは、その東大の研究室ですね、そういったところでですね、いろいろ研究をしているというようなことでございます。

○議長（柴原成一君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） いろいろ検討なさっているかと思うんですけども、まず、2台から3台に増発しましたよね。それについては、どういうふうな——まだ期間長くないんであれかもしれないんですけども、その、どういうふうな、変わったかっていうのがあったら教えてください。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市整備部長篠崎慎一君。

○都市整備部長（篠崎慎一君） はい、お答えいたします。24年の9月に、1台セダン型を増設したわけなんですけど、その以前といいますか、23年の2月に運行しまして、大体その夏ぐらいがですね、1日平均40人を超えてきたというようなことで、そういった状況で、やはり予約センターもそうですけども、事務局のほうにもですね、予約がとりにくくなってきているというような、そういった苦情の問い合わせ等がありました。今後ですね、もっと増えるだろうというようなことを想定しまして増設したわけでございます。その結果ですね、そういった苦情等も大分少なくなってきたというようなことで、今は、平均40名前後でいってますので、そんなに苦情はありませんが、ただやはり、先ほど申し上げましたように、例えば月曜日の午前中あたりはですね、予約等で、前々日から予約が入ってますので、その当日に申し込まれるというような、そういった予約はとりにくくはなっているというようなことでございます。一時的に特定の曜日とか、そういった時間が、集中して混んでるというような実情ですけれども、増設した影響で、そういったことは解消はされてきているというような状況でございます。

○議長（柴原成一君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） それで、3台目のやつはセダンですよ。普通のワゴンではなく。その辺の、3台目をセダンにした理由というのは、何かあるんですか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市整備部長篠崎慎一君。

○都市整備部長（篠崎慎一君） 最初のワゴン型のはですね、町のほうで購入しました、これは国のですね、国土交通省の補助が、車両の補助対象になったものですから、2台購入できたということでございます。3台目はですね、そういった購入の補助がなかったものですから、委託してますタクシー会社ですね、タクシー車両、セダン型を、それを活用したというようなことでございます。

○議長（柴原成一君） それでは、ここで暫時休憩といたします。開会は14時10分といたします。

午後 2時01分休憩

---

午後 2時10分再開

○議長（柴原成一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、7番平岡博が退席いたしました。したがって、ただいまの出席議員は16名です。

質問を続けます。

4番永井義一君。

○4番（永井義一君） あと、以前に、たしか試験的にバスを走らせたことがあったかと思うんですけども、あれは「あみまるくん」と前後してのタイミングだったか、ちょっと時期はわからないんですけども、それに関しては、どういう状況で、あれはやめることにしたんですか。それをちょっとお聞かせください。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市整備部長篠崎慎一君。

○都市整備部長（篠崎慎一君） はい、お答えいたします。コミュニティバスの社会実験のことかと思えます。これはですね、活性化協議会の中で、地域ですね、公共交通の総合計画を策定するというような、そういった中での1つのデータ収集というような形で、国のほうの補助が出るというようなことから、社会実験を実施いたしました。3カ月ですね、3路線ですね。1つはですね、課題がありますように、人口が集中しております市街化区域、中央地区と西部地域、ここを走らせるということで2路線。それともう1つはですね、企業のバスといいますか、工業団地が荒川沖駅からですね、路線バスではなくて企業バスといいますか、企業がレンタカーとバス等を借り上げてまして独自に運行している。それを何とかですね、路線バス化して公共交通にできないかというような、そういった趣旨からですね、3カ月実施したんですが、結果としましてはですね、そういった一時的なこともあって、広報活動もなかなかできなかったんですけども、ただ、やはりその利用者が少なかったと、大変少ないというようなことからですね、その結果、提携しております茨城大学、それから、この活性化協議会の中で、コミュニティバスは、ちょっと今の段階では難しいのではないかというような形で、社会実験は実施いたしましたけども、その後、取り組まなかったというようにございます。

○議長（柴原成一君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 実際、町民の人たちに、このアナウンスのが、やっぱり少なかったんじゃないのかな、これは私も思うんですよ。結構、何かバスが走ってるんだけど、何だろうねっていうね、人が多かったんじゃないかと思うんですよ。実際のところ、空気を運んでんじゃないのとか、そういったやゆするような人もいましたけども、それで、実際、今、「あみまるくん」という形で、あれは何人乗りなんだ、11人乗りぐらいのワゴンですか。あれ今、乗車率っていうんですか、1台のやつに、何人ぐらい大体乗るような形になっているんですか。常時、走るときに、何人ぐらい乗せて走っているんですか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市整備部長篠崎慎一君。

○都市整備部長（篠崎慎一君） 1台のものはですね、出ているんですけど、今、ここでは、集計、手元としてはないです。合計としまして、1日当たり3台で総人数っていうのは出てます。今のところですね、大体44名ぐらいですか、1日当たり。そういった数字になっております。

○議長（柴原成一君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） その使い勝手のところですね、今、いろいろ、回答にも出てますけれども、このアンケートなんかでも見ると、使い勝手の面からは、予約の空き状況について、約半数の人が改善を希望する結果となりましたってね、このアンケートのまとめ、これは町のホームページからとったやつなんですけども。ですので、今回、私の中で、使い勝手の部分でいうと、利用しやすい、時間帯が混んでるということで、利用しやすい状況をつくっていただきたいと。で、回答の中では、効率よい運行ルートを検討や、乗り合い率向上のための予約システムの改善について検討を行っているということで、これはぜひとも1つ検討をしてですね、使う人が、本当は使い勝手がいいものっていうのを1つお願いしたいと思うんですよ。

それともう1つ、料金の問題なんですけども、この回答でも、そのね、料金の話が出てきますけども、やはり大人が400円ということで、町のほうでも、高齢者の方が使うっていうことは認識されているとは思ってますよ。高齢者の方でも、それこそ二十の大人でも一律400円という形なんですけども、私のほうとしては、事前に登録してこれを使うっていうことで、誰が乗るのかっていうのは、事前に町のほうでもわかるわけですよ。Aさんが乗る、Bさんが乗るという中で、その人が幾つなのかっていうのはもちろんわかると思うんですよ。ですから、そういった形で、何かしらですね、高齢者の方、特に免許を返上した方から、こういった話も私のほうに来ている部分がありまして、やはり、自分で運転するのは、もうやっぱり怖くなってきていると。いつ何時事故になったら大変だということで、免許を返上するわけなんですけども、その中で、じゃあ、どこどこ行くのに、今度は足がなくなって不便になっているということで、あるわけなんですけども、そういった、特に高齢者の方に対しての、そういった、これは今回の質問のそのままなんですけども、そういった形での助成制度みたいなことは町としては考えられますかね。回答の中ではね、利用料金としては妥当であると考えていると。料金は仮に妥当だとしても、高齢者の方々に対しての施策っていうのは、何かありますか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市整備部長篠崎慎一君。

○都市整備部長（篠崎慎一君） はい、お答えいたします。このデマンドタクシー、まさにその交通弱者というような形で、当然、高齢者も含まれております。そういった中でですね、なぜ協議会で実施するのかといいますと、趣旨がですね、今の既存の交通事業者、民間の事業者ございますね、タクシーですとか、それからバス事業者、そういった事業者がですね、規制緩和もありまして、採択路線をどんどんどんどん廃止にしていくというようなことで、公共交通がなくなっていくと。そうやって、どんどんどんどん、交通弱者に対する、その辺の措置をですね、行政がかかわっていかなければならないということから、国が音頭をとりまして、事業者、それから行政、あと利用者、そういったメンバーが一緒になりまして協議会開いて運行し

ているというようなことをございます。ですので、やはりその料金についても、ある一定の料金で設定していかないと、例えば、行政が税金をつぎ込んで安くすることによって、バス事業者がさらなる営業が悪くなって、路線を廃止してしまうとか、タクシー会社がですね、なくなってしまうとかっていう、そういったことがあってはならないということで、全て今の既存の事業者を残してですね、何とかやっ払いこうというのが、そういった趣旨で運行しているものをございますので、バスよりも高く、それからタクシーよりも安いというのは、そういったことでデマンドというのは、一般に走らせてございます。ですので、400円というような数字が出てきたわけをございまして、そういった視点で、公共交通という視点で、今回料金を設定しております。ですので、また、高齢者という視点になりますと、その辺が、さらに税金を投入してどうのこうのということで、ちょっと視点は違ってまいります、そういったことで公共交通は考えているということをございます。

ちなみにですね、ちょっと年間の利用状況といひますか経費を申し上げますと、大体3台走らせまして2,300万円ほどかかっております。で、利用者は1万人、25年度実績で1万人ですね。単純割り戻ししますと、大体1人当たり2,300円ほどかかっております。

〔「それは延べですか」と呼ぶ者あり〕

○都市整備部長（篠崎慎一君） 延べです。平成25年度1年間に利用された方は1万人ですね、町長の答弁にありましたように、1万飛んで何百人ですけども。で、2,300万円かかっておりまして、単純計算で1人当たり2,300円かかっておりますので、それで400円とっておりますので。200円の半額の減免措置の方もいらっしゃいますけども、まあ、400円ですと、1,900円が行政のほうと、それから国のほうの若干も補助がありますけども、そういったことで税金で負担しているというような、そういった状況ですので、その辺のところを、公共交通の視点ということで御理解いただければと思ひます。

○議長（柴原成一君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） バスよりもタクシーよりも安くてね、今、部長おっしゃいましたですね。実際は、協議会の中で、関鉄の人とかタクシー業者さんとか入っているっていうのは、私も見てわかるんですけども、それで、ちょっと私もずっとネットで調べてたらですね、この関東鉄道の中で、この路線バス乗車券の種類とかそういった項目があつて、お年寄り、70歳以上の方を対象に、乗り放題のパスっていうのを関鉄でつくっているんですよ。今回、このやつで、結構何回も利用される方もいるわけだと思うんですよ。特に、仮に病院まで行ったら、病院まで行きますよね、という帰りは帰ってこなきゃならない。すると2回。いつも800円かかるかと思うんですけども、その業者である関東鉄道も乗り放題のパスってやっまして、これで、本人確認の、こういった免許証みたいなパスがありまして、それで3カ月で9,000円、

6カ月で1万6,000円、12カ月で3万円というような形で販売しているということなんです。ですから、やはりこういうことでも、やっぱり行って帰ってくるっていうのは当たり前だから、単純に800円かかるっていうのは、1日、大体、こういう方が多いかと思うんですけども、こういった形で、少しでもその400円を安くする。ですから、こういったパスをつくって、で、本人確認、写真がつくからできるわけなんですけども、こういった本人が乗ったときは、そういったフリーパスっていうんですかね、そういったのを町として考えることはできませんかね。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市整備部長篠崎慎一君。

○都市整備部長（篠崎慎一君） はい、確かに関東鉄道さんは、そのようなシルバーパスっていうんですか、販売されて、高齢者への社会貢献というのをされているというようなことは聞いております。ただし、やはり営業上ですね、ほとんどの方が利用されるのは、パス利用者ですね、学生さん、それから社会人の方ですね、通勤される方ということで、その中の運賃売り上げがベースになってまして、それでそういった社会貢献ができるっていうんですか、高齢者に対する措置ができるっていうことですので、基本は、相当な対象者以外の方の料金収入、運賃収入があるからできるっていうふうに聞いております。デマンドタクシーはですね、協議会で運行しておりますデマンドは、7割ぐらいの方が高齢者っていうんですか、60歳以上の方でして、なおかつですね、半額の方が約半分を占めております。そういったことから、そのようになりますと、今、1人当たり1,900円の税金の補填ですけども、それがさらに負担になるっていうような、そういった財政上のこともありますので、当面はですね、やはり現状でですね、いかにざるを得ないというふうには考えております。

○議長（柴原成一君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） その関東鉄道の場合には業者ですから、そこで一定程度利益を上げなきゃならないわけなんで、それは今、部長のおっしゃったような形でね、やっぱり学生とかそういうのが多いから、高齢者が乗る率が少ないっていうんですかね、そういった形でペイできるという部分はあるかと思うんですけど、やはり、私は行政でやるっていうことに関して、料金の部分でも、先ほど、バスより高くタクシーよりも安くて話ありましたけども、実際、荒川沖まで関鉄は350円で、「あみまるくん」ですと400円。ただ、実際、あみまるくんですと、距離的にはもっと短い距離のところもありますよね。医大に行くだとか、どっかのスーパーに行くだとか。そういったところでも一律400円ということで、やはり、そういったことを考えると、私はもっと町として、その関鉄との格差というのは、距離に換算したらそんなに高くしなきゃいけないっていうあれはないかと思うんですよ。言ってしまうと、じゃあ、400円を350円に、または一般の人は400円でも高齢者は350円にとか、またはこういったパスを使って、何回ぐらい乗るのかデータがあると思うので、そういった中で改善してくっていう方法で、町と

して、一步でもやっぱり、町の人たちに、これは使うのはね、基本的に町の人たちなわけですから、そういった観点から、一步でも前進して、少しでも町のほうの行政として、財源はね—いつも財源の話がもちろん出るわけですけども、何やるにしても、もちろん財源というお金はね、かかるのは、これは当たり前です。ですから、それはもちろん無尽蔵にあるとは言いませんけども、やはりその辺をね、一步前出て、進めて、老人の福祉っていうんですかね、そういった観点で改善できる部分はないんですかね。それをちょっとお聞かせください。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市整備部長篠崎慎一君。

○都市整備部長（篠崎慎一君） デマンドの運行形態がですね、ドア・ツー・ドアの送迎を行いますタクシーと同じようなものでありまして、それとあと、バスと同じような乗り合いというような、両方備えてますので、先ほど申し上げましたように、やはり運行形態から、距離は別としまして、バスよりも利便性がよく、タクシーよりも乗り合いということで劣るっていうことから、その辺の料金設定をしているということでございます。

それで、できればですね、行政としましては、荒川沖に行くのであれば、なるべくでしたら公共交通のバスをですね、利用していただくと。バスをどんだん利用していただく方が増えればですね、よりバス路線が拡充されることになります。そうなることによって、民間のですね、そういった公共交通に対する運行っていいですか、拡充化されるっていうことで、どんだん利用していただきたいんですが、なかなかその路線がないっていうところをカバーするためにデマンドっていうのを走らせているということでございますので、既存の事業者との、町長の答弁にもありましたように、共存共栄、これがまず第一というような形で考えております。

それが公共交通の視点ですけども、これが高齢者の視点となりますと、またちょっと視点が違ってきますので、総合的に、そういった高齢者の支援対策ですか、それを見据えた中で、公共交通のこのデマンドをどうするかっていうのは、そういった議論をしていくべきかと思えます。ただ、また違った……。私どもは、公共交通、協議会の事務局からすると、そういった視点ということで御理解いただければと思います。

○議長（柴原成一君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） そういった形でね、業者とは違った形で、町としてのね、公共交通を発展させる、または町の町民が使い勝手がいいような形にね、ぜひともしていただきたいと思うんですよ。

今、部長のほうでね、そういった形で、いろいろ考えていただけるということなので、ぜひとも……。まあ、そういう言い方すると、また町長が何か言うかもしれないけども、とにかく、さっきの使い勝手の部分にしても、やはり、今ではやっぱり問題があるんだ。もちろん、

料金も、私のほうが言うのはそうですけども、そういった形で、行政としては、少しでも1歩でも2歩でも前進していただければと思うんですよ。ですから、まるっきりやらないよっていうんじゃないくて、そういった形でね、ここにも書いてあることで、検討を行うとは書いてあるわけなんで、ぜひとも前向きな検討をね、ぜひともよろしく願いいたします。

これで1問終わります。

○議長（柴原成一君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） じゃあ、2問目に移ります。

地区の公会堂に太陽光発電パネルの設置補助をと。

今、町のあちらこちらで太陽光パネルが見受けられます。水道事務所では、太陽光ツイピ式パネル、これがありました。びっくりしてましたけど。現在建設され、新しい試みとして行われているようです。また、公共施設での屋根貸し事業も行われ、町全体して再生可能エネルギーの普及が盛んに行われています。このような中で、町の行政区の公会堂に太陽光パネルを乗せられないでしょうか。行政区の公会堂は、ふだんの電気の使用は常備灯や冷蔵庫のみで少なく、会合や行事等で使用するときに限られます。この屋根に一般家庭用の太陽光パネルを乗せ、日中の発電を東京電力に売電すれば、その行政区でも収入になります。町としては、そのための設置補助を考えていただきたく質問いたします。

以上です。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 地区公会堂に太陽光発電パネルの設置補助をについて、現在、町としては、阿見町環境基本計画に基づき、地球温暖化対策の一環として、地球温暖化の主な要因であるCO<sub>2</sub>の削減のため、太陽光発電システムの普及に取り組んでいるところです。

行政区の公会堂の整備に対しましては、新築や修繕などを対象に、阿見町集会施設等補助金交付要綱に基づき助成しているところです。

太陽光発電パネルの設置につきましては、阿見町住宅用太陽光発電システム設置補助金交付要綱に基づき、住宅に設置する場合には助成をしておりますが、集会施設に関しましては、現在はその対象にはなっておりません。また、地区の集会施設への設置となると、コストや採算性、その地区の合意形成、個人ではなく行政区が設置者となることによる各種手続や税金の問題等の課題があり、ハードルがなかなか高いと考えられます。

したがって、現時点においては、地区の集会施設への太陽光発電システム設置に対する助成は考えておりません。

○4番（永井義一君） 終わりですか。まだ残ってます、2行ばかり、回答が。

○議長（柴原成一君） 4番永井義一君。

○4番(永井義一君) 2行回答がね、残ってますけども、これも、実際もらったからこういう話になってるわけなんですけども、「今後も引き続き再生可能エネルギーの普及促進に努めてまいります」と書いておりますが。要は、今ね、この回答の中でも書いてあるとおり、環境基本計画、私もこれ見させてもらって、この中で、太陽光、省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの利用促進に向けた取組を進めているとともに、公共交通云々かんぬんというふうに書いてあるわけなんですけども、この中で、私は、前、日本の中で、この阿見町が結構日照時間が長いっていう話は聞きましたし、実際、平地で、水力発電だとか、あとは風力、火力よりも、やっぱり太陽光が一番適しているっていうのを、前に聞いたことがあります。その中で、町としても、積極的にいろんな形でやられているかと思うんですけども、私としては、今ここに書いてあるとおり、集会場の屋根が非常にあいたままになっていると、これはもったいないなど単純に思うわけですよ。こういった形で、要望も幾つかありました。そんな中で、町としてそういった補助を出せないのかということだと思います。なおかつ、集会場というのは、ふだんはほとんど使っていないわけですよ。それで、先ほど浅野議員の質問の最後のところに、個別受信機の話で、集会場にも個別受信機をつけて話ありましたけども、日常的に集会場、個別受信機あっても、誰が聞くのかなって、今ふと疑問に思ったわけですけども、やはり、それは個別受信機の話なんで、ここは置いときますけども、日常的に使っていないからこそ売電がたくさんの売電が可能になると私は思うわけですよ。ですから、これはいろんな税金の問題とか、いろいろ書かれておりましたけれども、こういったハードル、それは自分で考えれば、ハードルはどんどんどんどん高くなってくると思うんですよ。やはりそれは町の姿勢だと私は思うんですよ。やっていこうということを前提に考えれば、そのハードルだって、そんなにばか高くはないんじゃないかと私は思います。

その中で、こういった提案があるんですけども、あるいはこういった一般質問をしたわけなんですけども、まずちょっとお伺いしたいのが1つあるんですけども、ちょっと私のほうで、今週の月曜日ですか、農民連のほうから、ちょっと言われまして、農民連って、農民の農民組合なんですけども、県南農民組合っていうのがありまして、そこからちょっと言われたことなんですけども、それで、龍ヶ崎の東電事務所に行ったんですよ、農民連の人たちと。どういう問題が起きてるのかというと、東電龍ヶ崎支所、そのエリアの中で、ちょうど江戸崎エリアの変電所、それがもう満杯になっているっていう話を聞いたんですよ。それで、今までだったら申請すれば、キロ1,900円で回収っていう形でできたらいいんですけど、もうキュービクルがいっぱいになって、増設をしなきゃならないと。それで、8,200何十万を払ってくださいっていう話になって、農民連の人もびっくりしちゃって、どうなってんだということで行ったわけなんです。8,239万か。ですから、1人、2人でその8,239万と払えるわけがないんで、

もういっぱいになってるから、もうこれ以上だめなんです。東京電力の管内では、龍ヶ崎のエリアが一番申し込みが多くて、接続率が一番高いんですよ。ちょうど江戸崎と美浦ぐらいをカバーする地域らしいんですけども。ですから、阿見から見れば隣の地域になるわけで、そこがそんだけいっぱいになってるということは、阿見だっていっぱいになってるんじゃないかなと、ちょっと不安があって、そのときちょっと聞いたんだけど、向こうの回答は、ちょっとはっきりした回答はなかったんですけども、そういった問題が、今週の月曜日ですか、聞いてきたもので、この一般質問出したときに、仮にこれやって、キャパがオーバーしちゃったらなんていう、逆な不安もあったんですよ。それでちょっと慌ててお伺いしたいんですけども、今現在、阿見町で大きい——阿見町でもいろんなところで太陽光発電のパネル設置してありますけれども、今現在、阿見町で大規模なっていうのかな、太陽光の、今、計画やっているとこはありますか。それちょっと教えてください。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長湯原幸徳君。

○生活産業部長（湯原幸徳君） 今、町のほうで把握しているのは、島津地区の小学館飛行場跡地にメガソーラーをつける計画があるというふうなことだけ、4メガです。というふうな情報は得ておりますけれども、いつの時点で工事に入るということは、まだ聞いておりません。

○4番（永井義一君） その1カ所だけですか。

○生活産業部長（湯原幸徳君） つけるというふうなところは、そこだけです。あとは、飯倉地区ですね、2メガの太陽光が、もう設置されてございます。そのくらいですかね。

○議長（柴原成一君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） じゃあ、今、昔の阿見飛行場で4メガ、あと、飯倉のところで2メガ。これは2メガのほうも動いているわけですか。じゃあ、そこまでは、まあ、まだ許容量があったという感じですかね。ですから、私のほうとしてはね、そういったことで、ちょっと心配して、それで、一般質問の中でも書いてあるんですけども、水道事務所に、この前、ちょっと別件で水道事務所に行ったときに、課長と話したときに、あれはツイビ型のやつなんだよと。初めて見る形だったんですけども、ちなみに、あれ費用っていうのはどのくらいなんですかね。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市整備部長篠崎慎一君。

○都市整備部長（篠崎慎一君） はい、お答えいたします。水道事務所のツイビ型はですね、28.8キロワットで、金額がですね、2,022万で、これ税抜きですね。税込みで2,356万で発注しております。キロワット当たりですね、単純計算しますと70万2,000円。ツイビ型は固定式に比べて、大体1.6から1.8ぐらいの能力があるということですので、これで逆算してきますと、通常の置き型に換算しますと、大体43万ぐらいというような金額、1キロワットですね、そのぐらいになってまいります。

○議長（柴原成一君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） それはもう今、動いている。前行ったときは、まだ工事中だったんだけど、それとも、いつから稼働になるんですか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市整備部長篠崎慎一君。

○都市整備部長（篠崎慎一君） 工期がですね、今月いっぱいまでですので、正式には、引き渡し今月中に受けまして、その後、10月初めか今月待つぐらいになるかと思えます。

○議長（柴原成一君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） なるほど。私も、それ、ちょっと水道事務所のやつはびっくりしちゃったんですけども、これは、町のほう、東電に売電して、それで、町の収入によって変な言い方だけど、そういう形になるわけですか。その収入は。

○議長（柴原成一君） 永井義一君に申し上げます。質問の趣旨が、地区の公会堂に太陽光発電パネルの設置補助をとという題になっております。それに沿って質問をお願いいたします。

4番永井義一君。

○4番（永井義一君） まあ、ちょっと余りにもびっくりしちゃったんでね、突然あれが出たんで。今、その話だったんだけど、じゃあ、まあ、いいや、今ね、課長がそうですなんて、その席でこんなことやっていたんで、まあ、わかりました。

ちょっと私がね、月曜日に東電の龍ヶ崎に行ったときに、ちょっと危惧した部分があったんでね、ですから、それは今ちょっと聞いたんですけども、じゃ、まあ、阿見町エリアでは、まだ大丈夫なのかなと。これは、東電から別に何か言われてるわけじゃないと思うんですけども、だとしたら、私のほうとしては、積極的にまず1つ、公会堂のほうのやつを考えているんですけども、まず、回答としては、助成は考えておりませんが、ともあるんですけども、まず、今、公会堂でね、改築とかやるときには町からの補助が出ているかと思うんですけども、町のまず1つ考え方を聞きたいんですけども、このいろいろな手続等々の問題でハードルがなかなか高いと考えられていると。仮に、私がさっき言ったように、そのハードルっていうのは、考え方によっては低くなるんじゃないかと思うんですけども、仮にそういった形でハードルが低い場合、町としては、公会堂に対して、改修とか新しくつくるときにね、補助金を出しているかと思うんですけども、それと同じような形で、この太陽光発電やろうという場合には、ハードルが低くても補助するという気持ちはありますか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民部長篠原尚彦君。

○町民部長（篠原尚彦君） お答えいたします。集会場に太陽光発電パネルを設置した場合のお話をしているわけですけども、通告書の中にも記載がありましたが、永井議員さんイメージされているのは、一般住宅用の規模程度のものだろうと思うんですね。これ、通告書いただ

いてから、余り時間がなかったんですけども、いろいろと調査を、調査というと大げさですが、いろいろ調べてみました。答弁書の中に、いろいろ理由上げたんですけども、まずコストということでは、初期投資ですよね。設置費用が結構多額になると。その多額な費用というのは、集会施設に設置しようとする場合には、当然、区のほうが負担するということになるわけですけども、数百万になるかと思いますが、そういった負担がまずあるということですね。売電することによって将来的にその分を回収し、さらに余剰が出て来なければ、永井議員言われているように、地域のためにその売電益を活用するってということには、なかなかできないということになりますよね。そう意味で採算が合うのかなというところに、ちょっと疑問を感じています。その採算を考えると、先ほど町長のほうからの答弁にもありましたように、行政区のほうを設置をする太陽光発電パネルとなりますと、これ個人とは扱いが別で、税金の問題が出てくるということがわかりました。法人扱いの税が課税の対象になりまして、当面はどうか17年間で減価償却分を見られるということもありますので、多少、差し引きの問題も出てきて緩和されるというのはあるんですけども、法人町県民税に関していうと、均等割というものがあります。阿見町の町内の例でいえば、町民税の均等割が5万円、それから県民税のほうは2万2,000円。これは売電益で赤字になっても均等割はかかってしまうと。そうなってくると、多分、今、一般家庭の4キロワットぐらいの規模で、年間の収益が十数万円くらいかなというふうには、ちょっと――収益がですよ。売電価格ではなく。そうすると、その収益分の半分くらいは税の負担になってしまうんですね。そういったことがあるので、さらに初期投資した分を返済していくようなことを考えれば、なかなかプラスにするのは難しいと。そうすると、永井議員さんが意図していた、地域コミュニティの活性化のために売電益を活用するってところか、設置したがために負担を強いられるような形が考えられてしまうと。さらにですね、いろいろ手続が伴うと。法人の設立届ですとか、収益事業開始の届け出ですとか、法人税の確定申告ですとか、税関係の手続が伴ってくると。そういったこともろもろ含めまして、なかなか現実的には厳しいのではないかと。そういったことから、現段階では難しいと判断をしています。ハードル無理に下げてんじゃないかっていうようなお話、無理にとは言いませんけど、ハードルを高く見てんじゃないかっていう御指摘ありましたけども、決してそうではなくて、やっぱり、いろいろな今の環境、いろいろ諸条件を検討しますと、行政区のほうお支援するつもりが、かえって足を引っ張ってしまうような結果にもなりかねないと思いついて、これはなかなかハードルが高いなど、そういう町長のほうからの答弁になったわけです。ちょっとわかりにくかったかもしれませんが、以上です。

○議長（柴原成一君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 永井議員は、新しい施設に建て替えたりなんだりするときに、太陽

光のあれも補助で、一緒にね、2分の1の補助になるのかっていう話と同じような形に聞こえたんですが、そこまでは言わないんですね。だから、太陽光発電に対しての補助は全然考えてないということです。新しく建てたにしても。そこの屋根につけて、だから、新しいものを建てたときには2分の1、町から補助出すでしょ。それは建て替えたり、新しく、それは考えるけど、その屋根に太陽光を乗せるっていうものに対しては考えてない。

そして、もしもね、本当に行政区がやるとなれば、行政区っていうのは、20年に本当に毎年1人ずつ区長がかわってたら、20年間、そういうなるわけだから、なかなか難しいし、あと、やはり、それであるならば、かえって屋根をね、貸すような状況を行政区が、行政区の中でまた決めるほかないから、そこら辺もやっぱり、いろんな面で厳しいなとは思いますが。何なら屋根貸しとかそういうのを考えてもいいんじゃないんですか。

○議長（柴原成一君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 今の部長のほうの詳しい説明で、大分わかりました。実際のところ、こちらもそこまで踏み込んだ調査っていうんですかね、もちろんやってなかったあれなんですけども、実際、今、こういったいろんな、法人町民税っていうんですか、そういう話もありましたけども、そういった中で税金まで収益の半分がとられてしまうということなんですけども、どうなんですかね、町長は、今の状況じゃできない、やらないっていう話がありましたけれども、町民のほうとしてやりたいっていう意見があったときに、そういう方法っていうんですかね、屋根貸しの話がね、町長のほうからありましたけども、具体的に何かそういった形で、せっかくあそこ、日が一日かんかんに照っててというところがあった場合、それをどういった形で、そこにね、太陽光を設置できるかっていう、何かそういったいい方法っていうのは、町のほうで何か、具体的じゃなくても構わないんですけども、そういった事例なんかもし何かあれば、お願いしたいんですけども。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。環境政策課長兼放射能対策室長岡野栄君。

○環境政策課長兼放射能対策室長（岡野栄君） はい、お答えします。太陽光設置を検討されている地区がございましたら、県のほうのですね、アドバイザー派遣事業という事業がございまして、これは、有識者、専門家、また技術者などを派遣してくれる事業になっております。こちらのほうを環境政策課のほうから問い合わせして支援することができるかと思っております。また、県内では、先進地東海村のほうでですね、自治会が独自に補助金もらわないで、独自に10.5キロワットの発電システムを設置しているという事案がございまして、こちらのほうを先進地として視察に行くとか、そのような支援はできるかと思っております。

以上です。

○議長（柴原成一君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） そういったね、ありがとうございます、県のアドバイザー。東海村のやつ、今、話ありましたけれども、これは行政から補助をもらわないで自治会が独自でやると。そういった形の場合には、先ほどの税金の話っていうのは、それはあるわけですか。ちょっと東海村の話って、今初めて聞いたんで、どういう状況かわからないんですけども、課長のほうで、もうちょっと詳しく知ってれば、お願いしたいんですけども。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。環境政策課長兼放射能対策室長岡野栄君。

○環境政策課長兼放射能対策室長（岡野栄君） 東海村のほう、確認したところですね、地縁団体という法人として、10.5キロの太陽光発電施設を設置したと。初期投資が330万ですか。これ新聞記事に載っているんですけども、330万。300万は金融機関から借りたもので、年間の売電収入が10キロですので、本来でいくと四、五十万だと思うんですが、現実的には、初年度60万あったということでございました。税金の負担と管理料などで20万弱がかかっていると。その税金申告等の手間は自分たちでやっているということです。60万の中で20万の経費がかかって、40万の収入があって、そのうち初期投資分の返済で35万払っていると。残り5万円。その5万円を防災等の備品を整備している。そのようなことでもございました。

○議長（柴原成一君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） いろいろ考えれば、そういった形で、たかが5万、されど5万という部分もあるかもしれませんが、東海村でそういった先進例なんで、そういったところがあるんだったら、私もちょっと話が来て、こういった一般質問やってるもので、町としては、いろんな情報が入ってくると思うんで、そういったのを町民の人に知らせる……。町では残念ながら補助は出せないよと、町長がこう言ってたよということを、話はするわけですけども、東海村の例がね、非常にいい例じゃないかなと思うんで、私のほうとしては、今回の一般質問の中で、こういった形で、やっぱり町民のいろんな声、意見、それをまず町にぶつけて、それが実現できるのかできないのかも含めてね、やっぱりちょっとこういうのをやっていこうと思うんで、今の岡野課長の話は非常に参考になりましたんで、ちょっとその辺を含めてですね、いろいろ、これからまた検討していきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（柴原成一君） これで4番永井義一君の質問を終わります。

それでは、ここで暫時休憩いたします。会議の再開は3時10分からといたします。

午後 2時59分休憩

午後 3時10分再開

○議長（柴原成一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、8番久保谷充君の一般質問を行います。

8番久保谷充君の質問を許します。登壇願います。

〔8番久保谷充君登壇〕

○8番（久保谷充君） 皆さん、こんにちは。

それでは、通告により、予科練平和記念館5周年記念事業の展示物及び記念館・展示物の維持補修、管理状況について質問をいたします。

平成25年6月議会で、開館5周年の節目に予科練平和記念館に予科練習機の赤とんぼや零戦などの現物あるいは掩体壕等のレプリカの製作、展示を提案しました。執行部からは、零戦や掩体壕のレプリカ製作等についての前向きな回答があり、基金の利活用によってレプリカの製作及び展示を行うということで、現在進まれているというふうに思います。

零戦及び掩体壕のレプリカなどは、どのような業者に発注・契約して、その進捗状況は、について伺います。

2点目に、屋外展示物、回天、寄贈・寄託された貴重な資料等の現状と保存管理について伺います。

これも、平成25年6月議会で伺いましたが、その際、町長は、「まず1点目の回天レプリカ管理・保存についてですが、模型は防水加工を施し、野外に展示しております。しかし、日が当たる塗装面や先端部分の発泡スチロール部品の劣化が進んでいるため、ペンキを塗り足すなどの対策を実施しております」と答弁しています。それに対して、私は、回天レプリカの屋外展示について、ペンキの塗り足しなどの対策で抜本的な対策になるのか、保存になっていないのではないか、屋根等の対策が必要ではないのかと疑問を呈しておきました。

また、教育次長は、「結果的に、今20万円を要する防水加工をして、5年ももつつちゅうことなんですけど、今の町長が答弁したとおり、日の当たるところ、3年なんです」と、「当然、せっかくいただいたものを潰さないような形で今後検討していきたいと考えております」と答弁いたしております。

これは、議事録のとおり、私読んでますんで。

しかし、今、防水加工は5年もたず、善意の寄附でいただいた資料は無残にも廃棄物になりつつあります。昨年の6月議会で私の心配は現実のものとなっているのではないかと思います。町長も教育長も、最近現物を見たことがありますか。先端部分の発泡スチロールは大きな穴が2つもあき、補修したビニールテープは無残にもはがれて、また、どのように補修・塗装し直したのか、胴体は今にも崩れ落ちそうです。よくここまで放置しておいたなというふうに私は

感じました。実際に、回天模型は屋外に展示されたものは、平成24年11月ですから、それから2年足らずで現在のような姿になっています。私が平成25年6月の議会で指摘したのは、展示されてから半年もたたない時期です。その際に修理するという答弁があって、実際に補修されたとしたら、それから1年経過しています。それすら、一体全体、当初の屋外に常設展示するための防水塗装やコーキングはどのような契約だったのか。なぜ半年足らずで修理を必要な状況になったのか。また、補修後1年足らずで無残な姿をさらけ出すような状況になったのかをお伺いいたします。

3点目の、予科練平和記念館の運営費、事業費、維持補修費、管理状況など、3年間について伺います。

よろしくお伺いいたします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長青山壽々子君、登壇願います。

〔教育長青山壽々子君登壇〕

○教育長（青山壽々子君） 予科練平和記念館5周年記念事業の展示物及び記念館・展示物の維持補修、管理状況についてお答えします。

1点目の、掩体壕及び零戦展示物の進捗状況についてお答えします。

掩体壕建設については、基本・実施設計を平成26年7月末に契約し、設計の完了は10月予定です。その後、11月中に建築業者を選定し、平成27年3月末に工事を完成する予定です。

また、実物大零戦模型の製作についても、7月末に契約し、完成は平成27年8月末を予定しています。

2点目の、屋外展示物回天の現状と管理についてお答えします。

回天の模型は、平成24年7月21日から10月28日まで、特別展で館内展示をし、終了後は屋外に展示しております。

木製のため、傷みがでてきており、これまで職員が簡易的な補修を行っておりますが、長期保存するためには修理等が必要となっていることから、現在、その補修と屋根の設置を検討しているところです。

3点目の、記念館の維持補修、管理状況についてお答えします。

平成23年度から平成25年度の決算で申しあげます。

職員給与関係経費は、平成23年度、2,210万8,000円、平成24年度、2,308万1,000円、平成25年度、1,665万4,000円となっています。

予科練平和記念館運営費は、平成23年度、1,424万7,000円、平成24年度、1,342万8,000円、平成25年度、1,400万9,000円となっています。

予科練平和記念館維持管理費は、平成23年度、1,537万5,000円、平成24年度、1,632万4,000円、平成25年度は、1,734万3,000円となっています。

予科練平和記念館事業は、平成23年度、928万9,000円、平成24年度、792万5,000円、平成25年度は、1,089万3,000千円となっております。

○議長（柴原成一君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） それでは、実物大零戦模型の製作なんですけど、7月末に契約したということなんですけど、どこで契約したのか、また、その金額、また、その内容等は、ちょっと教えていただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

○議長（柴原成一君） 教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） 零戦だけでよろしいでしょうか。零戦だけ、はい、わかりました。

零戦については、水戸市にあります株式会社広洋社で、税込みで1,296万円となっております。

内容はですね、これは前にも説明しましたが、零戦の21型ですね。実物大っっちゃうことで、通常52型よりも1メートル羽が長い12メートルということで聞いておまして、今、アルミと、それからスチールっっちゃう形の構造で、今、設計作成中で、まだ進捗はしてない状況です。

以上です。

○議長（柴原成一君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） これ契約の内容は随契ですか、それとも競争入札なんです。あと、つくってるところは、広洋社ですか、ここ1社しかないのかどうか伺います。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） 限られた予算、1,300万ほどの予算でですね、ある程度零戦の実績あるところ全て見積もりとったんですけど、もうやってくれるところがここしかなくて、一者特命随契で契約をした状況です。

以上です。

○議長（柴原成一君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） それ、やってくれるところがないっっちゃうのは、私らわからないからね。一者随契になってそういう形になってるわけですから。それに、どことどこかね、いうふうに言ってもらわないと、やはり、これ、後から調べようもね、本当にそうなったのかも、私たちにはわかりませんからね。その辺のどこ、どうですか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） 一応ですね、契約者、この広洋社なんですけど、それ1者で、ほかのについては、ここでは説明を控えさせていただきます。

以上です。

○議長（柴原成一君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） 広洋社ですか、これはまた後ほど、私も話しますが、それでは、掩体壕のほうは、どのような材料で、大きさ等とか、大体概略わかれば、ちょっと、建築っていうか、その内容をお知らせいただきたいというふうに思います。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） これは、久保谷議員さんが、予科練平和記念館運営協議会の委員の時代にですね、上郷の山田家の掩体壕がありまして、その後、久保谷充議員から模型をお借りいたしまして、今、予科練平和記念館に展示しております。だから、基本的には、近代化遺産であります山田家のやつで、鉄筋コンクリート、RCっていうんですか、それで、これ大きいんですよね、6と4だから、幅22メートル、高さ6メートルという形で、今、設計。ただ、掩体壕型格納庫なんで、そういう、土を乗っけたり木を植えたりちゅう部分については、そういうのは計画はしておりません。

以上です。

○議長（柴原成一君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） そうすると、鉄筋コンクリートということですよ。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○8番（久保谷充君） じゃあ、金額は、大体、設計じゃないけど、その予定金額はどのくらいなんですか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） これ、当初予算にですね、工事請負費で出てるかと思うんですけど、2,500から600、今、手持ちにちょっと予算がないんであれなんですけど、その予算の範囲内でできるような形でなろうかと思えます。

○議長（柴原成一君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） それではですね、回天のほうなんですけど、これはTBSからのもらった経緯、もう一回、ちょっと説明をしていただきたいというふうに思います。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） 平成18年、2006年なんですけど、TBSドラマでですね、「僕たちの戦争」というのがあったんですね。主演が森山未來でありまして、そのときにですね、製作した回天を、その同年9月10日いただいて、その後は、3つのやつがありまして、図書館の脇にある文化財倉庫あるんですね、あそこに保管してて、先ほど教育長が答弁したとおり、平成24年に、特別展で「回天」これやりまして、コックピットももらいましたんで、コックピ

ットは室内に、何せあれ、回天は14メートルなんで、特別展のときは見せたんですけど、その後、雄翔館ありますよね、あそこの地階、ベンチがあって、今、皆さん、あそこのベンチに座って写真を撮ってっちゅうことで、皆さんに多くの方に見せていただくように、あそこに設置したっちゅう経緯でございます。

以上です。

○議長（柴原成一君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） あれは、発泡スチロールとベニヤとかね、ブリキでできてて、当時、管理状況じゃないですけど、まあ、今の状況は多分想定されたのかなあというふうに思います。そういう中でね、TBSのほうからもらったときにですね、運搬その他の契約をどことして、そしてあれしたのか、ちょっと伺います。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） 失礼ですけど、TBSからもらったときのですか。それについては、ちょっと不明ですね。手持ちに資料ございません。

以上です。

○議長（柴原成一君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） そのときの契約は、どのような契約条項があったのか、どことね、契約して、その契約の内容を、ちょっとお知らせいただきたいというふうに思います。

○議長（柴原成一君） 久保谷充議員に申し上げます。手元に資料が、先ほど、ないとおっしゃっていたんで、今のもないかと思えます。それについて、すぐそろろうようであれば、教育次長、お願いしたいんですが。

教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） 回天のですね、文化財倉庫から予科練に持ってきた運搬費用とか経費はわかりますけど。それでよろしいんでしょうか。

基本的にはですね、委託契約ですね、契約金額が462万でですね、内訳としては、回天模型の運搬、それからコックピットの運搬、回天模型の設営費、それから回天模型の塗装、それから回天模型の製作設置っちゅう形の、全て、あと、平成24年度の9月21日から10月28日までの回天の全てを含めた中の運搬費も含めた中の特別展の委託料になっております。

以上です。

○議長（柴原成一君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） いや、だからね、先ほども、今回の出てきた零戦の契約と同じ広洋社じゃないかというふうに私は思うんですが、その中でですね、今、次長もお話ししましたがですね、契約の中にですね、業務内容の1つは、模型を特別展に展示するため、化粧直しをし、

及びコーキングをする。業務内容の1つは、特別展終了後、模型を屋外に常設展示するための防水、塗装及びコーキングをする。その他、業務もろもろありますが、このやつは、その業者は、防水加工してたんですか、これ。少しの間で、本当にまだ2年たつたかないかで、こういう形になって、それで、防水加工の部分の金額っていうのは、幾らの契約でやってるんですか、これ。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） 確かに防水塗装ちゅう形ですね、塗装費、ウレタン塗装なんですけど、内訳見ますと、13万9,000円ちゅう形になっております。

以上です。

○議長（柴原成一君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） 先ほども私言いましたけど、ベニヤとね発泡スチロール、それとそういう鉄板ちゅうかさあ、そういうやつで、ブリキですか、そういうやつで、本当にね、それでもつのか。また、これ防水加工って書いてありますよね。防水加工ちゅうのはウレタン塗膜なんですか、これ。

○議長（柴原成一君） 質問者以外の方は発言を控えてください。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） 見積書の内容で、1、液型ポリタン、ウレタン樹脂、ジョイント部コーキング全塗装というような形でなっております。

○議長（柴原成一君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） いや、だからね、屋外に置いて、専門の業者が、半年、1年足らずで、ああいうふうな形になりますかと私は言ってんですよ。これ、やはり、後からね、今、今度は私が当初指摘しといた、屋外に置いたら、屋根とか何かつけたほうがいいんじゃないんですかと。今度はつける。そういう話でしょうよ。やはり、初めから、これもつかもたないかなんていうのは、誰が考えたってわかるはずだというふうに私は思うんです。だから、その辺は、やはり業者に、どのような指導じゃないけど、これまた1年もたたないうちに、その幾ら、十何万だかなんかわかりませんが、これじゃもたないよとか、そういうふうなアドバイスを受けたんですか、それ。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） ですから、先ほど教育長が答弁したように、今、長期保存するための屋根、それから塗装を検討してますよちゅうことです。

以上です。

○議長（柴原成一君） 8番久保谷充君。

○8番(久保谷充君) いや、だから、当時ね、何でそういうふうなことを業者から聞かなかったんですか、アドバイスなかったんですかって私聞いているの。ないんならないとかね。町長も答弁してたときに、防水加工施しますよってやつやっていますよね。あれから防水加工のそれやったんですか。施したんですか。

○議長(柴原成一君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長(竿留一美君) そういうことで、今、進めてるっちゅうか検討してますよっちゅうことで。なかなか予算の範囲内のものなんで、そういうことで、やってません。

○議長(柴原成一君) 8番久保谷充君。

○8番(久保谷充君) いや、だからね、最初私がTBSからどういう経緯でもらったかということ聞いたのは、そういうこともあるんですよ。やはり、寄贈、寄託をされたものについてはね、きちんと管理する。これね、当然ね、個人だって、私らだって大事にしますよ。それを、町がそういう形で表にぶん投げたみたいな形ですよ、これ、投げといて。それで、業者からね、そんで、1年もたたずにこうなってんだけど、どうしたんですかって、だって、言わないの。それで、同じ業者にまたこうやって、零戦を発注するんですか、これ。その辺もう一度聞きます。

○議長(柴原成一君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長(竿留一美君) お答えします。仕様書には、5年保証つきだよとは書いてありません。大体通常だったら、前に答弁したように、5年ぐらいはもつんじゃないでしょうか。5年保証しますよというような仕様書じゃございませんから。ただ、傷みが相当激しく進んだちゅうことで。あと、久保谷充議員さんが言われたように、発泡スチロールで穴があいている、こっちのほうにハチが巣を食ってまして、この間駆除しましたけれど、あとは、ベニヤの部分で、先ほど教育長が答弁したとおり、今、そういう部分で、大事な実物大の模型なので、予算確保に向けて進めております。

○議長(柴原成一君) 8番久保谷充君。

○8番(久保谷充君) だから、私が言ったように、最初からそういうふうにはきちんとやれば、やはり、そういうね、相手の思いだって伝わるでしょうつつてんの。業者にもちゃんと、そんな半年からそこらでそういうふうになったら、きちんと話ししたらいいでしょうよ、それは。それをしないで、何でこれからまた、予算ついたらやりますよって話になるの。これ、あれだそうですよ、柵の設置にしたって。これ書いてありますけど、周囲を囲み、立ち入れないよう図る、製作及び設置するというふうに書いてありますよ、あれ。誰だって、ああいう形、触れるから、先端部分の発泡スチロールのところに穴あいたり、そういう形になってんじゃないの、これ。やはり、そういうところは、なぜそうなんだか、よく把握してなくちゃしよ

うがないですよ。それと、何ですか、ビニールテープでぐるぐる巻きにして。あんなんで、誰がやったかわかりませんが、あんなやつでもつわけないでしょ、だって、これ。これ、誰がビニールテープやったんだか、ちょっと聞きます。

〔「しっかりしろよ、本当に」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） 一生懸命、職員はそこに、館長含め4人ですけど、一生懸命職員が、黒のガムテープで傷みを抑えるようにやってる。応急措置はしております。

以上です。

○議長（柴原成一君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） 次長、じゃあ、今現在のところのやつ見たんですか。私は写真撮ってありますけど、やはり、あれを見て、sonだけで応急措置だというふうには思いません。それと、先ほどの話に戻りますけど、広洋社に、そういうことを、零戦、今、発注しているわけですから、その点のやつを、まだね、同じような状況で、防水加工だよという形で、本当にね、また大丈夫なのかどうか。それ、半年かそこらでね、そういう形になったっちゃうことを、向こうに、クレームじゃないですけど、その話をする予定があるかどうかを伺います。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） それはありません。

○議長（柴原成一君） 質問者以外の発言は控えてください。

8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） いや、それはね、民間でも、ああいう半年もたたないでああいう形になったら、誰でも言いますよ。まして、また発注しようとして、発注したんでしょうよ、これ。その辺は、やはり言わなければ、また同じような結果になりますよ、これ。だからやっぱり、きちんとね、どっちの話したんだかわかりませんが、やはりきちんと向こうに話することは話をする。今回頼んだのと別ですから、その辺のやつを、やはり発注する側がきちんとしないと、こんなのね、同じような幾らでも出てきますよ、本当に。だから、もう一度、お願いします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） 今の零戦を7月末で発注して、もうこれ大事なんです。これぼしやっちゃったら、5周年ができなくなっちゃいますんで、とにかく回天のほうについては、再度、事情を、職員それから広洋社のほうに確認をします。それで、状況を見ます。

以上です。

○議長（柴原成一君） 8番久保谷充君。

○8番(久保谷充君) やはり、そういうふうには、初めっからね、話をしてくれれば、こういうふうには私も言わなくて済むの。やはり、半年、1年以内がそこらで、ああいうひどい状況になったら、前もってきちんと話をしたりね、していかないと、やはり、寄贈してる人の、やっぱり思いなんちゅうの、これ伝わんないよ。関係者が見にきたら、これひどいなあというふうな形になるかもわかんないですからね。その辺はやっぱりきちんと町のほうもしてもらいたいというふうには思います。

続けてね。3点目の、平和記念館の維持管理、補修の中で、震災のときとか、そういうところの中で、補修とか、そういうしたところとかの箇所はないんですか、これ。

○議長(柴原成一君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長(竿留一美君) 来年の2月で5年になるわけでございまして、大きな維持補修ちゅうのはないんですね。あるのは、展示室の、少し壊れたという部分の小規模の修理、それから、ピアノをいただいて、今、音楽で元気にするまちづくりちゅうことで、生涯学習グループで予科練についてもピアノの修理とかありまして、今年の3月ごろでしょうかね、正面左側の吹き抜けになってたところ、御存じでしょうか。あそこの柱がですね、トタンだと思います。ガルバリウムではないと思うんですけど、それ、はがれて、9万円で——今年の予算です。これ決算では出てきませんが、26年にその柱を修復した経緯はございます。10万弱ちゅうことでございます。

以上です。

○議長(柴原成一君) 8番久保谷充君。

○8番(久保谷充君) 外壁の工事ちゅうことで30万ぐらいの予算額なってますが、これはその件なんですか。

○議長(柴原成一君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長(竿留一美君) 確認なんですけど、30万は何年度。

○議長(柴原成一君) 久保谷充君。

○8番(久保谷充君) 今年度ですね、6月かな。

○議長(柴原成一君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長(竿留一美君) 7月の21日で柱の関係は9万7,000円支出しております。ちょっと30万の内訳は、ちょっとわかんないですね。9万7,200円で柱を修理しております。

以上です。

○議長(柴原成一君) 8番久保谷充君。

○8番(久保谷充君) わかりました。これ30万が9万7,200円になったんだな、多分ね。だというふうには思います。

いずれにしてもですね、あと、もう1つね、今まで寄贈とか寄託されたものの管理状況ちゅうのは、どういう形になっているのか、ちょっとお願いします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） 今、倉庫がありましてですね、薰蒸して、薰蒸ちゅって、消毒をして、倉庫に整理してありまして、今、イベントそれから企画展、そういう部分にたびたび出してるちゅうような形でございます。

以上です。

○議長（柴原成一君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） まあ、大体わかりました。

予科練記念館の、やはり今ね、寄贈だとかね、いろいろなものを寄託した人とかの思いがたくさんあるわけですから、それはやはり、ちゃんときちんとね、管理をしていかなければ、町も、せっかくもらったのをね、やはり、回天じゃないですけど、そういうふうにしないようにね、今後していただきたいというふうに思って、1つ目の質問を終わります。

○議長（柴原成一君） 教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） ちょっと久保谷議員さんに確認なんですけど、2006年にTBSから、3つに区切ってコックピットと4つをですね、図書館脇の倉庫に持ってった運搬費ちゅうことで、答えられなかったんですけど、その費用を調べろちゅうことでしょうか。

〔「いや、いいです」と呼ぶ者あり〕

○教育次長（竿留一美君） それはいいですか。ありがとうございます。わかりました。

○議長（柴原成一君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） それでは、2つ目の、大室ストックヤード及び周辺の整備について質問をいたします。

まず1点目の、大室ストックヤードの進捗状況ほどの段階にあるのかですが、現在、霞ヶ浦高等学校がグラウンドとして整備・活用する方向で地権者と協議を進めており、町としても支援するとのことですが、グラウンド整備の状況と、町の支援はどのように考えているのか伺います。

2点目の、国体開催に向けて、セーリング競技実施のためのマリーナ整備及びその後の利活用について伺います。

2019年開催茨城国体での当町での開催種目のセーリング競技実施場所の件ですが、現在は、陸上自衛隊武器学校の協力を得て、校内の霞ヶ浦湖畔を改修して競技実施する予定だと思えますが、大会競技が終わった後は、当然ですが、湖畔を以前のように修復して返すということだと思えますが、それなりの改修・修復工事に費用がかかると思えます。

大会競技が終わった後も、施設を利活用できるように、競技実施場所を大室ストックヤード周辺の霞ヶ浦湖畔に移し、整備をして、セーリング競技を実施して、国体後はマリナーを利活用して、セーリング競技はもちろん、ジェットスキーなどマリンスポーツ等の湖畔を利用して、アウトレットの入場者、予科練平和記念館の来館者などの多くの交流人口を呼び込むような利活用をしてはどうか伺います。よろしく申し上げます。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 大室ストックヤード及び周辺の整備について、まず1点目の、ストックヤードの進捗状況についてお答えいたします。

先ほど、同じようなお話がありました。大室ストックヤードの跡地利用につきましては、霞ヶ浦高校がグラウンドとして整備活用する方向で地権者と協議を進めております。

地権者の意向としては、事業協力に前向きな考えを示されております。現在、事業者である霞ヶ浦高校において、土地の調査などを行っており、開発行為の申請に向けた作業を進めております。

今後、地権者との協議が順調に進み、具体的な事業概要が整いますと、茨城県県土利用の調整に関する基本要綱に基づいて協議の申請がなされますので、町土地利用合理化協議会において、議員の皆様にお諮りすることになります。

町としましては、地権者の意向を踏まえ、出来る限り早い時期に土地利用が図られるよう、支援して行きたいと考えております。

2点目の、国体開会に向けて、セーリング競技実施のためのマリナー整備及びその後の利活用についてお答えします。

平成31年秋に予定されている茨城国体において、阿見町は霞ヶ浦を競技会場として、セーリング競技の会場に内定しています。大会の規模としましては、ディンギー型と呼ばれるヨットが、約30艇、ウインドサーフィンが約70艇、大会運営等のクルーザーやゴムボートなどが約80艇、選手監督約600名となっており、競技日数は4日間が予定されております。

現在の計画では、自衛隊の武器学校の一部を借用し、スロープとなっている護岸からヨットを入水させます。武器学校の敷地内という限られたスペースであるため、大会本部は霞ヶ浦平和記念公園に設け、大会運営に立ち会うクルーザーは土浦市のラクスマリナーへの停泊を予定しています。

また、本大会の約1年前、平成30年にはプレ大会として全日本実業団大会などが想定されており、本大会の予行練習として位置づけられています。

県においても、今年度に入り大会運営に向けた費用の検討や市町村への助成制度の創設に向けた動きが始まりました。

このような状況を踏まえ、課題やスケジュール、概算費用についての調査を今回の補正予算で計上させていただきました。まずは、さまざまな可能性も含め調査をさせていただき、よりよい競技環境が整えられるよう対応してまいりたいと考えております。

○議長（柴原成一君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） 大室ストックヤードの件ですが、吉田議員さんとかね、いろいろな方が質問を今までしてきていると思いますが、改めてね、大室ストックヤードの、県、町また地権者なんかのね、補助金等のかかわりについて、少し説明をお願いします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。企画財政課長小口勝美君。

○企画財政課長（小口勝美君） はい、お答えいたします。ストックヤードとの町とのかかわりということですが、さかのぼるところ平成8年、県の環境センター誘致のところから始まりまして、具体的に、平成14年に国交省より地権者に返還され、その後、転作事業として進め、町がフラワーコリドール事業ということで、平成15年から、大室の転作組合に対して委託を行っております。それで、フラワーコリドール事業としては、事業者協力謝礼ということで、平米30円、ストックヤードの敷地が7万平米ありますので、耕起、肥料散布、種まき——播種ですね、除草等の作業見合い分として、平米当たり30円、面積7万平米ということで210万円を事業者協力者謝礼ということで報償費で支払っております。

そのほか、転作交付金という形で、農業サイドからお金が出ております。

以上でございます。

○議長（柴原成一君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） 地権者と組合との、この補助金の関係っちゅうか、これはどのようになっていますか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。企画財政課長小口勝美君。

○企画財政課長（小口勝美君） そこの地権者で構成する大室地区転作組合というものに対して、今御説明いたしましたフラワーコリドール事業の事業者協力謝礼として210万の支出を行っております。

○議長（柴原成一君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） そうしたらですね、これ地権者に平米30円ですか、それは全額、その花とかというような形で、全部これ補助金が行くっちゅうことですか、これ。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。企画財政課長小口勝美君。

○企画財政課長（小口勝美君） 組合に対して、そのストックヤードの管理、耕起、肥料散布、

種まき等の相当分の費用として、組合に対して支出しております。

○議長（柴原成一君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） そうしましたら、組合から、また地権者が幾らか、その平米によって、利用料金ちゅうか、そういうやつをもらってるちゅうことなんですか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長湯原幸徳君。

○生活産業部長（湯原幸徳君） 私のほうから、若干補足説明をさせていただきます。今、企画財政課長が言われたのは、フラワーコリドール事業に対しては、組合のほうに町から210万円を、組合に行ってます。その組合から個人に行くということではなくて、組合のほうで、そういう耕起代だとか、播種代だとか種代だとか肥料代だとかに活用していただいているというふうなことです。

それ以外に、平成14年度から、転作奨励金ということで、団地加算分を農業のサイドから支払っております。これは、当時は1平米は60円払ってたんですけど、今は30円になっちゃったんですかね。やっぱり年々下がってきていますので。それはあくまでも、その団地で持っている土地所有者の面積に案分して、各個人に奨励金が行くというふうなことになっております。そういうふうな形で支払っているということになります。

○議長（柴原成一君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） そういうことも含めて私は聞いたかったんですが、今ね、湯原部長からそういうふうに聞いて、よくわかりました。

あとですね、霞ヶ浦高等学校が、今ね、地権者といろいろな折衝をしてますよということなんですが、決まってから、結構もう1年ぐらいたつのかな。そういう中で、いつごろかはわかれば、ちょっと教えてください。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。企画財政課長小口勝美君。

○企画財政課長（小口勝美君） 先ほど議員のほうから1年経過と言っておりますが、実際には、この3月に農政サイドのほうから、農水省のほうから、農転の承認、内示が出てるということで、実際には、まだ半年ということで、現在、答弁にもありましたが、地権者と霞ヶ浦高等学校のほうで、土地の調査を行っているところでございますので、そろそろ具体的な話になっていくのではないかとというふうに推測しております。

○議長（柴原成一君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） わかりました、その件に対しては。

それでは、国体のセーリングの場所の件ですが、これは今、自衛隊の湖畔ということだというふうに思いますが、私が指摘したようなことを、想定をするのかどうかについて伺います。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長横田健一君。

○総務部長（横田健一君） お答えいたします。町長の答弁にありましたように、今回の9月の補正で、そういう調査をするための費用を計上させていただいております。ですから、久保谷議員がおっしゃったようなことも想定をして調査をしていくというようなことで考えております。

○議長（柴原成一君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） ありがとうございます。自衛隊とかね、そういう霞ヶ浦の、やっぱり、大室近辺ですか、そういうところを利用してね、19年ですから、もうプレですか、そういうを考えればね、時間はそうないのでね、よりいい方向でね、ちょっと検討していただきたいというふうに思います。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（柴原成一君） これで、8番久保谷充君の質問を終わります。

それでは、ここで暫時休憩いたします。会議の再開は午後4時15分といたします。

午後 4時04分休憩

---

午後 4時15分再開

○議長（柴原成一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、7番平岡博君が出席いたしました。したがって、ただいまの出席議員は17名です。

ここで、本日の会議時間は阿見町議会会議規則第9条第2項の規定によりまして、あらかじめ延長いたします。

次に、10番難波千香子君の一般質問を行います。

10番難波千香子君の質問を許します。登壇願います。

〔10番難波千香子君登壇〕

○10番（難波千香子君） 通告に従って、まず初めに、地域で支える健康づくりについて御質問いたします。

阿見町の国民医療費は、平成24年には39億1,100万円に達し、20年度の26億4,000万円に比べると7.5%増加しています。国保被保険者数は減少しているにもかかわらず、全体の医療費は増加しており、1人当たりの医療費は、平成20年度では25万5,000円、24年度には27万8,000円と増加、国保会計は実質赤字、一般会計からの繰り入れなどでしのぐ状況であります。

医療費の削減や町民の健康を守るためには、予防医療の充実が不可欠です。特にその中でも、健診制度の充実や、その受診率の向上、さまざまなワクチン接種への補助制度の充実と接種率向上は重要な課題です。

また、医療費のうち糖尿病、高血圧など、生活習慣病関連が3割を占めており、これらの慢性疾患は治療が長引くため医療費が増える要因となっており、阿見町では、町民の健康づくりに対する意識、社会情勢の変化に対応するため、「あみ健康づくりプラン21」第2次を制定し、町民に周知し、さまざまな事業を推進していることに大変評価するものであります。

しかし、医療費抑制効果はまだ見えておらず、全国の自治体も悪戦苦闘し、独自策なしには生き残れないという状況ではないでしょうか。

医療費増大を防ぐには、地域住民パワーも必要であり、中長期的な取り組みが必要な課題と考えます。そこでお伺いいたします。

1点目、感染症の予防に効果を発揮するワクチン接種の普及と接種率の向上、公的支援の充実も必要です。

厚生労働省は今年10月から、水ぼうそうと成人用肺炎球菌の予防接種を定期予防接種に加えました。任意予防接種であります子供の健康保持と疾病予防及び保護者の経済的負担の軽減を図るために、早期に公費助成の導入をすべきと考えます。おたふく風邪の感染による重症化や合併症の予防や集団生活における感染の拡大防止のため、また、男性では、こう丸炎になり、将来子供ができなくなることもあり、最近は特に難聴合併の注意が促されており、回復が困難であります。接種は年齢により1回及び2回ですが、費用は1回5,000円から7,000円、茨城県内21自治体、県南地域ではほぼ全域で全額・一部公費助成であります。お母さま方からの御要望も多く、おたふく風邪ワクチン接種費用の助成の導入はできないか御所見をお伺いいたします。

2点目、健康づくりにおける町内3大学との連携した取り組み、実績、効果と検証はどのようになっているのでしょうか。

また、課題から、今後、町は連携を強化し、どのように取り組まれていくのかお伺いいたします。

3点目、平成20年度から、医療保険者は被保険者及び被扶養者に対し、特定健診、特定保健指導の実施が義務づけられました。特に、メタボリックシンドローム、内臓脂肪型症候群に着目し、この該当者及び予備軍を減少させるための特定保健指導を必要とする者を的確に抽出するために行うものです。

阿見町では、ホームページでメタボチェックができるようになりました。心から感謝申し上げます。まず自分の体を知ることが健康への第一歩として、健康診断の推進をしております。国は、2017年度までの健診受診率の目標を70%と掲げておりますが、阿見町の特定健診、特定保健指導の受診率、メタボリックシンドロームの該当者及び予備軍の推移をお聞かせください。

4点目、阿見町は連携協力協定に基づき、県立医療大学と連携し、健康運動教室事業として、

大学内の体育館内のトレーニングルームを利用して、平成22年から、健診においてメタボリックシンドローム該当者及び予備軍と判定された者約500人を対象に参加者を募集し、毎年50名の参加の希望があり、抽選で20名を選び、個人の体力レベルに合わせた運動負荷による筋力トレーニングマシンを使った運動、県立医療大学附属病院での測定、平成25年からは、栄養指導も始まりましたが、今年度は事業化されておられません。現在、希望者で大学内のトレーニングルームで実施しており、私も拝見させていただきました。継続してほしいとの要望が寄せられており、地域のポテンシャル、潜在的な力を最大限に活かし、今後継続はできないのでしょうか、お聞かせください。

また、教室終了後の筋力を維持する場、また、町民の健康増進の場に、筋力トレーニングマシンによるパワーリハビリの実施はどうか。高齢者の介護事業の観点からも、健康寿命を延ばし、保健給付費削減の一助にできないか、お伺いいたします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 地域で支える健康づくりについて、1点目の、おたふく風邪ワクチン接種に早期助成の導入をについての御質問にお答えいたします。

おたふく風邪は、ムンプスウイルスが原因で起こります。このウイルスは、耳の前下にある耳下腺、下顎の下にある顎下線に感染する特徴があり、つばなどを介してうつる飛沫感染で、非常に感染力が強いものです。

また、おたふく風邪は合併症が多いのも特徴で、髄膜炎・脳炎・難聴・膝炎等、いろいろな合併症のリスクがあることから、感染や重症化を予防することが肝心と考えております。

おたふく風邪ワクチンの予防接種を受けることで、重症化防止などの効果があると期待されていることから、助成を行う方向で取り組んでいきたいと考えております。

2点目の、健康づくりにおける町内3大学との連携した取り組み実績・効果と検証につきまして、お答えします。

3大学との連携した取り組みについては、東京医科大学霞ヶ浦医療センターとは、乳幼児健診の小児科医や視能訓練士の派遣という形で連携しています。医療大学と茨城大学とは、「あみ健康づくりプラン21」の推進委員会委員として意見をいただいています。

医療大学との連携事業の事例としましては、平成24年度から取り組んでいる「女性の健康づくり事業」について説明します。

この事業は、肩こり・腰痛・尿失禁などを予防するための教室で、年に4回行っています1今年度につきましても、出産後1年未満のグループと40歳から60歳までのグループに分けて、

講義と体操の実践を行い、評価のための測定や参加者のアンケート調査を実施しました。その内容を踏まえて、次回の教室の周知や構成内容について検討しているところです。

今後も、健康づくり事業についての意見交換及び人材の交流を深め、より効果の高い事業を実施するために3大学との連携を継続して行きたいと考えています。

3点目の、特定健康診査・特定保健指導の受診率についてであります。特定健診につきましては、平成24年度法定報告実績で35.4%、特定保健指導が10%であります。

また、内臓への脂肪蓄積による内臓脂肪症候群、いわゆるメタボリックシンドロームの該当者及び予備群の状況ですが、平成24年度法定報告実績で、該当者が567人で割合が17.8%、予備群が277人で割合が8.7%です。該当者は増加傾向にありますので、今後は特定健診の受診者を増やしつ、メタボ該当者等に対して特定保健指導等の効果的な取り組みを行いたいと考えております。

4点目の、県立医療大学との連携した筋力トレーニングマシンを使用した教室の継続・教室終了後の筋力を維持する場への筋力トレーニングマシンの導入についてお答えします。

医療大学との連携事業として、平成22年度から25年度まで4年間にわたり、特定健診の保健指導の対象者について運動教室を実施しておりました。

議員御指摘のとおり、健康寿命を延ばすためには、筋力維持は大変重要です。今年度から第2次計画となりました「あみ健康づくりプラン21」でも、ロコモティブ・シンドローム——運動器症候群の予防について、町民自ら取り組んでいただきたく、全戸配布した概要版にも掲載したところです。

なぜ予防が必要かという、運動不足な生活や痛みやだるさをほうっておくと、骨粗しょう症や変形性関節症など膝や腰を悪くしてしまい、だんだん活気がなくなって外出するのもおっくうになってしまいます。そうすると家族以外の人と話す機会も減り、刺激が少なくなっていく、介護が必要な状態に近づいてしまいます。

ロコモティブ・シンドロームの予防には、ふだんの生活の中で立つ・歩く・走るなどの移動能力を維持していくことが大切です。そのためには、筋力トレーニングのマシンなど特別な器具を必要としない、自宅で取り組める筋力トレーニングの方法や食生活での対策など身近な予防法について、知識の普及啓発や運動教室を積極的に行い、健康寿命延伸のため、取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（柴原成一君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） 大変に詳しく御答弁ありがとうございました。

それでは、まず1点目でございますけれども、おたふく風邪ワクチン接種の助成を行う方向で取り組んでいきたいとの御答弁を、前向きな御答弁をいただいたことに、親御さんにとても

朗報だと思います。大変にありがとうございます。

今後の助成実施時期、また助成金はどのようにお考えでしょうか。その1点お伺いしたいと思います。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長坪田匡弘君。

○保健福祉部長（坪田匡弘君） はい、お答えいたします。おたふく風邪ワクチンの接種の助成の方向を出したというお答えをいたしましたけども、難波議員の質問を受けて検討した結果、こういった方向が出たということでございますので、具体的なものは、まだ決定してございません。ただ、周辺の市町村もほとんど実施しているということですので、そういった周辺の市町村の状況も調査しながら、来年度実施に向けて、今から進めていきたいと、準備を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（柴原成一君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） どうぞよろしくお願いいたします。国のほうでも、また、おくれではいるんですけども、そういった意向でもいますので、ちょっとおくれるかと思っておりますけれども、よろしく願い申し上げます。

それでは、2点目ですね、健康づくりの3大学との交流ということで、御答弁の中ですけれども、今回、平成24年から年4回実施ということで、女性の健康づくり、このことをちょっとお答えしていただきたいなと思うんですけども、まず、1回で募集人数は何人で何コース、そして今まで何人の女性の方が受けられたのか。また、ここではクラス分けをしているということで、また、今後の中長期的にこういったものを実施していくのか。それをまずお聞きしたいと思います。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。健康づくり課長篠山勝弘君。

○健康づくり課長（篠山勝弘君） はい、お答えさせていただきます。女性の健康づくりということで、25年度から取り組んでいるもので、こちらは前期と後期というふうに分かれています。まずグループ分けしたというのはですね、出産後1年未満の方と、もう一つ、40代・50代というふうに分けさせていただきました。回数なんですけど、前期3回、後期も同じく3回です。

参加人数なんですけど、前期では、出産後1年未満の方が21名、40代と50代の方が20名、後期では、出産後1年未満の方が9名、40代・50代の方9名というふうになっています。

時期がですね、前期は5月の末からスタートしました。後期なんですけど、後期は9月の末にスタートしたんですけど、どうして少ないかということ、募集の時期がですね、暖かいときに募集しましたので、どうも運動というと敬遠される時期だったのかなというふうに解釈してます。これによってですね、今年も、26年も同じく実施はしていくんですけど、もう既に前期のほうは

ですね、もうスタートしてまして、終わってるんですね。それで、前期のほうが、25年度は3回というふうな回数だったんですが、ちょっと1回増やしまして、26年度は4回という回数にしました。前期でも、出産後1年未満の方10名で、60歳未満というふうに、今度、対象年齢を拡大しました。こちら17名という参加者がございました。後期につきましては、今のところ、1月くらいを予定しまして、ちょっと寒い時期に開催しようかなというふうに考えています。

以上でございます。

○議長（柴原成一君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） やはり、とても視点が素晴らしいなという、とても悩んでいる部署というかね、産後の方にも焦点を当てたということ。これは、お聞きすることによると、出産はお1人目のみしか対象じゃないというんですけど、そういうことはないでしょうか。できれば2人目、3人目もやってほしいんだというお声はかなり上がっているんですけども、やはり2人目、3人目のほうが、ちょっと体というのはゆがみが出てくるものですから、そういった人数も的確に、将来にかかる女性の大事な体でもありますので、いかがでしょうか、その辺、お聞かせください。考える余地はございますでしょうか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。健康づくり課長篠山勝弘君。

○健康づくり課長（篠山勝弘君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。第1子だけではなくて、第2子、第3子というふうなお話だと思っておりますが、そちらのほうも前向きに考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（柴原成一君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） ぜひよろしく願いいたします。じゃあ、それはそういうことで、また拡大していただきたいと。

それでは、次、3点目ですけども、健康受診者を増やし、効果的な取り組みを行いたいと答弁がございました。効果的なのところが、ちょっとグレーなんですけど、特定健康診断受診率が35.4%、そしてまた特定保健指導受診率が10%という、かなりだと思っておりますね。先ほどの御答弁で844名のメタボ健診予備軍がいるということでよろしいのでしょうか。500名から随分増えて、増加しているんだと、答弁書を見ながら愕然としております。

その未受診者に対しての措置は、このまま放置するということはあるんですけども、どのように、また、され、どのようにしていくのか、やはりまた心意気をぜひお聞かせ願いたいと思っております。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長坪田匡弘君。

○保健福祉部長（坪田匡弘君） はい、お答えいたします。844人の、まず数字ですけども、内臓脂肪症候群、メタボリックシンドロームの該当者が567名で、その予備軍の方が277名の合

計が、この844名ということでございます。

それで、未受診者の対策ですけれども、これはやっぱり何度もですね、こちらから広報等お知らせをして、それで健康についての啓発もして行って、皆さんに自覚を高めてもらって、それで今度受診につなげていくというようなことが一番大事かと思えます。

それと、このメタボリックの該当者の方には、動機づけ支援とですね、積極的支援というようなことで、町のほうで、その該当者の方にも健康維持を図っていただくような指導等も行っておりますので、こういったことで、町民の方の健康増進を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（柴原成一君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） なかなか、すごい増加率が多いということなので、何とかしていきたいなと思うんですけれども、ここの答弁書なんですけれども、ここに効果的になって書いてあるんですよね、とる気持ちでいきたいということで。なかなか効果が出てないというのが、本当に一生懸命やってもわかるんですけれども、この健診受診率が、あるところでは、地区でもデータごとに阿見町も地域ごとにデータはしているかと思うんですけれども、その地域ごとに、低い重点地区を選定して、逆に待ってるんじゃないくて、こちらのほうからそこに行って、ぜひ受診をしてくださいということで回っている県内も、そういう方向に、今、進んでおります、県を挙げて。地区を絞って保健センターの訪問指導を行う。そしてまた、メタボ予防の健康指導のほうも、これ10%ということなんですけれども、重点地区の設定をして、それも毎年毎年かえて、地区を絞りながら、逆に行くという、そういった方向が、今やるというふうなことをお聞きしてるんですけれども、阿見町においては、こういった方法の取り組みをどのようにお考えでしょうか。また、推進していかれていくんでしょうか。よろしく願いいたします。お伺いいたします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長坪田匡弘君。

○保健福祉部長（坪田匡弘君） はい、お答えいたします。議会からのですね、来年度の予算要望、行政施策の要望の中でも、モデル地区を設定してですね、健康の増進、保健指導を図ったらどうかという御要望もいただきました。そういったことですので、よくですね、受診状況を、今、難波議員が言われたように、受診状況等を細かく分析、地区ごとの分析をいたしまして、それで強化が必要な部分、地区等もよく把握をいたしまして、それで対策を、受診率向上のための対策を進めていきたいというふうに思っております。

○議長（柴原成一君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） ぜひよろしく願いいたします。全地区を回っていくというより、値の、データを見ながらというふうになるかと思えますけれども、よろしく願いいたします。

また、やはりこんな事例もあるんですけども、2点だけ御紹介したいと思うんですけども、今、メタボ健診呼び込み作戦展開という、そういった事例があるんですけども、受診率を上げる取り組みをしている市町村があります。

例えば、愛知県の清須市というところですけども、受診率が46.0%で、この愛知県内で伸び率幅がトップということで、市内約100店で使えるクーポン券を渡し始めた結果、みそカツ定食100円引きといった特典もあるということで、受診直後に絶食を求めるため、メタボ健診の後、すぐ使う人もいるという、もうそういうことで、商工会と町と連携した取り組みをしている。本当に町を挙げて、全町挙げてやっている。

また、自腹を切らない、こういった特典もあらわれたというんですね。宮崎県の高鍋町という、2011年から、地元信用金庫と協力して、受診者が10万円から100万円で定期貯金を申し込めば、利率が1年だけの0.05%分上乗せさせる。受診率は32.6%から40.2%へ伸び、定期貯金は2年間で850万円、町民、信金、医療費を抑えたい町にとり、誰も損しない、三方よしの近江商人のような仕組み。以前に私もお元気ポイントも提案させていただきましたが、そういったいろんな阿見町らしい、そういうまた仕組みをつくっていくことが大事ではないかなと思う次第でございます。

また、東京医科歯科大学の大学院の川渕孝一教授は、このようにおっしゃっております。特定健診は短期的には受診勧奨が、患者が増え、医療費も増えますが、中長期的には、患者の重症化を妨げるため、医療費は減る。受診に導くインセンティブ、動機づけが非常に大事と語っておられます。そういったこともありますので、我が町としても、ぜひその辺をお願いできればなと思います。何か御意見あれば、一言お願いいたします。どうでしょうか。二言でもいいです。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長坪田匡弘君。

○保健福祉部長（坪田匡弘君） ありがとうございます。先進地、御事例、御紹介いただきまして。町でもまだまだ研究して、できることはあるかと思っておりますので、そういったいい事例をよく研究しまして、できるところから進めていきたいと思っております。

○議長（柴原成一君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） ぜひ悩んでいただいて、阿見町独自のそういったものをお願いいたします。お金をかけないで、そういった方向が、いろいろ工夫されてお願いします。

それで、あと、答弁書のほうなんですけれども、今度は、ロコモティブシンドロームの予防ということで、運動器症候群、皆さんの中でも知る方、知らない方がいらっしゃるのではないかなと思うんですけども、町民自ら取り組んでいくという。それがこの認知度、全国でも26.6%、メタボのほうはね、95%でしたか、かなりの人が知ってる。とても大事なことだと思

うんですけれども、この認知度が低いロコモという、その解説、また見させていただきましたけれども、こちらのほうに確かに載っておりました、概要版として。そのロコモーショントレーニング方法、そういったこと、ロコモの解説、あとは、予防策としてのそういった方法ですね、あと、自己チェック項目というのが7項目あるんですけど、そういった、ぜひ、あみ広報とかホームページにも掲載していったら、もっと皆さんに各家庭でやっていただけるのではないかなと思うんですね。また、これから運動教室も積極的に行うという御答弁ですけれども、やはりロコモサポーターも養成する講座も、やはり取り組んでいくべきではないかなと思うんですけれども、その辺まとめて、何か今後の御予定とか、もっともっとしていただくような、そういったものを考えていらっしゃれば、ぜひ詳しく御答弁よろしく願いいたします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長坪田匡弘君。

○保健福祉部長（坪田匡弘君） ロコモティブシンドロームの予防につきましては、町長から答弁したとおりでございます。これから、まず周知を図って行ってですね、その大切さ、予防の大切さというのをどんどん進めていきたいと思っております。

それで、質問にもありましたように、医療大学との健康教室のほうも、4年間で、ちょっと大学の事情がございまして、今年は実施できなかつたんですけれども、こういった健康教室、マシンを使った健康教室についても、大学との協議の中で、また継続、形を変えてできるかどうかというようなことも協議をしていきたいと思っております。

それで、今までに健康教室をやられた、実施、体験された方は、体育館のその機械を使えるということですので、そういったことも周知はしてありますけれども、まずは教室に参加していただいて、それで機械を使って健康につなげていくというようなことも、これから進めていきたいと思っておりますので、まずはこのロコモティブシンドロームの予防について、どんどん皆さんに知っていただいて、こういうふうに進めていくんだという進め方も啓発していきたいというふうに思います。

○議長（柴原成一君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） このロコモというのは、すごい簡単で、今、全国にすごい反響なんですよね。もう本当に簡単で、1日3回足を上げて3回。これを3回やるだけなんです。あと、スクワットを五、六回、これを3回。これをやると、いかに骨と体の筋肉がという、そういった、本当に誰でもできるという、そのことが普及すると、あ、家でもやるという、そういったことが、みんなに目に見えるようにやっていただくと、すばらしい町の1つのうねりになるのではないかなと、これも1つの方法だと思います。よろしく願いします。これ、介護予防のほうなんですよね、これっていうのは、どっちかといったら。介護というか、結構、はい、それもありますので、よろしく願い申し上げます。

それですね、あと、大学の県立医療大ということで、もうぜひぜひこれは、進めていただいて、この岩井先生のほうからも、この分厚いデータ、私も行かせていただいて見させていたでいるんですけれども、本当に阿見町とタックルを、せっかく大事な財産がありますので、その中で、医学的、そしてまたそれをデータの的に、今後は、そのデータといたしまして、それをずっと継続的に、その教室を受けた方、今100名おりますけれども、それを、今年はあるですけれども、研究費が、ちょっといただくのが遅くなってしまったということで、また、ぜひぜひ来年から、こういった教室を、阿見町の財産としてやっていただければなど、今、御答弁もございましたけれども、そのデータを、やった方とやってない方を、健診をしたときの結果がきちんと出てくるということなんですね。それを追いつける。それが阿見町の財産となって、やった人、やらない人、それを明確にやりたい。大学の力を借りてという、そういうお話も伺っていますので、もっともっと、そういった意味で、せっかく町に財産ありますのでということで、またよろしくお願ひしたいなと思います。

ちなみに、行った方ですけれども、部長にも資料お渡ししましたので、しっかりと、この分厚い100ページか200ページある資料をお読みになっていただいたかと思うんですけれども、それでしっかりとこのデータ整理もされておまして、こんなにも、20センチも胸囲が狭くなったということですよ、ここに、3カ月行っただけで。それで体重は余り減らないんですね、5キロとか。全て筋肉でしまったっていう、そういう理想的なですね。だから、そういった介護的と、こういう医学的な部分、もう両方の部分で阿見町の健康づくり、健康の町民の皆さん。こっちが好きという人もいますので、ぜひお願ひしたいなと思います。

腹部の内臓脂肪面積というの、これもすごいんですね。腹部のぷくつとした男性が、131.08センチメートルあったものが30センチも減ったんですね。若い人の、要するにウエスト60の半分も減ったって、3カ月ですよ。その目に見える形で。だから、やめられないと言っているんですね。そういうことですね。去年、おととしは500名、予備軍も含めて500名だったのが、今800名、900名ということで、これって太るんじゃないかと、高脂肪の1つでもなると予備軍なんですよ。高血圧1つでも。だから、やせてても、このシンドロームというか、この仲間に入ってしまうという。それが、先ほどのお話、ちょっと医学的になっちゃいますけれども、動機づけというほうになるかと思っておりますので。その辺が、決して太ってるんじゃないという、内脂肪、血圧、それから悪玉、善玉、その辺が高いだけでもしっかり入ってくるということで、そういうものをしっかり改善、数字に出てくるということで、ぜひよろしくお願ひしたいなと思います。

じゃあ、来年から、またしっかり話し合っていていただいて、よろしいんでしょうか。強制はできないです。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 私もキック器具のあれ、ちょっと見させていただきました。あれだけ器具がそろってるのは、なかなかほかには、阿見ではないのかなっていう。ただ非常にきついですよね。ちょっとこぐだけで汗がすっと出てしまって、確かに体にいいんじゃないかなと。今回の問題は、県立医療大とのね、連携協定もきちんと結んでいるわけだから、やはり、向こうの思いも、あとこちらの思いも、両方思いが通じてこの事業ができるような形になればいいなど、そう思ってます。

○議長（柴原成一君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） 阿見町の財産だと思いますので、よろしく願い申し上げます。

そして、あともう1つ、1点で終わるんですけど、健康づくりのほうで。牛久のほうの福祉センター、いろんなとこ、センターあるんですけども、それで、牛久に行って、まずびっくりしたことが、機能訓練室ってございますね、入ったら。そこに障害者の方も、そして御老人の方も、皆さんがあって、そこに一番人気のエアロバイクっていうのがあるんです。距離を入れて、その人に合わせて、5回とか10キロとか、足で。それは障害者にもとってもいいということで、一緒にやってるんですね。機能訓練室で。こちらで首をやって、こう上に登って、こちらでおじいちゃん、ここに来たら、必ず15分なんです、たった。やり過ぎてはいけないので。

そういったところが、阿見町はあるのかなと思って。阿見町もまほろばに置いてあるですよ。座った横に1つだけ。一生懸命歩くのが。それで、あと、町民体育館にもあるんですね、1つ。一生懸命歩くのが。器具って阿見町ではないじゃなくて、いわば、ここに置いてあるんですよ。ただそれが町民に知れてなくて、ぽつんぽつんなんです。だから、決して阿見町も、そういったものも、ぜひ、こういった卒業した方が入れるような。それで、一番人気のそういうのも、ちょっと視野を広げていただいて、リサイクルでよその自治体も必死で探しているというか、そういう状況もありますので、そういったものも、ぜひ、障害の方も一緒にできる、また、そういった阿見町にとってもどうかなということで、そういうのをこれから阿見町の垣根を払った健康づくりという、牛久のようなのはとてもいいんじゃないかなって、すごく感動しましたので、ぜひそういう部分を取り入れてみていただいて、お願いしたいなと思います。

じゃあ、それいかがでしょうか。それで終わりにしますけれども、強要してますけど。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長坪田匡弘君。

○保健福祉部長（坪田匡弘君） いろいろ御提案とかです、場所も、町のほうでも器具が何か所かあるということも御指摘いただきましたし、牛久のほうでもかなり進んでいるというこ

とですので、そちらのほうも見させて視察もさせていただいて、町のほうで健康づくりをますます、21の改定版もできたばかりですので、健康づくりを進めていって、ひいては、保険料の抑制につなげるように、総合的に進めていきたいと思えます。

○議長（柴原成一君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） ありがとうございます。総合的に進めていただきたいと思えます。ありがとうございます。

次の質問に行かせていただきたいと思えます。

少子化対策の充実・産前産後ケアについて。

日本は、人口の減少に歯どめがかからない状態でございます。特に子供を産み育てる女性の人口減少が上げられます。日本創成会議によると、特に20代、30代の若い女性は、阿見町においては、2010年、6,084人から、2040年には3,472人、43%少なくなると危機的な状況を想定しております。そこには晩婚化と、それに伴う晩産化の2つの要因があります。国の現在の出生率1.41、希望出生率は、2025年、1.80、人口置換基準は2.12にすると将来人口が安定すると出ておりますけれども、まずですね、その要因を除去する取り組みが必要でありますけれども、35歳以上の出生率は27%と、今、増加しております。その中で初産は35から34歳までは35%、また、40歳以上の方は4割、2人目は困難という、そういうなかなか難しいという報告もされております。若い男女に対して、対象者の年齢に応じて、妊娠・出産に関する情報の提供と知識の普及、また啓発、また、学校教育の充実を図ることが緊急の課題であると思えます。

そこでお伺いいたします。

1点目、阿見町の産前産後ケアの現状と課題、今後の支援拡充の取り組みについてお伺いいたします。

2点目、本年度から厚生労働省のモデル事業として、妊娠・出産包括支援モデル事業がスタートし、県内では結城市と古河市が実施することになりました。妊産婦等の支援は、市町村が実施主体として取り組む事業ではありますが、妊娠・出産・子育てまでを切れ間なく支援する体制をつくることに、3点にわたって実施していくこととなっております。

1つ目は、母子保健相談支援事業で、自治体の助産婦や保健師らを母子保健コーディネーターとして配置、妊産婦のニーズに応じて必要な支援を紹介します。おおむね3歳までを対象にするというものでございます。

2つ目は、産前産後サポート事業で、助産婦等による相談や、子育て経験者が話し合いになるなど、妊産婦の孤独感の解消をかためるため、育児サロン等も設置してまいります。産後は、1歳くらいまでを対象とするものでございます。

3つ目は、産後ケア事業。育児不安から、約1割の産後うつの方が発症していると言われて

いおります。医療機関や助産院などで、産後に宿泊・日帰り等による乳房ケア、心身ケア、育児指導などを行うものでございます。おおむね宿泊は1カ月というようになっております。茨城県助産師会からも、産後ケア事業の充実についての要望書が提出されておりますが、助産師会、町の関係医師との連携を図り、産後ケア事業等の早期導入の取り組みについて、御所見をお聞かせください。

3点目、子育て応援メールマガジンとして、NPO法人「きずなメールプロジェクト」が発信しております「きずなメール」の導入はどうか。東京都内では文京区、江東区、中央区、相模原市などで効果を上げております。お考えをお伺いいたします。

また、メール配信による産前産後ケア、情報提供体制の強化をしていくべきと考えますが、どのようにお考えかお伺いいたします。

4点目、未婚化・晩婚化は少子化対策の上からも大きな課題となっております。解消のためには、雇用問題、経済問題など多方面での取り組みが必要となりますが、学校における教育で自らのライフステージを考える学習を深めていくことが特に重要であると考えます。赤ちゃんふれあい体験事業を横浜では実施し、思春期保健事業として命の誕生について授業で学ぶ小学校5・6年生で取り入れています。県内では、高萩市では、思春期ふれあい事業として、中学校で平成19年から実施しております。お聞きしましたところ、毎回20組の親御さんが赤ちゃんと一緒に保護者の方が参加して下さっており、今も取り組んでいるというものでございますけれども、阿見町での取り組みについてお伺いいたします。

また、横浜市では、平成19年から、妊娠中の0歳児のいる保護者がつづるメッセージ詩集として、「トツキトウカ横浜」を発行して、その詩集を小中学校生向けに再編集した命物語を理科・生活科などの授業で活用しています。保健福祉部との連携で、このような事業も参考に、既に当町で、阿見町で取り組んでおります「未来への手紙プロジェクト」を学校教育においても活用できないかお伺いいたします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） それでは、少子化対策の充実・産前産後のケアについて。

1点目の、産前産後ケアの現況と課題、今後の支援拡充の取り組みについて、現況といたしましては、産前については、妊娠、出産に対する不安を軽減し、妊娠中の生活を快適に過ごせるよう、母子健康手帳交付時やマタニティクラスにおいて、情報提供等を行っております。マタニティクラスでは、妊婦同士の情報交換や仲間づくりの場となっております。

産後については、新生児訪問や「こんにちは赤ちゃん訪問」等で発育状況の確認を行うとともに、お母さんの心身の状態を確認し、相談支援を行っております。

課題といたしましては、全ての対象者に十分に伝わっていないと思われることから、今後は、

気軽に相談してもらえるよう広報活動に努めていきたいと考えております。

2点目の、妊娠・出産包括支援モデル事業についての質問にお答えいたします。

このモデル事業は、厚生労働省の補助事業として実施しているもので、地域における切れ目のない妊娠・出産支援の強化のため、妊産婦の支援ニーズに応じて、必要な支援につなぐため、母子保健コーディネーターの配置や産科医療機関からの退院直後の母子への心身のケアや育児のサポートなどを行う産後ケア事業、妊産婦の孤立感の解消を図るために相談支援を行う産前・産後サポート事業を行うというものです。

1点目でお話ししたように、産後のケアとして、新生児訪問や「こんにちは赤ちゃん訪問」等を行い、赤ちゃんの発育状況の確認を行うとともに、お母さんの心身の状態を確認し、相談支援を行っております。

医療機関との連携については、支援が必要な妊産婦や乳幼児についての連携を行っています。産後うつや育児不安が強いケースなど、特に支援を要するケースについては、医療機関から情報提供があり、それによって保健師が家庭訪問を行うなど、速やかに介入しています。また、支援を行った結果については、必ず医療機関にフィードバックし、相互に情報を共有し、支援に活かすことができている。早期に介入し継続した支援を行うことで、育児不安を軽減し、虐待の予防にもつなげているところです。

このモデル事業の取り組みについては、今後、実施している市町村の状況を確認しながら、調査検討していきたいと考えております。

3点目の、「きずなメール」の導入についての質問にお答えいたします。

これは、NPO法人「きずなメール・プロジェクト」が行っている子育て支援メールサービスで、妊娠中の生活や子育てに関する情報をメールにより提供するものです。町では、現在いろいろな場面で、妊産婦の方に必要な情報を随時お届けしているところです。

今後につきましては、平成27年4月から町のホームページの中でメールの配信が可能となるため、これらを活用し、さらに充実した情報提供を行っていききたいと考えております。

4点目については、教育長に答弁していただきます。

○議長（柴原成一君） 教育長青山壽々子君、登壇願います。

〔教育長青山壽々子君登壇〕

○教育長（青山壽々子君） 4点目の、赤ちゃんふれあい体験事業を実施してはどうかについてお答えします。

難波議員がおっしゃるように、赤ちゃんや幼い子供たちと触れ合うと、無償の笑顔と出会えます。真っ直ぐ見つめるまなざしと、内面からあふれ出るエネルギーに、心がいやされます。思いやりや命の大切さなどを肌で感じられ、ほっと心が温まるよい機会であると考えます。

現在、町内の中学校では、2年生の職場体験で、幼稚園や保育所に行き、幼児と触れ合う機会を通して、望ましい職業観や他人とのかかわりや思いやりについて学んでいます。

また、3年生では、技術・家庭科「家庭分野」の「家族・家庭と子どもの成長」の中で、「幼児の発達と生活」「幼児の遊びの意義」「幼児へのかかわり方」等について学習しております。その中で、町内の幼稚園や保育所において幼児と触れ合う活動を通して、命の大切さや心身の成長について学んでいます。

○議長（柴原成一君） ただいま、3番野口雅弘君が退席しました。したがって、ただいまの出席議員は16名です。

10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） 大変に詳しく御丁寧に御答弁ありがとうございました。阿見町では、現在、保健師、看護師何人おられるのでしょうか。また、今後、母子保健コーディネーターの配置というような状況になりましたら、今の人員では難しいのでしょうか。また、新たな人員が必要になるのかどうか、その辺をお聞かせください。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長坪田匡弘君。

○保健福祉部長（坪田匡弘君） はい、お答えいたします。まず、保健師等の数なんですけども、現在、健康づくり課では保健師が9名、理学療法士が1名と栄養士が1名ということで配置はされてございます。そのほか、ほかの課でも、健康づくりの仕事ではないですけども、保健師の方がおります。そういった配置でやっております。

それと、今お話があった母子保健コーディネーターの配置ということなんですけども、現在、モデル事業ということで、県内でも2市が実施しているというようなことで、そちらがどういうふうな進め方をして、どれだけの効果が上がっているのかというようなこと、まだ、全く把握をしておりませんので、そういったこともよく研究、学ばせていただいて、本当にコーディネーターを配置して効果が上がるのかどうかということをよく検討してみたいと思います。当然、人数が、人員ですね、保健師等が必要になってくれば、また増員というようなこともあろうかと思いますが、まずは、そのモデル事業の推移を見させていただきたいというふうに思います。

○議長（柴原成一君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） よろしくお願ひいたします。そのときには、いろいろと勉強していただいてやっていただきたいなと思います。

そして、この間、さわやかセンターで1歳以下のお母さんと赤ちゃんの、とってもいいベビーマッサージ教室というのを拝見させていただきました。とっても好評だと伺っています。今、講師の方を呼んでということで、そのときの母さんと赤ちゃんの、とっても笑顔が、本当によ

かったんですけれども、そういった情報交換の仲間づくりということで、こういったものがサロンの場になっていくのかなあって、そういうような思いで拝見していた次第なんですけれども、こういった教室も回数を増やして、そういったやっていくという、そういった展望とか、また、始まった時期とか、そういうのをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長坪田匡弘君。

○保健福祉部長（坪田匡弘君） はい、お答えいたします。今、ベビーマッサージ教室という教室なんですけれども、子育て支援センターのほうで実施をしているということで、ちょっと今、その情報が詳しく私わかりませんので、ちょっと詳しいこと、すいません、お答えできませんので。ただ、子育て支援センターでも、いろんな子育ての支援、相談等をやっておりますので、その中で好評なもの、できるだけ拡充をしていくというような方向になって、子育ての不安のないように進めているということですので、効果のあるものはどんどん続けたり拡充していくというような方向では進めていると思います。

○議長（柴原成一君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） すいません、先ほど、コーディネーターという方なんですけれども、阿見町は、出産あって、健康づくり課、そしてまた児童福祉課、そしてまたその後、いろいろ教育課と、いろいろ分かれますけれども、今後は、お1人の方が、もう生まれるからずっと、そういった形で、分かれるんじゃないかと、課はそうなりますけど、それをずっと小学校上がるまで、大体続けていくという、そういう考え方で、本当に手厚くやっていく、切れ間が、ここではこの課ということなくやるというのが、今回のプロジェクトだということですので、また、そういった面も、課のほうは1つというのは難しいかと思っておりますので、そういった人材を使って、その方が全てをやっていくという、そういうような今回考え方になっているかと思っておりますので、またよろしくお願い申し上げます。

じゃ、それは後でお聞かせ願って、よろしく申し上げます。

そして、3番目の、「きずなメール」ということで、そういったものも、とってもいいメールなんですけれども、これは産前、出産、登録するんですね。いついつ出産ですよという予定日なんですけれども。そうすると、登録しますと、産前——生まれる前は1日1回、それで産後は3日に1回、決まった時間に情報が届けられるという、そういったものです。そういった、本当に小まめに、心配な方は登録できるという、そういうものでございます。

また、今回、私、いろんなところのホームページをやっておりましたら、県内でも相当多くの自治体で、ホームページに、「ママフレ」という——片仮名なんですけれども、もう本当に、どこのホームページクリックしてもそれが出てきて、それから子育てから全部、タイムリーな町のそういった子育て情報が載っているという。で、アプリも開発されて、これからはそ

ういった「きずなメール」のような形でできますって、この会社の方にもお伺いしたんですけども、そういった、今度、新しく4月からなっていくのに、こういった情報なんかもつかんでいらっしやいますでしょうか。当然してらっしゃるんでしょうかね。よろしくお願ひいたします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長坪田匡弘君。

○保健福祉部長（坪田匡弘君） はい、お答えいたします。まず、先ほどの、ベビーマッサージの実施状況です、25年度ですけれども、4回実施をしております、参加の方が71組、149人の方が参加をいっているということでございます。ちょっと開始の時期はわからないんですけども、実施状況はこういったことでございます。

それと、メール配信「きずなメール」関係ですけれども、議員がおっしゃられたように、今、町のホームページの更新、リニューアルもしております、来年の4月から新しい形で始められるということです。

それで、メール配信ができるようになりますので、今、子育て支援関係は、広報紙で毎月広報しておりますけれども、こういったものが各個人の登録された方には情報が配信できる。そのほかの有効な情報も配信できると思いますけれども、そういった形になってきます。

それと、今、説明を受けました、そのポータルのところ、子育てのほう、クリックするとつながっていくというようなこと、御指摘いただきましたんで、まだ、私が今、リニューアルの詳しい進め方、よくわかりませんが、そういったものを情報を提供しまして、いろんな情報を、災害もありますし、そういったものがワンクリックでいろんな情報につながっていくというような進め方ができるように、こちらでも要望を出しておきたいと思ひます。

○議長（柴原成一君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） よろしくお願ひいたします。「ママフレ」っていう、どこでもホームページやると、どこの市もぱっぱっぱ出てくるので、とっても、私は「きずなメール」、これもやってたら、すごいね、登録して、同じようなシステムでしたので、ぜひ研究していただいて、それはまたよろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。また、調査研究していただいて、情報提供の活用をぜひしていただきたいと思ひます。

それと、最後ですけれども、教育委員会のほうで、今、教育長のほうから御答弁いただきました。ありがとうございます。命の大切さということで、本当に心にしみ入るような御答弁の、命の大切さ、また、子供にとって、こういう教育が非常に大事だと思ひます。体の成長にとって学んでいるとの御答弁でございましたけれども、横浜で発行しております「トツキトウカ」、こういったものですね、ありますけれども、そういった、ぜひ、すばらしい出産それから妊婦さん、そして1歳というような形で、そのときに書いた感動のメッセージなんですね。

「将来の君に」，「今の君に」っていう，そういうものですがけれども，教育長のほうにもお渡ししてございますので，ぜひそういった御感想をお話ししていただきたいなあと思います。

そしてまた，阿見町でも，先ほども言いましたけれども，これは児童福祉課のほうで，「未来への手紙プロジェクト」ということで，これを母子手帳の中に入れてまして，母子手帳を渡すときに一緒に渡されてるということで，それをここに送るということですね。で，何人の方が送ってるっていうね，それは御自由ですので，紹介しないっていうことですので，そういった阿見町でもやってる，赤ちゃんに手紙をついていう，そういう，本当に命を共有していく，学校で教育している，そういったものを，感動をおすそ分けじゃないんですけど，一緒に共有して，その命の教育を，本当にしていくという，そういう取り組みであります。そういったことに関して，教育長，よろしく願いいたします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長青山壽々子君。

○教育長（青山壽々子君） 貴重な資料をお届けいただきましてありがとうございます。先ほどからお話に出ております「トツキトウカ」プロジェクト実行委員会というのを横浜市では立ち上げているようです。そして，大口台小学校，つつじが丘小学校で，道德の時間，3年生と5年生の道德の時間や，5年生の理科の時間，「人の誕生」というところで，この命の物語という授業をなさっているようで，内容を読ませていただいて，大変参考になりました。阿見町でも試行的に実施できるように前向きに検討していきたいと思います。

貴重な資料をお届けいただきましてありがとうございました。

○議長（柴原成一君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） とってもいい企画だと思いますので，ぜひ，保健福祉部と連携していただいて，皆さんにお届けできたらすばらしい，また阿見町の命の教育，みんなで支え合った教育ができるのではないかなと思います。多くのまたお母さま方の賛同がきっとあると思いますので，よろしく願い申し上げたいと思います。

それでは，これで質問を終了させていただきます。

次の質問をさせていただきます。

○議長（柴原成一君） ここで，暫時休憩をしたいと思います。会議の再開は午後5時30分からいたします。

午後 5時21分休憩

---

午後 5時30分再開

○議長（柴原成一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

難波千香子議員の一般質問を続けます。

10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） 3点目、質問させていただきます。

読書推進のまちづくりについてお伺いいたします。

読書は言葉を学び、表現力を高め、人の痛みを想像し思いやる力といった豊かな人間性を養う源泉です。良書に親しみ読書のすばらしさを子供たちに伝えるため、図書館、学校等を初めさまざまな場所で読み聞かせ運動が行われています。

阿見町では、平成23年にブックスタート事業が始まりましたがそれを継ぐものとして、家庭に読書活動を定着させるとともに子供の活字離れ対策として、小学校に入学する新1年生に厳選された図書の中から1冊プレゼントするセカンドブック事業を始める自治体が増えております。ブックスタートは保護者が子供に読んであげたい本を選ぶのですが、セカンドブックは子供本人が自分で読みたい本を選ぶことにより、1年生になった児童が家庭や学校で楽しく本を読むきっかけとなり、本の好きな創造力ある子供に育つと期待されております。

読書推進のまちづくりへの1つの取り組みとして、積極的な取り組みを期待したいと思います。

そこでお伺いいたします。

1点目、町内での現在実施中の対象推進事業の取り組みについて。

2点目、セカンドブック事業の導入はできないか御所見をお伺いいたします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長青山壽々子君。

○教育長（青山壽々子君） 読書推進のまちづくりについてお答えいたします。

まず、1点目の、町内での現在実施中の読書推進事業の取り組みにつきましては、「阿見町子ども読書活動推進計画」に基づき、健康づくり課や公民館や小中学校と連携を図りながら、子供が自ら読書活動を行えるような読書環境づくりの支援を行っております。

主な事業といたしましては、絵本の読み聞かせ会、紙芝居会の開催、優良な児童書を紹介したブックレットの作成・配布、並びに赤ちゃんや幼い子どもを持つ保護者が気兼ねせずに児童書を選べるような時間を提供する「赤ちゃんタイム」など、子ども読書活動を推進しております。

続きまして、2点目の、セカンドブック事業の展開に対する所見をにつきましてお答えいたします。

現在、図書館では健康づくり課と連携を図り、総合福祉会館で行われる4カ月児検診時に、図書館で選書した「赤ちゃん絵本」や、それに関連した資料を入れた「ブックスタートパック」を配布しております。

また、町内の小中学校図書館司書と連携を図りながら、学期ごとに図書室の本の入れ替えを

し、児童生徒がより多くの図書を選べるようにしております。小学校新1年生に対し、図書館案内の配布並びに年3回小中学校への「図書館お勧め本」の配布も行っております。

今後も、県内外の市町村から情報を収集し、より望ましい読書推進のまちづくりを努めてまいりたいと考えております。

○議長（柴原成一君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） 大変にありがとうございました。読書環境づくりの推進を工夫して実践してくださっていることが、非常によくわかりました。また、私もこのブックレットというのは、いつもいつも参考にさせていただいています。ありがとうございます。そして、いろいろ工夫して、随時変わりますので、本当にお母さま方の一助になっているかと思えます。大変にありがとうございます。

そしてですね、ブックスタート事業ということで、大変保護者からも喜ばれております。今度は、親子のきずなを、それが深める機会になっておりますけれども、私が今回取り上げましたのは、新1年生にということなんですけれども、今、新1年生は、現在何人になりましたでしょうか。全校ですけれど。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長青山壽々子君。

○教育長（青山壽々子君） 大まかではよろしいですか。

○10番（難波千香子君） はい。

○教育長（青山壽々子君） 大体400名近くおります。

○議長（柴原成一君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） ありがとうございます。三百何名ということ、はい、切っちゃった……。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○10番（難波千香子君） そうですね、はい、わかりました。そういった子供たちということなんですけれども、セカンドブック事業というのは、長野県の茅野市が平成17年4月から、辰野っていうのは、ちょうど上田市の近くなんですけれども、全国初でスタートし、今現在100近い自治体で取り組んでおります。

そして、埼玉県が一番非常に取り組んでいるんですけれども、行田市の取り組みをお聞きしに行ってみりました。厳選図書20冊のリストと写真を撮りまして、それを図書館から学校を通じて図書館から贈りまして、第1次、第2希望をお子さんに選んでいただくということになっております。それを家庭に持ち帰りまして、そのリストで、今度は自分が選ぶんだ。まあ、お母さんとかおじいちゃん、ばあちゃんとも相談して、こんな本がいいねっていう、そこで会話が、本のことを介して会話が生まれるという。そのマイブックを1冊、そこで決めるって

う、だそうです。図書館では手にとって、1週間とか見れる期間を決めといて展示してあるそうなんです。そうするとお子さんが実際に手にとってということで、またそこで図書館に来る、実際にそういうこともできるというお話でした。秋の読書週間に、行田市は16小学校あるんですけれども、教育長さん、関係の職員さん、図書の方と、4日間で4校ずつ回ってしまって、そこで贈呈式30分弱で、そこで代表の1年生に贈呈、それで1年生いて、あとはそこで読み聞かせボランティアの方に、大きな紙芝居をやっていただくという、そういった、とっても記念になるっていう、そういうすばらしいことだそうです。とっても本を読むきっかけづくりに好評だということで、阿見町にとっても、本とのプロデュースという、そういう、どうしたらという仕掛けですよ、そういうのが大事という、そういうことで、子供の応援という、そういったことをできればいいかなって、本当に大事かなあって思うんですけれども、その辺、再度もし御意見ありましたら、よろしくお願いたします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長青山壽々子君。

○教育長（青山壽々子君） 阿見町では、各教室に読み聞かせボランティアの方が出向いて、子供たちに絵本の読み聞かせを、小学校1年生から6年生までボランティアでやってくださっております。県から表彰されているグループもあります。2グループぐらい、今、表彰されています。

それから、あした飯野議員さんのところでお話ししようと思ったんですけれども、みんなに薦めたい1冊の本というのを、冊子になったものを県の教育委員会から各子供たち1人1人に送られてきます。その本を見て選んだり、今の教科書は大変よくできておまして、単元の最後の1ページに、この単元を勉強したらこんな本を読むといいよという五、六冊の本の紹介があります。そういう本を読んだりしております。

阿見町教育委員会の考えとしては、もう幼稚園・保育所で随分本になれ親しんでいる子供たちですから、自分で好きなものを自分で読んで読むというふうな姿勢で、子供たちを読書活動のほうはそういう姿勢で進めております。

それから、阿見町の子供たちの読書推進には、担任の先生方も一役買ってくださいっております。毎日どういう本を読んだか、3年生までは声を出して音読をすることになっております。音読をすると、前頭葉が刺激されて、頭のよい子になるというような東北大学の脳科学者の川島博士がおっしゃっておいりましたので、音読を進めております。音読したことを家庭が、主にお母さんが、今日はこんなことをうちの子は音読したよっていうのを毎日記録して、間違いなく音読しました、聞きましたというしるしを押すと、それを担任の先生が、はいわかりましたというふうに、毎日毎日読書に関しては、教室と家との行き返りのカードがありますので、かなり読書は推進されていると思います。県のほうからも、30冊以上読むと小さな賞状が県の教

育委員会からいただけます。100冊読むと大きな立派な県のマーク入りの賞状がいただけます。その賞状の数を考えましても、阿見町の子供たちは本好きで、いやあ、随分よく本を読んでいるなあと感じます。この後は、その肥やしになっている、この読んだものが、どの程度、感想文とかね、この後の子供たちの実際の学校生活の中で活かしていけるかなというのが、今私たちは見届けなければならない課題となっております。

以上です。

○議長（柴原成一君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） 大変すばらしい、阿見町の教育の本に対する教育長のお話、わかりました。ありがとうございました。本当に子供たちがね、将来楽しみになるような、そういった教育環境ってとても大切だなと思います。

今回、こういったのも取り上げさせていただいたというのは、もちろん阿見町はもう学校司書もいますし、また図書館も7時まで開館したりと、また、よそから来るくらいの、今、図書館はにぎわっております。中央図書館ですね。そしてまた、公民館にも全て図書館がある。また、学校の図書も、保育所もね、図書館が備えているという、もう本当、それはすばらしいなあって思って自負しております。

そういう中で、さらに、そういった子供たちの活字離れっていう、そういう中で、当然そういう中の活字離れ、もちろん、そういう中でありませけれども、それはすばらしいことであって、その中でなおかつ心を届けるっていう、その1つのそういうものである。本を上げるというより、そのきずなをつける、支えてるっていう、それが生涯にわたって、1年生のときに、そういったあるところでは、学校の担任の先生がリボンと名前をつけて、図書館から届いたものを上げるという、心の1つのあらわれというかね、本って大切なんだよって、そういうもので、子供たちに、40万ぐらいですよ、大体本1冊、そんな前後で好きなものを選んで、そういったものをプレゼントして、より豊かにしようという。そういう取り組みでしたので、今回、そういったものもあるよということで、また1つのね、そういうものを参考にさせていただいて、よりまた阿見町の読書環境を整えていただければなあと思って、今回はお話しさせて、御質問させていただきました。また、いろんな情報等を収集させていただいて、また今後もいろんな阿見町のそういった教育環境を進めていただきたいなと思います。

また、こういったこともまた前向きな1つのそういう一助になれば、とってもいいなって、私は思いますので、そういうのも加えていただければなあって、またそれも期待しております。

大変に今日はありがとうございました。以上で質問を終了させていただきます。

○議長（柴原成一君） これで、10番難波千香子君の質問を終わります。

次に、11番紙井和美君の一般質問を行います。

11番紙井和美君の質問を許します。登壇願います。

〔11番紙井和美君登壇〕

○11番（紙井和美君） 皆様，大変にお疲れさまです。今日は私で最後ですので，どうぞよろしくお願ひいたします。

〔「頑張れ」と呼ぶ者あり〕

○11番（紙井和美君） ありがとうございます。

それでは，通告に従ひまして質問させていただきます。

地域発展の鍵は女性と若者が元気で輝くこと，女性の元気応援プランについてお話をさせていただきます。

国では，女性が輝く社会をつくるとして，待機児童の解消，職場復帰，再就職の支援，女性役員管理職の増加などを打ち出し，女性の活躍を成長戦略の1つとして位置づけています。しかし，現在の日本は，残念ながら女性の活躍を阻む偏見や差別意識がいまだに根強く残っています。

世界経済フォーラムによると，政治や経済などの領域における男女間の格差を示したジェンダーギャップ指数でも，日本は昨年度の統計で，世界134カ国中105位にとどまっているのが現状です。社会の課題が多様化・複雑化する中であらゆる分野に女性の力を活かしていくことは国民生活全体の質の向上につながり，日本再建を大きく前に進めることとなります。

女性の力を活かせるかどうか我が国の未来を大きく左右するといっても過言ではありません。これからの日本は，国から発信されたことを地域で活かしていた時代を脱却し，地方から県や国に働きかけ，国を牽引していく力をつける時代になったと思うのであります。あらゆる分野に女性の力を活かしていくということはこれからますます重要になってくると実感いたします。

女性が元気で明るく活躍することが地域発展のキーワードではないでしょうか。

そこで，阿見町の女性の元気，応援プランを促進するために以下の点についてお伺ひいたします。

1つ目，国際的にも極端に少ない女性の管理職や役員，審議会の女性の登用の取り組みについて。

2つ目，働きやすく活動しやすい環境整備と支援について。

3つ目，新たな人材を発掘する取り組みについて。

4つ目，女性の力を伸ばし元気を引き出す取り組みについて。

以上4点についてお伺ひいたします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君，登壇願

います。

[町長天田富司男君登壇]

○町長（天田富司男君） 女性の元気応援プランについて。

阿見町での女性を応援し元気にしていく取り組みは、第2次男女共同参画プランにより行っています。

まず、1点目の、国際的にも極端に少ない女性の管理職や役員、審議会の女性登用の取り組みについてですが、平成26年4月1日現在町の女性の管理職については、管理職数53名中3名で5.7%、審議会の委員については、委員596名中169名で28.4%となっています。

管理職については現在、職員の男女構成バランスの改善と女性登用のために係長級等への登用を進めているところでございます。

審議会の委員については、平成28年度末までに女性委員30%をプランの目標としており、各審議会には女性登用を要請してまいります。特に女性委員がいない審議会や極端に少ない審議会には強く要請したいと考えております。

各団体の役員については、今後状況を把握するために調査を行うとともに、女性登用を要請してまいります。

民間企業につきましては、男女共同参画の視点から啓発を進めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の、働きやすく活動しやすい環境整備と支援についてですが、町としては職場内の男女比率の改善、セクシャルハラスメント、パワーハラスメントの防止講座、看護休暇などの特別休暇制度の設置などの環境整備に取り組んでいます。

今後も引き続き環境改善に取り組んでまいります。

町内企業につきましては、商工観光課と町民活動推進課が連携し啓発に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、3点目の、新たな人材を発掘する取り組みについてですが、女性が輝く社会をつくるには、人材を発掘し、活動の裾野を広げていくことが必要と考えております。

今年度、男女共同参画社会推進会議の新たな委員になられた女性の方にお骨折りいただき、人材の発掘に取り組んでいるほか、県の女性講座などを活用して、新たな人材を確保してまいりたいと考えております。

最後に、4点目の、女性の力を伸ばし、元気を引き出す取り組みについてですが、人がその力を伸ばし元気を出すことができるようになるためには、男女に関係なく、その人が認められ、一人ひとりに合った役割を果たせることだと考えております。

男女共同参画の視点から啓発に更に取り組んでまいります。

また、男女においては、その特性を活かし、女性の元気を引き出す講座についても、今後検討してまいります。

○議長（柴原成一君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） ありがとうございます。

女性の元気応援プランというのは、公明党906名の女性議員が全国に散らばりまして、延べ人数が2,003名で、全国進んでいる企業、いろんな団体のところを調査させていただきました。その中から国に提言したものでありますが、内容的には4項目からなっております。

プランの1つ目が、あらゆる分野で女性の現場力を発揮するということ。

プランの2つ目が、子育て・介護と仕事の両立をしていくということ。

プランの3つ目が、女性の活躍の基盤となる健康を推進していくということ。先ほど難波議員からも、女性の健康ということで、この部分述べられていました。

プラン4として、女性の安心・安全を確保すること。

そういった大きな4項目の中から、女性の活躍で社会を活性化させていこうという取り組みが進んでおります。そういったことで、安倍総理の方も女性を登用するという非常に力を入れていただきました。

先日、8月の23日に、つくばの人間学講座というところに参加させていただいたんですが、そこに山口やちゑ氏、茨城県の副知事ですけれども、その方の講演を聞かせていただきました。非常に参考になりまして、題名としては、「御存じですか、都道府県魅力度ランキング最下位常連は茨城県。茨城県は宝の山です。なぜ脱出する方法はないのか。女性副知事として見えること」ということで、女性の視点から、この最下位という汚名を返上する方法はないのかという講義がありました。

御承知のとおり、茨城県は決して最下位になるような県ではありません。いろんな農産物にもすぐれているし、観光地もありますし、人柄もすばらしい。しかしながら、1番のネックはPRをすることが下手であるということと言われていました。1言少ない、PRが少ないということで、例えば、偕楽園に行くのにタクシーに乗ると、「偕楽園お願いします」と言うと、「今行っても何もありませんよ」と。私が行ったことがないので、「ああ行くんだ」と言うとか、あと、「袋田の滝、お願いします」と言ったときに、「え、もう紅葉は終わってるよ。行ってもしゃんめえ」と言われると。竜神大吊橋に行ったときには、「つり橋の向こうに行ってもなあんにもありませんよ」と。こういうような感じで、本当に思ったことを素直に言う。とても性格は素直でいい性格なんですけれども、いかんせんPR力がないということで、ずっと最下位になっておりました。

それで、県民所得に関しては、県内総生産が都道府県の中で11位なんです、高いんです。

1人当たりの県民所得に対しても全国6位ですし、国際的に比較をしても48位なんですね、全世界でも。ですから非常に高いんです。高いのにPRが少ないと。これはなぜだろうということになりまして、そういったことから、やはり女性がここはひとつ頑張るしかないんじゃないかというようなお話がありました。アンテナショップをやるにも、海外展開をしていくにも、少子高齢化を進めて男女共同参画を進めていくにも、全てのところがやはりここにあるんじゃないかということが副知事のお話でありました。

そういったことから202030の目標については、御承知のとおり2020年までに指導的地位にある女性が占める割合を少なくとも30%に引き上げるというものです。先ほどの答弁では、2016年に審議会に関しては現在の28.4%から30%に引き上げる目標を定めているというふうにお聞きしました。大変にすばらしいと思っております。

役場管理職については、5.7%、現在53名中3名とありましたが、その部署と役職を教えてくださいたいんです。

また、目標の数値は先ほどの答弁の中にはございませんでしたので、あわせてそれもお尋ねをいたします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長横田健一君。

○総務部長（横田健一君） はい、お答えいたします。まず1点目の、女性の管理職の役職でございますが、これは保育所の所長のほうになりますが、中郷保育所と学校区保育所の兼務として1名、それと、南平台保育所との子育て支援センター長として兼務で1名、それと、二区保育所長として1名の3名でございます。

それと女性の管理職の目標値を設定しているかということですが、町としては特に目標値を設定しているということではございません。先ほど町長の答弁にありましたように、係長、課長補佐の研修等を通じて、その中から管理職になれる機会を増やしていくというようなことで、女性だからそういうふうに研修に特別参加するとかじゃなくて、男女同じように、それぞれの階級に応じた研修を、各係長、課長補佐等の研修を通じて、その中で女性の管理職の登用の拡大を図っていきたいというようなことで考えております。

○議長（柴原成一君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） ありがとうございます。保育所ですね。全てそうですね。

それで、先ほど、男女問わず研修を受けているというお話がありました。それで、その調査をした中で、その研修についてですけれども、やはり男性と女性と研修の内容は違って当然だと思うんですね。このことは男女共同平等ではなく、それぞれの特性を活かした内容で研修をしていくということは、これ非常に大切なことなんです。例えば、話し方1つにしても、男性的なコミュニケーションのとり方ですとかプレゼンテーションの仕方というのは、女性と男性

はしぐさも声のトーンも、全部やり方が違うと思うんですね。ですから、そういったことから鑑みても、これは埼玉県、ここは非常に一番すぐれておりまして、埼玉県のウーマミクスという課があるんです。ウーマミクスというのはどういうことかという、「ウーマン」という言葉と「エコノミクス」ということ——女性の活躍によって経済を活性化させるって、それを合体させた造語なんですけれども、そういったことでウーマミクスという課をつくって、女性を本当に底上げをして、持っている能力を万全に引き出していこうという内容なんですね。

例えばどういうものかっていると、本当に女性ならではの研修の仕方というのがあります。例えばですね、働く女性の応援講座というのが、すごく盛況なんですね。茨城県でも、これはやっています。やっていますけれども、埼玉県のほうは、女性に特化した徹底的に訓練をする内容のものということで、例えばですね、結果を出すためのマインド・アンド・スキルアップ講座というのですとか、仕事と生活を両立しながら活躍する働き方講座ですとか、自分のキャリアビジョンを考える講座、また自分の会社の強みを知ろうということですか、タイムマネジメントのやり方、また、チーム力を高める。ここがまた重要で、リーダーシップを磨くということなんですね。リーダーシップ力も、男性と同じように物すごく語気を高めたようながったやり方では、女性はないと思うんです。女性ならではのコミュニケーションのとり方というのをしっかりとここで訓練をしてもらうということなんですね。また育児に関して、「カッコいい育児をしよう」というネーミングでやります。育児と仕事の両立というのを徹底的に教えると。アサーティブコミュニケーション、これは自分の意見を、思ったことをしっかりと相手にわかるように伝えるということ、これやっぱり男女で違うんです。

そういったことから、女性だけ特別にやるということではありませんがというお答えがありましたけれども、あえて女性だけのそういったスキルを磨いていく内容の講座をやったほうが、職員の女性の方も、自分自身が非常に能力が、こんな能力が眠ってたんだということがわかると思うんです。今の段階では、いや私はとてもじゃないけど無理です。人前でもこういった意見をきっちりまとめて話しすることは、とんでもなく無理ですというような方も、実際のところ、話をすれば、こういった訓練をすれば、絶対に磨かれて、すばらしい能力、皆さん持ってらっしゃるんですね。そういったことで、女性ならではのその研修をしていきたいと思いますと思うんです。

茨城県では、これ同じような感じでやっています。レイクエコーの女性プラザというところで、キャリアアップ講座、自分のキャリアについて考える。女性のためのメイキャップ講座、こういうのもあるんですね。安心感・安全感を与えるコミュニケーションのスキル。管理職のためのヒューマンスキルアップ講座、こういうのもあるんですね。女性ならではの管理職としての対応の仕方ということがあるんです。これも、レイクエコーまで、なかなかみんなで行く

のは難しいかと思うんですけれども、何人かでバスに乗って向こうに研修に行くですとか、またあるいは、県のほうから要請をして出前講座を定期的にやっていただくですとか、そういうのをぜひお願いしたいんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長横田健一君。

○総務部長（横田健一君） はい、お答えいたします。先ほど、研修については男女分けてというような内容の研修ということじゃなくて、一緒にやっていただいているということで答弁させていただきました。以前についてはですね、平成18年、19年のころにはですね、女性職員のためのステップアップセミナーというようなことで、女性の職員に参加していただいているという経緯がございましたが、最近においては、やはりそれぞれの階級に応じた研修、それとか、そうですね、自己開発コース等における、先ほどお話がありましたようなクレーム対応能力講座とか、対話力・表現力のスキルアップ講座、それと情報発信能力向上の講座とか、キャリアデザイン研修、これは女性のいろいろな出産から育児、そういうライフステージにおけるそういうイベント——イベントつつたら失礼ですけど、出産とか子育て、そういうものがある中での、その中で女性としてどういうふうに働いていくかとか、行動していくかというような、自己開発をするための職員の研修、そういうものも含まれております。そういう中で、男女同じ研修を通じまして、女性の立場、男性の立場で、それぞれ受ける側がそういうふうに判断するところもあるかと思いますが、いずれにしても、その研修を受けた結果につきましてですね、その研修の含めを所属長に出すように、どういう研修を受けても、そういうことになっております。そういう中で、その研修を受けたことについての自分なりの感想なり、今後それを職場でどういうふうに活かしていくのかとかいうようなことを含めに書いていただいて、それに所属長がアドバイスなりコメントを出して報告していただくというようなことで、今、取り組んでいるところでございます。

そういうこともありますが、今、紙井議員から提案がありましたような、キャリアアップ講座、県の働く女性を応援するためのそういう講座が開かれているというようなことでございます。こういうことについても、職員のほうにですね、周知して、希望者があれば参加していただくというようなことで、今後、検討させていただきたいというふうに考えております。

いろいろそのほかにも、いろんな専門的な研修があろうかと思いますが、それについては、今後、町の職員の全体的な研修のスケジュールの中で、いろいろ計画等ありますので、その中で検討させていただきたいというふうに考えております。

○議長（柴原成一君） ただいま、3番野口雅弘君が出席いたしました。したがって、ただいまの出席議員は17名です。

11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） 先ほどお聞きいたしました、その女性の力を伸ばす講座というのには、今までどれぐらいの女性職員が参加されているのか。また、どのような形で仕事に活かされているのか、その辺検証しているのかお尋ねいたします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長横田健一君。

○総務部長（横田健一君） はい、お答えいたします。先ほど説明しました、女性のための研修ですね、それには18年と19年にそれぞれ1名ずつ参加しているということでございます。2名ということでございます。それと、その後、職場でどういうふうにそういうものを発揮されてるかということでございますが、これも人事評価とか、いろいろ今やっておりますが、そういう中でですね、所属長が面談をしまして、そういう中で、そういう研修の成果を活かした仕事の取り組みが行われてるとというような報告を受けてるとということでございます。

○議長（柴原成一君） 町長天田富司男。

○町長（天田富司男君） 女性のスキルアップということで、今いろんな提案がありました。いろいろ話し合いをしながらね、やっぱり女性にとって、どういう講師がいいのかとか、勉強がいいのかというのは、それは総務部長もいろいろ考えているでしょうし、いろんな提案をしていただいて、いい方向でやっていきたいなど。

そして、今私はあと3年半ということでありまして、この3年半の間、この期の間、やはり女性の管理職はつくっていきたくて思っています。ただ、30%というのは、少し多過ぎるし、今の人事配置というか、女性の年齢的なものとか、そういうものも考えるとですね、そういう域に達してないと思うんですよね。40代の人たちが結構いい能力を持ってたりしてるんで、そういう人たちが上がってきてというような感じかなと思います。

私、2年前に女性との懇談を、全ての役場職員の懇談をずっとやりましたけど、そういう面では、やっぱり今の年代的な形の中で、課長にいいという人は、そんなに——そんなにつつたら怒られますけど、何人という、やっぱりこう指で数えるほどしか、まだいないんじゃないかなと思います。そういう人たちは、やっぱり課長という立場に立つことが、その人にスキルアップになるというね、そういうものになっていくのかなと。それにやっぱり、この間もある課の女性に言ったんだけど、自分たちが今や引っ張ってかないでどうすんだと。自分らが管理職になるような、そういう能力を持ってるんだから、一生懸命やらないでどうすんだって。やっぱり新しいことを自分たちで提案したり、そういうこともやらないとまずいんじゃないかっていうような話も、この間させていただきました。

あと、やっぱり女性をどうやって活かしていくかというのは、ずっと紙井議員がずっとお話ししてた、やっぱり女性センターというものをつくり上げてね、その中で本当にいろんなことができると思うんですよ。いろんな能力のある人を入れてね、やれば、いろんなことを女性セン

ターで、すごくできるんじゃないかなって。自分でも、こういうことも、こういうことも、こういうこともっていうような思いをね、湯原さんとは、ちょっと話したりしたんですけど、彼女も今年1年でおしまいなんでね、そういう面では、そういうことを踏まえながら、やはり女性がどうやってこの阿見町でいい方向に活かされるかっていうか、そういうこともいろんな面で考えると、あと、やはり女性の能力っていうか、持っているものを、今こういう人が必要だというときにね、やっぱりそういう人材を、やっぱり人材バンクみたいんじゃないですけど、女性の人材バンクみたいなものを、やっぱり女性センター等でも把握するとか。そうすると、審議会だ何だにおいてもね、こういう人が必要だってとき、すぐお声かけできると思うんですよ。今なかなかお声かけできないし、今の状況だね。そういうことも考えると、ますます女性の力は絶対必要だということは、誰もがわかってるんで、そういう面で努力を一生懸命していきたいと、そう思ってます。

○議長（柴原成一君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） 丁寧な答弁ありがとうございました。町長は男女共同参画に対して非常に前向きに捉えていただいておりますので、期待をするところではあります。

先ほど、センターの話ありましたけれども、進捗状況をちょっとお聞かせいただいでよろしいでしょうか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民部長篠原尚彦君。

○町民部長（篠原尚彦君） はい、お答えいたします。現在の状況としましては、設置をする前提で、設置条例の案の作成ですとか、あとはどういった予算が必要かという検討をしています。そして、今度の議会、12月の議会で設置条例案の提案と補正予算案の提案をさせていただきこうということで現在進めています。そして、年明けてからオープンにこぎつけられたらというようなスケジュールを考えております。

○議長（柴原成一君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） ぜひよろしくお願いたします。その中で、役が人をつくるということもありますので、まず何かに携わっていただいて、そこから成長していただくということは非常に大事だと思います。

それで、研修会の中でいただいた資料の中で、住みよさランキング2013というのがあります。この中で、791市区の中から安心度、利便度、快適度、富裕度、水準度、いろいろ5点からはじき出したものなんですけれども、ここの100位の中に茨城県が8つ入ってるんですね。残念ながら阿見町は入っていないんですけれども。その第3位が、守谷市が入ってるんですね。やはり審議会のメンバーが32.2%ということで30%を超えまして、管理職は18%ですけれども、やはり着々と管理職の数も訓練をしながら増やしていっているというデータがあります。それ

と相反しまして、消滅可能性都市というのを出されているんですね。これ日本創成会議というところが公表してるんですけども、この中で例えば大子町ですとか城里ですとか、美浦、稲敷、常陸大宮、桜川とあるんですけど、17市町村が入っていると。これは全て押しなべて女性の管理職がゼロ、あるいは全くその目標を立てていないという市町村4つあります。審議会のメンバーも非常に女性が少ない。この中の、先ほど申し上げた8つの上位を占めているところは、全て高いです、女性の登用が。そういったことから見ても、本当に女性が明るく活発にいるところはどんどん伸びていくという、正比例しているという証拠じゃないかなというふうに思いましたので、どうかこのベスト100の中に阿見町も入ってほしいと思うんですね。そういうことで、しっかりとお願いしたいと思います。

それで、審議会のほうですけども、審議会、調べさせていただきましたが、先ほど28.4%ということですけどもね、やはりものよってばらつきがありまして、本当に女性が入ってほしいところに入っていないというところがあります。

例えば57%入ってるというのは、男女共同参画推進会議のメンバーなんです。これは逆に言えば男性の方に入っていたきたいところなんですね。そういったことも鑑みますと、例えば防災会議なんかは35名中4名ですし、地方青少年問題協議会なんていうのは10人のうち1人。社会教育委員会、これも10人のうち1人ですね。情報公開と個人情報審査会というのこれ0人ですね。政治倫理審査、これも0人にですね。青少年相談連絡協議会、これは26名中に4人ということで、こういったことから、やはり……。あ、学校の再編についても20名のうち3名ということで、こういうふうになっていると、3名や4名では、なかなかその女性の意見が通りにくい。特に防災会議に関しては、女性の登用をたくさん入れていただきたいというふうにお願いをずっとしてきましたけれども、どうか今後とも、今申し上げた審議会の中に少しでも女性が入るように努力していただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） その審議会がね、いつもあの、同じような充て職っていう形のものが多いんですよ。だから、そういうものをやっぱり打破していかなければいけないんじゃないかなと思うんですよ。もう何々という何々の会長、何々のあれって。そうじゃなくて、やっぱり、そういう人も必要ですけど、それもやっぱり最小限な形の中で入っていただいて、それでやっぱりそこに通じてるっていうか、内容もよく知ってるような人、そういう人をやっぱり充てていく。それには、やっぱり、先ほど言ったとおり、女性のそういう人材というか、そういうものがやっぱりわからないと、なかなかそこに入れていけないという、そういう問題があるんですよ。職員も、なかなか女性との関係もわからないんで、そういうやっぱりジレンマがあると思います。だから、なるべく、どういう女性がこの阿見町にいて、こういうこと

ならできるって、そういうことになれば、早目にそういう30%以上の女性の新人が出てくるんじゃないかなと、私はそう思っておりますし、それを見たときに、やはり、じゃあ、どういうところにどういう人っていう、それでまあ、0なんていうのは、やはり行けないと思うんでね、最低でも1人以上は入れていくというような、そういう努力を町がしていくということが大事だと思います。

ただ、それが切り替え時期じゃないと、2年なら2年という、もうお約束をした人に、今日やめてくれっていうわけにはいかないわけだから、その切り替え時期に、やっぱり、そういう考えを持って町はやはり積極的に女性を登用していくということを、やっぱりやっていくことが大事かなと、そういう感じを持っております。

○議長（柴原成一君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） ありがとうございます。

また、地域の企業との連携も非常に重要なことというふうに思います。働きやすい職場づくりに取り組む企業についてということで、これ厚生労働省から茨城労働局のほうから出てる冊子に、阿見町1件入っていますね。そういったことで、地域の中でも女性を登用して頑張っている企業をしっかりと応援して、見つけていって、バックアップしていくという、連携をしていくという、そういうことも考えていただきたいと思いますので、今後、女性の力をどんどん発揮できるように、そして女性の力が強いところが発展するということを認識していただきながら、今後も取り組んで、さらに取り組んでいただきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、まず1問目の質問を終わらせていただきます。

○議長（柴原成一君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） それでは2問目の質問に入らせていただきます。

若者の力を地域発展につなげる取り組みについてお尋ねいたします。

現在日本が直面している少子高齢化現象、中でも人口が減少するとなぜ問題なのか。地域が活性化するためには、先ほど女性と言いましたけれども、女性にプラスして若者のパワーとエネルギーが必要不可欠であると言われております。さらに踏み込んで言えば、地域に若者がどれだけ存在しているかが、その地域の将来性を図る1つの指標になると考えられます。したがって、若者がいない地域は衰退するということになります。

若者の柔軟な発想力と力は地域を元気にいたします。ありがたいことに、町内には茨城大学、県立医療大学、東京医科大学茨城医療センターなど3つの大学、町外には筑波大学もあります。その中の多くの学生が、この4年間この地域に住み続けます。その学生や地元の若者たちが、4年たって町を離れるのではなく、そのまま住み続けたい、あるいは結婚したら阿見町に戻っ

てきたい、そう思える町でありたいというふうに思っています。

そのためには、若者に、いかに阿見町は魅力ある町かということ、若者自身が地域と一緒に貢献しながら実感をしてもらうということが大事ではないかというふうに思っています。大学生の力と地元の若者の力を大いにお借りしたいというふうに考えております。

それと同時に、高校生の年代に着目をしてほしいと思うのです。高校時代が一番元気があり、大人と子供のはざままでアイデアも豊富であります。町内にある霞ヶ浦高等学校とは、町の行事などでも連携協定を結んでおられると思いますけれども、隣接している高校や町内在住の高校生やOBなど、多くの方に声をかけて集まっていたきたいと思うんです。

福井県の鯖江市では、日本初の実験的な市民協働推進プロジェクトの1つとして、自分たちのまちは自分たちでつくるという基本理念のもと、JK課、これはいわゆる女子高生課ということなんですけれども、JK課、それがつくられて大変に話題を呼んでおります。ユーチューブでも発信をされております。

若者の力と発想をまちづくりに活かす取り組みについて伺います。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男。

○町長（天田富司男君） 若者の力を地域発展につなげる取り組みについてお答えいたします。

先ほども、福井県の鯖江市のお話をしましたけれども、もう一度、私のほうも、ここに書いてありますので。福井県鯖江市のJK課は、自分たちのまちは自分たちでつくるという基本理念のもと、鯖江市が進める実験的な市民協働推進プロジェクトの1つで、これまで市や公共サービスに直接かかわることの少ない地元女子高生たちが、大人と子供の間というポジションからつくり出された世界観や、枠に縛られない柔軟な視点・感性をまちづくりに活かそうとしています。そしてこの女子高生たちの活動を支えるため、慶應義塾大学や地元福井大学を初め、地元企業やメディア、市役所職員が運営・サポートすることにより、地域を広く巻き込んだプロジェクトとなっているようです。

阿見町においては、第6次総合計画策定時に「まい・あみ町民討議会 若者視点で町の将来を考える」を開催し、高校生・大学生18名による討議を行い、結果について総合計画策定時に活用するとともに、計画にも一部、反映をいたしました。

今後、大学生や高校生の感性や行動力を活かせるよう、大学、地域、企業、町職員を巻き込んだ協働プロジェクトによるまちづくりを検討してみたいと考えております。

○議長（柴原成一君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） ありがとうございます。ここにあります第6次総合計画策定の「まい・あみ町民討議会 若者視点で町の将来を考える」という取り組み、これお聞きしましたけれども、大変によいことだと、評価すべきところだなというふうに思っております。この18名

は、それぞれ内訳を教えてくださいませんか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長横田健一君。

○総務部長（横田健一君） はい、お答えいたします。18名ですが、大学生と高校生それぞれ9名ということで、大学生につきましては、茨大で3名、医療大が3名、霞ヶ浦看護専門学校のほうで3名ということです。それと、高校生のほうは、霞ヶ浦高校で3名、土浦二校が3名、牛久栄進高校が3名ということで9名というような内訳でございます。

○議長（柴原成一君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） すいません、私、さっき間違いました。霞ヶ浦医療センターと言ってしまったと思うんですけど、看護専門学校の間違いで、すいません。

それで、その会の議事録があると思うんですけども、大体どんな意見が出されたのか、またそして、どのような部分が、その第6次総合の中に反映されたのか、わかる範囲で教えてくださいなと思うので、よろしくをお願いします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長横田健一君。

○総務部長（横田健一君） はい、お答えいたします。その内容のあらましについては、6次総合のほうにもおおよそのことは書いてあるわけですが、町内の在学している学生に、その阿見町の将来について考えていただくというようなことで、大きく3つのテーブルに分かれて議論していただいたということで、阿見のよいところ・悪いところを出してもらったというようなことでございます。それで、自分たちが住みたいと思う環境などについて議論をしていただいた、討議していただいて、その内容を模造紙に書いて、整理して発表していただくというような進め方で実施したということでございます。

その中で、学生たちが出した内容でございますが、学生たちがもっと地域にかかわる状態をつくっていただきたいというようなことで、若者に対する情報の発信とか、触れ合いの機会の創出、気軽に集まれる場所の整備、また、こういう交流をするために移動手段ですね、こういう公共交通や歩道の整備、そういう具体的な意見が出されたというようなことで、このような意見を、若者の若年層の人口が減少しているというようなこともありますので、そういう人が住みやすいようなための人口維持・増加を図る上での施策の参考にしていきましたというようなことで、6次総のほうにも書かせていただいております。

そういう中で、具体的にどういうふうに計画の中に盛り込んだかということになりますと、前期5年の基本計画の章題、その中で、第1章で、人がつながるまちづくりというようなものを掲げております。そういうなかで、このつながりというような言葉を採用させていただいている。また、学生が地域にかかわりたいというようなことでございます。そういうことから、第1節ですね、大学連携等の施策において、第1節の中で、ふれあいのまちづくり、産学官連

携の推進というような施策の中に反映させていく。それと、第2節の情報発信では、みんなの視点に立ったまちづくりということで、広報・広聴活動の充実、情報発信の強化というようなところで、そういう意見を反映させていただいたというようなことでございます。

○議長（柴原成一君） 前回の休憩より1時間経過しておりますが、このまま続行いたします。  
11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） ありがとうございます。

先ほどいろいろお話あった中で、人がつながり、まちづくり、人がつながっていくという、その意見が出たということは、非常に重要なポイントだなというふうに思ってお聞きしました。

あと、大学の連携ですね、あとまちづくり、官学連携をしていくという、いろんな人と触れ合っていくということが、やはり出されたということは非常に大事なことがなっていました。と申しますのが、茨城青少年若者プランというのを、茨城県のほうで、知事公室の女性青少年課のほうでつくられているものがあるんですけども、その中でいろんなデータをはじき出して、県内の若者についてお話が——もっと本当はすごい分厚いんですけども、そういった中で、若者をサポートするという内容がありました。

日本の主役は地域が主役で、Uターン・Iターンで、窓口を若者が帰って来やすいように、人のつながりを大事にして、帰ってこれるような状況にしていきたいというようなことがありました。

県内の青少年の若者の特徴としまして、これ押しなべて、全て全国通じるようなことかと思うんですけども、自分によいところがあるという青少年の認識している割合というのは、小学生のときには28.8%で、中学生になると24.4%で、高校になると15.2%というふうに下がっていくんですね。自分が好きだと思える青少年の割合というのは、これは小学生15.1%、中学生で8.9%、高校生が6.3%と、どんどん落ちていくんですね。やはりこれ、人のつながりがどんどん希薄になっていくことなのかなというふうに懸念しているところなんですけれども、そこで若者にどうしたらいいかと聞いたところ、地域の中で活動したらいいんじゃないかという意見が出ているというふうに書いてありました。大事なことから積極的に参加したいというふうに思うんですけども、そのきっかけがなかなかなくて、参加している人数の割合は15.1%しかいないという状況なんです。でも思っている気持ちはすごくあると。これをどういうふうにしていくかとなると、やはりこちらのほうでバックアップをしながら、出やすい雰囲気をつくっていくということかなというふうに思うんですね。

これちょっと暗い内容で大変申しわけないんですけども、若者の死亡率について、これ統計がここに出されているんですけども、10代から64歳まで統計があるんですね。10代から19歳までが、死亡事故の第1位が不慮の事故なんです。20代から39歳、20代から24、25から29、

30から34, 35から39, これ全て自殺なんですね。びっくりしました, 私もこれを見て, 自殺なんだと思って, 割合が47.3%というふうに出ています。特に20代から24歳の……。で, 15歳から19歳においては, 1番目が不慮の事故で, 2番目が自殺というふうになっています。これもやはり, 人間関係が希薄になっているということが非常に大きな要因になってるんじゃないかなっていうふうに考えています。

そこで連帯感の希薄さが大きくかかわっているということで, 親にそれを聞いたところ, 個人主義が浸透し過ぎてしまってこういうふうになったのではないかと考える親御さんが56.1%いらっしゃるということで, やはり御両親も家族の方も, 子供の心がだんだん希薄になっている, 友人関係が希薄になっているということを懸念しているということがありました。そこで, 地域の青少年と大人たちと交流をしていくということで, その交流に関しては, 以前よりも減っていると思うという答えが59.5%なんですね。ですから年々地域の交流が少なくなっている。実際, 私も20年前のことを考えると, お祭りなんかに参加する子供たち, 前はわあっと参加してくれてましたけども——もちろん団地ですから, その移り変わりで子供たちも大きくなっていきますが, やはりその大きくなった子供たちも, もう参加をしてくれないというところがあります。そういった中で, ボランティアサークルなどの活動が必要なんではないかと, その青年たちは話をしています。

さまざまな体験の促進と, その定着をするために, ボランティア体験, 社会貢献活動体験の促進をしていくということが大事なんではないでしょうかということで, この青少年若者プランというのが, そこを主眼に置かれているんですけども, 青少年を健全性を持って育てていくということは, そんなに難しいことではなく, 大人も子供もみんな心のきずなを持って生活していれば, 自然とのびのびと育っていくんじゃないかというふうに書かれていましたので, その点におきまして, 阿見町も, 地域の交流に関して, どうかもう少し綿密に, 若者が入ってきやすいように, 例えば町民運動会にしたって, お祭りにしたって, 若者たちが率先して入ってきて, それを対応していくというような形なんかもつくっていただきたいなというふうに思うのですが, いかがでしょうか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男。

○町長（天田富司男君） 県立医療大の学長が, やはりそういうことで, 地域とのつながりがちょっと少な過ぎるということでよく言われていました。本当にどうやったら学生たちを町の中に引っ張り込むかというのは非常に大事な事かなと私も思っております。それにちょっと力をね, 入れてこなかったというのが, 今まであったと思うのでね, 今後やはり3つの大学と高校, 霞ヶ浦高等学校もありますから, そういう中で, やはり何人か1つの代表を出していただいて, やっぱ学校でどういうことをやってるかっていうのもわからないといけないと思う

んですよね。音楽だって何だってやってるわけだから、じゃあ、そういう人たちを音楽で元気にするまちづくりで、1回、若者のそういうフェスタをやったらおもしろいんじゃないかとか、そういうもの話し合いができる、そういうやっぱり場所を阿見町がつくってやる——あ、つくってやるって、怒られますけど、そういう場所をやっぱり提供していくというか、そういうことを、やっぱり、この間、町民活動課の課長ともそういう話をしたんですよね。だから、そういうことで、少しずつ学生たちを……。あと、農学部の学生たちも、やっぱり農業体験とかね、そういうことも農業振興課との話し合いとか、いろいろできるだろうし、この間、東京農大との連携によって、浅野さんというところで、何と言うんですか、稲刈りをやったという、やって、皆さんで、やはりこういう場所で稲刈りをやるっていうことが楽しいなって——まあ、年中やってないから、そのときだけだから楽しいんでしょうけど、そういう体験とかね、いろいろやってると思うんでね、だから、実施そういう形で子供たちを町の中に引っ張り込んでという、そういうことをやっぱり町がやっていけばいいのかなという思いをしております。

今回の質問で、ようやくそういう意識に、前々からそういうものはあったんですけど、なかなか自分が動くというのが、動けなくてね、今回はこういう形で質問がありましたので、何かいいものができるように、一生懸命やっていきたいなと、そう思います。

○議長（柴原成一君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） 大変に前向きなお答えいただいて、ありがとうございます。

ところで、阿見町には以前、高校生会というのがありましたけれども、今は活動をしていないように思います。現在どういうふうになっているか、今後、この活動はどのようにしていくかという考えがあればお聞かせいただきたいんですけれども。生涯学習課ですね、よろしく。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） 高校生会なんですけど、平成17年度まであったんですね。これ事務局がですね、中央公民館でありまして、これについては、1つ名前が阿見町サブリーダーズクラブかすみ会ちゅうのがあったんです。毎年、高校入試終わって、3月までにですね、事務局もしかり、その高校生会の皆さんが勧誘に行ったんです。入ってくださいよちゅうことで。ところがどっこいなんですけど、会員が入らなかったんですね。昔の資料をしてみますとですね、確かにまい・あみ・まつりのお手伝いをやったりですね、球技会の大会なんかのお手伝いをやってというような部分でいろいろやってたけど、時代の流れで、そういう高校生会ちゅう部分が、18年度から休部ちゅうか廃止ちゅうか消滅したちゅう形になってるんで、今後はですね、こういう、どのようになっているのかっていう研究はしていきたいと思うんですけど、ただ、時代の流れで、今の茨城県南のほうでも、今14の市町村あるんだけど、残ってるのが3つか4つだと思うんですよね。土浦もやめちゃった、美浦もやめちゃったちゅうこと

で、この資料を見てみますと、今やってるのが、14市町村ありまして、石岡市、守谷市、つくばみらい市というような形で。だから、こういうのを、先進市、どういうことやってるのかわちゅうのを、今度は調査研究してですね、これは生涯学習ちゅうのでも、1人1学習1ボランティア1スポーツというのがありますんで、そういうボランティアでまた若者が入ってくる。先ほど言われたように、運動会にも入ってこられるようなものになればいいなどは思うんですけど、今後の町民活動推進課といろいろと協議しながら、どうなのかって、今の若者の高校生会の考え方ちゅうのはどうなのかわちゅうのも聞いてみたいなちゅう考えを持っております。

ただ、今、ここの段階で、高校生会復活ちゅうわけにはいきませんので、そこは御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（柴原成一君） 町民部長篠原尚彦君。

○町民部長（篠原尚彦君） 今、教育委員会サイドのほうのお話だったと思いますんで、町民部サイドのほうからの考え方ちょっとお話しさせていただけたらと思うんですけども、高校生に活躍する機会をつくって、そこへ多くの方に参加していただくっていうのは、すごく大切なことだと思います。町民活動の1つとして、今後考えていきたいと思っていますので、少しお時間をいただけたらと、ちょっと検討していきたいと思います。

以上です。

○議長（柴原成一君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） ありがとうございます。先ほど次長がおっしゃった以外にも、ひたちなか市ですとか高萩市ですとか、あと坂東市なんか「むぎの会」といって、高校生が全部チラシをつくってですね。で、まいて、勧誘をして、結構集まっていると。ですから、高校生主体になると、水戸も、サブリーダーズ会、連絡会ということで、こうやってチラシもつくっていらっしゃいますけれども、うちの娘も息子も高校生会入れていただいて、その年は子供がすごく多かったときですから、わあっと物すごく盛り上がりましてね、もう非常に喜んでいました。どこ行くのも、県立医療大学の先輩の方に引っ張っていただきながら、高校生の人たちが何人も集まってワークキャンプを行ったりですとか、そういったことをしながら、非常にその中の連帯感が強くて、今でもずっとつき合っているようです。そういったことで、やはりこの課が主体になっても、どういうきっかけでもいいですので、高校生のそういったつながりを見つけていただきたいなというふうに思うんですね。先ほどの鯖江市なんですけれども、ここもやはり最初は女子校生課っていうのをつくるわけでは、特にはなかったんですけども、男子生徒を募っても1人も来なかったということで、女子というふうになったそうであります。

そういったことで、やはり男子学生はなかなか表に打ってみんなの中に入ってというのが、やっぱりちょっとシャイな部分があるんでしょうかね。なかなか難しいところがあるかと思いますが、そういったところも、連帯感を皆さんで持っていただいて、何人かで入っていただくということやっただけであればいいなというふうに考えています。

先ほど総務部長のほうから、そういったお答えいただきましたので、今後それを検討していただきたいなというふうに思っています。

それで、最後にですね、学生が本当に画期的に動いているところ、また若い人が動いているところというのは、非常に活発になっています。ある、兵庫県の伊丹市というところですけども、ここは地元の商店街とイオンという大きなスーパーができて、本当にちょっと対立関係にあったんですけども、伊丹市の高校の学生さんたちが、その中で地域活性化について一役買おうということで登場したんですね。学生さんたちは大人のそういったあつれきは全く意にも介さず関係ないということで、どんどん自分たちの地域の活性化にはどうしていったらいいかということを一生懸命考えながらやっていたところ、地元商店街とイオンが一緒になって地域おこしをやっていこうというふうな大きなうねりになったそうです。そういったことで、大人の頭では考えも及ばない、また大きな壁がある中を、それを越えていけないというところも、若い柔軟な頭では、すっと乗り越えて、また違う視点から発想が出てくるというふうに思いますので、どうかこれからも若い力を信じて、そして、ただしバックアップをしてあげないとなかなかできないというところも踏まえながら、でもおせっかい過ぎてもまた育たないという、その微妙なさじ加減のところをうまく鑑みながら、よく話し合っ、若者の活性化につなげていただきたいなというふうに思っております。

そういったことで、これからも大いに期待をしておりますので、よろしく願いいたします。

以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（柴原成一君） これで、11番紙井和美君の質問を終わります。

---

#### 散会の宣告

○議長（柴原成一君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。お疲れさまでした。

議員の皆様は、この後全員協議会を開催しますので、午後7時5分に全員協議会室にお集まりください。

午後 6時54分散会

第 3 号

[ 9 月 11 日 ]

## 平成26年第3回阿見町議会定例会会議録（第3号）

平成26年9月11日（第3日）

### ○出席議員

1番	柴原成一君
2番	藤平竜也君
3番	野口雅弘君
4番	永井義一君
5番	海野隆君
6番	飯野良治君
7番	平岡博君
8番	久保谷充君
9番	川畑秀慈君
10番	難波千香子君
11番	紙井和美君
12番	浅野栄子君
13番	藤井孝幸君
14番	吉田憲市君
15番	倉持松雄君
16番	佐藤幸明君
17番	諏訪原実君

### ○欠席議員

なし

### ○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町	長	天田富司男君
教	育	長 青山壽々子君
総	務	部 長 横田健一君
町	民	部 長 篠原尚彦君

保健福祉部長	坪田匡弘君
生活産業部長	湯原幸徳君
都市整備部長	篠崎慎一君
教育委員会教育次長	竿留一美君
消 防 長	川村忠男君
会計管理者兼 会計課長	宮本寛則君
総務部次長	大野利明君
総務課長	飯野利明君
企画財政課長	小口勝美君
交通防災課長	建石智久君
町民活動推進課長	湯原勝行君
社会福祉課長兼 福祉センター所長	高須 徹君
児童福祉課長	青山広美君
児童館長兼 児童福祉課長補佐	村田敦志君
農業振興課長	村松利一君
環境政策課長兼 放射能対策室長	岡野 栄君
都市計画課長	大塚芳夫君
学校教育課長	菊池 彰君
生涯学習課長兼 中央公民館長	佐藤吉一君
指 導 室 長	根本 正君

○議会事務局出席者

事 務 局 長	青山公雄
書 記	大竹 久

平成26年第3回阿見町議会定例会

議事日程第3号

平成26年9月11日 午前10時開議

日程第1 飯野良治議員の懲罰を求める動議について

日程第2 一般質問

日程第3 休会の件

追加日程第1 飯野良治議員の懲罰を求める動議について

## 一般質問通告事項一覧

平成26年第3回定例会

一般質問2日目（平成26年9月11日）

発 言 者	質 問 の 趣 旨	答 弁 者
1. 海野 隆	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 町長の政治姿勢について                             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 町長選挙の収支報告書について</li> <li>(2) 町顧問弁護士の選定について</li> </ol> </li> <li>2. 原子力災害対策について                             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 茨城県の避難計画について</li> <li>(2) 稲敷地区6市町村放射能対策協議会の要望事項について</li> </ol> </li> <li>3. 古民家や近代歴史遺産の保存及び活用について                             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 井関農機内の旧軍施設や巡礼碑，旧海軍将校倶楽部建物について</li> <li>(2) 古民家・山中家住宅の保存について</li> <li>(3) 阿見史の改定について，特に民俗編について</li> </ol> </li> <li>4. 放課後児童クラブの現状について                             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 放課後児童クラブの業務委託について</li> <li>(2) 指導時間延長など要望事項について</li> </ol> </li> <li>5. 本郷地区に予定されている新小学校のプール整備について                             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 本郷地区に予定されている新小学校建設のプール整備について</li> <li>(2) 阿見町学校プールについて</li> </ol> </li> </ol>	<p>町 長</p> <p>町 長</p> <p>教 育 長</p> <p>町 長</p> <p>教 育 長</p>
2. 川畑 秀慈	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 市民後見人について</li> <li>2. 公共施設について</li> <li>3. 地方自治について</li> </ol>	<p>町 長</p> <p>町 長</p> <p>町 長</p>

3. 藤平 竜也	1. 高齢者対策事業における東京特別区との連携について	町 長
4. 飯野 良治	1. 景観都市宣言について 2. 芥川賞作家 大庭みな子と阿見町のかかわりについて	町 長 教 育 長

午前10時00分開議

○議長（柴原成一君） おはようございます。定刻になりましたので、これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は17名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

---

飯野良治議員の懲罰を求める動議について

○議長（柴原成一君） 日程第1、飯野良治議員の懲罰を求める動議についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により飯野良治君の退場を求めます。

〔6番飯野良治君退場〕

○議長（柴原成一君） 提出者の説明を求めます。5番海野隆君、登壇願います。

〔5番海野隆君登壇〕

○5番（海野隆君） おはようございます。今日は一般質問2日目の冒頭にこのようなことで、傍聴者の皆さんに申しわけないんですが、議会内部のことですのでお願いいたします。

飯野良治議員に対する懲罰を行うよう動議を提出をいたしました提案者として、提案理由を申し上げたいと思います。提案理由、文章で書いておりますので、これを朗読させていただきます。提案理由。

飯野良治議員に対しては、昨日、その言動により議会及び議員会、議員に対する信頼を失わせる行為があったと、弁明と謝罪を求める動議が提出された。その日程を決めている最中に…。ごめんなさい。これは昨日っていうのは一昨日になりますね、実際はね。その日程を決めている最中に、隣席に聞こえるような挑発的態度で「子どものおもちゃやってんじゃねえよ」などと発言をした。こうした言動は、議会運営の努力に対する真摯さを欠き、議会の品位をお互いに保持しようとする議員の基本的職責に対する挑戦である。地方自治法第132条は「議員は無礼の言葉を使用してはならない」と、議会の品位の保持を規定している。また、阿見町議会会議規則第102条は「議員は、議会の品位を重んじなければならない」と、品位の尊重を規定している。

飯野良治議員は、これまで議場内の秩序を乱し、議長の再三の制止を無視し退場処分を受けたり、議場内で「外で決着をつけてやる」などと同僚議員を威嚇したり、退場処分後に傍聴席に向かい同僚議員の名誉を毀損する発言をしたり、議員としてあるまじき行為が幾度となく

あった。

飯野良治議員は、議会及び議員会では検討も行われていない「竹の子サミット」なる事業が、あたかも議会及び議員会主催で行われるかのごとき案内文を勝手に作成し、茨城県、茨城大学、県立医療大学、阿見町商工会やJAいばらき、茨城かすみ農業協同組合、阿見産直センター等へ配布し、抗議や異議を受けるなどの行為があった。

そうした行為が議会の中で問題となっているにもかかわらず、昨日——実際は一昨日ですが、昨日のような言動をするということについては、議会及び議員会、議員の信頼を失わせ品位をおとしめることになるという認識に全く欠けていると言わざるを得ない。

よって、飯野良治議員の懲罰を行うよう動議を提出する。

以上。

○議長（柴原成一君） 以上で説明は、終わりました。

ここで6番飯野良治君から本件について、一身上の弁明をしたいとの申し出があります。

お諮りいたします。これを許すことに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議がありますので、起立によって採決します。

この申し出に賛成の諸君は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（柴原成一君） 起立少数であります。よって飯野良治君の一身上の弁明の申し出に同意することは、否決されました。

これより質疑に入ります。質疑を許します。

9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） この提案理由の10行目から下は、全くこれは懲罰の理由とは別なものではないでしょうか。書面として出していただくのであれば、この一昨日の部分だけで、これが、いつどこで誰に言われたのか、それも明記されてないってのも……。明記した上で提出していただきたい、こう思いますけど。この、いつどこで誰に言われたんでしょうか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 議長に申し上げますけれども、この本会議場で質疑討論は必要あるんですか。

○議長（柴原成一君） あります。

○5番（海野隆君） あるんですか。

○議長（柴原成一君） 教えてください。

○5番（海野隆君） お答えします。この提案理由で、先ほど口頭で述べ文書でも配付してる

のは一体のものです。一体のもの。つまり、その飯野良治議員に対して昨日——まあ一昨日ですが、その言動により、その議会及び議会議員に対する信頼を失わせる行為があったと弁明と謝罪を求める動議が提出されました。で、この動議は成立しておりますので、その議案の日程を決めている最中にですね、こうした発言があったということで、その下る書かせていただいたと。こういうことで、全くこの提案理由は正しい提案理由だと思います。

それから、いつどこでという話ですが、一昨日この議場の、この飯野議員の席で行われていて、このように私はここに書いておりますので、そのとおりでございます。

○議長（柴原成一君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） まず、この懲罰事件があった日から起算して3日以内で、その案件は3日以内の部分だけで、それ以外の部分に関してこの10行目から下の部分は、この懲罰の理由対象には全くならないし、ここの書面には私は必要ないと思います。で、また飯野良治議員がそのようなことを言ったということも聞いておりませんし、もし言ったとすれば議長が注意するとかってということが通常あるはずなんですが、議長はそれを知って注意をされましたか。

○議長（柴原成一君） 議長には質問できないようでございます。当人に質問です。

はい。

○9番（川畑秀慈君） じゃあ、それは休憩中だったんでしょうか、本会議中だったんでしょうか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 何度もね、お話申し上げますね。要するに、この提案理由は一体のものであると。何度申し上げますけれども、そのいわゆる竹の子サミットなる事業がですね、議会及び議員会では検討も行われていないのに、あたかも議会及び議員会主催で行われてるかのごときですね、案内文を勝手に作成して、茨城県、茨城大学、県立医療大学、阿見町商工会やJAいばらき、茨城かすみ農業協同組合、阿見産直センター等、個人もあったようですけれども、配布して抗議や異議を受けるなどの行為にあったと。

この行為に対して、その弁明と謝罪を求める動議が提出をされました。初日に。その弁明と謝罪を求める動議の日程を決めている最中、まさにその最中にですね、この飯野議員がそうした言動をしたということで懲罰動議ということで提案をさせていただきましたので、この先ほどこから口頭で述べ、そして文章で配付している提案理由は一体のものであるということでございます。次、何でしたっけ。

○議長（柴原成一君） 海野隆君に申し上げます。川畑議員の質問は、本会議中の発言かどうかということでございます。それを答弁お願いします。

○5番（海野隆君） それは最初にですね、もう答弁してるんですよ。

○議長（柴原成一君） もう一度お願いします。

○5番（海野隆君） 何を……。あのね、申しわけないんですけど、議長ね、何度も何度も同じ答弁をするってのは、どういうことなんですか。もう既に述べてるんだから。何でもう一回言う必要があるんですか。

〔「議長、中立じゃないとだめだぞ」「議長の指示に従え」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 川畑議員は本会議中かどうかを今質問いたしました。答えてください。

○5番（海野隆君） それ答弁いたしました。議事録上げてください。議事録もう1回起こしてください。

〔「議長、議長の指示に従わない者は退場させてください」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 不規則発言は遠慮してください。

○5番（海野隆君） じゃあ、退場しちゃってください。

○議長（柴原成一君） 9番川畑秀慈君、もう一度質問お願いします。

○9番（川畑秀慈君） 海野議員は何度質問しても答えていただけないようで。これは休憩中だったのか休憩中じゃなかったのか。で、それは誰に言ったのか、誰が聞いたのか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。5番海野隆君。

○5番（海野隆君） はい。えーとですね、先ほど述べました。それはその議会初日、この飯野良治議員に対する弁明と謝罪を求める動議が提出をされ、これは成立をいたしましたね。この動議について、日程の追加ということがございました。この日程を決めている最中、これ議会運営委員会かな、議会運営委員会で決めている、その最中にですね、この本席で隣接に聞こえるような挑発的な態度で「子供のおもちゃやってんじゃねえよ」と、などという発言をしたと。このように申し上げてるんです。

○議長（柴原成一君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） それは誰かに言ったのでもなくひとり言だったのでしょうか。どうなんでしょうか。それと、それともう1点。それは休憩中だったんですね。休憩中ですね。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） あのですね、これ誰に向けて言ったのかわかりませんよ。少なくとも私には聞こえましたので、全体に言ったということじゃないでしょうか。それが1つ。それから何度も申し上げてますけれども、弁明と謝罪を求める動議が提出され、その日程を決めている最中に、この本席で隣接に聞こえるような挑発的な態度で「子供のおもちゃやってんじゃねえよ」という発言をしたと、こういうふう述べているんです。

○議長（柴原成一君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） 海野議員に何度質問しても答えていただけませんが、休憩中だったの

か休憩中じゃなかったのか、それを聞いてるんです。それともう1点、懲罰事案があってから起算して3日以内ですね。3日以外のこととかその前にいろいろ全協でやったことを、果たしてここに提案理由として書く必要があるかどうか。これは必要ないと思います。その見解はどうですか。一連として全部一緒だというのもちょっとおかしいと思いますが。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問の答弁を求めます。5番海野隆君。

○5番（海野隆君） まあね、議長不信任案のときにもですね、川畑さんはね、何度も繰り返すような質問をしております、そのあなたと言いますかね、川畑さんのその見解はよく承りました。しかし、私がここに提出したことについては、もう既に十分回答しておりますし、ね、これ以上ね、私がここで回答する必要性はないと思います。もう一度申し上げますか。いいですか、もう先ほども口頭で述べ、そして私がこの文書で配布した、配布してある文書を読み上げて、読み上げたその文書の提案理由は一体のものです、一体のもの。

なぜかというのですね、これまで飯野議員はですね、議会及び議員会では検討も行われていない竹の子サミットなる事業があたかも議会及び議員会主催で行われるかのごとき案内文を勝手に作成してですね、茨城県、茨城大学、県立医療大学、阿見町商工会……。

○議長（柴原成一君） 海野隆議員に申し上げます。先ほど9番川畑秀慈君の質問に答えてください。

○5番（海野隆君） 議長、答えてるんですけど、今。回答してんですけど。

○議長（柴原成一君） 先ほどの川畑秀慈議員の質問は、休会中か本会議中か。

○5番（海野隆君） そのことについてもですね、もう答えているんですけどね。議長は理解できないのかな。

○議長（柴原成一君） 理解できますので、もう一度お願いします。

○5番（海野隆君） だから今、今……。

○議長（柴原成一君） 休会中か……。ごめんなさい。本会議中か、休憩中かと言ってるんですよ。どうしてそれ答えられないですか。

○5番（海野隆君） だから私……。

○議長（柴原成一君） 川畑議員の質問は、それなんです。

○5番（海野隆君） 何を議長、怒ってるんですか。ええ。そんな権限あるんですか。

〔「落ちついたほうがいいよ」と呼ぶ者あり〕

○5番（海野隆君） そんな権限あるんですか。そんな権限あるんですか。

〔「あります」と呼ぶ者あり〕

○5番（海野隆君） そんな権限あるんですか。何を怒ってどうするんですか。今私が回答をしている最中に、そうやって口を挟んで。どんな権限でそういうことを、口を挟むんですか。

言ってください。

〔「秩序を保て、秩序を」「議長の権限だ」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 9番川畑秀慈君の質問に答えてください。5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 私はですね、回答中ですよ。回答中にどうしてそうやって議長が勝手に口を挟む、そんな権限どこにあるんですか。

○議長（柴原成一君） 議長から申し上げます。たった簡単なことです。本会議中か休憩中か。ただ、それだけの質問なんです。どうぞ。

○5番（海野隆君） これもね、何度ももう答えてるんです。いいですか。その飯野議員に対しては、その竹の子サミットにおいてね、その弁明と謝罪を求める動議が提出をされ、その日程を決めている最中ですよ、最中に隣席に聞こえるような、本席で隣席に聞こえるような挑発的態度で「子供のおもちゃやってんじゃないよ」となどと発言をしたと。このように言ってるんですよ。これ以上の答弁ありますか。

〔「日程を決めてるんだよ」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） はい。全く答えになっておりません。本会議中か休憩中か、それをまず答えていただきたいと思います。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 議会開会中です。

〔「理解しろよ、そのくらい」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） そのときは休憩中だったのか、本会議中だったのか、どちらなんですか。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 何度も申しますが、議会開会中ですよということを何度申し上げてます。何の意味もないですよ。休憩だとか何とかなんて。懲罰動議の関係……。

○議長（柴原成一君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） 議会は、議会は開会してやっていますけども、その開会中の中で休憩をしたときなのか、それとも本会議で審議をしていたときなのか、それをお聞きしてるんです。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） あのね、もうそろそろね、打ち切ったほうがいいと思いますが、少なくとも私がさっきから述べてるように、議会運営委員会が開催され本人の自らの弁明と謝罪を求

める動機についての日程を決めているその最中、開会中でございます。

○議長（柴原成一君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） 何度聞いても納得できない。私はそのときは休憩中であつたと理解しております。それと、それともう1点。

○5番（海野隆君） いいじゃないですか、あなたがそういうふうに理解するなら、あなたがそういうふうに。

○9番（川畑秀慈君） いや、傍聴席の皆さんも聞いてます。

○5番（海野隆君） もちろんですよ。

〔「そら自分の感覚だろ」と呼ぶ者あり〕

○9番（川畑秀慈君） ええ。皆さんが理解できるような、やはりこれは公開された討論の場所なんで、傍聴者の町民の皆さんもきちんと理解できるようにわかりやすく答えていただきたいと思います。それともう1つ。

〔「開会中」と呼ぶ者あり〕

○9番（川畑秀慈君） いや、議会が開会してます。でも本会議をきちんと議事進行やつてるときなのか、休憩中なのかと。開催中の中の休憩中なのか、それをまず1点聞いてます。それと、この3日以内……。3日以外のことがなぜ書いてあるのか。全然納得行く答弁が出ておりません。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） あのですね、先ほどですね、この本会議場におけるその本人の弁明は要らないということで私たちは態度を表明しましたけど、なぜならば、この懲罰委員会——これすぐ懲罰委員会が可決されればできます。その懲罰委員会の中で、これはですね、弁明もしっかり聞くと、討論も行われると。そういうことで、これちょっとね、本当にここでね、その質疑やったり討論をしたりする必要があるかどうかね、これもう1回確認したほうがいいですよ。これ要らないと思いますよ。うん。と思いますよ。本来はこれ要らないんですよ。なぜかという、特別委員会なるね、懲罰委員会ができるんです。その懲罰委員会でね、質疑討論をやつて、その委員会で結論を出して、この本会議に上がるというのが、この手続なんですよ。

〔「そのとおりだ」と呼ぶ者あり〕

○5番（海野隆君） まさか議長それをわかっててね、これやつてるんでしょうね。議会運営。どうですか。

○議長（柴原成一君） 大丈夫です。事務局がきちっと調べて対応しております。間違いありません。

○5番（海野隆君） 間違いだな、それ。

○議長（柴原成一君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） 議会開催中だと海野議員は言われましたが、それではこれは議事録に載っていますか。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） あのね、川畑さん無理なこと言ってるんですよ。ね、例えばこの前飯野さんがですね、議長の再三の制止を無視してね、退場処分受けました。そのときの言動は議事録に載ってないんですよ。載ってないはずですよ。載ってたらここに示してください。

○議長（柴原成一君） 13番藤井孝幸君。

〔「あれまだ質問してんじゃないですか」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 済みません、失礼しました。9番川畑秀慈君の質問に答えていませんので、5番海野隆君もう一度お願いします。

〔「延々とやるのか、これ」と呼ぶ者あり〕

○5番（海野隆君） 議長、もう答えたでしょう。今。

〔「延々とやるのか」と呼ぶ者あり〕

○5番（海野隆君） 答えたでしょう。

○議長（柴原成一君） 9番川畑秀慈君は答えてないというふうに。

〔「理解力がねえんだよ」と呼ぶ者あり〕

○5番（海野隆君） あのね、申しわけないんですけど、それぞれね、個人はね、いろいろ考えがあつてね、それでもって質問したりすると思うんですよ。しかしね、一定の質疑が行われれば、その中で最終的にこれはね、決議をするということになるわけですよ。でしょう。違いますか。その決議の中で議員がそれぞれ質疑を聞いたり討論を聞いたりして決定していくと、そういうのが議会の運営じゃありませんか。延々とね、ある一定の、特定の議員のね、その疑問をね、自分は解消できない、疑問が解消できないとやってたらね、いつまでも終わらないですよ、これ。そんなのは議長の議会運営のかなめというか、そのいろはじゃないですか。何を言ってるんですか。

○議長（柴原成一君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） 何度も同じ質問します。多分、海野議員の話聞いて、わかる人はかなり頭のいい方か、理解力のある方だと思うんですが、私は残念ながらそこまで頭もよくありません。聡明でもありません。再度お聞きします。これはまず議事録に載っているのか、いないのか。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） もう既に答えてるじゃないですか。この飯野議員がですね、以前にです

ね、議長の再三の制止を無視してね、退場処分を受けました。このときの言動は議事録に載っていますか。載ってないじゃないです。だから今回も載ってない言ってるんです。載らないだろうと。載るか載らないかわかりませんよ。載らないだろうということなんですよ。何回答えたらわかるんですか。もういいかげんね、打ち切りをして、それでもって、もう質疑を打ち切って討論に入り、そして決めていくと。これがなかったらね、本当にね、誰も納得するまでこれ、延々とやるようですよ。違いますか。それが議長の仕事じゃないですか。ある一定のやりとりがあったら、もうこれはね、繰り返しになると。

○議長（柴原成一君） 海野隆議員に申し上げます。

○5番（海野隆君） 何で回答……。私が話をしてるときにそうやって話を打ち切るんですか。

○議長（柴原成一君） 失礼しました。どうぞ。

○5番（海野隆君） 何を言ってるんだ。

〔「中立、中立」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） よろしいですか。15番倉持松雄君。

○15番（倉持松雄君） いいんだよね。

○議長（柴原成一君） はい。15番倉持松雄君。

○15番（倉持松雄君） 議長の指示に従ってください。議場内は議長が交通整理をしておりますから。

○13番（藤井孝幸君） 俺が手挙げたときに指さないで、何で倉持さんが手挙げたとき指すの。

○5番（海野隆君） うん。どうして私が回答してるときに口挟んで、何か言いたかったんじゃないの。違うの。

○13番（藤井孝幸君） 中立じゃねえぞ。

○5番（海野隆君） おかしいじゃないですか。そんなの。

○15番（倉持松雄君） 議長の指示に従って、今手を挙げて許可されましたから発言いたします。

○13番（藤井孝幸君） だから議長がおかしいって。

○15番（倉持松雄君） この懲罰の話ですけども、懲罰はこの議場内で起こったことですが、先ほど何度も海野議員が竹の子の話をしてますけども、あれは5月ごろの話であって、今さら蒸し返すような話ではございません。

〔「累積だよ」と呼ぶ者あり〕

○15番（倉持松雄君） そうじゃないです。私の意見を聞いてください。懲罰についてです。ね、地方自治法の第134条には普通地方公共団体の議会は、この法律並びに会議規則及び委員

会に関する条例に違反した議員に対し議決により懲罰を科すことができる。このことはですね、つまり地方自治法、阿見町会議規則及び委員会条例に違反した議員にしか懲罰をかけることはできない。議会の外で、飲酒運転をして万引きをしても懲罰にかけることはできないので、仮に飲酒運転をした議員の懲罰動議を出しても議長は受理できない。

懲罰にかけるような重大な違反行為があったときは、まずは議長が確認をして注意をする。私がですね、あいつがおもしかねえからあいつ懲罰かけれ、あいつがおもしかねえから懲罰だ、あいつこうやって俺、言ったような気がすると、懲罰。こうやってやられたら切りがないでしょう。ですから、まずは議長が確認して、今のことが本当かどうか。で、誰々、おまえは違反してるよと注意をして、注意をしてないものは議長が確認をして注意をしてないものは受理はできないと。そういうふうになってます。

○議長（柴原成一君） まず、まず15番倉持松雄君に申し上げます。ただいま質疑の時間ですので、質疑でしてください。それから、ほかの議員に申し上げます。不規則発言は控えてください。今度不規則発言をした方は名前を公表します。

はい、質問に直りますか。倉持松雄議員。

○15番（倉持松雄君） いや、質問じゃないで……。質問ですよ。こういうことに、これに、海野議員、議長が注意しましたか。議長が確認して。あなた1人が勝手に思い込みで書いたんじゃないんです。どちらなんですか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 倉持議員のですね、発言はですね、いろいろなところにわたっていてですね、何を答えていいのかよくわからないんですが、まず最初の何かこれは質問ではなくて条文を読み上げたようですけども、この今回ね、これ何度申し上げますよ。多分傍聴席にいる人はね、もうしつこいなと思われるかもしれませんが、議会初日にですね、飯野議員に対する弁明と謝罪を求める動議が提出されました。

で、この弁明と謝罪を求める動議の内容はですね、議会及び議員会では検討も行われていない竹の子サミットなる事業が、あたかも議会及び議員会主催で行われるかのごとき案内分を勝手に作成し、茨城県、茨城大学云々とね、配布し抗議や異議を受けるなどの行為があったと。だから、これについてやっぱり弁明しなさいと、議会の中で。こういう動議だったんです。これはね、懲戒動議でも何でもありません。何でもありませんよ。これは謝罪を求める動議ですから。

この本会議場の中で、飯野議員がこのことについて、どうしてそんなことをやったのか、あるいはその謝罪をするのか、そういうことなんですよ。ところが……。

〔「通さねえからちゃんと」と呼ぶ者あり〕

○5番（海野隆君） そうそう。初日にその弁明と謝罪を求めるね、ことが行われていないから。これ皆さんが否決しちゃったもん。ねえ。だから、行われていないから、最終日程っていうことになる、最終日程じゃやるかやらないかわからない、流れてしまうかもしれない。

そうすると、これはね、その対外的に多くの方々がですね、議会に対して不信感を持ちました。ね、本当にやるのかとか。ね、こんな竹の子がですよ、阿見町でも出荷自粛されているこういう時期ですね、こんな竹の子サミットやっていいのかと。こういうね、いろんな異議とかね、抗議が議会事務局を通じ、あるいは議員を通じてね、あったんですよ。これ事実じゃないですか。

そういうことはね、やっぱりこれは議会及び議員会議員のね、品位を汚すということで初日にその弁明と謝罪をなさいと、こういう動議を出したんですよ。これは動議ですから。ね、懲戒じゃありませんよ。ところがこれは結局本人もね——日程に追加しないということで、本人も入って最終日にやるということで何か議運会で決まったんですよ。しかし、それはやるかやらないかわからないということだったので、私たちはそれまづいというふうに考えておりました。

そういう重要な、自分自身に関して、なおかつ議会や議員会議員に関するような、そういうことについてですね、議会運営委員会で真摯に努力をしていたわけですよ。結果的に26日に決まりましたけども。そういう最中ですよ、そういう最中に本席でそういうね、「子供のおもちゃやってんじゃないよ」と、いかにもそういう努力をばかにするような、こういう態度は許せない。こう思うのは当然じゃないですか。したがってこの開会中にこういう言動を行った議員に対する今回は懲罰の動議を提出したと、こういうことです。

○議長（柴原成一君） 3番野口雅弘君。

○3番（野口雅弘君） そろそろ質疑は打ち切りにしてもらったほうがいいと思います。

○議長（柴原成一君） 13番藤井さん、質問どうぞ。

○13番（藤井孝幸君） 俺が手挙げんで指したのか。議長、そういうことはだめなんだよ。俺がさっき手挙げたときに指さないで、倉持さんが手挙げたときに先に指すって、それはだめだ。そんなことじゃ。中立的な議会運営しないと。で、いいですか。

〔「違う、違う、違う」と呼ぶ者あり〕

○13番（藤井孝幸君） 価値が違う。ばか言ってんじゃないよ。

いいですか。私はね、この賛成の意見をとったんですけども、要はその同じことを何回も何回も聞いて、そしてそれはもう聞くことは言論の府だからいいですよ。聞いてもいいです。だけど余りしつこいとね、これ無駄な時間なんですよ、議長。こういうことをちゃんとしないと。私が辞職勧告受けたとき、どうしましたか。ええ。反対討論なんか全然さしてくれなかつ

たじゃないですか。打ち切り打ち切りっていつてあっちのほうから声が出たときにやめたじゃないですか。すぐ。どうなんだよ、議長。だから、いいかげんに打ち切れよ。

○議長（柴原成一君） 海野隆君に申し上げます。不規則発言を控えてください。

〔「ただよ」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 質問ございませんか。11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） それでは私、2問について……。海野議員……。

〔「打ち切りの動議が出てますよ」「動議出したんだけど」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） あれ動議ですか。

○11番（紙井和美君） 動議じゃないですね。

〔「打ち切りの動議」と呼ぶ者あり〕

○11番（紙井和美君） 動議とは認めていません。

〔「打ち切りの動議出したんだよ」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 失礼しました。動議ととれませんでした。今ちょっと進めちゃいましたので次にしてください。次に。じゃあ、紙井和美君、どうぞ。

○11番（紙井和美君） では、海野議員にお尋ねいたします。よろしいですか。

〔「打ち切れ、打ち切れ、もう」と呼ぶ者あり〕

○11番（紙井和美君） お聞きしてます。まず、2点お聞きしたいことがあります。

1点は9月1日に全員協議会をしました。議員会で行ったことですので全員協議会でやるべき、それは内容だと思います。その中で、飯野議員ははっきりと私個人の責任でっていうことで文書を出して平に謝っていらっしやいました。その中で海野議員は、最後「じゃあ、みんなのところきちんと謝っとけよ」って言って、あのときはそのまま謝罪が通ったということで全員協議会は終了いたしました。それをあえてまた動議として、このような執行部の方がほかに仕事もたくさんあるにもかかわらず時間をとるような内容で、議員会の中のことを動議として出したのか、それがまず1点。

もう1点は、この「子供のおもちゃやってんじゃねえよ」という言葉に関して、誰も聞いておりません。また証拠も残っておりません。議事録にも残っておりません。その議事録に残っていない証拠のないことを、どのように信じろというのか、この2点についてお尋ねいたします。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） まずね、第1点ね。これについてはですね、何度も関係各部署に行って、その自らその謝罪と弁明をしてくれなさいと、こういうことを言ってきましたが、これはやっていないようです。まずね。それで、私たちね、議会及び議員はですね、やっぱりこの議場を通

じて、これやってないわけですから、議場を通じてそうしたその謝罪や弁明をさせると、議事録に載せると、そういうことがやっぱり必要であると。こういうことで弁明と謝罪を求める動議を提出したものですから、これをしごく当然の動議だというふうに思います。

えーと、あと何だっけ。

〔「証拠がない」と呼ぶ者あり〕

○5番（海野隆君） あのね、確かにね、議事録がわからない。音声拾ってるか拾ってないかわかりませんが、拾ってないかもしれませんね。それはね、自分でこの議員がこのような発言を常々しているというね、そのことだということであれば、それは不調に合うし、そうでなければ不調に合わない。そういうことであとは紙井さんが御判断をして、この討論採決に臨めばよろしいのではないのでしょうか。

以上です。

○議長（柴原成一君） 3番野口雅弘君。

○3番（野口雅弘君） 打ち切りの動議を。

○議長（柴原成一君） ただいま3番野口雅弘君から、質疑の打ち切りの動議が出されました。賛同者はおりますか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） はい。賛同者がおりますので、動議を採決します。

質疑を打ち切ったほうがいいと思う方、起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（柴原成一君） はい。起立多数ですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

懲罰の議決については会議規則111条の規定により、委員会の付託を省略することができないことになっています。

本件については16人委員で構成する懲罰特別委員会を設置し、これに付託し審査したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 異議なしと認めます。

本件については16人の委員で構成する懲罰特別委員会を設置し、これに付託し審査することに決定しました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました懲罰特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条第2項の規定によりお手元にお配りしました名簿のとおり指名したいと思います。御異議ございませ

んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 異議なしと認めます。懲罰特別委員の方はお手元にお配りしました名簿のとおり選任することに決しました。

それでは、ここで暫時休憩といたします。

ただいま設置されました懲罰特別委員の委員は、全員協議会室において委員長、副委員長の互選をお願いいたします。

会議の再開は、懲罰特別委員会の委員長、副委員長が決まり次第再開いたします。

午前10時37分休憩

---

午前10時53分再開

○議長（柴原成一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで飯野良治君の入場を許します。

〔6番飯野良治君入場〕

○議長（柴原成一君） それでは懲罰特別委員会の委員長、副委員長の互選結果報告を行います。事務局長に報告させます。

○事務局長（青山公雄君） それでは御報告いたします。懲罰特別委員会の委員長は野口雅弘議員、副委員長は藤平竜也議員です。

○議長（柴原成一君） 以上で、懲罰特別委員会の委員長、副委員長の互選結果報告を終わります。

懲罰特別委員会では、付託案件を審査の上、審査の結果を報告されるようお願いいたします。

---

#### 一般質問

○議長（柴原成一君） 次に日程第2、一般質問を行います。

質問の順序を通告順とし、質問時間を1時間といたしますので、御協力のほどお願いいたします。

初めに、5番海野隆君の一般質問を行います。

5番海野隆君の質問を許します。登壇願います。

〔5番海野隆君登壇〕

○5番（海野隆君） みんなの党の海野隆でございます。少しお待たせしてしまいましたけれども、しっかりと一般質問を行いたいと思います。

今日は2001年にですね、ニューヨークの国際貿易センタービルが同時多発事件に遭ったということで、崩壊したという私たち誰もが忘れてはならない日。さらにですね、9月1日という関東大震災があって、防災の日に指定されております。また9月の9日、これはごろ合わせで救急の日ということで、9月というのは防災とかテロ——非常時に備えるということを再確認する月、そういったことをもう1度再認識する月とっていいと思います。

昨日のですね、浅野栄子議員の一般質問でも防災訓練について質疑があってですね、5年ぶりに総合防災訓練を実施するということですので、実効性ある訓練を期待したいと思います。今日もね、区長の方々がいらっしゃってますが、避難所の開設とかそういう面でね、区長の方々には大変御苦労をかけるのではないかなと思います。

さらにですね、この9月1日何か別の日だということで、おわかりなってる方はいらっしゃいますかね。これは「霞ヶ浦の日」というふうに決められているようです。私も全く知らなかったんですが、今回の一般質問の原稿を書いている途中でね、知ったんです。9月1日をなぜその霞ヶ浦の日と定めたかというのはですね、1981年に茨城県霞ヶ浦の富栄養化の防止に関する条例、これを制定してですね、その条例の施行1周年を記念して、9月1日を「霞ヶ浦の日」としたようです。

私も先日ですね、ボランティアという形で子供たちに霞ヶ浦に親しんでもらおうという、霞ヶ浦の浄化のイベントに参加しましたが、まあ地びき網などを引きますとですね、いろんな魚が上がってくるということで、改めて霞ヶ浦の恵みに驚いて、心して今後ですね、さらに霞ヶ浦の環境を守ると、そういうふうに尽力していきたいと思います。

前置きはこの程度にいたしましてですね、早速一般質問に入ります。

まず、質問通告いたしました第1番目の町長の政治姿勢について2点ほどお伺いしたいと思います。

まず第1点は、さきに実施された町長選挙の収支報告書についてお伺いします。

私たち議員、そして町長はですね、町民から選ばれるという過程を経て、この地位この席に座っております。代議制民主主義にとって選挙は極めて重要なことは言うまでもありません。選挙は公職選挙法というルールにのっとって行われます。公職選挙法第189条の規定では、出納責任者は公職の候補者の選挙運動に関しなされた寄附及びその他の収入並びに支出についての報告書を、真実の記載がなされているということを誓う旨の文書添えて、選挙管理委員会に提出しなければなりません。

まず第1点として、さきに実施された町長選挙の収支報告書について伺うものであります。

続いて第2点では、昨日の質疑の中でも永井義一議員も触れておりましたけれども、町の顧問弁護士の選定について伺います。

本町の行政執行に係る効率的問題を、顧問弁護士による専門的な助言及び指導により適切かつ迅速に処理し、行政執行の円滑化を図ることを目的として、阿見町は顧問弁護士制度を設けて、顧問弁護士を置いております。このたび3月31日までですね、前任者である黒田松壽弁護士の辞任を受けまして4月1日から新たに眞鍋涼介弁護士が顧問弁護士に就任いたしました。この眞鍋涼介弁護士は町の1機関である議会及び藤井孝幸議員——まあ同僚の議員ですが、対して民間業者の代理人として、平成25年9月議会の一般質問を掲載した阿見議会だより第138号の該当記事を名誉棄損に当たると謝罪要求をした人物でございます。

この件で訴訟ともなれば、阿見町を相手とすることになる可能性のある弁護士が、阿見町の顧問弁護士になるということだと思われれます。しかも、4月1日時点では依然として民間業者の代理人であると思われ、双方代理状態に陥る可能性があったと思われれます。こうした弁護士を阿見町の顧問弁護士として契約した経緯についてお伺いいたします。

本席からの質問は以上とし、残余の質問は質問席からいたします。

で、ちょっと1つだけ訂正をお願いしたいんですが、先ほど私、今回の飯野良治議員の懲罰動議の質疑の中でですね、本会議ではその質疑、討論、採決は必要じゃないじゃないかと、こういうことを議長とですね、事務局長に申し上げたんですが、これはその質疑、討論、採決を経て受理されたら委員会を設置しなければならないと決まっております、昨日ですね、委員会ですね——特別委員会の構成を決めておりましたもんですから、ちょっと勘違いをいたしました。

以上、御質問をお願いいたします。御回答をお願いいたします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 町長の政治姿勢について。

1点目の町長選挙の収支報告書についてお答えをいたします。

収支報告書につきましては、選挙運動に関してなされた寄附その他の収入及び支出に関する事項を明らかにするため、公職選挙法第189条の規定により、出納責任者は、選挙運動に関する収支報告書を作成し、領収書その他の支出を証明する書面の写しとともに、選挙期日から15日以内に、選挙管理委員会に提出することが義務づけられているところであります。

選挙管理委員会では、各候補の出納責任者から収支報告書等が期限までに提出されており、当該書類が完備されているかどうか審査し、受理しているところであります。

2点目の町顧問弁護士の選定についてお答えいたします。

町顧問弁護士は、平成19年8月から委託しております黒田松壽弁護士から、本年3月24日に

平成25年度末をもって辞任したいとの申し出を受けたことにより、平成26年度からの新たな町顧問弁護士として、眞鍋涼介氏と法律顧問契約を締結いたしました。

同氏に法律顧問を依頼した経緯につきましては、次のとおりであります。

まず、黒田弁護士辞任の報告を受け、至急後任の弁護士が必要と考え、3月28日に面識のある弁護士の中から、眞鍋涼介氏の連絡先を総務課に伝達いたしました。その後、総務課において、町の法律顧問弁護士として適任であるかの情報収集等を経て、4月3日に眞鍋氏本人への連絡をとり、町の法律顧問となることへの打診、打ち合わせの日程を決め、4月8日に直接面会の上、契約内容等を説明し、契約の承諾を得ました。契約書につきましては、4月9日に送付しております。

なお、契約期間につきましては、4月1日から8日までに法律問題が生じている可能性があり、それらについても法律顧問契約の範囲内とさせていただくため、平成26年4月1日から平成29年3月31日までとさせていただくものであります。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 御回答ありがとうございます。それでは中身についてですね、少し詳しく聞いていきたいと思えます。まず町長の選挙収支報告書についてお伺いしたいと思えます。まず町長はですね、今回の自分の収支報告書をですね、見たことはありますか。

○議長（柴原成一君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 大体私も前にも町長選挙やってますし、また県会議員の選挙——海野議員とも伊藤博先生の県会議員の選挙等やりましたが、やっぱりなかなか候補者は忙しくてですね、そういう面ではなかなか見られない。そういう中で、やはり選挙管理というのはやっぱり、お金のことはやっぱり出納責任者にやっぱり全てを任せているという、そういう状況です。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 選挙の前にですね、出納責任者とそれからその候補者がですね、契約書を取り交わします。この契約書の中身については覚えてますか。

○議長（柴原成一君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 契約書等の……。そういうものは余り、先ほども言ったとおり、大体皆さんに任せてるっていうのが実態なんでね、なかなかそこまでは知りません。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） これは選挙管理委員会を管轄する方に答えてもらわなければいけません。必ず出納責任者と候補者はですね、契約を取り交わします。答えてください。専門家の方。専門家というか……。わかる人いますね。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

○5番（海野隆君） 取り交わしてるんだよ。じゃあ、いいです。はい、議長。いいです。

○議長（柴原成一君） ちょっと待ってくださいね。総務課長飯野利明君。

○総務課長（飯野利明君） はい、出納責任者についてお答えします。

済いません。今、海野議員のほうから御指摘ありましたとおりですね、出納責任者の選任につきましても、候補者の承諾を得て出納責任者を選任し、もしくは候補者の承諾を得て自ら出納責任者となることができるということになってございます。えーとですね、契約に關しましてちょっと手元に資料がございませんで、申しわけございませんが。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） これは契約書を取り交わすんですよ。なぜ契約書を取り交わすか、町長わかりますか。

○議長（柴原成一君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 出納責任者っていう、やはり1番大事な問題なので、やっぱり金の出し入れという1番、公職選挙法で1番大事な部署にいる、そういう人との契約だと私思っておりますが、やはりなかなかそういう面でね、すぐ契約っていうか、そういうものがいつなされたかっていうのは、なかなか記憶にはありませんね。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） これはね、なぜその契約を取り交わすかというとですね、公職選挙法にはですね、選挙費用の上限が決まっています。この上限をですね、超えないように取り交わすんです。したがってですね、この収支報告書をですね、見ないなどというようなことは候補者はありません。まずね。そうですか。どうですか。

○議長（柴原成一君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 私自身は、もう出納責任者に任せておりますので、まず先ほども言いましたけど、じゃあ伊藤博先生が見たかという、私とあなたと一緒にやった観点から見てないじゃないかな。なかなか候補者はそれだけ忙しいということですね、見られる状況ではないじゃないかな。それは海野議員のお兄さんである市長はどうだったのかなと、そういう思いをしております。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 伊藤博さんとかですね、私の兄のことがいろいろ出てですね、もうこれ何て説明したらいいのか、私も……。傍聴者の方もわからないし議員の方もわからないんじゃないかと思うんですけども。

えーとですね、選挙費用はどの程度だったですか。これもわからないですか。はい。えーつ

とね、選挙費用は70万程度でした。70万程度で5日間の選挙をですね、仕切ったということになります。

町長はですね、選挙——実際に選挙……。宣伝車に載ったりとかですね、それから町内各地を歩いておりますから、公営掲示板に自分のポスター張ってあるのは御存じだと思いますが、御存じですか。

○議長（柴原成一君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 選挙後の公示板はわかります。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 公営掲示板へのポスターは、どなたが張りましたか。

○議長（柴原成一君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） これは民間の人なので、名前はここでは伏せておきたいと思います。今後、今いろいろな問題で修正というような話が出るといいますから、修正したときに海野議員がまた情報公開で見てもらえばそれでいいと思います。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 町長の収支報告書には根本的な欠陥がございます。これはですね、公営掲示板のポスターはですね、業者が委託して張るか、どなたかが張る。しかし、そのどなたかが張ったやつは、その報酬としてですね、収支に載せなければいけない。少なくともあなたの対立候補者であった方はですね、きちんと収支報告書に無償労務提供ということで掲載してあります。したがってこの収支報告書はですね、直ちに修正する必要があると思います。答え、どうぞ。

○議長（柴原成一君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 今、海野議員に指摘された問題に対しては、出納責任者とすぐ、この問題提起をされたということで、すぐ対処していきたい、そう思ってます。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 私たちは先ほど述べましたようにですね、選挙で選ばれるという過程を経ています。町長はですね、私もね、選挙は何度も経験しました。選挙の専門家とは言わないけれども、つらいものがあってですね、そうすると通常はですね、選挙に関するいわばこういうものをですね、しっかりと頭にたたき込みながら選挙運動をするということになります。

町会議員選挙をやった、町長選挙も2度やった、それから県会議員選挙もやった。そういう中でこういう収支報告書がですね、しかもこれは情報公開をすれば誰でもとれると。ね、ほとんどの人は情報公開なんかしてとりません。これ改めて自分のほうから、町のほうからですね、この方が幾らかかった、この方が幾らかかった、内容についても広報しません。しかしですよ、

しかしそれは、やっぱりその公務員として、我々は非常勤の公務員です。しかもやっぱり政治を行うということ。これは法律をつくったり条例をつくったり——まあ法律はつくらないけど、条例をつくったり、その条例に基づいて執行したりね、条例違反じゃないかっていろんなこと言うわけですよ。そういう中で、それはね、しっかりやってもらわないと困るということを上上げて、この問題終わりにしたいと思います。

続いてね、第2点のね、顧問契約書……。あ、ごめんなさい。顧問弁護士のことについて伺いしたいと思います。

この眞鍋涼介弁護士とですね、町長。先ほどの答弁の中ではですね、知り合いの中……。何でしたっけ、ごめんなさい。面識のある中からというふうに言ったんですけど、この眞鍋涼介弁護士と町長はどのような関係ですか。

○議長（柴原成一君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 最初に頭に浮かんだのは伊藤博弁護士でありましたが、やはり東京ということで、これは法律相談等も——この茨城県の法律相談等も海野議員が仕切ってるのかなと、そういう話を前聞いたときあります。そういう中で、やはり眞鍋涼介氏、すばらしい人材だなと私は思ってますし、それは民主党で選挙に出たり、小泉俊明さんの政策秘書等、地元の秘書等をやり、いろんな苦勞をしてきたなど。そういう中で本当に今、開設して仲間が何人もできて、本当に安い——この相談というのは、そういう価格でやっていると。非常に私は今後有望な若い弁護士だなと、そう思ってます。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 余りですね、関係のない方々の名前をここで出すというのはね、答弁の中でどうかと思いますけれども。選挙で支援してもらったことはありますか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 選挙で支援っていうんじゃないくて、やっぱり仲間ですから、1日ぐらい……。今回は来なかったかな。私は余り……。前回、前の回は何回か来てくれたんじゃないかなと。前は来ていないと私は思います。

〔「海野さん、選挙に来めえよ」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 5番……。15番倉持松雄君に申し述べます。不規則発言は遠慮してください。

5番海野隆君。

○5番（海野隆君） まあ不規則発言も僕はいいと思ってますけれども。

極めてね、その密接な事務的な関係があるというふうに理解をいたしました。それで、この眞鍋涼介弁護士ね、がですね、先ほど述べましたけれども、町の1機関である議会及び同僚議

員に対してですね、業者の代理人として名誉棄損であるから謝罪せよと、しかるべき法的措置に及ばざるを得なくなると通知文を送付してきたことは知っていましたか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 私はその文書は全然見てません。ただ、そういうことがあったっていうのは聞いております。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 知っていたということですね。それで、私はですね、昨日も永井さんが、これは会社を訴えてきた弁護士をですね、何もしないまま、よっぽど優秀でこいつは使えるというふうに思うかどうかは別としてね、その社員と会社を訴えてきた弁護士をですね、顧問弁護士にすると。こんなのは常識に外れていると思ってるんですね。で、町長自身としてはですね、代理人とはいえですよ、こうした議会——町の1機関ですよ、町の議会及び議員に対して名誉棄損であると、通知してくる、仕事とはいえ弁護士はですね、あまたいる弁護士の中で、町の顧問弁護士としてふさわしいと思っておりますか。

○議長（柴原成一君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 私は民間の人がですね、どの弁護士を使おうと、これは当たり前だと思いますね。この人を使ってはだめだいうものではありません。そして、先ほども海野議員が言われましたよね、この問題はもう続いてないちゅうのような感じの話はしたんじゃないですか。何か……。そして、その眞鍋弁護士がどうのこうのは、私はないと思います。非常にすばらしい弁護士で、今後阿見町のためになってくれると、そういう思いをしております。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） いや、眞鍋氏がすばらしいとかすばらしくないかって聞いてるんじゃないくて、常識的に考えてですよ、こうした町の1機関である議会を、そして同僚議員——まあ議員をですよ、その代理人として名誉棄損の謝罪要求をする、しかるべき法的措置に及ばざるを得なくなると通知文を送付してきたそういう弁護士が、町の顧問弁護士としてふさわしいのか。

例えば、議員がですよ、法律相談に行って、この議会活動は名誉棄損に当たりますかと言ったら、これ眞鍋弁護士がもしですね、藤井議員が訴えられたことについて、これ名誉棄損に当たらないって言ったら、これ本当に人格がですね、破壊してるような人ですね。必ずこれは名誉棄損に当たりますよって、こういうふうに言わざるを得ないんですよ。こういう弁護士、ふさわしいですか。

○議長（柴原成一君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 個人的な問題でね、眞鍋弁護士がですね、その会社の藤井議員に対して、何ていうんでしょう、内容証明等送りつけたと。これは何も眞鍋弁護士がどうのこうの

という問題じゃなくて、やはり民間の人がどの弁護士につけようと、それは関係ないと思いますね。それで、じゃあ実際に町に訴えたのかどうか、町が訴えられたのと今回の件は、今藤井議員のやつは町が訴えられております。だけど藤井議員のやつは藤井議員と個人的な問題でしょう。それで今回町が本当に訴えられたんですか。訴えられてないじゃないですか。訴えられてるような状況のもっと言っても、やはりそれは眞鍋涼介君の、やはりすばらしい素質を、そして若い人は私だけは育てていくと。そういう思いをしております。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） まあ本当にね、驚くべき答弁であきれるばかりですよ。はっきり言ってね。これは町の1機関である議会に対してですね、謝罪要求をしている弁護士ですよ。こうした弁護士をわざわざですよ、わざわざ。これひょっとしたらですね、その町を相手にね、訴訟を起こす可能性のあった弁護士なんですよ。わかってますか。法律のその仕組みを。

○議長（柴原成一君） ちょっと待ってください。

町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） だから海野議員ね、実際にあったかなかったかじゃないですか。あなたのほうはいつも過程。私の問題に対してもすぐこういう過程で、ないものをこうやっであるというようなね、そういう……。実際にあったことに対して、その問題に対してどうのこうのというのはわかりますよ。全然そういう……。町に対してあったんですか。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） あのですね、これも本当にね、法律とかですね、それに対するね、この鈍感な、これ無知と言っていい、言うしかないですよ、これ。こうなってくると。いいですか。しかるべき法的措置に及ばざるを得なくなると言ってんですよ。そういう事実があるんですよ。にもかかわらず、何でその、事実があった……。事実あったじゃないですか。まあ、いいですよ。それでね、これでやりとりしてもしょうがない。もう大体わかりました。

それでね、その眞鍋弁護士はですね、眞鍋涼介弁護士は4月1日時点で町の顧問弁護士と言えますか。改めて確認したいと思います。

○議長（柴原成一君） 町長天田富司男君。あ、済みません。総務部長横田健一君。

○総務部長（横田健一君） はい、お答えいたします。先ほど町長の答弁があったように、4月8日に面会して9日に契約を取り交わしてるという、そういう中で4月1日にさかのぼって契約書を取り交わしたということがございますので、1日から効力を発生してるというふうに認識しております。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） それで、私の感想を述べて終わりにしたいと思います。常識外のことを

ね、町長がやろうとしたときにはですね、職員はとめなければいけません。このようにですね、ましてや密接につながっている人脈、なおかつ選挙でも支援をさせていただいているような経緯、それから今回町の1機関である議会並びにその議員に対する謝罪要求の通知——法的措置に訴えざるを得ない、そういう文書、こういうことをですね、書いてきた弁護士。それはね、弁護士は仕事ですからやります。しかし、そうした弁護士は、この町の顧問弁護士としてはふさわしくないと私思います。そういうことをですね、職員がどこかでとめなければいけませんよ。それだけ申し上げまして、次の質問に入りたいと思います。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 次の質問に入りたいと思います。

次の質問はですね、原子力災害対策についてお伺いしたいと思います。

第1点は、茨城県の避難計画、これについてお伺いします。

茨城県からですね、日本原電東海第二原発過酷事故を想定した避難計画が示されました。原子力施設からおおむね30キロメートルの範囲のU P Z——緊急時防護措置準備区域というふうに言うようですが、に居住する約96万人が避難対象となって、U P Z外の県内の30市町村に44万人、県外に52万人が避難する計画となっています。

阿見町はですね、ひたちなか市からの避難住民を受け入れる計画となっています。阿見町として、この計画に対してどのように対応するのか。町民への周知や実際の避難受け入れ訓練とはどのような実施する考えなのか。茨城県や日本原電などとの協議等はどのように行っているのか。これまでの経過も含めてお伺いします。

まとめてもう1つ。次にですね、稲敷地区6市町村放射能対策協議会の要望事項について、お伺いします。健康調査や除染方針等でですね、阿見町とその他の市町村——稲敷郡内ですね、あ、稲敷地区ですね、その市町村では対策に大きな違いがありました。例えば個人住宅の除染については、阿見町はやらない。牛久とか取手、守谷、龍ヶ崎——守谷は入っていないかな稲敷地区にはね、これは実施するというので、その要望事項の詳細について、及び要望事項提出に至った議論の詳細と原子力過酷事故における統一した対策での協議等について伺います。先ほどあれかな、取手、龍ヶ崎って言ったのは牛久、龍ヶ崎かな。そういうことでお伺いしたいと思います。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） それでは、原子力災害対策について。

原子力災害対策に関する茨城県の避難計画について、お答えいたします。

質問の避難計画につきましては、本年第1回定例会において永井議員からの御質問があり、現時点で具体的な計画が示されていないとの答弁したところですが、今年度に入ってから大

きな進展は見られず、避難元がひたちなか市であることと、避難住民が約8,000人であるという内容が示されただけであります。したがって、議員御指摘の町民への周知及び避難受け入れ訓練の実施方法等につきましては、今後計画内容が進展していく中で検討してまいりたいと考えております。

参考までに、これまでの経過を申し上げますと、昨年度、県の原子力安全対策課から、阿見町の指定避難所及び公共施設に関して、個々の避難所の詳細な面積及び収容人員等の調査依頼があり、また、県主催の広域避難計画の勉強会に参加することなど協議を進めてまいりました。

今後については、県の原子力安全対策課主催の第2回検討部会が、今年の10月から11月にかけて開催され、来年の2月には県の避難計画案をまとめていくという構想です。今後、茨城県と協議を進める中で、この計画が具体的になり、構想が固まり次第、町の考え方を広報してまいりたいと考えております。

2点目の稲敷地区6市町村放射能対策協議会の要望事項について、であります。

稲敷地区6市町村放射能対策協議会では、7月4日に原子力災害対策についての要請書を県知事に提出いたしました。私もここに行っております。

要請の項目は、1点目として、県内全域の安全対策として取り組むこと、2点目として、全県下での事故発生通報体制、ヨウ素剤の備蓄等の整備を進めること、3点目として、原子力安全協定における重大な問題について、情報提供と意見表明の機会を設けることの3項目であります。要請でありますので、県から回答をいただくものではありませんが、情報に関する要請については、理解をいただけたと受け止めております。

提出までの経緯については、6月9日に6市町村の担当者による連絡会を開催し、原案の検討を行いました。続いて6月16日に当協議会を開催し、全員賛成により原案を可決いたしました。当協議会における議論並びに要請書の趣旨については、6月20日の議会閉会后において、議員の皆様方に報告したとおりであります。

東海第二原発の再稼働に対して賛成・反対の意思を表すものではなく、30キロ圏内のみを対象としている県の対策は、福島第一原発事故の教訓が活かされていないことから、住民の健康と安全を守るため、県内統一的な対策を講じるよう要請することが望ましいという議論でありました。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 御答弁ありがとうございました。笠間市等ではですね——まあ笠間市は30キロの中に入っているのかな、笠間市等ですね、では、そのホームページ上、あるいは広報誌にですね、今回の県の避難計画の概要——我が町がどういう形になるのかということについてですね、掲載しているようです。それで答弁書の中でですね、あ、御答弁の中でですね——

どうもあらかじめ答弁書もらってると答弁書の中になっちゃって申しわけないんですけど、聞いてられる方はね、傍聴されてる方は「何だ、前にもらってるのか」って話になっちゃいますが、御答弁の中でね、そのひたちなか市の避難住民8,000人を受け入れるとね、こういう計画になっていて、我が町——阿見町がですね、指定避難所及び公共施設についての詳細な面積とか収容人員の調査依頼があって、それに応じてね——まあ提出して、それに応じて県のほうとしてはつくったと思われるのかな、と思われるんですね。

ということでお話になってるようですけども、ただですね、今回の過酷事故においてですね、30キロ以内、以外、先ほどの第2の答弁にもございましたけれども、その福島第一原発の事故でもですね、阿見町はホットスポットなどと言われてですね、大きな放射能の影響を受けました。今回の想定もですね、当然地震を伴わないという、その被害過酷事故になるかもしれないし、地震を伴うという過酷事故になる可能性もあります。

つまり、いろんな想定がされる中ですね、そうすると、阿見町自身ですね、中で、地震災害——崖が崩れたとかですね、まあ阿見町は5強で想定してるようですけども、その想定も本当に想定で来るかどうかはわからないということになるとですね、この県の計画をこのままで、そうですね、そうですかと。で、それにあわせて計画をつくるということではなくてですね、県に対して積極的にその詳細についてですね、詰めていくと。こういうことが必要なのではないかなと思いますけども、今後ということを書いてありますけどね、10月、11月になって第2回がっということになりますけども、阿見町としてはどのような意見を県に、この最初計画を受けてですね、用意しているのかをお伺いしたいと思います。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。交通防災課長建石智久君。

○交通防災課長（建石智久君） はい、お答えさせていただきます。

昨年来から、この計画のほうは県のほうから内容は示されてまいりまして、幾度かの勉強会のほうにも私も参加させていただきました。で、議員御承知のとおり今メディア等で公表されてるのは、8,000人ほどの避難住民を受け入れるところまでということですが、会議の内容のやりとりの中ではですね、その8,000人というふうな内容を、私どものほうの避難所の面積のほうを掲示して机上の上で整理しただけで、具体的にその8,000人が実質受け入れられるのかどうか、そういったところが各市町村のほうのやりとりの中でございます。

さらにはスクリーニングの問題であるとか、それからその経路の指定の問題であるとか、それから同じ地震等が想定された場合にですね、私どもも震災のエリアに入るという可能性を十分に秘めているわけです。その辺のところもですね、県のほうに問い合わせをいたしますと、地震がかぶったような想定はしていない上の計画だと、そのような対策室のほうから見解をいただいております。ですので、まだまだちょっと詰めなければいけないことがたくさんありま

すので、そういったことをこの10月、11月の中で示された内容を受けまして、私どものほうとしても順次議論をしていきたいと、そのように考えてございます。

以上でございます。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 機会があつてですね、今茨城防災大学というのがあつてですね、その防災士を養成すると。で、阿見町は多分7人ぐらい防災士がいて、比較的県内ではね、多いほうかなと思いますけどね。何人か今回も阿見町から行つてるようですけども。

そこで、いわゆる図上訓練で避難所に避難住民を受け入れるという、ま、図上訓練ですけどね、いやこれは大変本当にそういう状況になったら、これよっぽどマニュアルを作成して、訓練をしっかりとっておかなければ難しいなど、そういう感じを受けました。私もあと2回か3回ぐらいあつたのかな、それを受けて何とかその防災士になりたいなど思っていますけれども。

そうしたね、その想定。先ほどね、課長が語る言われたね、非常に難しい対処するんですね。困難さがあるという中で、どうですか、その東海第二原子力発電所がですね、再稼働に向けて動いているわけですね、今。その東海第二原発の再稼働に対して、これは町長しか答えられないと思いますが、町長として、ここにもね、先ほどの御答弁の中ではね、賛成・反対じゃないんだよと、こんな話が出てるようですけども、避難計画つまり本当にその実効性のある避難計画というものを、町として万全だと。我が町の、避難住民も受け入れる——そういう可能性ありますね、さらに東海村からの避難住民もの受け入れると。こういうね、実効性のある現実味のある避難計画ができなければ、東海第二原子力発電所ですね、再稼働については反対であると、ここで明言していただけますか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 私の個人的な見解を述べるものでありませんので、その点は御了承いただきたいと思ひます。

実際どうなるのかなと。8,000人の人を受け入れられるのか。また先ほど課長が言ったとおり、じゃあ阿見町でもそのとき——被害を受けたときどうなるのか。そういう面では、今後やっぱり県といろんな形で話し合つて、対応策を図っていくと。これがやっぱり町の考え方であります。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 最後になりますけど、答弁の中にね、その茨城県の避難計画——これ案でしょうけれども、30キロメートル以内のみを対象としている県の計画は、東電福島第一原発の教訓が活かされていないというのは認識として非常に正しいと思ひます。まあぜひね、町長も……。ひたちなかの市長はですね、明確に述べてますね。その再稼働には実効性のある広域

避難計画が不可欠だと、こういうふう今日の新聞に報道されておまして、町長もですね、そういうことを頭に入れながらですね、職員に指示しながら、ぜひともね、行動マニュアルとか今度の避難計画について、県に言っていただきたいということをお願いしたいと思います。それで終わりにします。

次の質問入ります。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 次の質問はですね、古民家や近代歴史遺産の保存及び活用について、お伺いしたいと思います。

この質問についてはですね、今まで多くの先輩議員、それから同僚議員が質問をしてですね、阿見町に残されている貴重なこの歴史的資源をですね、保存・利活用すべきであると要望したり訴えたりしてきた経過があります。直近ではですね、昨年——平成25年6月議会です、久保谷充議員がほぼ私と同じような質問を、古民家の歴史的価値及び後世への保存の重要性。歴史民族資料館整備の必要性等について質問をしています。

それから1年しかたたないのに、もう1度なぜこんなことを聞くのかと、こういうふう言われそうですけれども、先日ですね、難波議員も御一緒でしたけれども、御案内いただきまして、井関農機の中にあるですね、旧軍施設。それからここにですね、巡礼碑って書いてあるんですけど、これ訂正いただきたいんですけど、これは天皇のですね、行幸碑ですね。天皇の行幸碑。これがありましてですね、感激しながら見てまいりました。

昨年でしたかね、群馬県で自治研修会があって、職員は研修されていなかったようですけども、私ももう1人同僚議員がですね、群馬県の高崎に……。前橋だな、ごめんなさい。前橋にね、研修に行きましたけれども、そのときに県の職員がですね、富岡製糸場と絹産業遺産群——近代産業遺跡として評価されたということで、世界遺産に登録された経緯をですね、るる述べておりました。大事にして、その近代遺産を維持してきたということをおっしゃってましたね。

阿見町にも後世に残すべき貴重な近代歴史資産があります。予科練平和記念館とともにですね、阿見町の近代を代表する施設である井関農機内の旧軍施設、行幸記念碑、旧海軍将校倶楽部建物を残してですね、子孫に伝えていく、後世に伝えていく義務が私たちにはあるのではないかと。保存や利活用の基本的考えについて伺います。

次にですね、ちょっと幾つも長くて申しわけないんですけども、4つほどお伺いします。

古民家・山中家住宅の保存についても伺います。福田地区、昨日もですね、フィルムコミッションの関係で、この福田地区の山中家住宅のお話が出ておりました。誰の質問だったか、ちょっと忘れちゃったけども。この山中家住宅というのは、非常に改造は少なくって保存状態が極め

て良好な古民家でございます。

こうした状況のよい古民家というのは、阿見町ではほかにはありません。教育委員会の依頼によって、阿見町歴史文化財研究会建造物調査班が調査した報告書でも、極めて貴重なものされています。その際ですね、国立歴史民俗博物館学芸員の方の解説でも、その裏づけがされています。この古民家の保存と利活用について、阿見町としてどのような考えを持っているのか。これまでの経過も含めてお伺いします。

続いて、阿見町史、ここに町が抜けたと思うんですけど。阿見町史の改定について、特に民俗編について伺いたいと思います。阿見町史は昭和51年に阿見町史編さん委員会が発足してですね、昭和58年3月に刊行されました。しかし、その後の多くの研究や調査によってですね、記載記事にも改定、訂正をすべきものがございます。また庶民の生活史とも言うべき民俗編は、年中行事を中心に簡単なものにとどまっています。阿見町の由来とその歴史を明らかにする阿見町史の改定版と民俗編の編さんを検討する考えがあるかどうかを伺います。

最後に、歴史民俗資料館についてお伺いします。

歴史民俗資料館整備は、第6次総合計画でもですね、明確に位置づけをされませんでした。阿見町の文化財保護方針は極めて貧弱な内容だと私は思います。しかも阿見町内ですね、小中……。まあ小学校だったかな、歴史学習がですね、町外の龍ヶ崎市の歴史民俗資料館あるいは土浦の歴史民族資料館などで行われるというふうに聞いています。阿見町の来歴を調査し、展示し学習できる後世の世代にしっかりと継承していく歴史民俗資料館の整備というのは喫緊の課題。阿見町として極めて重要な課題だと思います。阿見町としてどのように考えてるのかお伺いします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長青山壽々子君登壇願います。

〔教育長青山壽々子君登壇〕

○教育長（青山壽々子君） 海野議員の古民家や近代歴史遺産の保存及び活用について、お答えします。

まず1点目の、井関農機内の旧軍施設や巡礼碑、旧海軍将校倶楽部建物について、お答えします。

井関農機内の旧軍施設については、霞ヶ浦海軍航空隊戦闘機用格納庫であったレンガづくりの建物があります。平成21年に、井関農機に近代化遺産として町文化財指定の打診を行いました。営業に支障を来すので、指定には同意できないと回答があった経緯があります。

また、旧海軍将校倶楽部については、平成25年第2回定例会で久保谷充議員の一般質問にも答弁していますように、建物は解体から約20年経過し、部材の劣化が激しいことから整理する

ことになっています。

2点目の古民家・山中家住宅の保存について、お答えします。

平成25年第2回定例会で久保谷充議員の一般質問にも答弁していますように、費用面等で課題が多く難しいです。

3点目の阿見町史の改定について、特に民俗編について、お答えします。

阿見町史は、昭和51年に有識者14名による阿見町町史編纂委員会が発足し、11名が執筆に携わって、800ページ近い大著として昭和58年に発行されています。町史発行後は、町史に納めきれなかった資料や研究の成果がまとめられ、町史を補完するものとして9冊の史料集が刊行されています。町史等の再編は、編さん室を立ち上げ、有識者、郷土史家などを人選して編さんすることになり、人手も予算も時間も要することから、現状では難しいと考えます。

また、民俗編については、経緯はわかりませんが、町史には当時調査された一部のみ収録され、そのほかは昭和56年に発行された民俗史料集である「阿見の民俗」にまとめられています。236頁にわたって阿見町の民俗に関する情報が広範囲に記されており、昔のことを知る人が少なくなった現在では、なかなか知ることのできない貴重な情報が記録されています。

4点目の歴史民俗資料館について、お答えします。

平成24年第4回定例会で海野議員の一般質問にも答弁していますが、現在は、町内の各公民館・ふれあいセンターを利用した出土遺物の展示を行っているところです。平成24年8月には、中央公民館2階に文化財ミニ展示室を開設し、町の歴史に関する書物や発掘調査報告書、町内出土遺物などを展示しており、誰でも自由に見学ができます。

このように、既存の施設を利用しながら、町民に阿見町の歴史を知っていただく機会を提供しており、現在のところ歴史民俗資料館の整備については考えておりません。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 非常に答弁をお聞きしてですね、悲しい気持ちになるような答弁ですね、こういう答弁がですね、申しわけないんですけど、町の文化や歴史、教育のね、最高責任者の認識かと思うと、ますます悲しいものがあります。このような認識というのは、教育長にお伺いしますが、阿見町教育委員会全体の認識ですか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長青山壽々子君。

○教育長（青山壽々子君） はい。人間は生涯学び続ける存在であると思います。私も昨日新たな学びをいたしました。驚きとともに、とても大切な学びをいたしましたので、今日ここで実践したいと思います。

それでは、海野議員の御質問にお答えいたします。

答弁したとおりです。それ以上でもそれ以下でもございません。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） このようなですね、議員をばかにするような、議員の質問に対する不真面目なね、答弁ってのは、これ許されないですよ、教育長。どうですか。これ議員同士のね、質疑討論じゃないですよ。もう1回答えてください。

○議長（柴原成一君） はい。町長天田富司男君。

○5番（海野隆君） いやいや、教育……。

○議長（柴原成一君） 天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 今教育長がね、答弁したとおり、今の状況の中で、この気は、私はこの問題に対してはやる気はありません。そういうことです。だから、教育長にもこういう答弁をしていただきました。

以上です。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 何のために、これ答弁者の指名はするんですか。ええ。

〔「誰でもいいのか」と呼ぶ者あり〕

○5番（海野隆君） 手を挙げれば誰でもいいんですか。何のためにここでこうやって、わざわざ町長、教育長って私書いてところを、教育長に削ったんですか。議長がそれ、全ての責任持ってんじゃないですか。そんないいかげんな議事運営ってのはやめてほしいな。

それから教育長、改めて教えてください。

○議長（柴原成一君） ちょっとお待ちください。町長天田富司男君。

○5番（海野隆君） 何だよ。

○町長（天田富司男君） あくまでも予算の執行の責任は私です。よく海野議員が町長答えなさいよ、町長答えなさいよって言う割には今日は言わないんで、私のほうから手を挙げさせていただきました。今の私が言ったとおりです。教育長を責めるのは、それはお門違い。私を責めなさい。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 町長は独立行政委員会の役割、独立行政委員会の性格というのを全く知らないでそれ申し上げてると思いますよ。独立行政委員会って何ですか。町長に聞いてますよ。

○議長（柴原成一君） 海野隆議員に申し上げます。所定の質問以外のことには質問しないようにお願いします。

5番海野隆君。

○5番（海野隆君） あのね、議長、町長が答弁したから、ね、予算に関することはどうのこうのって。それについて聞いて悪いんですか。だから独立行政委員会ってのは一体何ですかっ

て聞いたんですよ。何のために独立行政委員会があるんですか。答えられもしないで。何言ってるんですか。

教育長、いいですか。教育委員会ってのは、独立行政委員会。ね、お金のあるなし関係なし。必要だと思ったら、それを町長に請求するんじゃないですか。結果として、財政の制約はあるかもしれない。しかし、教育委員会がこれは極めてこの町にとって大事だと、こういうふうになったら、それ請求しなくちゃいけないんじゃないですか。それが独立行政委員会じゃないですか。違うんですか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 今言ったとおり独立っていう選挙管理委員会にしても農業委員会もそうですけど、独立にしても何にしても最終的な結論を出すの町長であります。

起案書が上がってきてどうのこうの。必ず私のほうに相談があるわけです。その結論を出すのは私であるということを、海野議員はよくわかっていると思いますけど。そういうことで私はこの問題に対しては、今の状況の中ではできない。そういうことであります。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） もう、何を言ってるかわからないです。あなたの言ってることは。あのね、私が聞いたのは、ね、教育委員会全体の認識がこういう認識ですかと。教育長にお聞きしたんですよ。それ教育長は、それ以上でもそれ以下でもない。ということは、教育委員会全体の認識ですね。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） 答弁いたします。海野議員のですね、古民家や近代歴史遺産の保存及び活用については、先ほど教育長が答弁したとおりであります。

以上です。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） まあ、やりとりして悲しくなりますけれども、次に進みます。時間もないしね。

で、私はね、お伺いしたいんですよ。そのね、お金がない、何々がない。それは当面はないかもしれない。しかし今後のね、すぐにできませんよ。今日計画を立てて明日つくるなんてことはできません。そうすると、その保存するための長いスケジュールを立てて、ね、検討も必要かもしれない、そういうことの道筋を明らかにしてほしいということを私は言ってるんですね。で、お聞きしますけど、教育長ね。これ教育長の答弁になってんじゃないの。この項目は、違うのか。

ね、お聞きしますけど、その山中住宅というのは、後世に残すべき歴史的文化的価値のある

住居ですか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長青山壽々子君。

○教育長（青山壽々子君） 平成7年——18年前、阿見町文化財調査研究会建造物班と国立歴史民俗博物館学芸員の浜嶋先生が調査をしました。その結果、山中家は阿見町に残したい古民間と考えていますという回答を得ました。その後、県の文化財調査委員の方に相談しましたところ、古民家を指定する場合には、指定する建物の本来の姿を維持・保存していくことが目的であるため、建造物を文化財に指定する際、破損部分があった場合はそれらを全てを修繕した後に指定文化財とするかどうかの検討を審議会で行う。なお、修繕にかかる費用については、指定前のため補助金等は交付できないというふうな回答を得ております。

そのところまで行って、その後山中家の方々と話し合いを重ねておりますが、そこからは進んでいないというふうに受け止めております。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） まあ先ほどもね、同じような私は質問してるので、かぶさるような答弁があってもしょうがないんだけど、つまりね、阿見町として、私は文化財として残すっていうようなことは一言も言ってないんですよ。何でかっていうと、平成25年の6月にね、久保谷議員とのやりとりの中で、なかなか文化財として残すのはその所有者の関係もあって難しいと。こういう答弁がありました。私はそれを踏まえて質問をしてるんですよ。これ山中家住宅ってのは、阿見町として残すべき価値のある住居ですか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） 古民家については、何度もこれ言ってるんですけど、山中家の本当に……、近代化遺産ちゅう部分で、対象になるような部分なのかなと思うんですけど、町としては今後ですよ、町の古民家——山中家、それからの前に対象にありました吉原の宮本家、それから石川にある糸賀さんのカヤぶき、というようなもの。それから近代化遺産、今4つ、これは怒られちゃいますけど、近代化遺産に親柱とか、それから方位盤それから国旗掲揚塔等4つの海軍関係の、これ指定するんで。

ただ残念なところなんですけど、現在この近代化遺産という部分が、今阿見町どのような現状なのか、それからそれがまだ全て整理、把握してないちゅう部分、それからそれを把握した段階で今度は所有者、その考える方もあるし、それから当然うちのほうには文化財保護審議会等々ございますんで、そういう専門家の意見を聞きながら、今後検討課題、要するに解決しなければならない問題だと考えております。

以上です。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 質問にしっかり答えてください。私は残すべき価値のあるものかどうか聞いてるんですよ。

○議長（柴原成一君） 教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） はい、お答えします。私は専門家じゃないんで、今の遠回しに言いますが、先ほども言いましたけど、文化財保護審議委員会ちゅうのは御存じですね。これ怒られちゃいますけど。そういう方の、専門の方の御意見を聞きながら、そういう部分について、山中家ばかりじゃなくて、ほかにもあるでしょうよちゅうことで、そういう方の意見を今後、教育長も言われるように、調査検討してくんですよちゅうことなんです。確かに今珍しい、本当に珍しい山中家は貴重なカヤぶき屋根があるなということだと思っております。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） まあ、本当しっかりしてくださいよ。私もね、今回ね、今回は改めて正式にね、建造物調査班の班員に、一員になりましたけども、そういったね、過去の議会におけるやりとり、それからその建造物調査班が調査したね、内容。それを踏まえて質問してるんですから。ね、文化財で難しいってことはわかってるわけ。だから町として、これはもう後世に残すべきだというふうに決めたら、そしたらそれに向けて、どういう方法があるかということ考えてほしいというのが、この質問の趣旨なんだから、もうちょっとね、何かこう……。質問の趣旨は言ったはずですよ、しっかりと。担当者には。時間をかけて言ってるはずですよ。

そういうことです。まあぜひね、まあ、たまたまね、この所有者はこれを使ってほしいという気持ちもあるようですし、早急にですね、これ本当にあれになっちゃいますよ。どこかに行っちゃいますよ。阿見町に……。残ったとしてもどこかほかのところに行ってしまうとか。これ阿見町としては、ぜひとも残すべき価値のあるものだというふうに思います。じゃあ、これはね、今のところそこまでしか回答できないということですから、早急にね、検討していただいて、その先に進んでいただきたいと思います。

それからね、阿見町史の中で誤った記述があると思われるんですけど、それはありますか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） はい、お答えいたします。確かに分厚い部分にですね、幾つかの誤りがあるよちゅうことで御指摘を受けてる部分があります。ただ、今ここでどここの何ページちゅうわけにいかないんで、そこらは再度確認させるように指導しますんで、御理解のほどお願いします。

以上です。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 私もね、今回阿見学講座というのをね、2回目受けたんですけども、1

回目は全然出られなくて失格。今回は合格してですね、改めて町史をね、1ページ1ページ繰ってですね、全部を見させていただきました。それでその重要な点でね、誤りがあります。阿見町に非常にかかわる点で。今どことは言いませんけれども。

そこはですね、まあ申し上げてもいいんですけど。例えば霞ヶ浦高等学校の創立者——理事長にかかわる、例えば点ですね。これは阿見町史では株木政一さんがなってますけども、茨城大学の30周年史、50周年史、それから肝心の霞ヶ浦高等学校の65周年の記念史でもですね、これは中井川浩が初代理事長であると、創立理事長であると明確に書いてあります。ですから、そういうね、幾つかその他誤った記述があると思われるんですね。ですから、これについてはですね、さっき大変だよと、一言で言えばですよ。そうなっていますけれども、もう一度改めて専門家のほうにですね、素読をお願いして、で、その訂正すべきところはというふうに関後直していったらいいかってことをやっていただきたいと思います。

あのままね、これ歴史ってのはね、つくられちゃうわけですから、それを学ぶ人はそれを見て、そのように思っちゃう。そうすると、どんどんどんどん拡散していってしまうわけですから、よろしくお願ひしたいと思います。

次の問題移りますけども、歴史民俗資料館のことです。

大体私どもはですね、海外に行きます。そうしますとですね、ある都市を訪れると、どこに大体行くかっていうと、博物館とか歴史館とか、そういうところに行くわけですね。なぜそこに行くかっていうと、それぞれの都市が我が町、我が地域がですね、どういう来歴だったか、どういう歴史を持っていたのか、将来に向けて、それを学びながら将来につなげるということで重要な観光施設にもなると。

で、阿見町の場合にはね、歴史の一区切り、いわゆる予科練平和記念館、ここを深く今掘ってるっていう感じですね。狭い時期を深く掘ってるっていう状況です。しかし、やっぱりですね、この歴史民俗資料館ってのは、どうしても必要な施設です。で、お聞きしますけども、小中学校の授業あるいは学習でですね、近隣の町外の歴史民俗資料館施設でその学習を行ってるっていう例はありますか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長根本正君。

○指導室長（根本正君） はい。現在のところはないというふうに認識しております。

以上です。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） これ、あれだよ。うん、書いたな。書いてあるんですよ。僕この前ね、龍ヶ崎の歴史民俗資料館にお伺いしたんです。そしたら実穀小学校だったかな、吉原小学校だったかな、学校で来てね、ここで学んでいきましたと、こういうお話がありました。多分それ

を見聞きするとね、例えば土浦のね、あそこの貝塚公園にある歴史民俗資料館とか、それから龍ヶ崎の歴史民俗資料館、多くの学校でその施設を利用してですね、歴史の学習をしてるじゃないかと、私はそういうふうにしたもんですから、改めてこの通告にも書いてあるし、ね、書いてあるでしょう。で、改めて今聞いているんです。

ところが、ちょっとないかもしれないっていうような形でね、ちょっと本当かなっていうふうに思ったんですけども。やっぱりね、小中学校のね、そういう歴史の事業や学習はね、町外の施設でしか行うことはできないと。これちょっとね、悲しいと思うんですよ。やっぱりね、それは龍ヶ崎の歴史民俗資料館は龍ヶ崎市、我が町のね、歴史なんですよ。ね、あそこには本当に繭——いわゆる絹産業の遺産群もあるんですよ。で、土浦はやっぱり土浦でそうなんです。みんなそれぞれ我が町の歴史ですから。

そういう意味で、先ほどですね、既存の施設を活用しながらとか、誰でも自由に見学ができるからいいんだと。こういうことにとどまってしまうと、ましてやこれ教育委員会がね、こういう認識でとどまってしまうと、全然これ予算につきませんよ。もうちょっと教育委員会として、どうしても必要だと。ね、これはもうぜひとも入れてほしいと。こういうことを町長部局に言わないと予算がつきません。予算のつき方ってそういうつき方でしょう。ですから、ぜひともね、そういうふうにしていただきたいと思うんですけど、どうでしょうか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） これはですね、予科練平和記念館を建設するとき、歴史資料館も一緒にというような話があったんですけど、やはりこれは予科練に特化しなければならないというのが議会、執行部の考え方で、そういう形で予科練平和記念館ができたと思います。そういう経緯を海野議員はまだね、まだ3年目なんでわからないと思いますけど、そういう経緯があり、予科練平和記念ができたことだけはお知らせしたいと思います。そこに相当の予算をつけたと。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 私は十分にそういう経過も知っています。はい、知っています。そういうね、不確定な話をしないでください。私はそういうのを踏まえて質問してるわけですから。しかも、私が聞いているのはですね、予科練平和記念館がどうのこうのじゃないんです。ね、もうその話もしてるから。阿見町は予科練平和記念館という、ある時期のね、狭い時期を深く掘ってるってのがあると。しかし、それではやっぱりちょっと足りないんじゃないかと。なぜかという子供たちがですね、町外の歴史民俗資料館に行って学習してるという事実があるよと。こういうこと申し上げてるんですから、この歴史民俗資料館の整備とね、余り関係ない話なんで……。まあ、いいや。

それはいいとして、とにかく私としてはね、教育委員会がしっかりとこの重要性をですね、認識して、予算要求に至るまでのその道筋をつけていただきたいと。こういうふうに思いまして、この問題は終わりにしたいと思います。

○議長（柴原成一君） ここで暫時休憩いたします。会議の再開は午後1時ちょうどからといたします。午後1時ちょうど。

午後 0時09分休憩

---

午後 1時00分再開

○議長（柴原成一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま12番浅野栄子君が退席しました。したがって、ただいまの出席議員は16名です。失礼しました。ただいま12番浅野栄子君及び8番久保谷充が退席しました。したがって、ただいまの出席議員は15名です。

一般質問を続行いたします。

5番海野とおる……。隆君。

○5番（海野隆君） 海野とおるはひたちなか選出の県会議員と私の兄である那珂市長が海野とおるでございます。私は海野隆でございます。

次の質問に移りたいと思います。

次はですね、放課後児童クラブの現状について、2点ほどお伺いしたいと思います。

本定例会にですね、子ども子育て関連の条例改正が提出され、子育ての支援をしっかりと行うという国の方針を阿見町で受けて実現するという事になっております。

第1点目のですね、放課後児童クラブの業務委託について伺います。

放課後児童クラブは町の直轄事業からですね、平成25年度から民間への業務委託に移行して、平成25年はNPO法人へ。平成26年度は株式会社にて年間委託料約6,000万円内外で委託契約がされております。1年で委託先が変わるなど安定的な運営が維持できるのか。また特命随意契約——一者特命随意契約で行われる理由と詳細な経緯をお伺いしたいと思います。

次に、指導時間延長など要望事項について伺います。

阿見町で保育所を利用している共働き世帯がですね、小学校に子供入学させると次のような問題が起こります。

1、保育園に比して学童保育での預かり時間が短縮されてしまう。

2番、土曜保育が学童ではほとんど利用できない。

3番、災害時——台風とか雪とか地震等にですね、学童が利用できないなどの問題があり、「小1の壁」などと言われてるようです。阿見町で子育てをする全ての町民が安心して働ける

ように、指導時間延長などについて対策をとる考えがあるかどうかお伺いします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） それでは放課後児童クラブの現状について、放課後児童クラブの業務委託について。

町の行政改革大綱の基本方針にのっとり、民間の持つ知識・技能・人材等を活用し、放課後児童健全育成事業の充実を図ることを目的とし、各小学校の放課後児童クラブにおいて差異のない統一された内容の保育の実施、また児童をめぐる問題の複雑化・多様化に適切に対応し、質の高い子育て支援を提供するために、平成25年度より運営業務をNPO法人に委託しました。

NPO法人は消費税が非課税団体であり、総事業経費等が安価でありました。しかし、1年間委託した評価として、指導員の資質の向上や民間の専門的な知識や技能を十分に放課後健全育成事業に活かされることなく、放課後対策の目的でもある質の高い保育の充実を図ることができないと判断しました。

平成26年度の事業者の選定に当たっては、質の高い保育の実施、また児童をめぐる問題の複雑化・多様化に迅速に対応できる体制が整っていることなどを考慮し、事業所の拠点が県南地区にある、また他市町村において放課後児童クラブ運営の一括受託の運営実績がある等を選考条件とし、放課後児童クラブの運営に必要な経営能力・安定した放課後健全育成事業の展開が確実に見込めること。そして、事業の目的を実現するために最良である運営体制を考慮した結果、放課後対策事業「放課後子どもプラン」の運営委託を推進している、株式会社と一者特命随意契約を締結いたしました。

2点目の、指導時間延長など要望事項についてお答えいたします。

現在、町立保育所の開所時間は、午後6時45分までとなっておりますが、児童クラブの開設時間は平日が放課後から午後6時30分までとしており、ほとんど差のない開設時間としています。また、土曜日については、第二土曜日を開設して利用者の便宜を図っています。災害時の放課後児童クラブの開設については、教育委員会の判断に準じ、児童の安全を第一に考え休会としています。

今後も、子育てをする全ての町民が安心して働けるよう、児童クラブを利用している保護者に対し、アンケート調査を行い、利用時間・土曜日等利用者の要望に応えられるような対策を検討してまいりたいと考えております。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 御答弁ありがとうございます。まず第1点目ですけれども、それまでのですね、町の直轄事業ですね。これから、まずNPO法人に業務を委託したんですけれども、この経緯について、もう少し詳しくお願いしたいと思います。えーと、これでわかれば、ね。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長坪田匡弘君。

○保健福祉部長（坪田匡弘君） はい、お答えいたします。詳しくというお話だったんですけども、町長が答弁した内容でほぼ……。こういった内容なんですけども、当時放課後子ども教室と放課後児童クラブを別の部署でやっていたことがあったんですけども、それを1つの部署に統合するというようなことがございました。その統合する前から、この行政改革の方針にのっとりまして、民間活用を投入して運営をもっとよくしてこう、水準を上げていこうというような考え方がございました。

それに基づきまして、この民間活力ということで、NPO法人に委託を始めたということがございます。それで、一般の民間事業者よりも経費的に安価だというようなことが、1つ理由にあったかと思えます。また、町の考え方としまして、そういった非営利団体にどんどん協力をいただいて、まちづくりをしていこうというような考え方もあったかと思えます。

以上です。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 町の直轄からですね、業務委託ということで、当然その運営するところがなければ委託できないわけですけども、ここのね、答弁以上でもなく以下でもないと言われちゃうと困っちゃうんですが、つまりNPO法人に委託するまでのね、過程というのは幾つかあったと思うんですが、その点については御説明いただくことができますか。県と相談したとか、いろんなことがあると思うんですけども。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長坪田匡弘君。

○保健福祉部長（坪田匡弘君） その経過がですね、詳しく私の方も把握してございませんので、ちょっとなかなか説明が……。ここで説明することは難しいということがございます。ただ先ほどの答弁と繰り返しになりますけれども、民間活力ノウハウを活かしていくということと非営利団体等と協働のまちづくりを進めていくというような考え方が根本的にあったと。それを受けて、それまでの間にはやっぱりさつき議員がおっしゃられたように、いろんな方と県とかの協議も、相談もしたかと思えます。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 私が漏れ伺うところではですね、なかなか適当な業者が——業者といえますかね、業者かな、業者がいなくてですね、新たにNPOをですね、立ち上げて、そこにですね、一者特命随意で業務委託したと。こういう経過があるようですけども、それで間違いありませんか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長坪田匡弘君。

○保健福祉部長（坪田匡弘君） はい、お答えいたします。このNPO法人が25年度に町の業

務を受託したんですけれども、そのときにNPO法人を立ち上げて受託をしたということでございます。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） その経過を見るとですね、阿見町でいわゆる児童クラブを運営するという目的でつくられたのではないかと思いますけれども、この職員方ですね、もともと直轄でね、町の職員……。あれは何だっけ。委託職員じゃなくて、指導員。もちろん指導員だけれども、契約的には委託だった。まあ、いいや。後でちゃんと言ってね。その職員がですね、給食センターと同じようにNPO法人を立ち上げたら、そこにですね、希望者は移っていくと。この割合はどのぐらいだったわかりますか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長坪田匡弘君。

○保健福祉部長（坪田匡弘君） はい、お答えしたいんですけれども、ちょっとその資料がございませんので、割合がお答えできません。ただ24年に、町のほうで直接お願いしていました指導員の方がNPO法人に移られたということはあったかと思えます。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 大半とは言わないまでも相当程度の方々がですね、仕事は同じなだけけれども、結局所属だけ変わったと。こういうふうになったのではないかなというふうに思うんですけれども、それは、じゃあ結構です。

じゃあ2番目にね、一者特命随意契約ということで平成25年度、それから平成26年度もですね、契約をされてると思うんですよ。これは、一者特命随意契約ってのはどういうときに行われるのか。今回ですね、その一者特命随意契約にした理由というというのはわかりますか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長坪田匡弘君。

○保健福祉部長（坪田匡弘君） はい、お答えいたします。一者特命随契の理由ですけれども、まず阿見町の契約規則22条に随意契約の規定がございます。これは自治法施行令の167条の2第1項からですけれども、その第1項も2号から7号がございまして、その運用基準が阿見町の随意契約運用基準にございます。で、その中で、契約でその性質または目的が競争入札に適用しないものということで、履行上の経験、知識を特に必要とする場合ということが適用で、一者特命随契ということでございます。それで、この民間事業者を選定した理由のほかには、業務の経験があるということと県内の事業者だということ、この事業者を選定しております。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 当初は多分ですね、放課後子どもプランだったかな、放課後子ども教室と児童クラブを一括して、その業務委託するところをという形で進めていったのではないかと思うんですね。それがなかなか難しいということで、児童クラブと放課後のあれを分けてやっ

たと思うんですけども。まず、ほかのね、市町村の例を見るとですね、これは全部が全部というわけでありませんが一括して受けているところと幾つかの——例えばここは株式会社であると、ここはNPO法人とか、ここは直轄だとか、つまり併存しながらですね、放課後児童クラブをですね、運営されているということはよくあります。

東京の区なんかを見ると、ほとんどそういう感じなのかなというふうに思いますね。県内ではそういうこと……。そういうところもあるし、また阿見のように一括してやっているとあるんですけど、この一括してということについては、何かお考えがあつて……。まあ、なかなか当初難しいということがあつたようですけども、業務委託したんですか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長坪田匡弘君。

○保健福祉部長（坪田匡弘君） はい、お答えいたします。この契約した理由の中では、児童クラブ8校でございますけども、その8校に差のない統一した内容の保育等を実施するために、1つの事業者さんをお願いしてるといふようなことで理由にしております。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） まあ差異のない統一された内容と言われるとね、それが果たして必要なのかどうかということも論議になると思いますけども、これ総額6,000万内外になりますけども、予算の中では確かに明記されておりましたけれども、契約そのものは議会は全く関与しないんですね。関与しなかったと思いますね。その予算というところで関与をしましたが、それ以降のこの業務委託契約については、議会の中で関与してないんですよ。このことについてはどんなお考えですか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長坪田匡弘君。

○保健福祉部長（坪田匡弘君） ちょっと答えにくいことなんですけども、議決をいただく内容に関しましては、当初の予算ということで議会のほうに議決をいただいているということで、それから契約して放課後児童クラブの運営に関しましては、町のほうの内部規程で運営委員会とか実行委員会と。その中で運営について協議をして、改善できるものは改善していくというふうなことで進めてございます。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） それで一者特命随意契約……。平成25年度のNPO法人はですね、まさに一者特命随意契約だったと思うんですね。つまり、そのほかに全く検討をしないと。ここにお願いするということで契約が行われたと思うんですね。ただ平成26年度は一者特命随意契約ということになっているようなんですけども、実際にはどうだったのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長坪田匡弘君。

○保健福祉部長（坪田匡弘君） はい、お答えいたします。NPO法人から民間事業者に委託を変える時点ではですね、検討した事業者さん——こういった事業を運営している事業者さん、検討したものがございます。ただ条件としまして、先ほども申し上げましたけど、事業所の拠点が県南地区にある、また他の市町村において運営の一括受託の実績があるということで絞ったところ、この1者になったということでございます。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） まあ条件をつけると1者になってしまうと、こういうことだったと思うんですね。まあ契約規則に基づいてやっているということ、あるいは議会の議決事項が列挙されてますから、そこにはかからないということで当然契約されてるんですけども、6,000万以上なるね、契約が、しかも相当程度私たちにとっては身近なものですね、こういう形で実は契約外……。契約内っていうかな、ごめんなさい、平成25年・平成26年っていう形でNPO法人から民間業者に移ったということ、余り知らなかったんですね、私としても。ですから、驚いてその内容をちょっと調べてみたということなんですけれども。

当初のNPO法人は幾つか問題が——幾つか問題じゃなかったかな、質の高い……。ごめんなさい、問題があるというところじゃない。専門的な知識や技能を十分に放課後健全育成事業に活かされることがなく、質の高い保育の充実を図ることができないと判断したといった根拠というのは幾つかあると思うんですけど、どのようなものですか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長坪田匡弘君。

○保健福祉部長（坪田匡弘君） はい、お答えいたします。海野議員も情報公開で文書を見ているかと思っておりますけども、主に事務のやりとりの中で、契約仕様書等に基づくいろんな報告書等——それに基づいて改善とかですね、運営の改善とか図っていくわけですけども、そういった報告等が履行されなかったということございます。また、いろんな直接の担当者とのやりとりの中でも、いろいろうまく意思疎通が図れなくてですね、事務に支障が来していたというふうなことがございました。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 多分ですね、このNPO法人の関係者は少し異議があるかもしれませんがね。それは置いて、現在ですね、株式会社と契約をしてるわけですけど、この運営についてはいかがですか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長坪田匡弘君。

○保健福祉部長（坪田匡弘君） はい、お答えいたします。4月から民間事業者さんの運営を始めていただいたんですけども、現在ところはそのノウハウを活かしていただきまして運営をされてるということで、特に大きなというか、私のところに報告のある問題等はございません。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） ぜひともですね、その安定的な運営がね、できるように、質の高い児童クラブの運営ができるようにお願いしたいと思います。

次に要望事項についてお伺いしますが、先ほど3点ほど、これ「小1の壁」って——私も「小1の壁」っていうの知らなかったんですけども、ある方——もちろん共働きをされている若い女性の方からですね、私に御連絡があってですね、こういう問題があると。この問題について解決してくれと。こういう話、あるいは陳情・請願の類いを出したほうがいいかと。こういう相談がありましたもんですから、今回取り上げさせていただいたんですけども、「小1の壁」——僕知らなかったんですけど、阿見町での「小1の壁」っていうのは、今まで何かそういう形で課題になっていたというようなことはあるんですか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長坪田匡弘君。

○保健福祉部長（坪田匡弘君） はい、お答えいたします。この放課後児童クラブを運営していることに関しましては、特に「小1の壁」っていうのを聞いてはございません。ただ、保育所に児童を預けていた家庭で小学校に上がってですね、時間の関係——預ける時間の関係で働いている方がですね、父兄が、親が働いているわけですけども、それが支障を来すというようなことが一般的にあるというふうには聞いております。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 今、答弁の中でですね、町立保育所の開所時間とそれから放課後児童クラブの開所時間を比較してですね、余り時間の差がないので問題はないのではないかと。こういうふうに先ほど答弁の中でおっしゃいましたけども、そもそもですね、公立の——町立ですね、町立の保育所の開所時間に自分の条件が合わないっていうと民間の保育所に行くと思うんですね。現在町内に幾つか民間の保育所があると思うんですけど、その民間の保育所では7時まで、あるいは7時半まで延長保育をされてるところはありますか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。児童福祉課長青山広美君。

○児童福祉課長（青山広美君） はい、お答えをいたします。現在町内にはですね、民間の保育園が3カ所ございまして、その民間の保育所においてはですね、延長保育を午後8時まで実施をしております。ただこれは有料となっております、1時間当たり200円ということでお預かりをしてるという状況でございます。

以上です。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） つまりその7時、8時まで保育をしてもらわなければいけないっていう方々は、公立ではなくて多分私立のほうをね、選択していくと思うんですよ。ただ、その方々

がですね、小学校に上がっていくと、またやっぱりその状況が一緒ですから。そうすると、そういう必要性というものが出てくるのではないかと私も思いますし、ここに書かれた方は実際に多分少し延長してもらわないと困るということで書かれていると思うんですけども、実際にはあれなんですかね、保育園の中で……。ごめんなさい、失礼しました。児童クラブの中ですね、もう少し延長してもらえないかと。こんな御意見、御要望ってのはあるのでしょうか。アンケートをとったとか何かで。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。児童館長村田敦志君。

○児童館長兼児童福祉課長補佐（村田敦志君） それでは、お答えいたします。現在ですね、児童館利用者の保護者の利用ニーズ確認のためにアンケート調査をいたしております。8項目からなるアンケート調査を実施いたしまして、その中で御利用時間についての問いをつくっておりますので、アンケートを回収するのが今月の末となっておりますから、それを踏まえまして今後の活動に活かしていきたいと思っております。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 先ほどね、3点ほど述べさしていただきました。災害時にですね、やっぱり学童が利用できないと。そうすると、職場に行ってまた戻ってくるというようなことがあるかもしれませんね。やっぱり、その辺のところも含めて、ぜひともですね、共働きの家庭、働くお母さんたちがですね、あるいはお父さんたちが、しっかりと仕事もでき、そして子育てもできるような、そういう放課後児童クラブの運営にしていきたいと思えます。

以上で、この質問について終わりにしたいと思います。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） それでは、最後の質問に入りたいと思えます。

本郷地区に予定されている新小学校のプール整備について質問をいたします。

先日中学校の体育祭がありましてですね、地域の多くの区長さん、民生委員の方々にもお会いしてですね、いろいろと町政の課題、話題についてですね、意見の交換や御要望をお伺いしてまいりました。

その中で、今回の本郷地区の新小学校のプール整備についてもやりとりがございました。広報あみ9月号12ページになりますけども、阿見町本郷地区新小学校建設検討委員会の記事が掲載されておりました。その記事の中に新小学校の概要がありまして、プールについては計画していないと書かれておりましたので、区長さんのところに多くの電話があったということですね。小学校をつくるのにプールは必要ないのかと、そういうことで本当にたくさんの電話があったそうです。陳情・請願をしようかというところまでの勢いだったというふうに聞いています。

で、第1点、本郷地区に予定されてる新小学校建設のプール整備について伺います。学校再

編計画と並行してですね、進行している本郷地区に建設される予定の小学校再編計画にはプール整備方針が見当たりません。本郷地区新小学校建設検討委員会における論議、阿見町教育委員会での論議と、これまでの阿見町のプール整備に関する詳細な経過と考え方を伺います。

次は、阿見町立学校プールについて伺います。現在の阿見町の学校プールは、各小学校に屋外プールとしてそれぞれ整備され授業が行われています。しかし、屋外のため天候によっては利用されないなど、年間利用日数は極めて限定的な利用にとどまっています。また夏休み期間中は利用されておりません。現状の学校プールの利用状況や維持管理料、今後の改修計画について何うとともに、維持管理や改修費用等を考慮し町内2カ所程度町民も利用できる学校プールの全天候型温水プールによる再編計画を策定すべき時期に来ていると考えますけれども、町の考え方を伺います。ちょっと早口で申しわけなかったですね。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長青山壽々子君。

○教育長（青山壽々子君） 本郷地区に予定されている新小学校のプール整備について、お答えします。

まず1点目の、本郷地区に予定されている新小学校建設のプール整備について。

本郷地区新小学校建設事業において、現段階では、プール整備の計画はございません。また、本郷地区新小学校建設検討委員会及び教育委員会において、現在までに、プール整備についての議論等は行っておりません。なお、プール整備につきましては、今後の検討課題となっております。

続きまして、2点目の阿見町学校プールについて、お答えいたします。

まず、現状の学校プールの利用状況についてですが、小中学校ともに、水泳の授業を6月中旬から7月中旬までの約1カ月間行っております。また、小学校4校においては、夏休み期間中に約2週間、地域の育成会やPTA主催により学校プールを利用しております。なお、阿見中学校のプールについては、夏休み期間中約30日間一般開放しております。

次に、維持管理料についてですが、維持補修工事費用、ろ過機の保守点検委託料、水質検査委託料、塩素剤及び水道料金等合わせまして、プールに係る年間の維持管理料は約1,200万円になります。また、阿見中学校の深い50mプールにつきましては、漏水により使用ができない状況であります。現在、漏水に関する調査及び改修の検討をしているところです。

また、学校のプールにつきましては、それぞれ同じように老朽化が進んでおりますが、随時修繕や補修により対応しております。

なお、学校プールの全天候型温水プールの建設は、考えておりません。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 私も見ましたけれども、ここに概要が書いてあってね、プールは計画し

てないと。これ読んだらね、問い合わせがいっぱい来ますね。私のところも……。私は全天候型の温水プールつくるべきじゃないかって、あそこで大声であちこち回っておりましたもんですから、いっぱい来ました。それでね、これ概要とか何だ……。計画にはないとか、今後検討課題とかなってるけど、新小学校にプールってのは必要ないんですか。それと水泳授業をどのようにするんですか。そのことについては、それをまとまってるんですか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） お答えします。先ほど教育長の答弁したとおりですね、新小学校のプール整備につきましては、検討課題、当然今から解決しなければならない、それを含めた中で今後検討していかなければならない課題となっております。

以上です。

○5番（海野隆君） 質問に答えてない。

○議長（柴原成一君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 海野議員も小学校——新しい小学校に対しては、最初のころはですね、人口多くなったんだから、ほかにあいている学校があるからそちらにやったらどうだと、そういう意見が結構ありましたよね。浅野議員あたりもそのような意見だったと思います。プールもやっぱりそういう形で使っていくのが一番いいんじゃないかと。特に新小学校に関してはプールはつきりません。そんで全天候型、この全……。

なぜつからないかという、私は池辺市長とはまた違った意見でありますし、やはり小学校の全天候型のプールをつくるということは、不特定多数の人が必ず来ます。何か事件が起こったとき、これは本当に……。今はドラッグだ何だやって何か事件起こすと、そういう状況が必ず起こるんじゃないかなと。その心配です。それで全天候型というのは、まあ私の今の期では、まずできないでしょう。つからないんですからね。

ただ、この全天候型をつくるときには、阿見町にとってどこにつくったら、この経済効果、またはそういう効果が出るかと。そういうものをやっぱり勘案しなければいけないと思います。学校にはつからない。そのためにはどこにどういう場所につくればやっぱり阿見町が活性化できるかとか、そういうことを考えてやっぱりつくるのがこの全天候型のプールだと私は考えておりますので、幾らどうのこうの言っても、今の状況の中ではつきりません。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） まあ本当にこれ教育委員会とね、町長は全く違う考えを持っていられるのかなと思うような答弁ですね。驚きました、私は。はっきり言って。全然話違うじゃないですか。

それはそうとして。驚きましたよ、本当に。これ町民の皆さんにですね、地域の皆さんに明

言してるわけですから、早速そのことについては皆さんにお話し申し上げて、区長さんにも申し上げたいと思います。私はそのようなことではなくてですね、ぜひプールを整備すべきだと思っております。

次、教育委員会、検討委員会ですね、そのプール整備については、議論してないということなんですけども、確かに検討委員会に出られた区長さんにお聞きしましたら、当時は何かもらって、この概要だけ説明されて実質的な議論は8月にやるって言ったんだけど、全然その後呼びがかからないと。こんなふうに申し上げて、そのうちにこれが出て、ね、そのことについて町民から聞かれて非常に困ったと、こういう話なんですけど。教育委員会の中で、いつも僕教育委員会聞きますよ。教育長それ代表してるかもしれないけど。本当に教育委員会では今の町長のような考え方でまとまってるんですか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） お答えします。建設検討委員会なんですけど、あくまでも校舎と体育館、基本的には校舎と体育館について御意見をいただくちゅう部分で、プールをつくらないか、そういう部分の検討するところをございませんで勘違いしないでください。で、教育委員会については、当然先ほど教育長が述べたように現在計画しておりませんので、教育委員会の中では議論、当然そういう議論はしておらないちゅうことで教育長が答弁しております。

で、先ほど町長が言った部分についても、何ら同じなんですよ。今後そういうものも踏まえた中で解決していかなければならない問題ですよちゅうことを言ってるんで、教育委員長と町長が違うちゅうことは、それは誤解だと思います。

以上です。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） あなたの言ってることは何言ってるかさっぱりわからない。ここの検討委員会の中にね、この項目が出て、児童クラブまで入ってるんですよ。で、これは、そうすると屋内体育場と校舎だけの話なんですか。こんな話なんですか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） 何度も言うようでございますが、建設検討委員会に御意見をいただくのは、校舎と屋体——いわゆる体育館ということで、何度も言うようで、何ですか、プールをつくったほうがいいのか、つくらないほうが……。いうのは別な問題ですよってということで。あくまでも校舎と、それから体育館の、当然うちらほうの今基本計画進めておりますんで、その中でいろんな貴重な御意見をいただける検討委員会でございますよ。そういうことです。御理解ください。

○5番（海野隆君） 答弁漏れですよ。答弁漏れ。教育委員会としてどうなんだって話。全体

としてそういう考えでまとまってるのかって聞いたじゃないですか。教育次長と教育長が言うことが全てだね。

○議長（柴原成一君） 教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） 先ほどちょっと御理解いただかなかったかわかんないですけど、教育委員会事務局としては、今の教育委員会に対して校舎と体育館をつくりますよっちゅうことで、それに基づいて3カ年実施計画に計上して、今こういうことで進めておるちゅうことなんです。

以上です。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 以上ですって……。阿見町の教育委員会はどんな議論してるか、僕も議事録をね、とろうと思ったらいまだに6月議事録しか載ってませんよ。7月も8月も載ってない。ね、おそすぎる。せめてそこでは少しはね、その議論があるのかなと思いましたが、これ載せてない理由と、本当に議論してないのかどうかお聞きします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁をお願いします。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） 先ほどと同じ答弁なっちゃうと思うんですけど、教育委員会事務局のほうです、そういう形で計画しておりませんので、当然教育委員会では議論はしてないちゅうことで、先ほど教育長が答弁したとおりでございまして、ただ7月それから8月の要するに議事録が今載ってないちゅうのは、ちょっとうちのほうの事務のおくれがあるのかという部分で、今から確認したいと思えますけど、当然これは藤井議員から御指摘があって、今までは藤井議員に指摘されるまでは、今まではずっと幾らか載せてないところあったんですけど、一生懸命うちのほう努力して載せるようにしてるっていうのはわかってほしいと思います。

以上です。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） まあね、子供たちをこれから新しい小学校に通わせようとしている方々、あるいは新しい小学校が地域できるという方々はね、胸をわくわくして待っているんだと思うですよ。しかし、その……。一番最初に聞いたでしよう、新小学校にプール必要ないのかと。セットじゃないのかと。聞きましたよね。明確に答えがなかったようなんですけど。まあ、わかりました。

つまり、阿見町教育委員会としては——全体の意見ですよ、ね、今度の新小学校建設に関しては、学校プールについては一切議論しないというのがまず1つ。それから、これ町長が述べたようですけども、つくらないと。こういう結論になると。これ今後どういう議論するか。

つまり、そこはもう議論できないですよ。これでいいんですか。

○議長（柴原成一君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） まあ教育委員もおたおたしているでしょうから、私の、もう約束事ですから、これはそのとおりです。そのとおりです。大体海野議員ね、自分たちは小学校はつくらなくていいよと。ほかに回すんだというようなね、そん……。

○5番（海野隆君） 自分たちって誰なんだ。

○町長（天田富司男君） あなた。あなたの意見そうだったんじゃないの。

○5番（海野隆君） どこでそんなこと言ってるの。……言ったじゃないですか。

○町長（天田富司男君） 全協で言ってるじゃない。

○5番（海野隆君） ……言ったじゃないですか。

○町長（天田富司男君） 何を言ってるんですよ。自分でそんなこと言って、今度は言わない。まあ、人間はね、今日と明日は変わっちゃうんだから、これはしょうがないけど、そういう意見が随分あったじゃないですか。それで、やはり小学校をつくるよりも人はもう移動させたのがいいじゃないかという。これはもうプールにもそういう意識を持ってやればいいんじゃないですか。こんだけのプールがあるんですから。今はね、プールをつくらないっていう小学校は随分あるんですよ。こないだ、どこの新聞だったかな、な、こないだ新聞出て、皆さんに見せたんですよ。まあ、私が今言ったとおりです。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 私もね、時間がないもんですから、余りね、過激な意見にはね、ついていけないんですけど、少なくとも私は今でもですね、荒川沖小学校、つまり広域的に連携すれば十分に今の子供たちは引き受けることはできるというふうには思っています。しかしこれはね、つくるといことが決まりましたから。そしたら、つくるといことが決まったら、そこにね、こうすべきだったのは当たり前の話じゃないですか。それを何で、昔あなたこう言ったじゃないか、ああ言ったじゃないかって、そんなこと言ったらね、あなた、おかしい話になりますよ。まあ、いいです。もう聞かない。

それでね、私としては、この新小学校にはぜひともプールを整備すべきであると思います。その際には、そのプールの再計画をしっかりとつくって、全天候型温水プールを町内に2カ所程度。そしてそれを新しい小学校も含めた12校で、ね、利用し合うと。それでもって1年中いわゆる水泳授業というのは、これ文部省で決まってるでしょう。やんなくちゃいけないでしょう。それを行うべきであるというふうに申し上げて、時間が来てしまって残念なんですけど、もうちょっとしっかりと議論すべき、やることがあると思うんですけど、そういうことで終わりにしたいと思います。まあ、……を残しましたけどね。

以上です。

○議長（柴原成一君） これで5番海野隆君の質問を終わります。

次に、9番川畑秀慈君の一般質問を行います。

9番川畑秀慈君の質問を許します。登壇願います。

〔9番川畑秀慈君登壇〕

○9番（川畑秀慈君） 皆さん、こんにちは。今日も午前中はいろいろありまして、ただいまから2番目の私の一般質問をさせていただきます。

まず、初めに市民後見についてお尋ねしたいと思います。

現在我が国では、少子高齢化の進展により65歳以上の高齢者人口がおよそ3,200万人となり、総人口に占める割合は約25%にまで高まっています。今後人口の減少と高齢化がさらに進むことにより2060年には人口が約3割減少しておよそ8,700万人になり、高齢化率は約40%にまで高まると見られています。この高齢化の進展になって認知症高齢者が大幅に増加しており、近年重大な問題となってきてます。

2012年時点で認知症高齢者の推計人数は約550万人。さらに、判断能力が不十分な人は認知症高齢者だけに限られるわけではなく、これ以外にも精神障害者が約260万人、知的障害者が約60万人ほどいると見られています。これらを全て合わせると、判断能力が不十分な人は全国でおよそ900万人にも上る計算となり、今後もその数は増えていくものと見られます。

これらの人々、特に高齢者世帯や独居の人は——ひとり暮らしの人は、判断能力が減退しているがゆえに財産管理等が困難で、通常的生活を維持することが難しく、悪徳商法等の被害に遭うことも多い。だが、やはり判断能力が十分でないゆえに、自ら行政等に助けを求めることもできず福祉の目からこぼれ落ち、1人放置されている例も少なくない。このように従来のような給付中心の政策だけでは、これらの人々の福祉を保障し、その権利擁護を図っていくことは難しい。

そんな中、近年特に注目されているのが成年後見制度の活用である。成年後見制度は、判断能力が不十分な人にかわって家庭裁判所により選任された後見人が、本人の財産管理や身上監護などを行うことを通じて、その生活等を支援する制度である。認知症高齢者等の大幅な増加に伴い、成年後見人の需要は近年ますます高まってきている。その需要の増加に対応するため、今後は親族や専門職だけではなく、一般の市民も後見人として積極的に活用していく必要があると言われてている。

成年後見制度の創設時——2000年度、後見人全体に占める親族後見人の割合は91%だったが2013年には42%にまで急減している。その背景には単独世帯や身寄りのない高齢者等の増加により、本人の後見人となるべき親族が見当たらないケースが増えていることがあると見られる。

近年、この親族後見人の減少を補う形で、後見人の役割を担っているのが専門職——弁護士や司法書士等の方々である。だが、これら専門職は絶対数が限られている上に、高い報酬を期待できないと後見を敬遠する人も少なくないといった理由から、専門職後見人の数は今後頭打ちになっていく可能性が高いと見られている。

そもそも2013年度において後見制度を利用している人の数は約18万人弱に過ぎず、潜在的な後見人ニーズ、判断能力が不十分と見られる人の総数のわずか2%を満たしているに過ぎない。今後判断能力が不十分な人がますます増加し、後見人の需要も一層高まっていくと見られるが、親族や専門職だけでこれら全てを賄うことは難しい。

そこで、この後見の需要増に対処するために、新たな後見の担い手として期待されているのが市民後見である。市民後見とは、最高裁による定義を敷衍して専門職や社協などの職業後見人以外の者のうち、本人と親族関係ないし交友関係がなく、主に社会貢献のため地方自治体や大学等を行う後見養成講座などにより、成年後見制度に関する一定の知識・技術・態度を身につけた上、他人の成年後見等になることを希望して、家庭裁判所より後見人として選任された自然人ないし法人のことをいう。

では、一般の市民があえて他人の後見活動を行う理由は一体何なんだろうか。それは、仮に親族後見人が家族愛、専門職後見人が職業倫理とするならば、市民後見人は地域的共助の精神ということができよう。市民後見とは地域における一般の市民同士が困ったときはお互い助け合いの精神に基づき、地域の認知症高齢者等の社会的弱者を支援する活動ということができる。これは地域の市民みんなが、自分が健康なうちは自分ができる範囲で、地域で困ってる人を助ける活動を実践することであり、そのような実践を通じて地域の誰もが自分が困った状況になったときには、地域の誰かがきっと助けてくれることを期待できるような社会をつくり上げていくことを意味している。

このような状況の中で、後見制では市民後見の一層の普及と推進を図っていくために、2012年度の法改正により、自治体が後見人養成等の後見推進施策を行っていくこととなった。しかし、実際に市民後見行政事業等を実施してる自治体は、今のところ全国でいまだ少数にとどまっており、市民後見人の養成と、その活用が順調に進んでいるとは言いがたい。現在、後見人全体に占める市民後見人の割合は、わずか3%程度に過ぎず、今後市民後見人のさらなる養成と普及を推進していくことが求められている。

その一方で少子高齢化の進展により、国や地方自治体の財政状況は一層厳しさを増している。2012年度の社会保障給付費の総額は約110兆円にも上っており、2025年にはさらに149兆円にまで増加する見込みである。他方、社会保障費を担う国の財政は切迫の度合いを増しており、2013年度には国の借金は1,000兆円の大台を突破している。国の借金は今後も増え続ける見通

しであり、財政制度審議会等の試算では2060年度に8,150兆円にまでの達すると言われている。この国の借金の膨張により、将来的に国家財政が破綻してしまう可能性も否定できず、その意味では、日本は既に持続困難な社会に陥っているということが言える。

ところで、人々の生活を支える仕組みとしては、一般的に大きく分けて公助・共助・自助、3つを挙げることができる。ここで大まかに言って、公助とは税金に基づく福祉や公共サービスの受給、共助とは年金・医療・介護等の社会保険の利用、自助とは自己の財産や家族の支援等の活用、このことを指す。だが、これらを当てにすることはますます難しくなっていくものと見込まれる。

このように、社会保障費や国家財政が逼迫してる中で、行政による福祉や公共サービス、また年金や医療・介護保険等の給付などは今後ますます先細りをしていく可能性が高いと見られている。だからと言って、今後の生活は基本的に個々の人の自助に委ねるとするのも非常に難しいだろう。労働者の平均年収は減少し続け、また身寄りのない高齢者や独居世帯が増加し続けている状況下では、自己資金と親類の協力だけを頼りに生活を成り立たせることが困難な世帯がますます増えていくと考えられる。

このような中で、今後必要となってくるのが地域的共助の精神に基づく社会形成の推進であると思われる。今から約46年後2060年の日本は、現在に比べて人口が3割減少、そして生産人口が4割以上減少している。一方高齢化率が40%にまで高まり、借金は先ほど言った8,000兆円以上に膨らむと推計される。

このように日本は経済が停滞し、財政的に逼迫し、社会保障費等も大幅に切り詰められる状況に陥っていく可能性が高いと予想される。その中、行政による福祉や社会保険などの給付が絞られていく中で、自分の財産や家族の支援に頼ることもできず、生活に困窮する世帯が今後大幅に増加していくと考えられる。また精神・知的障害者についても、今後ますます親や親類等が高齢化し、障害者福祉等も削られていく見込みが高い中で、親なき後問題は一層深刻化していくものと考えられる。

このような厳しい社会状況に対処していくためには、公助・共助・自助だけでは生活の維持が厳しい人たちに対して、地域の人々が地域的共助の精神に基づき、お互いに助け合うことができる社会をつくっていくことが重要になっていくと思われる。福祉や社会保険や家族などを当てにすることが今後ますます厳しくなっていく状況の中で、現在の社会を維持していくためには、地域における市民の相互支援に基づく共生社会を、これから20年、30年かけてつくっていく必要があると考えられる。

市民後見は、この地域的共助を実践する代表的な社会活動の1つであり、このような活動を通じて人々の社会意識の向上や、社会活動の実践を促し、もって厳しい状況下であっても希望

ある社会の形成を目指す活動である。こういうことができる地域の市民全てが地域社会を担う一員として、認知症高齢者や精神・知的障害者等の社会的弱者たちが生涯住みなれた地域、社会で安心して暮らせるように、貢献という形で支援活動を行うことを通じ、希望ある共生社会をともにつくっていくことが求められています。

そこで質問させていただきます。それで、市民後見人について2年前にも質問したんですが、再度お尋ねいたします。成年後見制度は、認知症、知的障害、精神障害などで判断に不安のある人が、住みなれた地域で自分らしく暮らし続けることを支援する制度。この制度を町として積極的に推進すべきであると思うが、どうか。

2点目は、老人福祉法第32条の2、この骨子は自治体が後見人を養成することで後見需要に応えるということになってる。市民の中で、町民の中で、意欲を持ち、自ら学ぼうとする人に対して、町で支援をしていってはどうか。

この2点をお尋ねいたします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 市民後見人について。

初めに、成年後見制度を町として積極的に推進すべきであると思うがどうか、についてですが、認知症高齢者や知的障害、精神障害などで判断に不安のある方の権利擁護制度として、重要かつ必要な制度として認識しております。制度の周知、相談窓口については、町の社会福祉課、障害福祉課並びに町社会福祉協議会の地域包括支援センターで対応しております。

また、町では、成年後見人制度利用への支援として、阿見町成年後見制度利用支援事業を実施しております。内容は、配偶者や近親親族がいない認知症高齢者・知的障害者・精神障害者等判断力の十分でない方が、成年後見人制度を利用する際の家庭裁判所への申立費用や後見人等に対する報酬等を助成するものです。これまでに、7名の方に支援しております。今後とも、積極的に推進してまいります。

次に、後見人等については、町民の中で意欲を持ち自ら学ぼうとする人に対して町で支援をしてはどうか、についてですが、老人福祉法第32条の2は、今後、親族等による成年後見の業務が困難な方が増加するものと見込まれることから、権利擁護の推進を目的に、市町村に対して市民後見人の人材育成や活用を図るため、必要な措置を講ずるよう努力義務として制定されています。

町においては、まだ、市民後見人制度の推進に関しての具体的な取り組み計画等はありません。

県内での市民後見人制度の取り組み状況を見ますと、先進自治体として牛久市では、平成24年度から市の社会福祉協議会が取り組んでおります。これまで、研修等を受けて市民後見人として25人が登録されているということですが、まだ、活動実績はないようです。

町においては、牛久市社会福祉協議会が実施している研修会や民間の講演会等に担当者が参加するなどして勉強しているところです。

引き続き、牛久市などの取り組み状況やほかの情報収集もしながら、町民の中での人材育成や活動の場なども含めた、町の市民後見制度推進のあり方を社会福祉協議会とともに研究してまいりたいと考えております。

○議長（柴原成一君） それでは、ここで暫時休憩いたします。会議の再開は午後2時10分からいたします。

午後 2時01分休憩

---

午後 2時10分再開

○議長（柴原成一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） ありがとうございます。この取り組み制度の推進に関しては社協とともにこれからが図っていただくということで、期待しております。

1点目、ちょっとお尋ねしたいんですが、この答弁の中で牛久市の社協が実施してる研修会また民間の講演会等で、行って、担当者が参加して勉強してるという話なんですけど、時間的にはどのぐらいの時間で、内容的にはどういうものか。ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（柴原成一君） ただいまの御質問に対する答弁を求めます。社会福祉課長兼福祉センター所長高須徹君。

○社会福祉課長兼福祉センター所長（高須徹君） はい、お答えいたします。牛久市さんのほうでやってる研修ですが、ただ全行程には——昨年度ですけども、参加した中では全行程は受けられないもんですから、ちょっと様子のがいと、どういう形でやってるか等を勉強させていただきました。あと民間さんのほうの講演会等につきましてはですね、公益社団法人の成年後見センター・リーガルサポート等が主催している勉強会なりとか講演会、そちらのほうに担当のほうに参加したということがございます。なかなか、機会はございますけれども職務の事情もございまして、そうたびたび参加ということにはできない状況にございますけども。

○議長（柴原成一君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） はい、ありがとうございます。確かに職務の合間を縫って時間調整をして、研修会へ勉強をしに行くってのは大変であり、この地方公務員の人数は、かなりで政府

からの要請で少なく削減されてきて、なおかつそれ、ほとんど事務方ばかりが削減されてきて  
中でのことですので、よく理解できます。

そこで、前回もちょっと言ったと思うんですが、この後見制度自体かなり専門的な法の知識、  
そしてまた人権に関してきちんとした知識を得て、またその方の立場に立っていける人間的に  
もかなりそういう見識があつて、きちんとした方ではないと、なかなかこれは務まっていかな  
い。

そういう中で、東大で実は約半年間——大体春に募集をかけて夏から冬に、で、半年間講座  
を開いて後見人の養成制度——前回もちょっと紹介したと思うんですが、やっております。場  
所は東大のキャンパスで行っております。入学式・卒業式もそこでやって終了証がいただけ  
る。ただ、日数が結構——全56講義あつて、それでまた、いろんな法的なものから、かなりい  
ろんな専門知識、それと現場での実習も入って、約半年間学んでやつと資格がとれる。ただ、  
授業に関しては、行けないときは後でその抜けたところは幾らでも補習授業をやってくれると  
いうことなんで、何とかその意欲があつて時間とって行きたいという人であれば、これは終了  
までたどり着くのかな、こう思っております。

ただし、応募資格に関しては高等学校を卒業した方、あるいはそれ同等以上の資格を有する  
18歳以上の方が1つ。あと受講料がかかっております。前回言ったときは6万5,000円だった  
んですが、1万円高くなって7万5,000円かかります。実はこういう専門的な知識を持って、  
これから町としても社協を中心にして先ほど町長も言われましたが、そういう人を配置して町  
できちんとしたシステムをつくっていけると、これは非常に他の自治体にも先駆けていけるし、  
いいのかなとこう思っております。

で、ここでちょっと、今阿見町で認知症高齢者そして精神障害者・知的障害者で判断能力が  
不十分な方。先ほどの国の推計で900万。そうしますと、阿見町でどのくらいになるか。現在  
3,400人なんです。現状で3,400いる。これがますます増えてくる。で、また顕在化してない  
んで、ここに出てるように支援されてる方は少なくて済むと思うのですが、実は私、先日ある方  
から相談を受けまして、自分の母の兄弟が認知症になって何とかしなきゃいけない。ところが、  
家族・親族ではなかなか後見人ができない。じゃあ、どうしたらいいでしょうかって相談を受  
けて、現状では専門職の方に頼むか、土浦市に住んであるのであれば、そういう専門的に誰か  
やってくれる方を探しましょうかという話をしました。じゃあ、弁護士さんや専門職頼むと幾  
らぐらいかかるんでしょうかと聞かれたんで、医療的なこととか、そしてまたそういう施設に  
入れなきゃいけない、そういうことがあると年間紙1枚で手数料で大体年400万ぐらい。それ  
はその方の財産から全部。

この市民後見は大体ボランティア的な形でやって、1時間——日常のいろんな身の回りの相

談から世話からして、1時間大体800円ぐらいでやってらっしゃる。まあ今、若干ちょっと最低賃金が上がってきたんで、それも上がったかもしれませんが、2年前の話ではそういう話をしておりました。で、そういう部分からしても、ぜひこれは町で大いに推進をしていただきたい。このように思います。

1点は、ちょっと町長にお尋ねしたいんですが、市民後見制度、この養成するところに行つて、この阿見町でその後見制度を市民後見として、町で一緒になってそういう人たちを助けていきたい、そのために学びたいんだという人がいたときは、これからそういう方を補助していく制度設計つくっていかれるかどうか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 今回の提案ですので、むしろ今すぐ言われてすぐっていうわけにいかないんでね、いろいろ内部の中で考えて、どういう形にしたらいいのか。本当に成年後見人制度って大事な観点で、私がこういう立場に立ったときに、ある司法書士の先生がね、やっぱりきちんとこの問題はやっていくべきだって言われて、もう4年以上もたっちゃってね、何もできないっていう状況なんですけど、やはりもう少しきちんとした形で考えていく、そういう時期に来てんのかなと思います。

○議長（柴原成一君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） はい、ありがとうございます。実は後での話にもなるんですが、私地域の町民の皆さんと勉強会をずっと——2年にはならないんですが、もう1年半はとうに過ぎて、ずっと月1回ずつやっています。内容的には大体憲法を中心に、そこからいろんな話にはなっていくんですが、その中で私が1つ意識として持っていたのは、やっぱり自ら主権者として、じゃあ自分は今何ができて、どういうことをやってたらいいのかって。そういう1人1人が意識改革をして、地域のために動いていってくればいいのかといった思いも込めて勉強会をやってまいりました。

で、その中から2名の女性の方が……。大体こういうときに来るのは、勉強会参加されるのは8割が女性で2割が男性と。で、女性のほうが多くなって。その中で意欲があるのはやっぱり女性なのかなって。昨日紙井議員もいろいろお話されましたが。その2名の女性の方が、補助云々は全く抜きにして、ぜひそれを学んで知識を身につけて、地域のために何とか力になりたいって先日言われたんですね。ですから、そういう意欲のある方が出てきたのも、このタイミングを見計らって、まず人を養成するところからひとつ、少しずつ進めていただきたいと思うことがまず1つ。

ぜひ将来的には組織的に——やっぱりNPOでやったり個人的なボランティアというやっぱり不安があると思うんで、町が主体となり社協が主体となって、その中にぜひきちんとした

形で相談できて安心して相談できる場所、これは将来的につくっていただきたいと思うんですが、その点はいかがでしょう。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） こないだもそういう話がありまして、社会福祉協議会の局長ともいろいろ話をしたりしたんですけど、やはり社会福祉協議会が中心になってそういう育成をして、またそこに事務局等も置くっていう、そういうことが今からいいのではないかなという私の中での考え方ですので、ただ今後ね、そういう面では執行部の皆さんとかそういう人たちと話し合って、一番いい方法をつくり上げていきたいなと、そう思います。

○議長（柴原成一君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） はい、ありがとうございます。ぜひ後見人、まず人がいなければ組織づくりもできないと思うんで、人をしっかり養成して支援していく中で、ぜひそういう組織をつくっていただきたい。

で、あと1点、その組織をつくったときに、ぜひこれを地域包括ケアも含めまして、条例化をぜひ進めていっていただきたいと思います。今、これは全国でまだどこもやっておりません。先日ある地方自治の先生に相談したところ、その方の奥さんがやっぱり後見人をやってらして、ぜひこれはやるべきだと。ぜひ条例化をして進めていっていただくと日本で初になるし、ある意味でモデル地域となって、大きく市民参加ではなくて市民が主体となって地域、この行政とともに明るいまちづくりかできていくんじゃないかと言っておりましたので、その点も含めてぜひお願いしたいと思います。

1点目の質問は、以上で終わります。

○議長（柴原成一君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） それでは、2点目の公共施設についてちょっとお尋ねしたいと思えます。

先日、先日といいますか、ちょっと時間はたちましたが、公共施設の老朽化の問題が浮上してまいりました。中央自動車の笹子トンネルの天井板の崩落事故。非常に今、公共施設の老朽化、維持管理といったところが3.11以降大きく問題にされてきてますが、この公共事業全体の約8割を地方自治体が担ってきております。で、国の経費負担分は大体4割弱。で、公共事業の財源っていうのは、多くは箱物は国庫支出金、都道府県支出金、地方債、一般財源。じゃあ、その維持管理・補修はどうなるかと。自治体の一般財源が基本で、建てるときは補助は出るが維持管理は自治体で、全部維持管理していかなきゃいけない。こういう状況です。

その中で、区・市・町村これが管理責任——自治体が管理責任になる公共施設が全体の37%。それが公立の小学校・中学校、これが占めてる。学校が非常に多い。そして、築後25年以上、

全体の7割。で、改修が必要とされる施設は、ほぼ全体に及んでくる。で、学校の経年劣化によって、2011年で窓やタイルが剥がれたり、いろんな事故が1万4,000件。これは1年間に全国の学校で2校に1件近く、こういう事故が発生してる。こういうデータが出ております。

そして国土交通省のアンケート調査の中では、社会資本について中長期的に必要となってくる維持管理費・更新費を計上していない自治体は全体の88.1%。そのうち必要費用額を全く把握していない自治体は約7割弱。このような状況の中で、専門職の方も非常に少ないと。そして地域インフラの廃止と撤去。これは総務省のほうで調べているんですが、自治体が解体撤去する意向を示している社会資本は約1万2,000件、解体費用は約4,000億円。社会資本解体撤去理由は廃止が7,900件、統合が1,870、移転が1,753。で、解体後の跡地利用については未定。その内容を見ると公営住宅、教育関係施設、職員宿舎。で、社会福祉関係施設、廃棄物処理施設——これが若干出てきております。その中で費用で1番大きいのが廃棄物処理施設の解体で、1,170億円。

トータルで見るとこうなんですが、これから人口減少で経済が厳しく、税収が厳しくなっていく中で、町において公共施設の維持管理どうやってやっていくのか、その点のところを中心にお聞きしていきたいと思います。

まず1点目は、公共施設って何ですかって非常に基本的なところをちょっとお尋ねしたい。

2点目は、町にある公共施設、この維持管理計画は立ててあるのか。長期にわたって立ててあるかどうか。

3点目、人口減少社会における公共施設の管理計画をどのように考えておられるか。

この3点お伺いします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 公共施設について。

1点目の公共施設とは何かについてであります。

公共施設とは、法や条例において、それぞれの法文上で定義されていることから、一義的に定められているものではないと判断されます。町としましては、町が所有する建築物その他工作物、具体的には庁舎や学校等の建築物のほか、道路、公園、上下水道等も含まれると認識しております。これらの多くは、町民の福祉を増進する目的を持つものからなりますが、必ずしも町民による利用がなされることのない施設、さらには、既に使用されていない施設であっても町が所有する施設であるならば、公共施設に含まれるものと考えられます。

次に2点目の、現在ある町の公共施設の維持管理計画は立ててあるのか、についてであります。

今日も常陽新聞でしたかね、水道のやっぱり耐震化に対して十何パーセント……。そういう

数字が出て——阿見町がね、出てたなっていうものを見させていただきました。

例年は、3カ年実施計画策定時において、歳出の平準化を目的に、複数の施設を対象とした中期的な改修計画を立てております。しかしながら、町が保有する施設を網羅するもの、かつ、長期的な管理計画については、立てられていない現状であります。

最後に3点目の、人口減少社会における公共施設の管理計画をどのように考えているのか、についてであります。

人口減少社会を迎え、これまで供給された大量の公共施設の維持管理について、限られた財源でどのように行っていくのか。これについては昨今、我が国の課題として広く認識されてきました。さらに、本年4月22日付で総務大臣より、公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進についてという要請文が各都道府県知事、各指定市市長宛てに送付され、町に対しても県を経由して要請されております。

こうした状況を受け、町では健全な財政運営を実現し、町の持続的な発展を目指すことから、維持管理計画を策定することが必要であると考えております。この計画の策定においては、中長期的な視点に立つ必要があることから、町の人口動態やニーズの変化を想定した上で、施設のあり方を考えることが求められます。つまり、公共施設の管理にとどまらず、将来のまちづくりを見据えた検討となることから、町にとって大きな意義があるものと考えております。

○議長（柴原成一君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） はい、ありがとうございます。今も答弁ありました中期的なものは、あるいは長期的なものってのは、なかなかこれ、つくるときの計画も大変になってくると思います。大きい自治体を見てますと、そういう専門職の方がいるんで、やはり将来の財政のスペンを、計画を見ながらつくっているようですが、ぜひこれは早急にまた立てていただきたいなと思います。

で、1点目は、この公共施設とは何かといったところで、なかなかこれは後でも述べますが、地方自治体が研究されていない、まだまだされていない内容で、これも公共施設といっても教科書的に載ってるものとはちょっとまた違う話になるかもしれませんが、ちょっと一步深い話になります。

公共施設の基本的目的、これは何かというと、全ての人の基本的人権の実現。そのために公共施設はある。で、2つの性格があるっていうんです。1点目は、公共機関としての公共施設。2点めは、奉仕機関としての公共施設。公共の場と奉仕の場と。で、ここに実は括弧で目的、性格、本体って書いておいたんですが、じゃあ、公共施設の本体とは何なのか。公共施設の本体とは。実はこれは職員の皆さん——職員集団なんです。皆さんが……。公共施設の本体は実は皆さんに当たるんです。で、建物・設備は目的を果たすための空間と、この用務の提供のた

めに存在する。そういう、ぜひ認識をしていただいて、公共施設ってのは何か建物だけで自分たちは関係ないと思わないで、皆さん自体がやっぱり公共施設のその本体であり、皆さんがやはり全て人の基本的人権の実現のために、やっぱり町民のために支援活動していただいと、こう私は認識しておりますので、その点まずよろしくお願ひしたいと思ひます。

先ほど言ひましたけども、この維持管理計画、またこれからのまちづくりを考えたときに、いろんなポイントがあるかと思ひますね。私もちょっと勉強してきたんですが、全部やっているとこれだけでまた1時間ぐらいなっちゃいますんで、今後の社会の人口形態がどうなっていくか、町の人口形態がどうなっていくかっていうことも、これはまず大きく考えていっていただきたいと思ひます。

で、1点は、傾向性としてファミリー世帯がこれからどんどん少なくなってきました。そして、生涯未婚の男性が増えてまいります。これが形態の1つ。そうすると、コミュニティーが今までであった——要するに子供が学校に行つて、その地域の子供を持った同じ環境の保護者同士が仲よく触れ合つてことも、これはなくなつてまいりますので、今までのコミュニティーが今度壊れていくと。別なものに変わっていく。そうすると、どう考えていくかといったところで、この地域のコミュニティー単位でも考えて、これはいかなきゃいけない。

多分、古くなつたら維持管理をして、もっともつと使うとか、またこれは廃止にしてなくしていくとか、ここには建て替えてまたつくっていくとか、いろんな計画がこれから出てくると思ひますが、その地域、それごとにどうしていくか。で、その施設設計と管理運営これは市民が、住民が参加していくという形をとつていかないとこれから運営していくことが難しくなってくる。その次に、ここは——都市という場所は、町の場合は住宅地は中央とかありますけども、大きい都市はどんどん拡大していくの中でスラム化。その中で阿見町でも言われるのは空き家、老朽化家屋ってのは、これは当然増えていく内容になってくると思ひます。

その中で、いろいろ考えていったときに、やはりここで所有していたものを、やっぱりみんなで共有していくスペースをやっぱり大事にしていくことによって、これからのコミュニティーも新しくつくられていくじゃないか、そういうことがちょっと勉強してきただ中で言われておりました。

この合併自治体見てますと、大体合併特例債で箱物をつくりまして、その後人口減少で財政が逼迫していく中で、真綿で首を絞めるように、多分財政的にどんどんどんどんつくつたことによって厳しくなってくる、こう思ひます。そうしますと、ゼネコンの鹿島でライフサイクルコスト——LCC……。じゃ建物1つ建てるとどのくらいの維持管理費かかるかっていうことを、ちょっと計算して出しておりました。大体建物をつくつたその建築費の4倍ぐらいがその維持管理にかかってくる。ということをお考えますと、50億の建物を建てると維持管理で200

億くらいかかって、結局出費としては250億の出費に将来なると。

そういうことを考えると、非常にこれは——公共施設をつくるということは、ある意味で慎重に、で、将来的な計画性を持ってこれをやっていかないと、後で……。あれも欲しいこれも欲しいでつくったはいいけども、じゃあ維持できなくてどんどん手放して潰していくといったところも考えられますんで、その点も注意してやっていかないとまずいのかなと、こう思っております。

ここで先ほど海野議員のほうから、ぜひ新設小学校にプールっていう話もあったんです。で、あって聞いてて、自分もあればいいなと、温水プールあそこであればいいな。近くで自分も行けるといいなと思いはするんですが、プールを建設するのにどれぐらいのコストかかるかって、実はちょっと資料も取り寄せてみたんですね。温水プールの全天候型で大体12億から15億。その建て方にもよるでしょうけども。それにこの維持管理費がかかっていく。そうになっていったときに、町民1人当たりの負担、利用を考えていくとどうなのかって見ますと、ちょっとやっぱりこれもいろんな形で地域にあるも使えるものは使っていく中で、広域的に考えていく必要も、これはひとつあるのかな。

ただ町民の皆さんがどうしてもこれが欲しいんだって、それだけ負担になってもいいっていうのであれば、また話は別でしょうけども、将来的に見てみると、やはりこれはなかなか大きな問題になってくると、こう思います。

実は公共施設のところで、ここからちょっと私提案なんですけども、学校の空き教室、今統廃合の話はしておりますが、空き教室これをちょっとどういう形で使うとおもしろいのかな、いろんな使い方もちょっとあるなといったところで、ちょっと調べてみました。

ちなみにオランダあたりでは、小学校は1クラスの人数何人っていうの選べるそうです。5人であるとか10人であるとか。教育っていうもの自体が、やっぱり国によってその地域によって考え方が違う。だから何が適正で何がどうかってのは、その地域によってもまたこれは違ってくるんで、そういう形で選んで、また少人数で力を入れて教育をやってる。

その中で、ちょっと埼玉県宮代町の笠原小学校、これちょっと非常におもしろい建物で、聞いてみますと、この木造の建物で各教室が独立してる中で、空き教室が出てきますね。そこを実は、高齢者と障害者の教室を1つずつつくって。で、初めは一般の教室と隔離したほうがいいんじゃないかって話あったんですが、実はそうではなくて、それは取っ払ってフリーに出入りできるようにしよう。そうしたところ、非常に好評であると。そしてまた、その小学校に非常に精神的に疲れた先生が赴任していくと、元気になるというんですね。

ですから、やはり公共施設の使い方、これは非常に使い方によっては、今ある小学校の空き教室なんかも、少なくなってきたところはその地域の新しいコミュニティーの場としても、そ

してまた、昨日も話がありました——紙井議員のほうから、女性……。

○議長（柴原成一君） ちょっとお待ちください。海野議員、吉田議員、藤井議員、私語は慎んでください。どうぞ。

〔「私語してないよ」「うん、聞こえたか」「私語なんかしてないよ」「聞こえました」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 静かにしてください。はい、川畑秀慈君どうぞ。

○9番（川畑秀慈君） そういうセンターを、今ある中であいてるところをスペースをつくってやっていく。で、この……。

○議長（柴原成一君） ちょっと、ちょっと済みません。吉田議員静粛にしてください。はい、川畑秀慈議員続けてください。

○9番（川畑秀慈君） この統廃合のいろんな問題がある中で、とりあえず今ある中で、空き教室、今言った障害者の施設、高齢者の施設、そしてまたそういう人たちと一緒に学んでいくということも……。先ほど認知の話もしましたが、多分地域の子供たちが通う学校に近所の元気な高齢の方が行って、挨拶をしながら一緒にときには授業を受けたり、一緒に給食食べたりということはできるかどうか別としましても、そうやって常に日ごろ触れ合っていく、そのことによって、また大きく子供たちもお年寄りも元気になっていく、そういう施設の使い方ができるじゃないか。

この野口さんっていう都市のプランナーは、有機的結合っていうんですね。各地域ごとに高齢者の生きがいと認知症予防、障害者との触れ合い。こういうものをつくっていくことが非常にいいんじゃないかということをおっしゃって、自分もそうだなと。で、そういうことによって子供たちも人権擁護、そして守り合い支え合い、いろんな人と触れ合うことによって多くのことを学んでいける、こう思うんです。

ですから、この学校のそういう施設、公共施設、これから幅広く柔軟にその地域のコミュニティーの場としても活用していくようなことをぜひ考えていただきたいと思います。その点いかがでしょうか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 今からの公共施設……。まあ、ここ私は5年ぐらいが非常に大事な時期になってくるんじゃないかと。だから統廃合も早目にやっていくことによって、その土地利用を早く進めないと、おくれればおくれるほど、そのまま負の遺産になってしまうと。あと町の町営住宅にしても、やはりちょっと考えていかないといけないんじゃないかと。そういう意味では、やはり地域にそういう小学校の統廃合によって、そこがあいた場合にどういう形で使っていくかっていう。

まあ地域の人たちともいろいろお話をしながらつくっていくほかないんですけど、そのためには早くやらないとだめだと思っんですよ。これ10年後にやっっては、もうその土地を有効利用するだけの、そういうやっぱり思っっていうか、そういう財源とか、そういうものがね、徐々に難しくなっっていく。私はもう10年後には阿見町も人口がね、減っっていくような状況になっべくんじやないかな。ここ5年がやっぱり5万人を指す、そういうまちづくりのためにも早目に統廃合等もやれたら一番いいんじゃないかなという思っをします。

そういう中で、公共施設をどう有効利用していかっっていうのは、地域の皆さんや皆さんと話をしながら、やっぱりやっっていくっということが大事かなと、そう思っています。

○議長（柴原成一君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） 地域のコミュニティーづくりに大きく役立つような、そしてまた利用価値の高いそういう使い方、また利用の仕方をしていただきたいなと思っいます。また、その統廃合の進む中で、これは1点言えるのは、国体を控えていたり、また道の駅の構想があったり、いろんな町において将来的なプランがあります。

先進的にやってるところは、宿泊施設に改築して、やはりいろんな体験学習ができたたり、周りの……。

○議長（柴原成一君） ちょっとお待ちください。野口議員、永井議員、静かにしてください。

〔「はい、済みません」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 失礼しました。どうぞ。

○9番（川畑秀慈君） 都市部のほうから、これだけ自然があり運動できるところもあるんで、そういう人たちを呼び込んで合宿をやったり、いろんな人の交流が活発にできるような、で、その地域が元気になるような、ぜひそういうことも今から念頭に入れておっいて、施設の再編管理計画を立てていただきたいと思っいます。よろしくおっ願いします。

以上で、2点目の質問を終わります。

○議長（柴原成一君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） 地方自治について、3点目お伺っいたします。

これも1年前ちょっとお聞きをしておっいます。

1点目は、団体自治と住民自治、これがありますが、阿見町においてはどちらが大きなウェートを占めて今進められているか。

2点目、これからの自治体運営は、積極的な住民参加が重要であると思っうが、この点はどうか。

3点目、住民自治を発達させるには、どのようにすればよいと考へてるか。

この3点、お尋ねいたします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 地方自治について。

まず、1点目の団体自治と住民自治とあるが、阿見町においてはどちらが大きなウエートを占めていると思われるか、について。地方自治の本旨である団体自治と住民自治はどちらも重要であり、どちらが大きなウエートを占めているとは言えませんが、これからの地方自治は、より住民自治が大きなものになると考えております。

次に2点目の、これからの自治体運営は、積極的な住民参加が重要であると思うがどうか、についてですが、第6次総合計画では、みんなが主役のまちづくりの基本理念のもと、町民参加の促進を図り、町民がさまざまな場面でまちづくりに主体的に参加していることを、目指す町の姿としていることから、積極的な住民の参加は重要なことと考えています。

最後に3点目の、住民自治を発展させるには、どのようにすればよいのか考えているか、についてですが、住民自治を発展させるには地域の課題は自らの課題と捉え、主体的に解決に取り組む人達を、町としてバックアップしていくシステムを確立することが大切であると考えております。また、そのような取り組みへの参加を促すには、まず講座などの学習の機会を提供し、協働のまちづくりに対する意識を啓発していきたいと考えております。

○議長（柴原成一君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） はい、ありがとうございます。自らの、自分たちの課題は自分たちで何とかして考えて解決していこうと。そうやって取り組む人をバックアップしていくシステムは、具体的に何か考えてらっしゃいますか。どういう形でバックアップをしていくか。どうでしょうか。

○議長（柴原成一君） ただいまの御質問に対する答弁を求めます。町民部長篠原尚彦君。

○町民部長（篠原尚彦君） はい、お答えいたします。今、町長答弁のほうでもありましたように、町が進めている施策として協働のまちづくりということで、以前から——6次総の前からずっと引き続きなんですけれども、いろいろ取り組んではきているところです。

で、そういった一連の施策の中で、いろんなところにまだまだやらなければならないことがあるかと思いますが、そういった中の一環、1つとして、まずは意識の改革というか、意識を高めていくというようなことをやりながら、いろいろな活動がだんだん活発化していく過程の中で、その時点時点でどういったバックアップが、より効果的なのかというようなことをよく見きわめながら、簡単に言うと、これからいろいろ考えていきたいというような状況でございます。

○議長（柴原成一君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） はい、ありがとうございます。非常に、この最後のところで学習の機

会——講座・学習，学び合いの町をつかって，やはり啓発ではないんですが，やっぱり意識改革をしていかないとなかなか難しい。これは私も同感であります。

先ほどもちょっと話したんですが，やはりこの2年近くずっと毎月勉強会をやってく中で，いろんな話をしていく中で，やっぱり1人1人が自分のやっぱり次の目標，また生きがいつてのをそん中で見つけ出して，自分はじゃあどうしよう。受け身で学ぶのではなくて，じゃあ自分はこれからどう行動していこうといったところまで来始めた，また，そういうものを持って動き出そうとしている人もいます。結局それにはお互いが生徒であり先生であり，学び合うっていうことが，非常にこれは大事であると思います。

ぜひこれは公民館——生涯学習で公民館活動，この辺を中心に充実した勉強会，またそういう内容の濃い継続性のある学習会を，ぜひ開いていただきたい，こう要望しますが，その点いかがでしょうか。

○議長（柴原成一君） ただいまの御質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） はい，答弁いたします。今後さまざまな意味で，ちょっと研究・検討していきたいと。課題ちゅうのは，要するに解決していかなければならない問題っちことで，今後研究・検討していきたいと考えておりますので，御理解のほどをお願いします。

以上です。

○議長（柴原成一君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） はい，ありがとうございます。ぜひ研究・検討して推進していただきたいと。これは要望します。やはりここから全て，人づくりからスタートしていきますので，その中でいろんな問題共有して，いろんな問題に力を合わせて取り組む。そういうことができなければ，また新たなコミュニティーができるんじゃないかと，こう思います。

ちょっとここに，町長にちょっとお話したことあると思うんですが，長野県の阿智村の岡庭さんっていう前の村長さんが書いた本がですね，阿智村でどういう形で村づくりをやってきたか。人口が減少してないんです。村でありながら，山間部でありながら。人口維持もしてる。産業も起きてる。非常にその大もとになるのは，生涯学習で公民館活動っていうか，そういうようなね，学び合いで自分たちのいろんな問題を学び合いながら地域の問題を解決してきたといったところで，住民の人たちの意識も非常に高い。で，職員の人たちもすごく勉強してるんです。当然議員も勉強しております。

その中で，お願いしたいのは，町の人たちがこれから動き出していったときに，ぜひ職員の皆さんには，住民の皆さんがいろんな話を持ってきて自主的に動き出そうとしたときは，何とか相談に乗って事務局的に支援をしていただきたいと。こう思うんですけど，いかがでしょうか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 地区館活動、非常に地区館の館長さんは非常に頑張っていて、1人でも多く集めようなんてね、本当に一生懸命やっただいております。特に音楽で元気になるまちづくりもね、本当にやっただいて、その企画力がね、非常にいいなと私は思っております。

そういう中で、やはり地域からこういう提案が出たら、それにやっぱり町はどういう協力ができるかということが大事だと思うんですね。だから新しい発想の中で地域の人たちがね、何かやりたいというときに、やはりそこにやっぱり町がね、後押しをするという、そういう町だったら本当に元気が出るじゃないかなと。そういうものを地域の人たちに期待を、大いに期待をしております。

○議長（柴原成一君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） はい、ありがとうございます。ぜひ、それを進めていただきたいと思っております。この阿智村では1つおもしろいのは、村づくり委員会っていうのがあるんですね。5人以上の人が村全体のことをテーマに、それを課題として勉強し研究し、何とかしようって立ち上がって登録すると、村は飲食以外全てバックアップするんです。勉強会をやったり視察に行ったり、いろんなことを全部バックアップして、その活動を手助けしていく。

で、こういうところもあると、やっぱり非常に住民運動も活発になっていって、自分たちでいろんな研究をして、解決できるんじゃないか。今までどうしても、いろんな要望を出して、それをやるときは全部行政の手でやってもらって、管理も全部行政でやって、建物を建てる運営管理も全部やるって。全部その負担が税金で賄わなきゃいけない。

こういう形ではなくて、ここでは、言い出しているいろんなことやろうって言ったら、その人たちはその後の運営まで全部責任持ってやっていく。自分たちがそこに参加をするのではなくて、主体者となってやっぱりその1翼を担っていくって、そういうシステムをつくってるんで、そういうものをちょっと参考としてやっていただきたいと思うんですが、この点どうでしょうか。

○議長（柴原成一君） ただいま8番久保谷充君が出席いたしました。したがって、ただいまの出席議員は16名です。

町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） そういう状況になるのが1番ですよ。やっぱりいろいろなことを企画して、それを実行してもらおう。そういうふう形になったら非常に地域が活性化して、いいなと思います。そういうんだったらもう、大大歓迎じゃないですか、町は。本当に。それはやっぱり、人材を育てていくっていうことが、1つのね、基本にはなるでしょうけど、そういう形になっていただきたいなと、そう思います。

○議長（柴原成一君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） ありがとうございます。私もそうだったら町は非常に大きく発展して、昨日もありましたが、特に女性の方が多く入ってきて、活躍されるんじゃないかと、こう思います。この阿智村では障害者の施設もつくってるんですね。内容はどうかって言うと、障害がどんなに重くても本人や家族が望めば、地域の中で安心して暮らせるようになりたい。障害のある人も社会の一員として人々と暮らし、働き、その人らしく人間らしく生きたい。そんな願いを実現されるために、地域の方々の支援でできた。

で、箱物というか建物は、施設は村で作りましたが、その後の管理運営は全部その言いだした人たち——これをやろう、何とかしたいという人たちが全部責任を持って運営をしております。今その責任者がこの阿智村の議員の議長さんをしてるそうではありますが、女性の方です。

やはりそういう形で、やはりまちづくりに参加をするというのではなくて、まちづくりのやっぱり主体者として町民の皆さんが活躍できるような、そういうことが非常にこれからは大事になってくるのかなって、今回本当は冒頭で地方自治とは何なのかって難しい話すると、また時間かかるんでやめましたけども、この前ちょっと行って勉強してきたことで、地方自治の本旨、地方制度調査会っていうのは——地制調は、いろんな制度改革をやってきてますが全部団体自治のほうなんです。内容的にはね。で、片一方の住民自治のほうは、非常にこれはおくられてきている。

で、実はこの地方自治の本旨は憲法の中にこれだけしか書いてない。そこから地方自治法ができてますが、じゃあ、その本旨ってのは何なのか。地方自治の本旨はじゃあ誰がつくるのかという、その各市町村に住んでいる人たちがつくっていく。ですから、団体自治……。行政が一生懸命サービスを充実してやった地方自治の本旨と、住民運動がすごく盛んで住民が主体となつてつくり上げていった地方自治の本旨とでは、内容が全くこれは違ってくる。それは両方とも本旨は本旨で間違いないんですが。

で、それを学問的に傾向的概念というようなことをいうらしいんですが、その町々によって、その内容が変わってくる。その大きなポイントは、住民のやっぱり意識。で、私はぜひ、ここで大切なことは、職員の皆さんが、ぜひいろんな運動の住民の皆さんが来たときに、先ほども言いました事務局となり、その支援としていろんな相談に乗って後押しをしていただきたい。それと生涯教育、特に主権者としての生涯教育。主権者としての教育が日本の場合はなされてません。ぜひそういうところも念頭に置いて、私たちはこの町の主体者であり主権者なんだっていうような、そういう啓蒙啓発のできるような、そういう生涯教育を進めていただきたいと思います。最後に、御答弁お願いします。

○議長（柴原成一君） ただいまの御質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） 失礼しました。急に來たんでちょっと頭まとまんなかったんですけど、ともかくおかげさまでこちらほうで、この障害学習推進計画っちのがありますして、これ7つの項目がありますして、当然そういうのも含めた形でみんなが学べる仕組みづくり、それから2つ目、みんなが学べる、これチャンスをつくっていくんだよっていう。で、もう1つはみんなが支える学びのそれから土台づくりというような形。それからみんなの力を活かす意識と人づくり。それから5番目として、みんなが学べる、これ器づくり。それからみんながスポーツに親しめる環境づくり。それからみんなが触れ合う文化芸術のまちづくりちゅう部分の7つの柱で今動いてますんで、毎年評価をいただいておりますして、この中にそういう部分も含めて考えていけたら。だから、当然この中に。

で、キャッチフレーズとしては、今日も言ったんだかわかんないですけど、1人1学習1スポーツ1ボランティアちゅうような形で、当然この中にはそういう部分も含めた中で、1つは教育委員会生涯学習として1つのまちづくりができるのかと考えております。

以上です。はい。

○議長（柴原成一君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） はい、ありがとうございます。ぜひ、この生涯教育のほうもしっかりとまた町のほうでも後押しをしていただいで、そういう主体者となって生きがいを持ってこの阿見町で生きていく、そういうことができるような人を1人でも多く、またその学習を通して学び合いの中につくっていただきたいと思っておりますので、よろしく願います。

以上で終わります。

○議長（柴原成一君） これで、9番川畑秀慈君の質問を終わります。

ここで暫時と休憩いたします。会議の再開を午後3時10分といたします。

午後 3時01分休憩

---

午後 3時10分再開

○議長（柴原成一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

発言者の間に私語が目立っております。1回目は目で合図し、2回目は名前を読み上げ、3回目は1時間の退場処分といたしますので、気をつけてください。

それでは一般質問を続けます。

〔「議長、公平にな、公平に」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 2回目にしときます。

次に、2番藤平竜也君の一般質問を行います。

2番……。少々お待ちください。

ただいま15番倉持松雄君が退席しました。したがって、ただいまの出席議員は15名です。

2番藤平竜也君の質問を許します。登壇願います。

〔2番藤平竜也君登壇〕

○2番（藤平竜也君） 皆さん、こんにちは。雨は上がったようです。すごい雨だったので、明日また田んぼ入れないのかなんていう心配もあります。ただ雨降って地固まるという言葉もありますので、田んぼもその他もろもろもしっかり固まってもらいたいと思います。

それでは一般質問を始めます。

今回私は、高齢者対策事業における東京特別区との連携について質問いたします。

私は平成24年12月議会において、阿見町地域福祉における東京特別区との連携についてという表題で一般質問をさせていただきましたが、今回はその後の進捗状況等、改めて質問させていただきます。

現在我が国は少子高齢化、人口減少の進行に加え東京への一極集中により地方の疲弊、衰退の加速が大いに懸念されております。このような状況の中、高齢者対策事業を初めさまざまな面において東京との連携は大いに求められるところではないかと思われまます。しかしながら、このことは現行法、制度に対するある種の調整も必要になります。相当の知恵・意思・時間そしてチャレンジ精神を要することでしょう。

ここで杉並区のお話をさせていただきます。杉並区は平成22年に現区長となった際、福祉対策——特に高齢者について区内での処方箋は破綻が目に見えていると、そういう認識を示し、関係のあった静岡県南伊豆町での特別養護老人ホーム計画に着手しました。が、現行法、制度に対する挑戦的計画として厚労省、東京都、静岡県から猛反対をされました。

しかしながら、区長とスタッフはめげることなく、基本方針を曲げることもなく粘り強く対応し、4年後の現在、基本的には関係各所も了承し、平成28年をめぐりに具体的な動きが加速を始めました。現在の東京における福祉環境整備を考えれば、当然とも考えられる杉並区の試みは、ここに至るまで4年の歳月を要しました。このように、現在の社会的変化に対処するには、現在の方法を見直し、長期的視点そして自治体の枠を越えた観点から政策を策定することも必要なのではないのでしょうか。

前回の質問で、私はアメリカのCCRCを例に、高齢者対策事業において東京特別区では予算面でのゆとりがある反面、用地の問題なども存在する。その過不足分を当町が補完することができれば、新たな雇用の創出などを期待できるのではないかというお話をさせていただきました。その際、町長からは1つの自治体ではなかなかまとまらない。近隣の自治体とも連携し受け入れ体制をとれるようなシステムを考えていきたい。今後は近隣市町村との協議会をつく

っていきたい。との答弁をいただきましたが、その後の進捗状況をお聞かせください。

また、かすみがうら市におけるプラチナタウン構想について、市長の交代により白紙撤回となりましたが、それにより当町における東京特別区の連携について何らかの影響があるか、町長の考えをお聞かせください。お願いいたします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 高齢者対策事業における東京特別区との連携について。

議員御指摘のとおり、少子高齢化・人口減少は着実に進行しておりますが、都市部においては、日本全体の高齢化を上回る勢いで急激な高齢化が進むと言われております。厚生労働省の都市部の高齢化対策に関する検討会が昨年9月にまとめた報告書によりますと、75歳以上の高齢者の増加数が一番多いのは東京都であり、2010年の123万4,000人から、2025年には197万7,000人へと74万3,000人が増加するものとされています。

これらの高齢者を受け入れる施設整備について東京などの都市部では、用地の確保が大きな課題となっており、広域型施設の整備などによる工夫が検討されているところです。そういう中において、都市部の高齢者の地方への移住につきましては、先ほど藤平議員も述べましたとおり、東京都杉並区が静岡県南伊豆町に保養地型特別養護老人ホームの設置を進めているなど、先進的な事例も出てきております。

このように急増する都市部の高齢者人口を地方で受け入れることで、都市と農村との交流を図り、地域の活性化につなげていくため、前回答弁しましたように、自治体の枠を超え、お互いに連携しながら進めていこうということを霞ヶ浦周辺の市町村長で話をしているところであります。

昨年8月には、当時のかすみがうら市長の呼びかけのもと、土浦市に橋本知事をお招きして、稲敷市長、美浦村長たちと懇談会を開催した次第であります。その後は、かすみがうら市が推進役となって、三菱総合研究所のプラチナ社会研究センターからのアドバイスを受けながら、アメリカにおけるCCRCをモデルにしてプラチナタウン構想の研究を進めてきたというのが現在の状況です。

今後は、近隣市町村と連携しながら具体的な形でプラチナタウン構想を進め、都市部の高齢者を受け入れることで、都市と農村との交流により、地域の活性化を進めていきたいと考えております。

また、御質問のとおり、これまで中心的役割を果たしてきたかすみがうら市では、市長の交代によりプラチナタウン構想が白紙撤回となりました。大変残念なことではありますが、国の

報告書にも都市部の高齢化対策の1つとして、健康なうちから早期に地方への住み替えという項目もあることから、構想自体に間違いはないと考えておりますので、今後は阿見町が中心的な役割を担って、進めてまいります。

このため、かすみがうら市がプラチナタウン構想の調査のため、国の補助採択まで受けていた特定地域再生事業費補助金事業について、今後阿見町で取り組んでいきたいと考えております。

プラチナタウン構想を進めていくためには、東京都23区との連携が不可欠でありますので、23区との連携を図りながら進めてまいります。

○議長（柴原成一君） 2番藤平竜也君。

○2番（藤平竜也君） はい、前向きな御答弁ありがとうございました。幾つか再質問させていただきます。

答弁の中で、75歳以上の増加数は東京が一番多いということですが、これは人口が多いん当然といえば当然なんですけれども、2014年の123万4,000人から2025年は197万7,000人、プラス74万3,000人ということで、2025年ってもうすぐなんですね。だから、もう本当に物すごい勢いで増えていくんだなと思います。

そのような中、先ほど話しましたけれども、杉並区が考えたことってというのは、先を見据えた上ではやはり当然なことだと思います。それはもう杉並区だけじゃなく、東京23区どこもほぼ同じ状況なのは間違いないと思うんですね。

で、そんな中、協議会について。前回、協議会の立ち上げを考えるとということで、今回の答弁の中では話をしているところなんですということなんです、何か具体的なところはあるんでしょうか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 今回、かすみがうら市がこういう状況になりました。それで、次には阿見町ってということで前々から宮嶋市長さんとはいろいろ話しておりました。本当に向こうでは残念だなという思いはしております。そういう中で美浦の村長さんとか、あと稲敷市の田口市長さんともお話をしております。

ここ何日か、まだきちんとした話はないんですけど、三菱総研さんがこの阿見町に来町していただけるということであります。そういう中で、そのときにでも市長さん、村長さんも入れてちょっとお話をしたいなど。そして東京23区の西川区長さん——荒川区の区長さん、これは区長会長さんなんですけど、この人ともコンタクトがとれて、これ10月か何月かには——その時期には1回をお会いしてきたいなと思います。

これはあくまでも町が主体で事業をするのではないですよ。ただ、やはり今からのまち

づくりにも非常に大きな影響を及ぼすんじゃないかなということで大きな期待を今、しているところです。

○議長（柴原成一君） 2番藤平竜也君。

○2番（藤平竜也君） はい。かすみがうら市の話もありましたけれども、町が主体ではないということは、民間という認識でいいのかなというふうに思うんですけども。先ほどかすみがうら市のプラチナタウン構想について、概要書というのも私今持っているんですけども、この概要書を見ると特に地域——霞ヶ浦周辺の連携というようなことは書いてないんですが、プラチナタウン構想自体には、そもそもやっぱり連携を前提にしていたという、そういう形でいいんでしょうか。

○議長（柴原成一君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） やはり1つの町でやるのではなくてね、やっぱり霞ヶ浦の県南の地域の市町村ということで、なかなか土浦市がそこに入ってこなかったんで、かすみがうら、阿見、美浦、稲敷っていう、その首長さんといろいろお話をしてきたとこなんですよね。まあ、何度も同じようになっちゃいますけど、かすみがうら市があのような状況になったということで、非常に阿見町にとってはラッキーな形になってきたなど。

で、三菱総研という本当に日本の知ですよね。能力の本当に総合的な、やっぱり企画とかそういうものをできる、そういうすばらしいところにかすみがうら、前の市長の宮嶋さんの御紹介で東京にもこないで行かさせていただいて、その担当の人ともいろいろ話をさせていただきました。先ほど言ったとおり、それが功を奏したのかどうかわかりませんが、やっぱり宮嶋さんが1番関係が強いんでね、宮嶋さんを通してやはり今回も、何日になるかまだ——今月中にはなると思うんですけど、三菱総研の人が来町するというような話がありますので、よく詰めながら、いろいろそのときに先ほども言ったとおり美浦の村長さんや稲敷市の市長さんも一緒に阿見町に来ていただいて、ちょっとお話をしてみたいなど、そう思います。

○議長（柴原成一君） 2番藤平竜也君。

○2番（藤平竜也君） ありがとうございます。今やったとおり、三菱総研というお話ありましたけれども、やっぱりこのかすみがうら市の前のプラチナタウン構想の話見ても、やっぱり三菱総研の存在というのは非常に大きかったのかなというふうな感じは、私これ見てもします。そういった中で、阿見町に対しても、これは三菱総研が協力的な体制をとってくれるということであれば、本当に心強いなというふうに思っております。

それで、まだこれは町長の頭の中の話なのかもしれませけども、規模的にどういうものを考えているのか、もしありましたら。

○議長（柴原成一君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） やはり3市町村でね、1万人ぐらいのものを考えていかないと、やはりスケールメリットがないと私は思っております。阿見町にとっても2,000や3,000、そういうものの受け入れられるような、そういうものをやっぱりつくり上げていくっていうのが。これは民間がやるわけですから、相当民間の力のある、そういう人たちがやっぱり中に入っていくっていうことだと思いますけど。

出し手のほうがどうなるかということになりますから、まだ。私の考えは、そういう考えは持っておりますが、これはね、民間がやることだから。その中で、あくまでもつなぎ役っていうかね、東京23区とのつなぎ役をやっぱり地方自治体の町がやるっていうことになれば信用度があるんで、そういう面でつながりが強くなっていくんじゃないかなっていう、そういう考えのもと、このプラチナタウン構想を推進していきたいと、そう思ってます。

○議長（柴原成一君） 2番藤平竜也君。

○2番（藤平竜也君） はい、ありがとうございます。3市町村で1万人ということで、まあ町長のことながら大きいことは言うのかなという想像はしてたんですけども、それを超える規模でびっくりしてるんですけども。ただ、やっぱり目指すのであればそのぐらいのことはやっぱり目指すべきだと私も思いますんで、夢は大きく言っていただきたいなというふうに思います。

それで、ちょっと話また前に戻っちゃうようなんですけども、美浦、稲敷それから三菱総研が入って、荒川区の区長さんともコンタクトがとれてるということは、その後正式な協議会の立ち上げというような形にでもよろしいんでしょうかね。

○議長（柴原成一君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 藤平議員の言うとおりで、その後きちんとした形で協議会等を立ち上げていきたい、そう思います。

○議長（柴原成一君） 2番藤平竜也君。

○2番（藤平竜也君） はい、ありがとうございます。それでは、ちょっと別な角度なんですけども、高齢者対策ということで、今回質問させていただいておりますけども、昨日町長の答弁の中でも君原での稲刈りのお話しされてましたけれども、私も最後だけちょっと参加させていただきました。で、今東農大とのお話だったんですけども、そこにはアルビオン化粧品さん、それからお米の精米業者さんでしたかな、来てて、いろんなこと話もされたんですけども、やっぱりあれも今はただのお米という形かもしれませんけれども、ああいう形で続けていけば、どんどんどんほかにも話広がっていくと思うんですね。

で、今回の高齢者対策に関しても私同じだと思っております。高齢者対策というのがとっかかりで、さらにいろんな分野にも広がるんじゃないというふうに思いますけれども、その点はどう

でしょうか。

○議長（柴原成一君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） これはもう、私が考えてたのは23区の1つの地区と何とか交流して、こういう問題も。あと農村との交流ってというような形のものも。やっぱり相対的に考えての人数っていう。さっきもただただ高齢者のね、元気な人を受け入れるとか、何ちゅうんですか、特老をつくっていただいてどうのとか、そればかりじゃなくてね、やっぱりそういう交流を、そういうものを含めた中でやっぱり受け入れ態勢をとっていくっていうことが大事なのかなということだと私は考えてます。

○議長（柴原成一君） 2番藤平竜也君。

○2番（藤平竜也君） はい、ありがとうございます。本当にそのとおりだと思います。どんどん交流を増やしていただいて、阿見町どんどん活発に活気のある町にしていいただければと思います。本当、今述べましたけれども、今回高齢者対策ということで話しておりますけれども、それだけじゃなくどんどん広がりを見せるような話だと思います。もちろん制度上の問題とか乗り越えていかなきゃいけない問題もたくさんあるとは思いますが、町の発展のためにもスピード感持って積極的に進めていただきたいと要望しまして、一般質問終わりにします。町長のリーダーシップに期待しております。ありがとうございました。

○議長（柴原成一君） これで2番藤平竜也の質問を終わります。

次に、6番飯野良治君の一般質問を行います。

6番飯野良治君の質問を許します。登壇願います。

〔6番飯野良治君登壇〕

○6番（飯野良治君） 皆さん、こんにちは。「雨あがる」、黒澤監督の映画にあります。遺作ですね。上がらない雨はない、明けない夜はない。私の気持ちは今、虹がかかっています。

質問に入る前に一言申し上げます。

決算議会という重要な本会議において、私の拙速な行動が審議や一般質問おくらせ、多大な御迷惑をおかけいたしました。町長を初め執行部の皆さんと、議長を初め議員の皆さんに大変御迷惑をおかけしています。今後ですね、このような不手際のないよう注意をいたします。

それでは、第1番目の景観都市についての質問をいたします。

今年3月策定された第6次総合計画を読み直しました。これは総合的基本的な町政運営の方針になるもので、阿見町の10年後の将来デザインを展望してつくられています。町のランドデザインが3つの視点から描かれています。

今回は、3つ目の都市のランドデザインを中心にお尋ねいたします。

町の印象は、車で移動して見える風景が町の第1印象になるケースが非常に多いと思われま

す。私は近隣の地域と比較しても、阿見の景観は素晴らしいというふうに感じています。阿見の特徴ではありますが、平坦ではあるが谷津が複雑に入り込んでいる地形は、風光明媚では決してありませんが、昔の農村風景が色濃く残っている貴重な景観でございます。

そこで6つの質問を行います。

1つ目は、阿見町の宝であり景観の多くを占める自然環境ゾーンで、平地林・竹林の整備改革はどのようになっているのか伺います。

2つ目です。景観行政は多岐の行政分野にわたるため、既存の法制度を活用し、景観政策を総合的に展開するための制度的柱は何か伺います。

3つ目、4つの事業制度について伺います。身近なみどり推進事業の活用状況。2つ目に農地水環境組合の現状と果たす役割。それと緑の基金の現状と位置づけ。もう1つはですね、質問にちょっと私抜けちゃったんですけども、答弁書のほうには入っていたんで、さすがだなと思ったんですけど、里親制度の現状についてお答えくださいということが1つね、里親制度については非常に後であれしたいんです。

〔「里親制度……」と呼ぶ者あり〕

○6番（飯野良治君） ああ、そうですか。

4つ目ですね、第6次総のページですね、198第3節環境を守り育むまちづくりの2番目。自然環境の保全の具体策を伺います。ページ201ページ、豊かな森林の保全の具体的計画を教えてください。

5番目です。景観の整備維持のために、町民の自主的活動を支援する活動はあるのか。

そして6番目です。景観都市宣言を発信する考えがあるのか伺います。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 景観都市宣言について。

1点目の、阿見町の宝であり景観の多くを占める平地林・竹林の整備計画はあるのか、について。

町では森林法第10条の5に基づき平成23年度に阿見町森林整備計画を作成し、平成24年度より施行しております。この計画は、森林の水源の涵養、災害の防止などの多様な機能の発揮を通じて、町民生活に重要な役割が果たせるよう、森林法において町内の森林保全に取り組むべき森林計画制度を定めています。

2点目の景観政策の制度的柱についてお答えいたします。

景観政策における、制度的柱は阿見町景観条例です。この条例は、行政・町民・企業の協力のもと、阿見町の豊かな自然を守り育て、良好な自然環境を保全及び創出するとともに、魅力ある都市景観の形成を図り、自然と共生できる健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的としております。

3点目の身近なみどり推進整備事業の活用状況についてお答えいたします。

当該事業は茨城県森林湖沼環境税を活用した茨城県の補助を受け、荒廃した森林を再生させるための事業です。町では、毎年5ヘクタール程度を目標に森林整備を計画しておりますが、ここ数年は事業の採択を求める森林所有者が増加傾向にあり、事業費の増額補正を行いながら対応している状況です。当町では、事業が開始された平成20年度から7年間で約42ヘクタールの森林を再生しております。

次に、農地水環境組織の果たす役割は、についてお答えいたします。

当該事業は、過疎化、高齢化、混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、多面的機能の発揮に支障が生じつつある農村地域において、農業生産基盤や農村環境の保全管理に取り組む活動組織を支援する制度です。なお、平成26年度より「農地・水保全管理支払交付金」から「多面的機能支払交付金」に名称が変更されております。

当町における当該事業は、平成19年度には2組織であったものが、現在では11組織へ拡大しております。この結果、約340ヘクタールの農用地を初めとする農業生産基盤の機能保全や農村環境の美化が図られているほか、活動を通じた住民交流により農業農村の活性化にも役立っているところです。町では、今後も当該事業の拡大を図るため、農業農村の多面的機能が適切に発揮されるよう取り組んでまいります。

次に、緑の基金の位置づけと現状について、お答えいたします。

この基金は、緑の保全と緑化の推進及び啓発を図り、もって健康で快適な生活環境づくりに寄与することを目的に設けられたものであります。平成25年度における基金の使用状況は、景観整備事業、平地林保全整備事業、公園維持管理費で使用され、決算額は95万円であります。

4点目の、景観形成条例は第6次総合計画でどう活かされていくのか、について。

第6次総合計画の「快適で住みよいまちづくり」の中に「景観形成」を位置づけしておりますが、目指すまちの姿を、「町民と行政が協力して景観づくりを行うことにより、美しく魅力あるまちを目指す」とし、町民の森里親制度事業や、生垣設置奨励事業、景観形成道路助成事業等、これらの施策を推進してまいります。

次に、自然環境共生ゾーンの活用についてお答えいたします。

自然環境共存ゾーンとは、基本構想における土地利用を示した一部のゾーニングであります。そのため、具体的な計画はございませんが、現在展開している景観整備事業や平地林保全整備

事業等を引き続き推進してまいりたいと考えております。

5点目の、景観の維持のために町民の自主的活動を支援する体制についてお答えいたします。

町では、町民の森に関する奨励金の交付やその里親団体への活動に対する補助、または生垣設置に関する補助や、景観形成道路の景観形成基準に適合した行為への補助等により支援を行っております。

次に、景観都市宣言を発信する考えについてですが、現状の取り組み内容から判断して、現時点での考えはございません。

○議長（柴原成一君） 6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） えーっとですね、第1番目の質問の中で、森林計画ですね、自然環境共生ゾーンの整備計画、これのもとになっているものは何かということで、私もね、このちょっと分厚い6次総合計画でちょっと見直してみたんですね。そういう中で、ちょっと……。これはですね、何ページだったかな、199ページに「恵まれた自然環境を次世代継承するため、町民、地域及びボランティア組織が霞ヶ浦や平地林、農業生産基盤の保全に取り組んでいます」と。目指すまちづくりの姿がそういう形で書かれていました。

私はちょっと調べる中で、先ほど町長がこの基幹になる法的柱は何かということで、景観条例がその柱になってんだよということを答弁されました。で、私は、景観法が各自治体で、やっぱり条例として明記——明記っていうかね、条例が規定されている市町村調べてみました。あります。もちろん私がね、1番この資料の中で水戸市のね、景観条例が非常に阿見の景観条例と似通ってて、よくできてるなというふうに思いました。

この景観条例のもとになっている国の法律ですね、それは私は景観緑三法——2,004年の12月7日施行された景観緑三法の中の景観法——三法の中の柱になってる景観法が基点になるんじゃないかなというふうに思ってるんですね。これは、基本理念として「良好な景観は現在及び将来における国民共通の資産」と位置づけてんですね。基本的な……。必要な場合は一定の強制力も行使できる内容で、景観法のポイントは景観計画と景観地区の2つの制度を創設して、景観計画の策定をするわけですね。このとき公聴会などで住民の意見を反映させ、また住民からも景観計画を提案できるということで、景観は地域の自然と人々によって育まれたものであると。景観を地域の遺産として次世代に引き継ぐことが、現代に生きる我々住民の責務であると規定してます。

景観条例の基本はこれでよろしいんですか。ちょっと教えてください。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市整備部長篠崎慎一君。

○都市整備部長（篠崎慎一君） はい。景観法の……。御質問は、基本っていうことでございますか。

○6番（飯野良治君） 基本は景観法の……。景観条例は景観法で……。

〔「手挙げないと」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 済みません。じゃあ、ちょっとお待ちください。

6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） 阿見にある景観条例は、国の景観法の中、景観緑三法の中の景観法が1つの基盤になっているのかどうか。それをちょっと教えていただきたい。全く関係ないのかね、独自なものなのか。その関連ですね。

○議長（柴原成一君） 都市整備部長篠崎慎一君。

○都市整備部長（篠崎慎一君） はい。景観条例の策定をちょっと時系列で御説明いたしますと、景観条例策定しましたのは平成11年3月です。で、今御指摘の景観三法の景観法につきましては、17年ですか……。

〔「16年」と呼ぶ者あり〕

○都市整備部長（篠崎慎一君） あ、16年ですか、ですので、国の法律ができる前にですね、町は条例を制定してございます。この景観法のですね、制定された背景といいますか、必要性っていいですか、国がなぜその景観法を制定されたかっていうのは、いろいろその概要で載っておりますけども、国はこれまで良好な景観の形成された地区ですとか、そういったエリアとか、そういったところを個別に指定した法律はあったんですけども、全体的なものはないということ。

そういう中で各地方自治体がですね、その地域の全体のですね、景観法を条例で制定していったということ。ですから、国より地方が先行してたということから、国が追っかけてですね、景観法を策定したというようなことになっております。ですので、基本的にですね、趣旨は同じだと思いますので、何ていいますかね、見方を変えれば景観法の根拠となってると思っております。

○議長（柴原成一君） 6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） 国に先駆けて地方自治体がね、そういった整備について条例を策定してね、整備を進めていくと。これはやっぱり、この景観条例に限らず、いいものは、先ほど町長が言ったように、国を、施策をね、先取りするぐらいな、やはり考えで、自治体がいち早く動いていくことが住民にとって必要なのかなと。どこの自治体もね、国が言って、それから自治体が取り組むというときには、もうみんなやってるわけですから遅いんですね。

だから、ぜひですね、先ほどの藤平議員との町長とのやりとりも聞いていて、私も最後にね、この景観条例を発信しないって答弁で言っていましたけど、最初に言っちゃいますけど、やはりいいと思ったことは、まだほかでやってない中で、それをちゃんと宣言してね、男女共同参画

宣言とか非核都市宣言という部分。やっぱりこれからは阿見はね、そういう形で景観を整備して、で、都市の人を受け入れていくんですよということも、やっぱりこの中に位置づけてね、やっぱりやっていくためには、やっぱり宣言もね、必要なのかなというふうに思いましたね。

だって、この6次計画のですね、人と自然が織りなす輝くまち。これはね、景観条例のね、第1条そのものなんですね、読んでみたら。ちょっと読んでみますね。「第1条、この条例は「行政・町民・企業」の協力の下に、阿見町の豊かな自然を守り育て、良好な自然環境を保全及び創出するとともに、魅力ある都市景観の形成を図り、自然と共生できる健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。」これは6次総合のね、メインテーマそのものなんですね。だから、そういう阿見のほとんども示すね、共生ゾーンの整備が、これからですね、いかに対外的な都市との交流においても重要なのかなということを考えてます。

そこで伺います。ヨーロッパとかね、日本でも昭和30年代の農村の風景なんか、やっぱり保全されてるんですね。今のように荒れてはいなかったんですよ。竹林にしても山にしても。で、その要因は何だと思いますか。ちょっと聞かせてください。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長湯原幸徳君。

○生活産業部長（湯原幸徳君） 先ほど町長の答弁の中で、若干触れてると思うんですけども、やはり農業の部分に関しては、やっぱり過疎化ですとか高齢化、混住化等の進行に伴う集落機能の低下というようなことが1つ大きなことがあるんだろうというふうに思います。それと合わせて、やはり農業者の後継者がなかなかいなくなってきたというふうなことも1つの大きな要因だろうというふうには考えております。そういった集落地域の、何ていいますか、コミュニティも含めてですけども、そういった体質が、社会全体の中で連綿と変わってきたというふうなところが大きな要因なんじゃないかなというふうには思っております。

〔「あ、違うんだろ。昭和30年の……」と呼ぶ者あり〕

○6番（飯野良治君） いえいえ、今でもう結構です。もう1回……。

○議長（柴原成一君） 6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） 今の湯原部長のね、答弁。農業農地とか農業関係について、そういう要因で、ちょっと荒れた原因があると言ってましたけど、私はね、全体的な森林なんかも含めた荒れてしまった要因についてね、お聞きしたんですね。で、これは……。いいです。

なぜ荒れちゃったのかっていうのは、私も農家なんでそれは十分……。昔はみんな利用してたんですよ。で、山もきれいに刈って、下草も堆肥としてやって、葉っぱが落ちればそれもさらってね、堆肥としてつくってた。これね、肥料を買ったけども堆肥がやっぱり主流だったから、いわゆる利用されてる仕組みがね、そこに循環する仕組みがあったから、環境が。お金を出さないでも生産に供する資材として使われた。で、これがないと、今みたいにボランティア

やお金をかけてね、きれいにしても、やっぱり二、三年するとともに戻っちゃうんです。だから必ずね……。

ヨーロッパがね、なぜあの景観がきれいだったのは、やっぱり住民もね、きれいにすることによって、地域がきれいになることによって経済的なメリットもね、生まれてくるっていうことをすごくね、体で感じてるから、あのヨーロッパを見てね、統一されて本当にごみも落ちてなくてきれいにしとくと。これはね、ほかから来た観光客でも何でもね、「いや、ここはきれいだね」という感じになるんですね。

だから私はね、今回のやつでぜひね、ボランティアやそれを整備することが目的じゃなくて、そっから出てきたものを利用すると。その利用の知恵を、例えば町民とか職員も含めてね、ちゃんとそこはどういった形で利用すればそういうものが活用することができるのか、それをね、考えてほしいなというふうに思います。

そこで伺います。この景観条例の中で、住民参加ということが第6条に書かれてるんですね。「住民等は景観形成に関する意識を高めることにより、それぞれの立場から良好な景観形成に寄与するよう努めなければならない」ということですね。その前提として、景観審議会ですね——阿見町景観審議会っていう審議会が第3章の23条で規定されてますね。で、私も2年間議会のほうから——産建のときだかな、それで、景観審議会の委員になって参加させて……。多分会議はね、1回ぐらいだと思ったんですけど、皆さん顔合しているんなら討議をしたのは。で、このあれってのはね、非常にいい経験で、これから町にとってどういう景観が必要なのか、そのためにどうしなくちゃいけないかということをお話ししました。

今、景観審議会がどういうメンバーで何回くらい開かれて……。開かれて、その内容を町に提案してるわけですね、多分。で、それに対して町がその意見をどのように対応したか。その流れをちょっと教えてください。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市計画課長大塚芳夫君。

○都市計画課長（大塚芳夫君） はい、お答えいたします。ただいま飯野議員からありました景観審議会でございますが、平成25年度——昨年度はですね、1回開催しております、委員さんとしてはですね、全員で13名でございます。それで、委員長がですね、今練馬まちづくりセンターの所長をやられております小場瀬先生が委員長で、景観審議会のほうを開催しております。

で、内容といたしましては、前にですね、全員協議会のほうでも説明さしていただいたと思うんですけども、景観形成道路の新たな、新規の指定ということで125号バイパスからですね、島津地内の追原久野線——アウトレットのほうへ延びる追原久野線ですね、その区間をですね、新たに景観形成道路ということで指定をさせていただきました。それについては全員協議会の

中でも説明さしていただいて、この景観形成道路、新たな景観形成道路を指定したところにつきましては、その沿道部分ですね、良好な景観を創出していくという部分で、いろいろそういった建築物とか工作物とか屋外広告物とか設置する場合に、届け出行為をしていただいて…。町の審査に基づいて行為をしていただくというようなことで進めているものでございます。以上です。

○議長（柴原成一君） 6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） 今、大塚課長のほうから御答弁をいただきました。1回ですね、13名の委員で開催したと。開催内容も形成道路の見直しってうかね、そういうやつで町のほうに提案してると。で、この……。一応審議会は15人以内ということなんで、できればですね、15名——あと2人くらい加えて、多彩なね、意見をいただいたほうがいいという思いはするんですけども、この内訳で——町長が委嘱または任命する町民代表、関係機関、団体の役員、学識経験者、この内訳は13名のうちどういう内容ですか。特に学識経験者について、ちょっと何名くらいいるか教えてください。

○議長（柴原成一君） ちょっとお待ちください。

ただいま15番倉持松雄君が出席いたしました。したがって、ただいまの出席議員は16名です。

○議長（柴原成一君） 都市計画課長大塚芳夫君。

○都市計画課長（大塚芳夫君） はい。景観審議会の委員の区分の内訳でございますけれども、学識経験者が2名でございます。それから関係行政機関が3名、それから町議会代表ということで2名、各種団体関係者が3名、町民代表が2名、行政代表が1名ということで合計13名でございます。

以上です。

○議長（柴原成一君） 6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） 26条の2に町長は審議事項に係る関係住民のうちから必要に応じ3人以内の臨時委員を委嘱することができる。13名……。この町民代表の2名っていうのは、あと行政が1名か。それが3名なんですか。この15人のやつと……。あと26条はそうだよな。26条の2で……。あ、3か。3の項目で、必要に応じ3人以内の臨時委員を委嘱することができるというのは、この中に入ってるわけですか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市計画課長大塚芳夫君。

○都市計画課長（大塚芳夫君） はい、お答えいたします。26条の3項でうたっているのは、あくまでも臨時委員ということだと思っるので、これ15人以内で組織しているっていうか、26条の2項の中で、学識経験者等っていうふうにありますので、その町民代表と行政代表っていう

のはその中に含まれるのかというふうに思っております。

以上です。

○議長（柴原成一君） 6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） 私が出席したときに、多分ね、委員長はやっぱり同じ練馬のまちづくりの人が会長になって進められたと思うんですね。もう1人は大学教授の女性の方がね、いて、非常に海外の取り組みも含めた事例なんかをして、この景観がね、果たす経済的なメリットも含めてね、非常にわかりやすく説明をされました。で、工場とかね、アウトレットもそうだけど対外から誘致してきてやるやり方、財政をね、そっから得るやり方、それと……。これは他力本願っていうんですね。

で、自力本願。今、地域のね、支援を活かした取り組み——里山資本主義という本が売れると同じように、地域にある資源をいかに活かすかということが、余りお金をかけないで経済的なメリットを発生するということが、今主流になりつつあるんですね。だから、もっとね、この景観条例を1つ1つ見ていくと、あ、できることがあるんじゃないのかなということが思われます。

で、みどりのリサイクルっていうのが第10条で載ってます。これは「不要になった庭木及び樹木を有効に活用し」ということで、みどりのリサイクルを行うということが書いてあります。このリサイクルについて、現状はどのようなリサイクルがなされているか、ちょっとお尋ねをいたします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市計画課長大塚芳夫君。

○都市計画課長（大塚芳夫君） はい、お答えいたします。みどりのリサイクルにつきまして、庭木とかですね、不用になったもの、そういったものをですね、必要な方があればそちらに提供していただくというような形なんですけれども、景観条例がですね、平成11年にできまして、その当初の申し込みっていうか登録が2件ほどぐらいしかなかったというふうに聞いてます。

それで、余りにもちょっと需要が少なくて、その庭木をですね、預かってもなかなか置く場所もちょっと確保できないっていうことで、その後はですね、特にそういったので余り町のほうでも強くPRはしてなかったのかなっていうふうには思いますけど、今のところは、今現状ではですね、そういった新たに登録されるとか提供したいっていうお声はちょっとない状態です。

以上です。

○議長（柴原成一君） 6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） 今の課長はそんなに希望者がいないっていうことを言っていました

けども、これはね、取り組みが中途半端っていうかね、明確にこういうものをつくって、こういうところにそういうものを提供していくという計画っていうかね、道筋がないからだと思うんですね。で、これを見て、前からバイオマスの話も私もしてますけども、竹林とかね、木材の下の余り——用材として使われてない間伐材なんかをどうするかっていうと、やっぱりチップ化して堆肥化したり、それを燃料化する。この2つがね、今現在やられてる2つのことなんですね。

で、樹木の剪定のやつなんかはね、当然細かく砕いて堆肥化して、その堆肥をね、もらう人がいないつつつても、これはね、もっと活用の仕方は今本当に考えられますよ。園芸ブームで、そういう園芸のね、培養土として使って、それをね、イングリッシュガーデンみたいな——つくばのイオンがやっぱりやってますけど壁面までね、植物植えちゃうわけですよ。だから、イオン見てね、これは非常によくできた造園師がやってんだなっていうことがね、よくわかりますけども。本当に阿見でもね、そういう取り組み——行政がやるというよりも、そういうやり方を造園業者の方とかね、そういうのが一緒になってやれば、もっとそれを利活用できるというふうに活用してます。

で、もう1つね、今大塚課長の言われたことは、多分庭木。この庭木はね、私もね、庭木はあるんですよ、うちも。で、昔は造園師さんにみんなやってもらってたんです。だんなって言われてね、いい気になってやったんだけど、今そんなね、経済的な余裕はありません。だから、自分でやります。で、これ自分でやれるうちは私やる……。私の息子は余り関心なくてね、もう迷惑がってます。そうすつと切っちゃうでしょう。もったいないんです。だから、これリサイクルって必要な人があれば提供して、本当に昔からの樹木であればね、もったいないほどの——好きな人が見れば、「いやー、こんな立派な植木」っていう話がね、嫌いな人にかかったらね、二束三文ですから。だから、そこはきちっとそういうをマッチングをね、して、阿見に限らず、こういうオークションに出してもいいですよ、そういうときには。だから、そういう仕組みをね、まずつくるべきです。

これから若い人が、造園さん、庭木を使ってやるだけの経済力のある人はいいいですけども、なければね、伸ばし放題。こうなってくると非常にね……。手入れしてやれば景観っていうか、うちが引き立つんだけど伸び放題となるとね、みじめになっちゃうんですね。私もそのことは痛感してるんで、自分でやってんですけども……。そのマッチングをね、いろいろ仕組みをつくっていただきたいということをお願いしときます。それについてはですね。

○議長（柴原成一君） 済みません。それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午後4時20分からといたします。

午後 4時08分休憩

午後 4時20分再開

○議長（柴原成一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで本日の会議時間は、阿見町議会会議規則第9条第2項の規定によりまして、あらかじめ延長いたします。

ただいま12番浅野栄子君が出席いたしました。したがって、ただいまの出席議員は17名です。

飯野良治議員の一般質問を続けます。6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） それでは、質問いたします。豊かな森林、農村環境を都市との交流に活用する考えは、今の景観条例の中での考えがあるのかということと、もう1つですね、中国の人たちですね、いわゆる富裕層に阿見町を知らせ、観光・買い物・空き家を利用した短期の滞在を戦略的に進める、こういう構想はあるのかつつてもなかなかね、あるとかないとかって話になっちゃうけど。どうですか、その反応。町長にちょっとそういう構想はどうか、それをお尋ねします。

○議長（柴原成一君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 飯野議員、もう一度お願いします。

○議長（柴原成一君） 6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） はい。中国の人たち、特に富裕層に阿見町を知らせ、観光・買い物・空き家を利用した短期滞在の戦略的……。それを戦略的に進める考え。こういうことは阿見町としてどう考えますか。

○議長（柴原成一君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 今、中国って言ってましたね。今回柳州市に11月でしたっけ、行くんですけど、まあそこまではどうのこうのはちょっとわからないんですけど、やっぱりこないだ、あれは……。アルビオンが来たときに、農業委員会の会長とかほかの人たちが、やはり安心安全な阿見町の品物を柳州市に売り込むっていうのはどうだろうかという、そういう話がありました。今の中で、やっぱり中国の富裕層っていう考え方は、そういう考え方、今んところは持ってません。ただ、こないだそういう話があったんで、そういうことはこれはいいねって、阿見町の安心なものを柳州市のほうで受けてもらえるような、そういう話はおもしろいねっていう話はこないだしたところです。

○議長（柴原成一君） 6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） なぜ私がこの話をここに、まあ唐突ではないんで、関連性あるんですけど、したかっていうのは、去年ですね、暮れですけども、木村秋則さんのリンゴを見に弘前

に羽田から行ったんです。ほとんどが中国の人たちでした。私の隣も。で、結構リッチそうな、みんな持ち物持って、中国語で楽しそうに話して。弘前城なんか行ったらね、中国のひとがね、本当に多くてびっくりしちゃったです。あ、こんなとこまで中国の人が来るのかと。

私は今、東北大の文学部を出た劉さん、で、奥さんが東京理科大の教授をしている夫婦が大形に住んでいます。で、交流を持ってるんですけど、その劉さん、ステンドグラスを今つくってるんですけど、彼がこういう、いわゆる阿見にはアウトレットもあると、観光資源も霞ヶ浦も第2のやつがあると。これは非常に観光資源として、上海とかそういうところでこういう企画があるよということを紹介して、向こうの観光会社——いわゆるこの人は日本に来る前に、中国の観光の国营のところに勤めてて人脈もあると。

それは町でやるというよりも第3セクターでも何でもいいですけど、そういう組織を——NPOでもつくってもいいんか、そういう企画を提起すれば呼べるんじゃないかっていう話もあって。で、短期滞在はその空き家なんかをね、例えば1週間とか2週……。中国の人たちは土地も水も買いあさっているらしいですけど、余りそれをね、進めることは、余り私もどうかと思うんですけど。短期滞在だったらば、十分そういうように空き家なんかも活用できると。劉さんそのものが、やっぱりそういうコースを持ってて、あ、これはね、阿見にとってもね、買い物ツアーから観光ツアーに展開していく。

しかし、彼らはお金の使い方はね、日本がバブルのころと同じように非常に半端じゃないんですね。もう買ってくんです。経済効果あるんです。来てもらえば。だから、そういうことをやっぱりこれからちゃんとね、民間がやるにしても行政がかかわるにしてもね、ちゃんと戦略的に持っていく必要性あると思うんですけど、そういうことだったら幾らかかかわり合いのあることができそうですか。

○議長（柴原成一君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 今劉さんというね、大形に住んでいる、私も一度会わしていただきましたけど、やはりその人がほら、どういう企画も持ってやりたいのかとか、そういうものを聞きたいですよ。その中で、じゃ町ができること、民間にこういう人がいるからこういう人とつながって、阿見町ではこういう人とつながってやったらいいんじゃないかとか、そういうアドバイスとか、そういうのはできるじゃないかなと思うんだよね。

そのために、まあ1番はうちの課では、ほら商工観光課があるわけだから、そこに来ていただいて、そういういろんな提案をしていただいて、そこで町がその人につけられる——つけられるって怒られますけども、そういう人がいるから、こういう人がいるから、じゃあちょっとお話したらどうですかと。そういうのも、そういうことはできるんじゃないかなと思います。

○議長（柴原成一君） 飯野良治君に申し上げます。質問の趣旨から若干ずれておりますので、

質問の趣旨に沿って質問をお願いいたします。

○6番（飯野良治君） はい、わかりました。

○議長（柴原成一君） 6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） 景観を活かすという点で、私は関連質問でしたわけですが、指摘されたんでもとに戻ります。

今日の1番最後に、景観条例は現状の取り組みの内容から判断して現時点での考えはございませんっていう答弁でしたけども、景観条例の町長の責務第3条「町長は、この条例の目的を達成するために、総合的かつ計画的な施策の策定及び実施に努めなければならない。2、町長は、前項に規定する施策の策定及び実施に当たっては、町民及び企業の意見、要望等が十分反映されるよう努めなければならない。」っていう規定が。

これはね、景観宣言をね、する要素っていうかな、してもこのところからやっぱりするべきだと、逆にね。そういう私は積極性を望みたいと思うんですけども、どうでしょうか。そのために第5条で「町長は、住民の景観整備に関する知識の普及及び意識の高揚を図るため、必要な措置を講じなければならない。」これは景観宣言を発する必要性がここに書かれてるというふうに思うんですけども、どうでしょうか。その点についての考えは。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 最後に、現状の中では今、何ていうんですか、今の景観都市宣言というものを今の段階の中で発信する状況ではないと私は思っております。ま、そういうことです。

○議長（柴原成一君） 6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） ぜひですね、町長の先進性、積極性をね、やっぱりこういうところに活かして、これが経済的なメリットも発生するような仕組みをつくるというところに力点置いて、これから行政の中で取り組んでいただきたいということを要望して、1点目の質問を終わります。

○議長（柴原成一君） 6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） 2点目の質問に入ります。

芥川賞作家、芥川賞選考委員大庭みな子さんと阿見町とのかかわりについて伺います。

恥ずかしいんですけども、これほど偉大な作家がいたことを私は知りませんでした。たまたま身近なみどりの事業の無関係で、大庭みな子さん父——椎名三郎氏の本籍地である実穀1,317番地に居住する椎名美知氏を訪ねたときに、阿見町郷土文学研究会が発行する文芸阿見第19号、これですね。を、見せていただいたことが始まりでした。美知氏が文芸阿見に寄稿したきっかけは、前町長の川田弘二氏からから紹介文を書いてほしいと依頼がされたことが、今

回の寄稿になったと聞きました。

阿見出身の作家として下村千秋氏がいますが、それにも匹敵する作家だと思います。大きな違いは、生まれは東京千駄ヶ谷、昭和5年父の本籍地朝日村実穀に出生届を提出している。これが1番の戸籍を阿見に置いてあるということでのかかわりかなというふうに思っています。軍医の父椎名三郎氏が、妻の実家である新潟で医院を開業するため新潟で生活をしています。で、結婚後千葉に——千葉県浦安市美浜に移るんですけども、それで椎名姓から大庭姓に変わってアラスカ——アメリカに渡って、そこで作家活動をしたんですね。

現在の椎名美知氏とは、美知氏の祖母であるけいさんと大庭みな子さんの父親の椎名三郎さんは子弟関係——兄弟であり、美知氏の父美雄氏とはいとこ関係——父親がいとこ関係で、だから今、跡を継いでいるファミリーマートのあるところの地主さんなんですけども、おばさんに当たるのかなというふうに思いますね。美知氏の結婚式にですね、大庭さんが出ています。で、そのときですね、実穀の古い屋敷——今新しくなりましたが、前古い屋敷……。父の椎名先生、まあ校医をしてた、私も実穀小学校で小さいとき椎名先生にはお世話になってるんですけども、その先生がいた古い屋敷を見ておきたいので案内してほしいと言われて、実穀の古い屋敷を案内した経緯があるということを知りました。

阿見での作家活動や地域との交流は見当たらないが、戸籍上で父の実家阿見に戸籍を持つことは、事実は、貴重なものだと思います。そこでお尋ねします。こうした作家がいたことを、町民に知らせる意義は何かをお尋ねします。

で、2つ目に、文芸阿見に椎名美知氏がこう書いています。「個人的な意見ではあるが、大庭みな子の祖父の地、茨城県阿見町実穀——旧朝日村実穀ですね、への思いと、そこに生きた人々の描写は見事であり、「まいまいかたつむり」など、彼女の作品を紹介するコーナーを阿見町の図書館に設けてはどうか」と。そこで伺いますが、現在図書館にある大庭みな子全集全十巻ですね、私も1巻、10巻目を借りてきました。読んでみたんですけど、非常にすばらしいんだろうけど難しいというイメージがありましたね、これは。まあ、芥川賞作家っていうと、ちょっとマスコミも取り上げて、みんな有名で知ってるわけなんだけど、知ってなかったっつうのはそういう関係かなというふうに思ったんですけど。新たに作品と活動経緯を紹介するコーナーを設ける考えはあるのか、伺います。

で、3つ目ですね。町民の文化的教養を高め、阿見町の近代の歴史を学ぶ資料として、学校教育の中で扱う考えはあるのか。

この3点について伺います。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長青山壽々子君、登壇願います。

〔教育長青山壽々子君登壇〕

○教育長（青山壽々子君） 飯野議員の芥川賞作家大庭みな子と阿見町のかかわりについて、お答えします。

まず1点目の質問についてお答えします。

女流文学者であった大庭みな子氏は、昭和5年に東京都で出生し、実毅にゆかりのある作家です。大庭氏は、女流作家として活躍し、昭和43年「三匹の蟹」で芥川賞を受賞しました。昭和62年から平成9年まで、女性初の芥川賞選考委員も務めました。阿見町にゆかりのあった偉大な女流文学者が存在したことを阿見町民にお知らせすることは、大きな意義があると考えます。

2点目の質問についてお答えします。

議員御提案の「大庭みな子氏の活動を紹介するコーナー」については、図書館内の町民の目にとまりやすい場所に、大庭みな子氏の十巻の全集を展示したいと考えています。

3点目の質問についてお答えします。

小中学生は、県の教育委員会から推薦されている「みんなに勧めたい1冊の本」や、それぞれの学年の国語の教科書の単元末に紹介されている本を読んで学ぶようになっています。私も「三匹の蟹」を読みましたが、大庭氏の作品は、小中学生には難し過ぎるので、折を見て町の読書推進委員に紹介したいと考えています。

○議長（柴原成一君） 6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） 本当にね、彼女の存在、阿見とのかかわりをきちっと教育長が認めていただいて、それを知らせることの意義は大きいと言っていただけで、私もそうだし、椎名さんにとってもね、文芸阿見に書いて、そのことがそういうことで実現できたらすばらしいことだなというふうに今、感じてました。

大庭みな子さん見たらね、本当に芥川賞ばっかしじゃなくて女流文学賞、谷崎潤一郎賞、川端康成賞、野間文芸賞、読売文学賞、こう全てのね、文芸賞を総なめにしてる作家なんですね。これはね、本当にそれが最近まで生存していた……。存命していただいて実毅にも来たことあると。これをね、ぜひそういうエピソードも含めて紹介をしていただきたいと。で、紹介するときですね、今跡をとってらっしゃる美知さんとも当然お話し合いをされて、で、手持ちの資料とかそういうものをね、この本と一緒に、写真も含めてね、できたらすばらしいというふうに思ってます。その点については、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

で、続いて質問します。

この阿見の教育の中で、図書館の役割をね、私も見てみました。町民自ら実生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するよう努めていきます。2番目として、必要な資料を

収集・整理・保存・提供することで、町民の教養、調査研究、レクリエーションなどに資することを目的とします。3番目、町の方針及び町民の希望に沿い、さらに学校教育を支援し、及び家庭教育の向上に資する事業を行っています。

これは、先ほど教育長の答弁の中で難しいと、これは。でもやっぱり、内容をね、確かに難しいんで、だけど詩とか簡単なやつもあるんです。簡単つうか表現がね。だから、そういうものを選んでいくことも1つかなというふうに思ってるんですけど。10巻目のやつにはね、そういう随筆とか、小説というよりも短いやつで、表現も非常に女性らしい表現だなんてのもあるんで、ちょっとやっぱりその辺も含めて検討できたら、どうでしょうか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長青山壽々子君。

○教育長（青山壽々子君） 貴重な御提案ありがとうございます。できるだけ飯野議員さんの御提案に沿えるように椎名氏と相談をしながら展示コーナーを整えていきたいと思えます。

次に、大庭みな子氏の読書……。じゃない、紹介についてですが、県の教育委員会から小中学生にふさわしい本——先ほど話しました、「みんなに勧めたい1冊の本」というこういうものが配られておりまして、その中に実穀小学校4年1組の方が推薦している本もここに載っております。それから阿見第二小学校の子供たちが読んで、この本を県内の全部の子供たちに読んでほしいと推薦をしている本、阿見小学校の子供たちから推薦されている本などが、県内各地の小中学生が読んで、これはお友達にぜひ読んでもらいたいという本が載っております。

まず、小中学生はこういう仲間が読めるような優しいものから学んでいかないと、ちょっと難しいと思えますので、町には読書推進委員会というものがありますので、その読書推進委員さん——これは読書好きな大人の方が5名で委員会を構成しております、その委員会の委員さん方に読んでいただくのが1番大事なことかなと思えます。そして感想文など阿見広報に寄せていただいて、町民にこういう方がいるというのを知らしめさせていただければというふうに思っております。よろしくお願ひします。

○議長（柴原成一君） 6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） 非常に説得力のある御答弁ありがとうございました。このね、下村千秋さんもそうですけども、大庭みな子さんみたいに本当にね、そういう、すごいっていか著名なね、人が阿見とかかわりあるということがわかっただけでも、難波さんとか川畑さんの、いわゆる読書に対する子供たちの教育、そういう子供たちが多くなって答弁もあつたし、そういう中から、またね、そういう芥川賞をとるような人材も生まれてくるかもしれないし、そういうことをね、誇りとする町民の……。まあ、さっき言ったけど文化形成。これをね、ぜひやって、将来阿見からね、そういう文学者っていうか、そういう人が、著名な人が出ると。それを養成するわけ……。つうなんてできないけども、いろんなことで日常的にそういうものが周り

にあると、やっぱり感性は高まってくんです。

ヨーロッパの人がね、イタリアの人がデザインがすごいかと、周りにミケランジェロとかね、ダヴィンチがね、建物からあれからいっばいふだんある中で生活してるから、感性が豊かになんのは当たり前なんです。だからね、幾ら競争しても日本人とイタリア人ではイタリア人のほうがデザインではかないません。イタリア人。だから、そういうこともあるんで、常に周りに本物っていうか、そういうものを置くことで感性を高めていく。ぜひ感性を高めていただいて、そういう人を輩出していただきたい。そういうお願いをして終わります。どうも。

○議長（柴原成一君） これで6番飯野良治君の質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。

懲罰特別委員会を開きますので、委員は全員協議会室に移動ください。

会議の再開は、懲罰特別委員会の審査が終了次第再開いたします。

午後 4時44分休憩

---

午後 6時28分再開

○議長（柴原成一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

飯野良治議員の懲罰を求める動議についてを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに賛成の諸君は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（柴原成一君） 起立多数であります。よって飯野良治議員の懲罰を求める動議についてを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決しました。

---

飯野良治議員の懲罰を求める動議について

○議長（柴原成一君） 追加日程第1、飯野良治議員の懲罰を求める動議についてを議題とします。地方自治法第117条の規定により飯野良治君の退場を求めます。

〔6番飯野良治君退場〕

○議長（柴原成一君） 本件について、委員長の報告を求めます。委員長野口雅弘君、登壇願います。

〔懲罰特別委員会委員長野口雅弘君登壇〕

○懲罰特別委員会委員長（野口雅弘君） それでは命によりまして、飯野良治議員に対する懲罰について結果報告いたします。

まず、飯野議員より弁明をいただいた後、質疑を行いました。次に、委員より意見を出していただきました。その中には、懲罰には当たらないという意見もありましたが、その後採決し、飯野議員の懲罰決議が採択されました。最後に懲罰の内容について協議し、戒告でいいのではないかという意見も出ましたが、これまでの言動も加味し、本日から9月20日までの10日間を出席停止の懲罰に科すことに決定いたしました。

以上です。

○議長（柴原成一君） 以上で報告は終わりました。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） 飯野議員にも、またこの議案提案をした海野議員にもお尋ねしましたが、いつどこで誰に言ったかということも不明確なまま、そしてまた証拠もない中で、これで懲罰をかける。そのことに関しては反対でございます。

以上です。

○議長（柴原成一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 先ほど懲罰委員会の中でも私申しましたけども、提案理由の中に書いてあるこの「子供のおもちゃやってんじゃねえよ」っていうこと。これ当日の——初日ですね、初日の議会が終わった後の全員協議会室で、これ始まる前ですけども私も聞いています。飯野さんが言ったことを。それは全員協議会室で始まる前ですけども。で、先ほど懲罰委員会のとときに飯野さんにそれを私確かめました。

確かめましたら、飯野さんはそれは言っていないと。で、議事録があんのかと。全員協議会が始まる前で議事録なんかももちろんないわけです。ただ言ったというのに、私が言ったというのに本人は言わない。で、先ほど懲罰委員会の中で柴原議長もおっしゃってくれましたけども、永井さんはちゃんと聞いたんだろうということを議長がおっしゃってくれて。ですから、私は飯野さんに対して、うそをついてるわけです、飯野さんがね。言わないという。これ議員としてうそをついちゃいけない。思うわけですよ。

で、先ほどね、やり直した懲罰委員会の中でも、またそういった飯野さんがわけのわかんないこと言っている。はっきり言ってこれ、彼氏は反省の色が全くない。ですから私は懲罰委員会の中で、今回の、今の委員長が言った提案を賛成しました。ですから、この本会議の中でも、私は飯野さんが政治家つつうかね、議員としてうそをついちゃいけないと私は思いますし、それ反省もないっていうことを鑑みまして、私は賛成討論します。

○議長（柴原成一君） ほかに討論はありませんか。反対者の討論から入ります。

〔「なし」「いいですか、討論」「手挙げてる」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 私は提案者としても賛成の討論をさせていただきます。というのはですね、あの懲罰委員会という極めて厳粛な場だと思いますが、その場で何とあろうことか「隣の僕ちゃん」などという同僚——ああ、私ですけども、議員に対してですね、「隣の僕ちゃん」がどうのこうのと、こういうですね、乱暴で議会の品位を汚すような、まさに本当に自分ですね、懲罰委員会にかけられてる、その現場でそういう発言をするのは、とても許せないことだと私は思います。そういう意味で、私もこの10日間の出席停止ということに賛成をいたします。

○議長（柴原成一君） ほかに討論はありませんか。

〔「委員長じゃなく委員として」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 3番野口雅弘君。

○3番（野口雅弘君） 最初はですね、これ1日だったんです。正直言います。それが、なぜ10日になったかっていうと、私のところに来て10日にしてくれて本人が言いました。これは私にしては本当にこれ、賛成しないわけにいかなくなりました。本人が言っちゃったものはしょうがない。ということで、私も賛成します。

○議長（柴原成一君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） これをもって討論を終結いたします。

これより飯野良治議員の懲罰を求める動議についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、飯野良治君に本日から9月20日までの10日間の出席停止の懲罰を科すことです。

本件は、委員長の報告どおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（柴原成一君） 起立多数であります。よって飯野良治君に本日から9月20日までの10日間の出席停止の懲罰を科すことは、可決することに決しました。

飯野良治君の入場を求めます。

〔6番飯野良治君入場〕

○議長（柴原成一君） ただいまの議決に基づいて、これから飯野良治君に対し懲罰の宣告を行います。

飯野良治君の起立を求めます。

〔6番飯野良治君起立〕

○議長（柴原成一君） 飯野良治君に、本日から9月20日までの10日間出席停止の懲罰を科します。

飯野良治君の退場を求めます。飯野議員退場してください。

〔6番飯野良治君退場〕

---

#### 休会の件

○議長（柴原成一君） 次に、日程第3、休会の件を議題といたします。

委員会審査及び議案調査の都合により、9月12日から9月25日までを休会にしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 異議なしと認め、さよう決定いたします。

---

#### 散会の宣告

○議長（柴原成一君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。お疲れさまでした。

午後 6時39分散会

第 4 号

[ 9 月 26 日 ]

## 平成26年第3回阿見町議会定例会会議録（第4号）

平成26年9月26日（第4日）

### ○出席議員

1番	柴原成一君
2番	藤平竜也君
3番	野口雅弘君
4番	永井義一君
5番	海野隆君
6番	飯野良治君
7番	平岡博君
8番	久保谷充君
9番	川畑秀慈君
10番	難波千香子君
11番	紙井和美君
12番	浅野栄子君
13番	藤井孝幸君
14番	吉田憲市君
15番	倉持松雄君
16番	佐藤幸明君
17番	諏訪原実君

### ○欠席議員

なし

### ○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町長	天田富司男君
教育長	青山壽々子君
総務部長	横田健一君
町民部長	篠原尚彦君
保健福祉部長	坪田匡弘君

生活産業部長	湯原幸徳君
都市整備部長	篠崎慎一君
教育委員会教育次長	竿留一美君
消 防 長	川村忠男君
会計管理者兼 会計課長	宮本寛則君
総務部次長	大野利明君
総務課長	飯野利明君
企画財政課長	小口勝美君
管財課長	朝日良一君
税務課長	吉田衛君
社会福祉課長兼 福祉センター所長	高須徹君
児童福祉課長	青山広美君
児童館長兼 児童福祉課長補佐	村田敦志君
国保年金課長	岡田稔君
商工観光課長	佐藤哲朗君
都市計画課長	大塚芳夫君
道路公園整備課長	湯原一博君
都市施設管理課長	柳生典昭君
上下水道課長	坪田博君
学校教育課長	菊池彰君
消防本部総務課長	湯原清和君

○議会事務局出席者

事務局長	青山公雄
書記	大竹久

平成26年第3回阿見町議会定例会

議事日程第4号

平成26年9月26日 午前10時開議

- 日程第1 飯野良治議員の弁明と謝罪を求める動議
- 日程第2 議案第64号 阿見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第3 議案第65号 阿見町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第4 議案第66号 阿見町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第5 議案第67号 阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について  
議案第68号 阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について  
議案第69号 阿見町税条例等の一部改正について  
議案第70号 阿見町医療福祉費支給に関する条例の一部改正について  
議案第71号 阿見町と茨城県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部改正について  
議案第72号 阿見町町営住宅管理条例の一部改正について  
議案第73号 阿見町障害児就学指導委員会条例の一部改正について  
議案第74号 阿見町保育の実施に関する条例の廃止について
- 日程第6 議案第75号 平成26年度阿見町一般会計補正予算（第3号）  
議案第76号 平成26年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）  
議案第77号 平成26年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第2号）  
議案第78号 平成26年度阿見町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第7 議案第79号 平成25年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定について  
議案第80号 平成25年度阿見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第81号 平成25年度阿見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

- 議案第 8 2 号 平成 2 5 年度阿見町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定  
について
- 議案第 8 3 号 平成 2 5 年度阿見町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定  
について
- 議案第 8 4 号 平成 2 5 年度阿見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 8 5 号 平成 2 5 年度阿見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定に  
ついて
- 議案第 8 6 号 平成 2 5 年度阿見町水道事業会計決算認定について
- 日程第 8 議案第 8 7 号 財産の取得について（化学消防ポンプ自動車購入）
- 議案第 8 8 号 財産の取得について（消防団第 1 4 分団消防ポンプ自動車購入）
- 日程第 9 請願第 5 号 教育予算の拡充を求める請願
- 日程第 10 意見書案第 3 号 教育予算の拡充を求める意見書（案）
- 日程第 11 意見書案第 4 号 集団的自衛権行使容認の「閣議決定」の撤回と関連法の改定を行  
わない事を求める意見書（案）
- 日程第 12 議員派遣の件
- 日程第 13 議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務調査に  
ついて

午前10時00分開議

○議長（柴原成一君） おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は17名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

---

#### 飯野良治議員の弁明と謝罪を求める動議

○議長（柴原成一君） 日程第1，飯野良治議員の弁明と謝罪を求める動議を議題といたします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、除斥の対象となります6番飯野良治君の退席を求めます。

〔6番飯野良治君退場〕

○議長（柴原成一君） 提出者の説明を求めます。5番海野隆君，登壇願います。

〔5番海野隆君登壇〕

○5番（海野隆君） 皆さん、おはようございます。今日は傍聴者の方がたくさんいらっしゃるという中で、飯野良治議員に対するですね、弁明と謝罪を求める動議を提出した提案者として、提案の理由を申し上げたいと思います。

提案理由。

飯野良治議員は、その言動により、これまで何度となく議場内の秩序を乱し、議長の再三の制止を無視し退場処分を受けたり、議場内で「外で決着をつける」などと発言し同僚議員を威嚇したり、退場処分後に傍聴席に向向いて同僚議員の名誉を毀損する発言をしたり、議員としてあるまじき非行行為が何度となくありました。

さらに、議会及び議員会では検討も行われていない竹の子サミットなる事業が、議会及び議員会主催で行われるかのごとき案内文を勝手に作成し、茨城県、茨城大学、県立医療大学、商工会やJA茨城、茨城かすみ農業協同組合、阿見産直センター等へ配付し、抗議や異議を受けるなど、その行為は議員としてだけでなく、一社会人としての常識を著しく逸脱したもので、議会及び議員会にとどまらず議員の品位をおとしめる許容できないものでした。

よって、本議会は、飯野良治議員に対して、本会議場において、議会及び議員会、関係機関に対して弁明と謝罪を求める動議を提出するものです。

以上。

○議長（柴原成一君） これより質疑に入ります。質疑を許します。

9 番川畑秀慈君。

○9 番（川畑秀慈君） 今、海野議員のほうから提案理由の説明がありましたが、竹の子の件に関しては、議員会の中での話であり、これは全協においても飯野議員から詳細なる説明と謝罪が、これはもうあったこと。それをこの本会議場で、この場でやるべき問題では、私は全くないと思います。特に、この謝罪という、求めるということになりますと、これは懲罰に値する、こう捉えても仕方がない。この懲罰の内容に飯野議員の言動は、じゃあ、果たして入るかという、懲罰の規定には全く入っておりません。それを見ますと、なぜそのようなことを出してきたのか、それをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（柴原成一君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

5 番海野隆君。

○5 番（海野隆君） 議員にはですね、説明責任がございます。とりわけて町民、いわゆる対外的にですね、行った行為に関しては、自らの責任でですね、説明をする責任があると思います。この竹の子サミットについてはですね、全協で私にも質問がございましたけれども、ぜひ委員会で企画してくれと。しかし、その当時竹の子については、阿見町はですね、出荷停止のまま、そういう状態であり、この竹の子サミットをやるのが阿見町の竹の子生産あるいは阿見町の農産物の影響にとってよくないと、皆さん判断されてですね、私もそのように飯野議員に強く申し上げましたが、そうした議会の中での議論を無視してですね、勝手に文書を議会の名前でですね、文書を作成し、茨城県、茨城大学、県立医療大学、商工会やJA茨城、茨城かすみ農業協同組合、阿見産直センター等へ配付すると、こういう行為はですね、議員としての、やっぱり品位を汚すものであると、強く思います。このことについては、議会の内部での謝罪にとどまらず、これはやはり一度、議会という場で、外に向かって、つまり対外的にですね、きちんと議員が説明責任を果たすということで、この弁明と謝罪を求める動議を提出したものでございます。

以上です。

○議長（柴原成一君） 2 番藤平竜也君。

○2 番（藤平竜也君） 自らの責任という話でされておりましたけれども、先ほど川畑議員もおっしゃってございましたけれども、全員協議会の中でしっかり文書も出して謝罪をしております。それで、その中で、飯野議員は、自分でこの後、配った先に謝りに行きますという約束もされていると思います。それなのに、またさらにそういうことをこの場で取り上げる必要はあるのでしょうか。

○議長（柴原成一君） 5 番海野隆君。

○5番（海野隆君） これは飯野議員にですね、後ほど聞かなければいけないと思いますが、この間、飯野議員はですね、非常に、先日の全協から時間がございました。ぜひともですね、その期間の間に、各関係機関にですね、謝罪と事情の説明をしたものと、私はかたく信じておりますけれども、それは後ほどね、確認したいと思いますが、やっぱりね、議員はですね、自らの行動に、やはり責任を持つと。とりわけて対外的なものについては責任を持つということからすると、全協というのですね、全員協議会、議員の内部の話になっておりますので、こういう形ではなくて、正式に、つまり対外的に起こしてしまった問題については、まあ、自ら行けばいいですよ。後でそれは確認したいと思いますが、やっぱり議会を通じて、対外的に自らの説明責任を果たすということが必要であると思ひまして、この動議を提出したものでございます。

以上です。

○議長（柴原成一君） ほかに。10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） 御質問させていただきます。全協で飯野議員のほうから謝罪文を出していただければよしという、そういう流れになっていたかと思ひます。そして今、ここに来て、本会議でこのような謝罪を求める動議ということで、それは納得は、私はいかないと思ひます。しっかりと謝罪文を出して、これで終わりだということになっていたのが、なぜこのようになったのかということと、あるまじき言動というのは、私は、どういった言動までがあるまじき言動で、それを聞いていたのは誰と誰なのか、その2点をお聞きしたいと思ひます。

○議長（柴原成一君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。5番海野隆君。

○5番（海野隆君） はい、お答えいたします。飯野議員がですね、先日の全協で謝罪文を提出するという過程までにはですね、長い経過がございました。飯野議員自身は、絶対に謝罪文は出さないということで、全協の中でですね、ざんざんやりとりをしていたわけですが、何回目かの全協の中で、議長がですね、私の責任で謝罪文を提出させると、私に任せてほしいと、こういう説明がございました。しかし、その後の全員協議会でもですね、飯野議員は相変わらず、その謝罪文を提出せず、議長自らがですね、3度も4度も、つまり、飯野議員にその謝罪文を提出させることはできないと前言を翻してですね、それでもって、涙ながらのですね、謝罪を、一般議員——我々に対してですね、するという、こういうね、行為がございました。こういう経過の中で、最終的にはね、前回、謝罪文を提出しましたがけれども、その謝罪文が十分であったのかどうかということと、もう1つは、つまり、全員協議会というのは議員内部のことなんですね。この問題は、既に対外的に、茨城県農村環境課ね、それから茨城大学農学部、県立医療大学、阿見町商工会、JA茨城、茨城かすみ農業協同組合、阿見産直センターなどですね、多くの関係機関にですね、こうした行為がなされているわけですね。このこと

を、やっぱりきちんと自ら弁明するには、議会という場を通じてですね、公開の場でしっかりと謝罪をする。そして、そのことが議事録にも掲載されて、対外的に自らの責任をとって謝罪をするということにつながると思っていて、こういう動議を提出したものでございます。

以上です。

○議長（柴原成一君） ほかに質疑は。11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） 海野議員に申し上げます。まず、2点質問させていただきたいんですが、9月1日に全員協議会がありました。先ほどからのお話ありましたとおり、本当に私個人の不徳のいたすところということで謝罪がありました。私個人の責任においてということで謝罪がありました。そのときに、きちんと謝ってくれよというお話をした後、何日後に謝りに行けという期日を設けていたわけでもないにもかかわらず、すぐに……。何言ってるんですか。

○議長（柴原成一君） 不規則発言はやめていただきたいと思います。

○11番（紙井和美君） 注意してください。

○議長（柴原成一君） 続けてください。

○11番（紙井和美君） そういったにもかかわらず、この動議の場で、執行部もたくさんの仕事が山積している中で、一議員のやりとりの、そういった全協でのやりとりを、どうしてこういう本会議場という場でやるのか。さらそうということが目的ではないかというふうに思われてもこれは仕方がないのではないかというふうに考えております。

あともう1点、先ほどからのお話があった中で、その件に関しては、飯野議員に対して正式に、また後で確認をいたしますと、海野議員は先ほどおっしゃいました。議員というのは調査なくして発言なしということ、この原則、御存じないですか。こういうことを、きちんとした裏づけも根拠も本人への確認もなく、こういった本会議場の場でさらすような形で動議を出すというのはどういうことなのか、質問いたします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 回答いたします。まず、第2点からお話ししますが、先ほど、藤平議員はですね、謝罪をしたのではないかと、こういう話になっていたようですけども、謝罪はしておりません、まずね。しておりません。それは裏をとってきちんとですね——後で本人からお話しするのが一番いいのかなと思ってですね、この場では申し上げましたけれども、そのような事実はないということを聞いております。

それからですね、第1点目、謝罪の期限をね、切っていないからいいんだと、こういう議論になりますとですね、期限を切らなければね、10年後でもいいんだと、極端な話こうなるわけですね。当然、この問題はですね、もう6月から既に——5月だったかな、延々とやっているこ

とでございまして、それでもって議会としてはですね、謝罪を要求したと、一致してですね。本人は断固として拒否をしていたわけですがけれども、議長のね、仲介があつて、ただ、その議長の仲介も、それは功をなさなかつたわけですがけれどもね、最終的に飯野議員が謝罪を出したようですがけれども、しかし、その謝罪の日程を決めてなかつたから、謝罪しなかつたって問題ないんだと、こういう議論になりますとですね、これは紙井議員とですね、私の見解が大きく異なりますので、これは見解の相違と言わざるを得ないと思います。

以上です。

○議長（柴原成一君） ほかに。11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） その物事を歪曲する言い方はやめたほうがいいんじゃないかと思えます。私は期日を切っていないから謝るのは先でもいいんじゃないかとは一言も申し上げません。飯野議員は、謝罪に伺いますと、あのときかたく約束をして、それから何日もたたないうちに動議ですよね。それは本当になんではないんですか。いかがでしょうか。きちんと人の話を聞いてから答えていただきたいと思えます。

○議長（柴原成一君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。5番海野隆君。

○5番（海野隆君） この動議が最終的には採決をされるということの中で、その後、飯野議員にですね、よくよく紙井議員もですね、それから相当の日数がたっているわけですし、何かその間にですね、謝罪が行われたかどうかということをよく確認をされてるといいと思えます。

以上です。

○議長（柴原成一君） ほかに。9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） 弁明と謝罪の謝罪ということは、まさにこれは懲罰に当たると思いますが、海野議員いかがですか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。5番海野隆君。

○5番（海野隆君） これは一般質問で教育長がですね、私と川畑さんのやりとりだったかな、これ以上でも以下でもないという話をして、その一般質問の中で、教育長がですね、私の質問に対して、それ以上でも以下でもないという、驚くべき答弁をしたことがございますが、ここに書いてあるとおりなんです。謝罪は謝罪なんです。懲罰を求める動議は一切ここで出してないんです。弁明と謝罪を求める動議ということなんです。

○議長（柴原成一君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） それでは、1つ、事務局長にお尋ねします。この議場で……。

○議長（柴原成一君） 不規則発言を慎んでください、5番海野隆君。どうぞ続けてください。

○9番（川畑秀慈君） この議場で謝罪を求めるということは懲罰に値するかしないか。それだけちょっと答えてください。

○議長（柴原成一君） 事務局長。

○事務局長（青山公雄君） 懲罰の場合はですね、8分の1以上の議員が賛成するということで、賛同者ということで、文書でもって提出しなくてはいけないと、そういうことになっております。懲罰の動議は。今回の動議の場合はですね、懲罰動議ではないと、提出者の方は言うておりますけれども、ここで謝罪を求める、求めると言いましても、それは強制することはできませんね。懲罰動議ではございませんので、強制することはできないと、私は思います。

○議長（柴原成一君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） わかりました。飯野議員には強制力はないと、それはわかりましたが、海野議員は、飯野議員が全協において、今回、なぜ議員会での話を、私はそれを議員会に戻せという話をしましたが、それも却下されて、全協で話を詰めてきて、先日、飯野議員は謝罪文と反省をした。その全協において謝罪を皆さんの前でしたものを、なぜまたこの本会議でやらなければいけないのか。なぜ求めなければいけないのか。本会議で謝罪を求めるということになりますと、まさに懲罰の対象に、私はなると思うんですね。そういうことを、ここで謝罪を求めるということになると、懲罰委員会も開かなくてはいけないし、そしてまた、ここで、本会議のこの場において、その懲罰と対象となるというのは、正式な委員会と、この議場内の会議中の言動行為にのみのことであります。それをここで、傍聴者が多い、また執行部の方々も忙しい中、本会議の最終日に出てくる中で、なぜこのような、法律を歪曲するようなことを出してこられたのか、私はそれを再度お伺いしたいと思います。（拍手）

○議長（柴原成一君） 静粛にしてください。

〔「退場か」「退場させてください」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 不規則発言もやめてください。

ただいまの質疑に対する答弁を求めます。5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 議長はね、公正なね、議事運営をやらなければいけませんよ、まず。すぐね、不規則発言とかっていう話をしておりますけれども、傍聴者の方はですね、拍手その他、応援をするような言動をしてはいけないという議会傍聴規則になっておりますので、よろしく願いいたしたいと思います。

それでは、お答えいたします。もう既にですね、今の川畑議員の御質問にはですね、お答えを、もう既にしていると思います。それは、つまり、対外的に、議会及び議員会のもので、名称を使って、検討もしていない竹の子サミットなるものがですね、行われるかのごとき案内文をですね、勝手に作成して、対外的に配付してしまったんですね。配付しただけではなくて、抗議や異議を受けております。そうした行為はですね、やっぱり議員として、やっぱり議員の品位をですね、おとしめるものであると私は思います。したがって、全協という内部のことで

はなくて、公開された議会の中でしっかりと説明・弁明とですね、当然、全協で謝罪文を出していますので、その謝罪をですね、表明するというのが、議員の品位の保持にもつながるし議会の品位の保持にもつながると、こういうことを確信してですね、この動議を提出したものでございます。

以上です。

○議長（柴原成一君） 3番野口雅弘君。

○3番（野口雅弘君） 質問なんですけど、これ9月の1日でしたよね、謝罪したのが。それで、10日ぐらいで、やってないっていう。これ、実際出したのは11日だと思ったんですよね。11日か10日の日に出したはずなんですけど、1週間、10日で謝りに行かなきゃだめだというのが、そういう考えがおかしいんじゃないかと思うんですけど、どうですか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 配付したときはですね、そんなに日数はね、置かないんですよ。あつと言う間に配付してるんですよ。当然ね、あつと言う間に配付してるってことは、あつと言う間に謝罪に歩けると、私どもは、これ非常に理解をしておりますですね、なぜ配付したときにですね、短日数でですね、配付できたのに、謝罪はね、10日もかかるのかと。しかしね、それはね、私は……。全員協議会にですね、謝罪文を提出する以前にですよ、これはもう、その以前に、各関係機関、茨城県農村環境課ほかね、これはそうそうたる機関ですよ、そうそうたる機関。そうそうたる機関が、バッジをつけた議員がですよ、しかもあたかも竹の子サミットなるイベントがあるかのごとく、議会及び議員会ですね、文書をつくって配付したということは相当な責任があると、私は思います。これね、個人でやるのはね、一向に構わないんですよ。飯野議員がね、自分自身で、自分の竹の子や竹林でですね、竹の子サミットなる事業をやるのは一向に構わない。そういう議論もですね、全協の中で行ったと思うんですよ。しかし、議員会とか委員会あるいは議会としてはね、これ取り組まないと決めたことですから、そのことに関しては、やっぱりね、短時間で回ってるわけですから、当然、そういうものもですね、10日もあれば、もう十分な時間的余裕があると、私は判断をいたしておりますので、以上、答弁をいたしました。

以上です。

○議長（柴原成一君） ほかに。2番藤平竜也君。

○2番（藤平竜也君） 先ほども言いましたけども、議員会でもともと起こったことで、全協の中でもしっかりと謝罪をしてるので、私は、もうここで取り上げるべき問題ではないとは思いますが、先ほどから、対外的という言葉をよく使われておりますけれども、そういう意味では、飯野議員は一般質問の冒頭で謝罪をしてるかと思うんです。それでもまださらに、

もう一度謝罪は必要なのでしょうか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。5番海野隆君。

○5番（海野隆君） まずですね、議員会の中でね、どういう議論が行われたかというのですね、まず最初に、私は産業建設常任委員長ですけれども、産業建設常任委員会でやってくれな  
いかと、私に向かってですね、そういう御提案をされました。私はですね、やはりこの時期に  
竹の子サミットをね、開催するというこのリスクもありますね。当然、農産物というのは、  
風評被害、これを強く受けるものであり、なおかつこの竹の子というのはですね、出荷自粛制  
限を阿見町は受けております、引き続いてですよ。大震災、原発以降ですね。そういう中で、  
これは絶対できないんだと、こういうことを強く申し上げたし、それから議員会としても、こ  
れは取り組まないと、こういう話になった。つまり議会としてもね、それから議員会としても  
取り組まないと、これを明確に言っているわけですね。それで、1度、一般質問のついでに、  
何かお話ししたというような話なんです、やはりこれはですね、けじめの問題として、きち  
んとしたね、関係機関に対してですね、やっぱり弁明と謝罪を行っていくと、これが必要だと  
私は思います。

後ほどね、御確認させていただいて、この質疑をする前に、私への質疑ではなくてですね、  
飯野議員への質疑があればですね、なおさら一番いいんですが、つまりそこで、本当に茨城県  
農村環境課ほか、そうそうたる関係機関にですね、対して、弁明なり事情の経緯の説明である  
とか、そういうことが行われたかどうか、これは御確認されたいんじゃないかなと思います。

以上です。

○議長（柴原成一君） 傍聴者に申し上げます。私語は慎んでください。

9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） 最後の質問をさせてもらいます。議会というのは立法府であります。  
ここで審議をされるものは、全て法律の裏づけがあつて審議をされてる。今回、この飯野議員  
の弁明と謝罪という、このものに関しては、どういう裏づけがあつて、今回提案してきたのか、  
それをお伺いします。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） これはですね、阿見町委員会条例に基づいてですね、提出しております。  
これが根拠でございます。これは地方自治法から始まって、町村議会のですね、標準例規集、  
標準委員会規則、それに基づいて、阿見町の議会条例、委員会規則、会議規則、これが決めら  
れておりますので、それに基づいております。

以上です。

○議長（柴原成一君） ほかに質疑はありませんか。15番倉持松雄君。

○15番（倉持松雄君） 竹の子サミットの話が出ましたけれども、既に飯野良治議員は、勝手に人の名前を使って文書を配ったことは確かでございます、それについては、既に全員協議会で謝罪をしております。

それから、先ほど、一番最初に、飯野議員の言動とか、退場命令とか受けとるという話もございませうけれども、確かに退場命令もございましたが、それは過去の話でございます、この本会議場でできた事件ではございませんので、今回ここで過去にあったことをここで採決する必要はないと思います。

以上で、本会議場で取り上げる事案ではないと。

○議長（柴原成一君） 倉持松雄議員に申し上げます。討論の時間は次に残してありますので、質疑にしてください。

ただいまの提出者に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております飯野良治議員の弁明と謝罪を求める動議については、会議規則第39条第3項の規定により委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） この飯野議員に対する弁明と謝罪を求める動議に対して反対をいたします。

まず、この本会議場で謝罪を求めるということは、明らかにこれは懲罰に値する、こう認識されます。それを、その懲罰の対象にならない、ここで議論すべき対象にならないものを決議をして、こういう動議を求めて、飯野議員の謝罪を求めるということは、これは立法府として法律を守らなければいけない、議員としてあってはならない行為である、こう思います。私はその点で反対をいたします。

○議長（柴原成一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 私は賛成の討論をいたします。

この間、全員協議会の中でいろいろ問題があったわけですが、その中で、竹の子サミ

ットの文書をつくって、これを対外的にJAとかいろんなところに配付した。やはりこれは議員としてそういった形で行ったわけですから、やはりそれがない、やらないってということに関しては、やはりしっかりした弁明なり何なりをしなければならぬと思います。それで、特に全協の中での話だからいいんじゃないのという話がありますけども、やはり対外的に、もう文書は外に出てる。外から町なんかにも、やっぱり問い合わせが来てるということで、やはりそういったところでは、しっかりとした、町民が見える場で、ちゃんとした形でやらなければならぬんじゃないかと思います。

以上をもって、私は賛成討論します。

○議長（柴原成一君） ほかに討論はございませんか。

15番倉持松雄君。

○15番（倉持松雄君） 先ほど間違えましたので、改めまして答弁です。

このことにつきましては、飯野議員に対しましては、過去に退場命令を受けたという話も出ましたが、それはずっと過去の話でございます、今回取り上げる話じゃございません。

それから、竹の子のサミットのことでございますけれども、これは議員会で出た話でございます、手紙を出した先に、どこまで訂正・謝罪に行ったのか、確認はいたしておりませんけれども、過日の全員協議会で、飯野議員は文書をもって謝罪を皆さんにいたしました。

それからですね、懲罰に当たるといいますけれども、懲罰も既に、懲罰委員会に懲罰を課せられて、20日に期が明けて出てきたわけですから、改めてここで懲罰をいたすこともございませんし、この議案をここで採決する必要はないと思います。

以上です。

○議長（柴原成一君） ほかに討論はございませんか。

13番藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） 長々とやってもしょうがないんですけれども、私は賛成の、この動議に賛成をいたします。

理由はですね、一個人が、了解も得てない議員会長もしくは議長の名前で、公の文書として、公の場所に提出をしているわけですね。だから、公の場所に提出をしているということは、公の場で謝っていただくことが、私は筋ではないかと、こういうふうに思っております。

したがって、この動議には賛成いたします。

○議長（柴原成一君） 少々お待ちください。議題のポイントが、ちょっと若干ずれているような気がします。というのは、提出者は弁明と謝罪を対外的に行うことを動議としたのか、それとも、この場で謝罪を認めているのか。ですから、先ほど、提出者海野議員がおっしゃった、自ら謝罪を求めるといった言葉がありましたが、この点を絞らないと議論がかみ合わないと思

ます。

それについて、海野隆君、どのように考えますでしょうか。

○5番（海野隆君） 議長、そういうことをここでやるんですか。申しわけないんですけど。それは全協の場でならまだしも、この場で、一体、この議案については、ここまで来て、採決の手前まで来て、それで、どういう意味なんですかなどということを、議長がですね、発言するなどというのは、これとんでもない話だと私は思いますよ。だったら、その前にですね、きちんとそのことについて詰めると。私はもう明解ですけれども、それは、もうここでそのようなね、議論をするような時期じゃないでしょ。討論まで終わっちゃってて。何をやってるんですか。

○議長（柴原成一君） 海野議員に確認をしたわけですが。何かポイントがずれているというふうな気がしました。ですから、ここで謝罪をさせるということではないのではないかという。それは懲罰に入りますので。

失礼しました。

続きまして、また討論を続けます。どうぞ。

10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） 私は、先ほども申しましたけれども、議員会で、本会議ではなく議員会であった話。そして、そこでしっかりと反省文も私たちも見せていただきました。そういった中で終わっているものを、それを短時間の間に、またこのような、なるということは、その話が、これからそのようになったとすると、そういう議員会で起きたことも全て懲罰という、そういう謝罪を求めるといふ、そのようになるのかなと思いますので、しっかりとそれは、本会議ではなく、そこで済んだことを、もう既に終わったことを取り上げる必要は、私はないと思いますので、これは断固反対いたします。

○議長（柴原成一君） ほかに討論はありませんか。

11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） 私も反対の討論をさせていただきます。

これは地方自治法にのっとったものではありませんから、この場でやりとりをするような問題ではありません。それがまず1つ。

あともう1点は、9月1日に、本当の心からの謝罪文というのを、提出者も納得するような謝罪文が提出されました。その前にも謝罪文は提出されているんですね。でも、その内容に不服だということで、再度9月1日に提出しているわけです。その前々回に出した前にも口頭で謝罪をしております。何度謝罪をさせればいいのかということを実感するわけでありませぬ。

そういったことで、この案に関しては反対です。よろしく申し上げます。

○議長（柴原成一君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

飯野良治議員の弁明と謝罪を求める動議については、可決することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 異議がありますので、起立により採決いたします。

飯野良治議員の弁明と謝罪を求める動議を、可決することに賛成の諸君は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（柴原成一君） 起立多数であります。よって、飯野良治議員の弁明と謝罪を求める動議は、可決することに決しました。

飯野良治君の入場を許します。

〔6番飯野良治君着席〕

---

議案第64号 阿見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

○議長（柴原成一君） 次に、日程第2、議案第64号、阿見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

本案については、去る9月9日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしました。委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

民生教育常任委員会委員長難波千香子君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長難波千香子君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（難波千香子君） 皆様、おはようございます。

それでは、命によりまして、民生教育常任委員会に付託されました議案につきまして、審査の経過と結果について、会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は、9月18日午後2時に開会し、午後2時54分まで慎重審議を行いました。出席委員は5名で、議案説明のため、執行部より天田町長を初め関係職員17名、議会事務局2名の出席をいただきました。

初めに、議案第64号、阿見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、第16条2項に、保育施設の関係による評価または外部のものによる評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならないとあるが、努力目標というような形で読めるが、町はどのように考えているのかとの質問があり、公立の保育所には評価の委員会等は設置していませんが、今後、保育所・認定こども園・幼稚園に関して努力目標が課せられるということですのでとの答弁がありました。

次に、第3条4項について、人権擁護、虐待の防止のため、その従業員に対し研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならないとあるが、どのように研修機会を持っているのかとの質問があり、公立の保育所では、茨城県の社会福祉協議会と保育協会が主催する各種研修に保育士が参加して研修しています。この条文では、民間の保育所・認定こども園・幼稚園についても、そういった研修を受けていくということになりますとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第64号、阿見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（柴原成一君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 私は、この議案第64号、阿見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について反対いたします。

まず、この条例ですけれども、今まで町の責任によって保育を提供するということとは違い、保護者が特定教育、特定施設や特定地域型保育事業主と直接契約をすることで、町はその調整を行うだけとなります。そうなれば、その保育を必要とする子供が保育を受けられなくなる可能性も出てきます。また、希望する保育条件よりも質の低下した条件の施設への入所も選択せざるを得なくなってしまう。契約がどうなるかについては自己責任となり、その保育難民がこれから生まれてくる可能性も出てくるのではないのでしょうか。

また、その保育料の問題ですけども、保護者から直接保育料を徴収するということで、保育料の滞納などによって、その認定こども園ですとか事業所の運営に財政的基盤に穴があくおそれがあります。

以上の観点からこの条例案に反対をいたします。

以上です。

○議長（柴原成一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） ほかに討論はありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第64号についての委員長報告は原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議がありますので、起立により採決いたします。

議案第64号を原案どおり可決することに賛成の諸君は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（柴原成一君） 起立多数であります。

よって、議案第64号は、原案どおり可決することに決しました。

---

#### 議案第65号 阿見町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の 制定について

○議長（柴原成一君） 次に、日程第3、議案第65号、阿見町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

本案については、去る9月9日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしました。委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

民生教育常任委員会委員長難波千香子君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長難波千香子君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（難波千香子君） 続きまして、議案第65号、阿見町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、第7条2項について、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回はこれを行わなければならないとあるが、家庭的保育事業者に対して、報告は町へ上げてもらう予定にしているのかとの質疑に対して、年2回くらい消火訓練を避難訓練も含めて実施しており、報告は受けています。今回、毎月1回という規定が制定されたということですのでの答弁がありました。

また、第5条4項について、家庭的保育事業は、いろんな格差も出てくるのではないかとの

質疑に対して、現在、家庭的保育の支援者を臨時職員として採用して、事務事業者間の格差がないように指導していますとの答弁がありました。

また、支援者とはどのような方かとの質疑に対しては、保育士の資格を持ち、週3回、週3日、家庭的保育事業者の運営に関する相談や支援、研修を実施しています。来年度以降は、事業者間の調整等も検討していますとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第65号、阿見町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（柴原成一君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 私は、この議案第65号ですね、阿見町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について反対いたします。

まず、この条例なんですけども、この事業が待機児童の解消を目的とされているという部分では評価できるわけなんですけども、その問題点としましては、その保育資格者の有無の問題があります。小規模保育事業A型では、全員が保育士の資格を有する者なのに、家庭的保育事業では、職員の全員が国家試験の保育資格者でなくてもよいとされています。このようなことですと、保育の格差が生まれかねません。この国の基準というものをですね、そのまま町と通すのではなく、やはりその町独自の色合いも出すべきではないでしょうか。

そういった観点からですね、この条例案に反対いたします。

以上です。

○議長（柴原成一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第65号についての委員長報告は原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議がありますので、起立により採決いたします。

議案第65号を原案どおり可決することに賛成の諸君は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（柴原成一君） 起立多数であります。

よって、議案第65号は、原案どおり可決することに決しました。

---

議案第66号 阿見町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の制定について

○議長（柴原成一君） 次に、日程第4、議案第66号、阿見町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

本案については、去る9月9日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

民生教育常任委員会委員長難波千香子君、登壇願います。

[民生教育常任委員会委員長難波千香子君登壇]

○民生教育常任委員会委員長（難波千香子君） 続きまして、議案第66号、阿見町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、第6条1項に、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならないとあるが、いつまでに計画を立てて進めていくのかとの質疑に対して、具体的な計画は全然立てていませんが、毎月1回、不審者対応訓練、火災避難訓練、地震の起きたときの避難訓練と、月ごとに分けて、児童クラブで実施していますとの答弁がありました。

また、計画書は子供たちを預かっていくことを考えると必要と思われるので、具体的に早急に進めてほしいとの要望がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第66号、阿見町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（柴原成一君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 私は、この議案第66号ですね、阿見町放課後児童健全育成事業の設備

及び運営に関する基準を定める条例の制定について反対いたします。

まず、この中で、専用区画の面積の問題ですけれども、児童1人当たり1.65平方メートルとなっておるわけですが、やはりこれは保育所の乳幼児の基準でありまして、少なくとも1人当たり1.98平方メートルとすべきです。

また、その支援員ですが、子供40人までが2人以上となっていますけれども、これをもっと増やすべきです。6年生まで受け入れるというようになったわけですから、その施設の設備や支援員の拡充を求めて、この条例案に反対をいたします。

以上です。

○議長（柴原成一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第66号についての委員長報告は原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議がありますので、起立により採決いたします。

議案第66号を原案どおり可決することに賛成の諸君は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（柴原成一君） 起立多数であります。

よって、議案第66号は、原案どおり可決することに決しました。

それでは、ここで暫時休憩いたします。

会議の再会は午前11時5分からといたします。

午前10時54分休憩

---

午前11時05分再開

○議長（柴原成一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

議案第67号 阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について

議案第68号 阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

議案第69号 阿見町税条例等の一部改正について

議案第70号 阿見町医療福祉費支給に関する条例の一部改正について

議案第71号 阿見町と茨城県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を  
受け取る権利の放棄に関する条例の一部改正について

議案第72号 阿見町町営住宅管理条例の一部改正について

議案第73号 阿見町障害児就学指導委員会条例の一部改正について

議案第74号 阿見町保育の実施に関する条例の廃止について

○議長（柴原成一君） 次に、日程第5、議案第67号、阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について、議案第68号、阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第69号、阿見町税条例等の一部改正について、議案第70号、阿見町医療福祉費支給に関する条例の一部改正について、議案第71号、阿見町と茨城県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部改正について、議案第72号、阿見町町営住宅管理条例の一部改正について、議案第73号、阿見町障害児就学指導委員会条例の一部改正について、議案第74号、阿見町保育の実施に関する条例の廃止について、以上8件を一括議題といたします。

本案については、去る9月9日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしました。委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長吉田憲市君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長吉田憲市君登壇〕

○総務常任委員会委員長（吉田憲市君） 皆さん、おはようございます。

それでは、命によりまして、総務常任委員会に付託されました議案につきまして、審査の経過と結果について、会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は、去る9月18日午前10時に開会し、午前10時22分まで慎重審議を行いました。出席委員は5名の全員であります。議案説明のため、執行部より天田町長を初め関係職員20名、議会事務局より2名の出席をいただきました。

初めに、議案第69号、阿見町税条例等の一部改正についてであります。

質疑を許しましたところ、税条例の改正で、軽自動車税関係でお伺いいたしたいんですけども、今、町のほうで登録している台数と、これが今度もしこのような形で改正された場合、どのくらいの増になるのかちょっと教えてくださいという質疑がありました。

それに対する答弁として、阿見町の平成26年度の軽自動車の登録台数ですけども、1万6,601台が登録されております。今回の税率改正に伴いまして、増収見込みですけども、三輪以上の軽自動車以外につきましては、27年4月1日に登録されてる場合、全て新税率が適用

になりますので、平成27年度増収見込みは約390万ほど見込んでおりますとの答弁がございました。

ほかに質疑はございませんでした。よって討論に入りました。討論がありました。

この地方税法の改正に関しては、国会の中でも論議になってるかなと思うんですけども、やはり都心よりも軽自動車・軽トラックなんかを含めて、やはり地方のほうが特に多いんです。ですから、そういったところで、やはり地方のほうの町民、町でいうと阿見町の町民だけ負担増になってしまう。ですから、これ一部の自動車業界のほうで自動車取得税、まあ下げたためなんていうことも言われております。その、私としては、町民のほうで、これ以上消費税が来年どうなるかわかりませんが、増税というとともに、こういった形で軽自動車税も多く、最大で2倍ですか、まあ1.5倍ですか、1.25倍ですか、まあ一番低いので0.77倍ということで、ちょっと計算してみたんですけども、仮にそういった形で税負担が増えるということに関して、私はこの法案に反対をいたしますという討論がございました。

ほかに討論がございませんでした。よって討論を終結し、採決に入りましたが、異議がございましたので、起立によって採決をいたしました。起立多数で、本案は、原案どおり可決することに決しました。

以上、委員長報告といたします。

○議長（柴原成一君） 次に、民生教育常任委員会委員長難波千香子君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長難波千香子君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（難波千香子君） 続きまして、議案第67号、阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について、うち民生教育常任委員会所管事項について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第67号、阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について、うち民生教育常任委員会所管事項については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

続きまして、議案第68号、阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、うち民生教育常任委員会所管事項について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第68号、阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、うち民生教育常任委員会所管事項については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

続きまして、議案第70号、阿見町医療福祉費支給に関する条例の一部改正について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、「母子及び寡婦福祉法」が「母子及び父子並びに寡婦福祉法」となったわけですが、何人ぐらいついるのかとの質疑に対して、平成26年6月、児童扶養手当の受給データでは、父子家庭22世帯、母子家庭は409世帯、寡婦は把握していませんが、母子・寡婦福祉会という団体には、寡婦の方5名程度入っていますとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第70号、阿見町医療福祉費支給に関する条例の一部改正について、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

続きまして、議案第73号、阿見町障害児就学指導委員会条例の一部改正について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、「障害児就学指導委員会」が「教育支援委員会」と改正されたが、内容に違いがあるのかとの質疑に対し、名称が変わっただけで、内容に変化はありませんとの答弁がありました。

また、委員会は任期が2年とあるが、定期的にかかれるのかとの質問があり、年3回定期的に開催していますとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第73号、阿見町障害児就学指導委員会条例の一部改正について、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第74号、阿見町保育の実施に関する条例の廃止について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第74号、阿見町保育の実施に関する条例の廃止については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げます、委員長報告とさせていただきます。

○議長（柴原成一君） 次に、産業建設常任委員会委員長海野隆君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長海野隆君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（海野隆君） それでは、命によりまして、産業建設常任委員会に付託された議案について、審査の報告と結果について、会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は、平成26年9月の19日午前10時に開会し、午前10時41分まで慎重審議を行いました。出席委員は全員の6名で、議案説明のため、執行部より天田町長を初め12名、議会事務局から2名の出席をいただきました。

初めに、議案第67号、阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について、うち産業建設常任委員会所管事項について、質疑を許しましたところ、委員から、各種審議会・委員会の

委員について、女性の登用について、どのように考えていますかとの質問があり、執行部からは、男女共同参画ということから、どちらかの委員が主流になるという審議会はなくしたい。30%という数字をクリアするようという考えを持っていますという答弁がありました。

また、委員から、阿見町生活道路整備審査会については、議員もその中に入ると書いてありますが、委員の選考については慎重に進めてほしい。どのような考えでいますかという質問があり、執行部からは、本会議でも要望がありましたが、議員の就任については、議員の中で調整していただき、辞退されるということであれば別の委員をとということで進めたいと考えていますと答弁がありました。

その他の質疑はありませんでしたので、質疑を終結し、討論に入りました。討論はなく、討論を終結し、採決に入りました。議案第67号、阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について、うち産業建設常任委員会所管事項は、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

次に、議案第68号、阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、うち産業建設常任委員会所管事項について、質疑を許しましたところ、質疑がなく、質疑を終結し、討論に入りました。討論はなく、討論を終結し、採決に入りました。議案第68号、阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、うち産業建設常任委員会所管事項は、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

次に、議案第71号、阿見町と茨城県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部改正について、質疑を許しましたところ、質疑がなく、質疑を終結し、討論に入りました。討論はなく、討論を終結し、採決に入りました。議案第71号、阿見町と茨城県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

次に、議案第72号、阿見町町営住宅管理条例の一部改正について、質疑を許しましたところ、委員から、現在、これに当てはまる中国人は町営住宅に居住していますかとの質問があり、執行部からは、現在該当者はいませんという答弁がありました。

その他の質疑はなく、質疑を終結し、討論に入りました。討論はなく、討論を終結し、採決に入りました。議案第72号、阿見町町営住宅管理条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対しまして、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告とさせていただきます。

以上です。

○議長（柴原成一君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 私は、この中の、議案第69号、阿見町税条例等の一部改正についての反対討論を行います。

この税条例の中での軽自動車税関係なんですけれども、この軽自動車、先ほど委員長のほうが報告でも述べたとおり、やはりこのような増税に関しては、やはり地方や郊外の住民、まあ東京を中心としたら、阿見町あたりがなるかなと思うんですけども、やはりそういったところでの軽自動車が多いところでの負担増がかなり影響になってくるんじゃないかと思います。

この改正に関しては、自動車業界からの強い要望がありまして、その自動車取得税の、そこに対する穴埋めとしての軽自動車税を上げるということが言われております。私たち町民にとっては、今、行われている消費税の増税とともに二重の負担を強いられているわけです。国で決まったから町で条例を改正するというのではなく、やはり町民にとって暮らしやすい町にするためにはどうするのかを、町のほうとしてもしっかり考えていただきたいと、そういったことで、この条例案に私は反対いたします。

以上です。

○議長（柴原成一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

御異議がありましたので、順次採決いたします。

初めに、議案第67号を採決いたします。

本案についての委員長報告は原案可決であります。議案第67号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第67号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第68号を採決いたします。

本案についての委員長報告は原案可決であります。議案第68号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第68号は、原案どおり可決することに決しました。

○議長（柴原成一君） 次に、議案第69号を採決いたします。

本案についての委員長報告は原案可決であります。議案第69号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議がありますので、起立によって採決いたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（柴原成一君） 起立多数であります。

よって、議案第69号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第70号を採決いたします。

本案についての委員長報告は原案可決であります。議案第70号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第70号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第71号を採決いたします。

本案についての委員長報告は原案可決であります。議案第71号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第71号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第72号を採決いたします。

本案についての委員長報告は原案可決であります。議案第72号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第72号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第73号を採決いたします。

本案についての委員長報告は原案可決であります。議案第73号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第73号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第74号を採決いたします。

本案についての委員長報告は原案可決であります。議案第74号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第74号は、原案どおり可決することに決しました。

---

議案第75号 平成26年度阿見町一般会計補正予算（第3号）

議案第76号 平成26年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

議案第77号 平成26年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第2号）

議案第78号 平成26年度阿見町水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（柴原成一君） 次に、日程第6、議案第75号、平成26年度阿見町一般会計補正予算（第3号）、議案第76号、平成26年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）、議案第77号、平成26年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第2号）、議案第78号、平成26年度阿見町水道事業会計補正予算（第2号）、以上4件を一括議題といたします。

本案については、去る9月9日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしました。委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長吉田憲市君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長吉田憲市君登壇〕

○総務常任委員会委員長（吉田憲市君） それでは、先ほどに引き続きまして、議案第75号、平成26年度阿見町一般会計補正予算（第3号）のうち総務常任委員会所管事項について御報告を申し上げます。

質疑を許しましたところ、財産管理費の中での工事請負費、駐車場の話は聞いています。仮設駐車場に関して茨大の一部ということなんですけれども、その上の電気通信工事ってありますね。これに関して、年初の予算で47万6,000円、今回の予算で175万ということで、かなり増えると思うんですけれども、この増えた理由をお願いしますとの質疑がございました。

それに対しまして、今回のこの予算は、仮庁舎のほうに引っ越しするための予算なんです、

今、役場の庁舎内に電話回線が各課と色々な部屋についております。これを新たに仮庁舎に電話回線を引くための工事費と、その電話を持っていくための工事費がこの金額になります。

それ以外に、専用回線等、いろいろ牛久・阿見斎場とかですね、他のところで結んでいます。ファクスとか、そういったものに対する工事費も含まれていますとの答弁がございました。

ほかに質疑はございませんでしたので、質疑を終結し、討論に入りました。討論はありませんでした。討論を終結し、採決に入りました。議案第75号、平成26年度阿見町一般会計補正予算（第3号）のうち総務常任委員会所管事項は、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

以上、委員長報告といたします。

○議長（柴原成一君） 次に、民生教育常任委員会委員長難波千香子君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長難波千香子君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（難波千香子君） それでは、続きまして、議案第75号、平成26年度阿見町一般会計補正予算（第3号）、うち民生教育常任委員会所管事項について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、保育所維持管理費委託料と保育所整備事業の駐車場整備工事請負費、また安心こども支援事業費補助金の内容を教えてくださいとの質問がありました。

それに対し、保育所維持管理は、来年度、中郷保育所冷暖房給排水工事に伴った設計のことになります。

駐車場整備工事は、中郷保育所前の駐車場の整備工事で、排水口の整備と工事期間中の送迎者用の仮設駐車場を整備する必要が出てきたために、当初予算から850万円ほど増額補正するものです。

安心こども支援事業費補助金は、保育所整備事業に対する補助金です。民間保育所の定員増に係る施設の増築と幼稚園の認定こども園の整備に伴う施設整備に対する補助金になりますとの答弁がありました。

また、定期予防接種委託料1,837万円の補正理由と、4月当初540万円の計上があった高齢者肺炎球菌ワクチン接種助成費に202万5,000円の増額補正を行う内容についての質問がありました。

これに対し、定期予防接種委託料の補正は、10月1日から、国で水ぼうそうが定期の予防接種になったので、対象人数おおよそ2,064人の計算を計上しました。

高齢者の肺炎球菌ワクチンは任意ということで4月に予算を計上しましたが、同じように定期に位置づけられたので、定期の部分を65歳から5歳刻みで100歳以上全ての分を予算に計上したものですとの答弁がありました。

また、教育教育費の学校施設整備事業734万円の内容についての質問がありました。

これに対し、学校施設整備事業で工事請負費は、本郷小学校の平成27年度から教室が不足することになり、それに対応するためのパーテーションをつくる設置工事になります。平成27年度4月の新1年生が、今の4クラスが5クラスに増え、今の4年生が3クラスから4クラスに増え、全体で23クラスから来年度は25クラスになるということで2教室を確保するものですとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第75号、平成26年度阿見町一般会計補正予算（第3号）、うち民生教育常任委員会所管事項については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第77号、平成26年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第77号、平成26年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第2号）については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告とさせていただきます。

○議長（柴原成一君） 次に、産業建設常任委員会委員長海野隆君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長海野隆君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（海野隆君） それでは、先ほどに続きまして、議案第75号、平成26年度阿見町一般会計補正予算（第3号）のうち産業建設常任委員会所管事項について御報告を申し上げます。

質疑を許しましたところ、委員から、農地集積総合支援事業について、もう少し詳しい説明をお願いしますとの質問があり、執行部からは、今年度から施行になりました農地中間管理事業の推進に関する法律に基づいて、大きく農業をされている方、これから大きく農業やっという方々や、農地を集積してお貸ししようとする制度です。阿見町では、認定農業者の方や専門的にされている方々に集約していきたいと考えていますという答弁がありました。

また、委員から、耕作放棄地など荒れている農地も含まれますかとの質問があり、執行部からは、すぐに耕作できるような農地のみとなりますという答弁がありました。

また、委員から、地主にはどの程度のお金が入りますかという質問がありました。

執行部からは、中間管理事業のメリットとして機構集積協力金というのがあり、1つには地域集積協力金というものが地域全体で20%を超えた農地を機構に貸した場合に地域に対して

出るものがあります。使途については地域に任されています。経営転換する農業者や農業をリタイアする農業者、農地の相続人など、個人で貸しつけた場合にも、協力金、経営転換協力金が交付されます。10年で10アール当たり2万円となりますという答弁があり、さらに、現在利用権を設定して町に貸し借りを登録されているものはそのまま継続していきます。今回の補正では臨時職員を雇って、中間管理事業に該当する農地の出し手と担い手を調査していくというものですという答弁がありました。

また、委員から、平地林保全整備事業の場所はどこですかという質問があり、執行部からは、小池、大形、レイクサイドタウン、若栗、実穀の5地区ですという答弁がありました。

また、委員から、実穀上長地区農業集落排水事業繰出金関係で、地区の戸数と加入戸数については、どの程度になっていますか。加入率を上げる努力をどのようにされていますかという質問があり、執行部からは、この繰出金については、農業集落排水事業の補正で組んである道路路面補修事業で、場所は実穀地区で水道事業と一緒に実施するものです。整備戸数は287件、加入戸数は133件です。加入率向上については、戸別訪問をしたり料金を請求する際に案内したりしていますと答弁がありました。

また、委員から、道路橋梁維持補修事業の工事箇所はどこですかという質問があり、執行部から、立ノ越、飯倉二区、うずら野、上郷、中郷東、上小池、中央東地内の7カ所ですと答弁がありました。

また、委員から、公園維持管理の維持補修工事の内容と場所はどこですか。公園緑地里親補助金の場所はどこですか。公園緑地整備事業の水道加入分担金はどのようなものですかという質問があり、執行部から、公園維持補修工事は、レイクサイドにある台山公園の土砂の流出を防ぐ工事をするものです。里親については、平成25年度末で19団体に28公園管理をお願いしており、今年度は2団体4公園増えて、現在21団体で32公園をお願いしていますが、今後増える見込みがあり補正をお願いしたものです。水道分担金については、吉原の近隣公園関係で詳細設計をした際の差金分を計上したものですと答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入りました。討論はなく、討論を終結し、採決に入りました。

議案第75号、平成26年度阿見町一般会計補正予算（第3号）、うち産業建設常任委員会所管事項については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

次に、議案第76号、平成26年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について、質疑を許しましたところ、質疑がなく、質疑を終結し、討論に入りました。討論はなく、討論を終結し、採決に入りました。

議案第76号、平成26年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、全員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

次に、議案第78号、平成26年度阿見町水道事業会計補正予算（第2号）について、質疑を許しましたところ、委員から、配水施設拡張はどこを予定しているのですかとこの質問があり、場所につきましては、荒川本郷地区の隣接地区です。6月の補正でお願いした下水道工事延長がもう少し延びそうだということで、上水道も今回補正を計上したものですという答弁がありました。

その他の質疑はなく、質疑を終結し、討論に入りました。討論はなく、討論を終結し、採決に入りました。

議案第78号、平成26年度阿見町水道事業会計補正予算（第2号）は、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対しまして、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告とさせていただきます。

以上です。

○議長（柴原成一君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第75号から議案第78号までの4件についての委員長報告は原案可決であります。本案4件は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第75号から議案第78号までの4件は、原案どおり可決することに決しました。

---

議案第79号 平成25年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定について

議案第80号 平成25年度阿見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第81号 平成25年度阿見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第82号 平成25年度阿見町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第83号 平成25年度阿見町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第84号 平成25年度阿見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第85号 平成25年度阿見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

議案第86号 平成25年度阿見町水道事業会計決算認定について

○議長（柴原成一君） 次に、日程第7、議案第79号、平成25年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定について、議案第80号、平成25年度阿見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第81号、平成25年度阿見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第82号、平成25年度阿見町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第83号、平成25年度阿見町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第84号、平成25年度阿見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第85号、平成25年度阿見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第86号、平成25年度阿見町水道事業会計決算認定について、以上8件を一括議題といたします。

本案については、去る9月9日の本会議において、決算特別委員会に付託いたしましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

決算特別委員会委員長海野隆君、登壇願います。

〔決算特別委員会委員長海野隆君登壇〕

○決算特別委員会委員長（海野隆君） それでは、命によりまして、決算特別委員会に付託されました議案につきまして、審査の経過と結果について、会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は、9月の12日、16日、17日の3日間にわたり、議案説明のため、執行部より天田町長を初め関係職員の出席をいただき、慎重御審議を行いました。

審査の結果につきましては、まず初めに、議案第79号、平成25年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定については、反対討論が3件あり、賛成少数により、原案を認定しないことに決定しました。

続きまして、議案第80号、平成25年度阿見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、反対討論が1件ありましたが、賛成多数により、原案どおり認定することに決しました。

続きまして、議案第81号、平成25年度阿見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、全委員が賛成し、原案どおり認定することに決しました。

続きまして、議案第82号、平成25年度阿見町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定については、全委員が賛成し、原案どおり認定することに決しました。

続きまして、議案第83号、平成25年度阿見町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定については、全委員が賛成し、原案どおり認定することに決しました。

続きまして、議案第84号、平成25年度阿見町介護保険特別会計の歳入歳出決算認定については、反対討論が1件ありましたが、賛成多数により、原案どおり認定することに決しました。

続きまして、議案第85号、平成25年度阿見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、反対討論が1件ありましたが、賛成多数により、原案どおり認定することに決しました。

続きまして、議案第86号、平成25年度阿見町水道事業会計歳入歳出決算認定については、反対討論が1件ありましたが、賛成多数により、原案どおり認定することに決しました。

なお、審議の詳細につきましては、全議員が当委員会の委員でありますので割愛させていただきます。

当委員会の決定に対しまして、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告とさせていただきます。

以上です。

○議長（柴原成一君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 私は、この議案第79号、平成25年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定、議案第80号、平成25年度阿見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定、議案第84号、平成25年度阿見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定、議案第85号、平成25年度阿見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定、議案第86号、平成25年度阿見町水道事業会計決算認定、この5点について反対をいたします。

まず一般会計のところですが、給食センターの工事の件で、この工事で差金が出たということを書いて、その分が高価な街灯をつけたということは、これはもう税金の無駄遣いではないかというふうに思います。私自身、今でもあの街灯が必要なのかと大いに疑問を感じているところなんですけども、また、この決算認定のとき、終わった後にちょっと話を聞いたんですけども、街灯といっても夜間3時間ぐらいしか電気がついていないということを知って、改めて驚きました。これに対しては、先ほども言ったように税金の無駄遣いということが否めない事実だと思います。

また、一般会計の中の財政調整基金の1億6,770万円、これが積み増しされているわけなんですけども、合計で残高37億2,000万円となりました。その額が平成25年度の一般会計予算の

約27%に当たります。その財政調整基金の目安としては、一般会計予算の5%と聞いております。平成25年度の予算規模から見ますと約7億円となり、30億円が超過しているという形になります。この間、私は、この財政調整基金をですね、国保ですとか介護または水道会計などにもっと繰り入れて、少しでも町民の負担を軽減することを何回も訴えてきました。

こういった点からですね、この一般会計への決算認定には反対いたします。

次に、国民健康保険と介護保険ですけれども、これは両方とも一般会計からの繰入額は増えているものの、まだまだ町民にとっての負担というのは重い項目です。この財政調整基金からの繰り入れなども含めて、少しでも町民の負担を軽くする施策が必要ではないかということをもって、これにも反対いたします。

次に、後期高齢者医療制度ですけれども、これに関しましては日本共産党としましても、高齢者に対しての差別医療を助長するものだと、制度そのものに反対をいたしております。よってこの事項にも反対をいたします。

最後に、水道会計ですけれども、町民の方々、この水道料金の高さにやはり嘆いております。この今の町の考え方を改めて、この料金体系ですとか、この制度、この見直しを行うだけでも、この町民の負担は減らすことができるのではないかと思います。料金の体系を変えて、町民の暮らしが少しでもよくなるようにするために、これにも反対をいたします。

以上です。

○議長（柴原成一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） 私は、25年度一般会計予算に賛成の立場で討論をいたします。

今の永井議員の反対討論の1つであった「ぱくぱくセンター」の街灯設置が無駄遣いになっている点について反論いたします。

阿見町学校給食センターは、愛称は「ぱくぱくセンター」です。1日の調理能力は5,000食です。26年3月には、旧センターの解体、配送車車庫、街灯設置が完了し、4月から本格稼働しています。私も稼働後の現状と課題について一般質問をいたしました。新給食センターになって、御飯がおいしいとの声を多く聞くようになりましたとの答弁がありました。調理器具、絵柄のついた食器について、県の指導員からも、食器までのこだわりについて評価をいただいたと聞いています。地元産の旬の素材、日本の伝統食、細部にわたってこだわりの施設です。

外部施設のこだわりにも多くあります。太陽光発電、クリーンな配送車、「ぱくぱくセンター」をイメージする街灯など、学校給食を通して児童生徒が命を大切にすることを学ぶために必要な環境を——ここが大事です、予算の範囲内で最大限発揮できるよう、経営者・管理者のこだわりが十分伝わる施設になっています。教育・医療・食料の3つの分野は、高い安いの経

済だけを基準に論ずるべきではありません。この3つは、なぜかといえば、命を育むからであります。

もう1つ、子供たちにはできるだけ本物を提供し、感性の豊かな人を育てることが私たち大人の使命であります。国の指定を受け26年度に取り組むスーパー食育スクールもその一環と捉えています。

無駄遣いとされた街灯も、高い安いの視点ではなく、使用目的の多様性や耐用年数から考えれば、むしろもっと芸術性のあった方がよかったのではないかと考えています。

以上の理由で、決算に賛成をいたします。

○議長（柴原成一君） ほかに討論はありませんか。

13番藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） 私も、この決算を反対討論いたします。

理由はですね、やはりシステム上、この決算のおおむねは全部、私は賛成なんですけども、一部、この給食センターの街灯ということについてですね、これに反対すれば全部決算が否決ということになる、反対ということになりますけども、これはもうこれでシステム上、仕方ないんで、この給食センターの街灯が、1基30万、50万でできるやつが、1基100万という——120万か、それぐらいする街灯を、この給食センターにつける理由がどこにあったのかということなんです。私はないと思います。

給食センターの、なぜそのそのような街灯をつけたんだと言ったら、芸術性とか、その地域のコミュニティーなんかを使うという話だったんですけども、給食センターにそのような目的がありますか。地域のコンサートをするとか、そういう目的にできないようなものを目的で、後からつけてですね、町長も教育次長も、何か地域の交流の場にするなんか言ってますけど、給食センターにそんな交流の場なんかさせる必要はありません。給食センターというのは、あくまでも衛生的に管理して、給食をする場所です。だから、街灯というのは、そういう芸術性を求める必要性はないというふうに、私は、給食センターには思います。しかも高い、常識的に考えて高いです。その高いのを、あえてその税金の無駄遣いだと言わない人の、私は心理がわかりません。

議員はですね、そういうところにチェックするのが役割だと思いますので、私は、こういう無駄遣いをしているところは、している部分の決算には反対をいたします。

○議長（柴原成一君） 3番野口雅弘君。

○3番（野口雅弘君） 私は、79号から、79、80、84、85、86については賛成をします。

なぜかという、これ去年の3月に予算を通していただいているわけです。それを粛々とやった結果が決算ですから、それに関して、私はまともにやっているとしますので、それで賛成にします。

○議長（柴原成一君） ほかに討論はありませんか。

11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） 私は、議案第79号、平成25年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場から討論いたします。

先ほどの決算特別委員会委員長の報告では、決算認定しないと報告がありましたが、平成25年度予算は、議会の議決によって成立し、その範囲内で執行してきたものであり、反対する理由が明確化されていません。本会計決算審査においては、決算書及び主な施策の成果の説明等から、正確性を認めるとともに今後の検討課題も明確になっており、当初の事業目的はおおむね達成されていると考えます。

決算全体では、阿見町財政指標の資料によりますと、決算額全体の前年度比で、新給食センター整備事業に係る普通建設事業費の減により、歳入歳出ともに大きく減少しております。

歳入では、個人住民税が増えたものの、町に影響の大きい法人町民税が減り、市町村民税全体では100万円の増額で、景気回復への税収の反映は非常に緩やかであります。

歳出面では、民間保育所整備に係る安心こども支援事業補助金の減額など、歳出総額は前年度と比べ16億の減となりました。

その結果、町の財政運営のよしあしを判断する重要ポイントである実質収支は、翌年度繰越財源の減により、1億9,281万7,000円、33.6%増えております。

財政負担の程度を示す指標の実質公債比率は、国の監督下に置かれる起債制限団体となる基準の25%に対し、町は7.2%で、昨年よりもさらに多くなっております。

財政に余裕があるかどうかを示す財政力指数も、リーマンショックから以降少しずつ上がり始め、前回県内9位だった0.86を上回り0.88と、県内44市町村中8位となっております。

町長は、平成25年度施政方針の中で、一般財源の安定した確保が難しい状況の中、重要施策の推進に当たっては、財源の一部を基金に頼らざるを得ない状況と発表しておられました。基金残高の財政調整基金については、平成20年11億3,980万円から比べると、3倍を超える37億2,000万円と大きく増えております。これは、県の、必ず必要とする標準財政規模の平均額16億円、災害などに備えた積み立ての5億円、経済悪化による激変緩和措置のための積み立て11億円、そして借金に限らず将来の投資に備えた積立金約23億円、合わせて39億円の基金積立目標額に徐々に近づいております。

25年度の事業の一部、防災無線の整備、また公共施設の耐震化、交通安全対策、また男女共同参画、また消防救急無線デジタル化など、ほかにも新規や継続の多くの事業を実施しながら財調を積み増しできているところは、大変に評価すべきであると考えております。

今後は、安定した財政を構築そして維持していくためにも、公平な負担、世代間の分かち合

いについて、その議論も必要になってくるのではないかと考えております。

未来に目を向け、1人でも多くの町民ニーズに応え、将来、少ない納税人口で社会を維持していかなければならない子供たちの世代に負担を残さない、持続可能な行政運営を期待しております。

町民とともに考え、発展性のあるまちづくりにおけるプロセスを大切にしながら、平成27年度予算に活かしていただきますよう要望いたしまして、私の賛成討論とさせていただきます。

○議長（柴原成一君） ほかに討論はありませんか。

2番藤平竜也君。

○2番（藤平竜也君） 私も賛成の討論をさせていただきます。

本当は一般会計についても討論をしようかと思ったんですけども、紙井さんの後、ちょっとやりづらくなってしまいましたので、水道のほうで賛成させていただきます。

水道に関して、私たち、私住んでる地域、一部市街化あるんですけども、その市街化の地域でさえ、ようやく今年工事が入るという状況です。また、そのほかの地域の方に関しても、たくさんの要望をいただいております。そういった中で、まず値下げをするのではなく、やはり普及率を上げることが先だと思えます。

以上の理由で賛成いたします。

○議長（柴原成一君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） これをもって討論を終結いたします。

御異議がありますので、順次採決いたします。

まず、議案第79号についての委員長報告は認定しないであります。本案を原案どおり認定することに賛成の諸君は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（柴原成一君） 起立多数であります。

〔「同数じゃないか」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 失礼しました。ちょっとお待ちください。

失礼しました。可否同数であります。

地方自治法第116条第1項の規定により、議長が裁決をいたします。

本案に対し、議長は可と表明いたします。よって、本案は、原案どおり認定することに決しました。

次に、議案第80号を採決します。

本案についての委員長報告は原案認定であります。議案第80号は、委員長報告どおり認定す

ることに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議がありますので、起立によって採決いたします。

本案を原案どおり認定することに賛成の諸君は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（柴原成一君） 起立多数であります。よって、議案第80号は、原案どおり認定することに決しました。

次に、議案第81号を採決いたします。

本案についての委員長報告は原案認定であります。議案第81号は、委員長報告どおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第81号は、原案どおり認定することに決しました。

次に、議案第82号を採決いたします。

本案についての委員長報告は原案認定であります。議案第82号は、委員長報告どおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第82号は、原案どおり認定することに決しました。

次に、議案第83号を採決します。

本案についての委員長報告は原案認定であります。議案第83号は、委員長報告どおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第83号は、原案どおり認定することに決しました。

次に、議案第84号を採決いたします。

本案についての委員長報告は原案認定であります。議案第84号は、委員長報告どおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議がありますので、起立によって採決いたします。

本案を原案どおり認定することに賛成の諸君は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（柴原成一君） 起立多数であります。よって、議案第84号は、原案どおり認定することに決しました。

次に、議案第85号を採決いたします。

本案についての委員長報告は原案認定であります。議案第85号は、委員長報告どおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議がありますので、起立によって採決いたします。

本案を原案どおり認定することに賛成の諸君は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（柴原成一君） 起立多数であります。よって、議案第85号は、原案どおり認定することに決しました。

次に、議案第86号を採決いたします。

本案についての委員長報告は原案認定であります。議案第86号は、委員長報告どおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議がありますので、起立によって採決いたします。

本案を原案どおり認定することに賛成の諸君は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（柴原成一君） 起立多数であります。よって、議案第86号は、原案どおり認定することに決しました。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。

会議の再会は午後1時ちょうどからといたします。

午後 0時11分休憩

---

午後 1時00分再開

○議長（柴原成一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

議案第87号 財産の取得について（化学消防ポンプ自動車購入）

議案第88号 財産の取得について（消防団第14分団消防ポンプ自動車購入）

○議長（柴原成一君） 次に、日程第8、議案第87号、財産の取得について（化学消防ポンプ自動車購入）、議案第88号、財産の取得について（消防団第14分団消防ポンプ自動車購入）、

以上2件を一括議題といたします。

本案については、去る9月9日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

総務常任委員会委員長吉田憲市君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長吉田憲市君登壇〕

○総務常任委員会委員長（吉田憲市君） それでは、午前中に引き続きまして、議案第87号、財産の取得について（化学消防ポンプ自動車購入）につきまして御報告を申し上げます。

質疑を許しましたところ、数字の問題なんですけれどもということで、87号のほうが高い数字で90円という、最後についたと。690円というのがついたり、88号に関しては630円というのが最後に全部ついていること。これは本体価格ですよ。税込みじゃなくて。その辺の、同じような数字が、何でこれだけ並んでいるのかという素朴な疑問なんですけれども、お願いしますという質疑がございました。

それに対する答弁で、今回入札に関しましては、取り扱い業者ということで、こういう消防車を使っている業者さんで入札をかけました。あの業者はかなり真面目なものですから、数字的に登録諸費用とか、そういう細かい費用まで全部測してくれました。そこで、あの何十円という単位が出てまいりましたので、そこにまた消費税8%をかけましたので、こういう細かい数字になってしまいました。全部で何十円単位までで、それにプラス消費税という形なので、何円まで細かい数字が出てしまいましたとの答弁がありました。

ほかに質疑はございませんでした。

質疑を終結し、討論に入りました。討論はありませんでした。討論を終結し、採決に入りました。議案第87号、財産の取得について（化学消防ポンプ自動車購入）は、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

次に、議案第88号、財産の取得について（消防団第14分団消防ポンプ自動車購入）について説明をいたします。

質疑を許しましたところ、先ほど88号のほうで辞退者が3者出ているんで、これと理由をお願いしますという質疑がございました。

それに対する答弁で、一番最後にトキワ産業さんというメーカー、業者があるんですが、こちらにつきましては、この時期に入札が各町村で入りまして、これらの積算が間に合わなかったということで、辞退ということになりました。この後、2回目辞退の茨城日野さん、それからモリタテクノスさんは、営業の方がこの金額までしか会社から指示を受けていないということで辞退ということになりました。

次に、ポンプ車なのですが、大体あの耐久年数は——償却年数っていうのか、何年ごとに…。これは21年たっているという第14分団、通常大体20年というふうな考えでよろしいでしょうかという質疑がございました。

それに対して、国のほうの補助基準では、一応15年計画の車両については補助が出るという形になっております。ただ、阿見町の場合、車両台数が多いんで、一応20年まででは使えますので、一応20年を目安としてやっておりますとの答弁がありました。

ほかに質疑はありませんでした。

質疑を終結し、討論に入りました。討論はありませんでした。討論を終結し、採決に入りました。議案第88号、財産の取得について（消防団第14分団消防ポンプ自動車購入）は、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

以上、委員長報告といたします。

○議長（柴原成一君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第87号から議案第88号までの2件についての委員長報告は原案可決であります。本案2件は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第87号から88号までの2件は、原案どおり可決することに決しました。

---

#### 請願第5号 教育予算の拡充を求める請願

○議長（柴原成一君） 次に、日程第9、請願第5号、教育予算の拡充を求める請願を議題といたします。

本案については、去る9月9日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

民生教育常任委員会委員長難波千香子君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長難波千香子君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（難波千香子君） 先ほどに続きまして、請願第5号、教育予算

の拡充を求める請願について、審査の経過と結果を御報告を申し上げます。

初めに、紹介議員の藤平竜也議員より説明を求め、その後、質疑を許したところ、質疑なし。質疑を終結し、討論を許したところ、討論なし。討論を終結し、採決に入り、請願第5号、教育予算の拡充を求める請願については、全委員が賛成し、原案どおり採択をいたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

以上で委員長報告を終了します。

○議長（柴原成一君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

請願第5号についての委員長報告は採択であります。本案は委員長報告どおり採択することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 異議なしと認めます。

よって請願第5号は、委員長報告どおり採択することに決しました。

---

#### 意見書案第3号 教育予算の拡充を求める意見書（案）

○議長（柴原成一君） 次に、日程第10、意見書案第3号、教育予算の拡充を求める意見書（案）を議題といたします。

本案に対する趣旨説明を求めます。

10番難波千香子君、登壇願います。

〔10番難波千香子君登壇〕

○10番（難波千香子君） 先ほどに続きまして、意見書案第3号、教育予算の拡充を求める意見書（案）を提出するに当たり、経過と趣旨について御説明をいたします。

この意見書（案）につきましては、去る9月18日の民生教育常任委員会で審査した結果、本会議に提出することになり、本日提案するものであります。

提出者、阿見町議会議員難波千香子。賛成者、阿見町議会議員諏訪原実、同じく藤井孝幸、同じく浅野栄子、同じく川畑秀慈。

提案理由は、意見書（案）の朗読をもって説明にかえさせていただきたいと思っております。

教育予算の拡充を求める意見書（案）。

子供たちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤づくりにとって極めて重要なことであり、特に学級規模の少人数化は、保護者などの意見募集でも、小学1年生のみならず各学年に拡充すべきとの意見が大多数であり、地方は独自の工夫で学級規模の少人数化を進めてきているが、地方交付税削減の影響や厳しい地方財政の状況などから、自治体が独自財源で学級の少人数化を拡充することは困難な状況になっている。

また、東日本大震災等において、学校施設の被害や子供たちの心のケアなど、教育の早期復興のための予算措置、早期の学校施設の復旧など、政府として人的・物的な援助や財政的な支援に継続的に取り組むべきである。

したがって、教育予算を国全体としてしっかりと確保・充実させるため、次の事項を実現されるよう強く要望する。

記。1、きめ細かな教育の実現のために少人数学級を推進すること。2、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、この根幹となる義務教育費国庫負担制度を堅持すること。3、東日本大震災等における教育復興のための予算措置を継続して行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月26日。茨城県阿見町議会。

意見書の提出先は、内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣であります。

議員各位の御賛同をお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

○議長（柴原成一君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております意見書案第3号については、会議規則第39条第2項の規定により委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

意見書案第3号については、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認めます。

よって、意見書案第3号には、原案どおり可決することに決しました。

案文の「案」の文字の削除をもって、可決された意見書の配付といたします。「案」の文字の削除を願います。

---

意見書案第4号 集団的自衛権行使容認の「閣議決定」の撤回と関連法の改定を行わないことを求める意見書（案）

○議長（柴原成一君） 次に、日程第11、意見書案第4号、集団的自衛権行使容認の「閣議決定」の撤回と関連法の改定行わないことを求める意見書（案）を議題といたします。

本案に対する趣旨説明を求めます。

4番永井義一君、登壇願います。

〔4番永井義一君登壇〕

○4番（永井義一君） 皆さん、こんにちは。それでは、意見書案第4号、集団的自衛権行使容認の「閣議決定」の撤回と関連法の改定行わないことを求める意見書（案）の説明をいたします。

まず、提出者、阿見町議会議員永井義一。賛成者、同吉田憲市、同久保谷充です。

じゃ、意見書の説明をいたします。

7月1日の閣議決定以来、全国で地方議会がありますが、同様の意見書が採択されて、その数は8月12日現在で190議会に上っております。本日は、この阿見町の議会で採決となります。

阿見町には自衛隊の駐屯地があり、隊員やその家族の方がたくさん住んでいます。自衛隊の方は日本を守る専守防衛を宣誓して入隊されています。それは憲法9条のもとで海外で戦争をしないことが前提でした。

歴代の内閣総理大臣が現憲法下では集団的自衛権は行使できないと言っていたにもかかわらず、安倍首相はこれを強行しました。それが今回の閣議決定です。この閣議決定では、海外に出て他国の軍隊とともに銃口を人に向けることとなります。

戦後69年間、自衛隊は戦闘で1人も殺しておらず、また1人も殺されていません。このことをこれからも貫いてほしいと私は思います。

では、意見書（案）を読み上げます。

意見書（案）。

安倍政権は、7月1日、国民多数の声に背いて集団的自衛権行使容認を柱とした閣議決定を強行しました。

閣議決定は、憲法9条のもとでは海外で武力行使は許されないという従来の政府見解を180度転換し、自衛隊が活動する地域を、これまで戦闘地域とされていた場所でも活動ができるとしています。こうした憲法改定に等しい大転換を、与党の密室協議を通じて、一遍の閣議決定で強行するなどというのは、立憲主義を根底から否定するものです。

政府において、集団的自衛権行使容認の閣議決定を撤回するとともに、集団的自衛権行使のための立法措置を行わないことを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月26日。茨城県阿見町議会。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、法務大臣、内閣法制局長官、以上です。

よろしく願いいたします。

○議長（柴原成一君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） まず、提案者の永井議員に1つ、1点目お尋ねします。

この意見書案は誰が作成したのですか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。4番永井義一君。

○4番（永井義一君） この文章をですね、この文章は私です。

○議長（柴原成一君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） 永井議員は、この内容に疑問は一切持たれておりませんか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。4番永井義一君。

○4番（永井義一君） もちろんありません。

○議長（柴原成一君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） 7月1日の閣議決定の内容は、何回読まれましたか。

○議長（柴原成一君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 何回と言われても、まずは1回読んで、あとは関連文書をいろいろ読みました。

○議長（柴原成一君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） それでは、その中の内容をちょっと1点お聞きします。

政府の見解、今までの政府見解を180度転換し、自衛隊が活動する地域を、これまで戦闘地域とされていた場所でも活動ができるとしているという文言は、どこに出ていますか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。4番永井義一君。

○4番（永井義一君） この件に関しては、国会の討論の中で、安倍首相がですね、答弁します。そこが戦闘地域の現場になる可能性はあるということで答弁しております。

○議長（柴原成一君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） 閣議決定の内容で、自衛隊の活動のところはどのように出ていますか。

○議長（柴原成一君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 文章を今、私、手元に持っていないんで、国会での答弁の中でよろしいですかね。自衛隊の活動する地域を後方地域、非戦闘地域に限定するという従来の枠組みを廃止し、これで戦闘地域とされてきた場所であっても支援活動ができるということで答弁しております。

○議長（柴原成一君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） 閣議決定の内容、総理が話した内容と大きく食い違っていると思います。閣議決定の内容は、そのようには全く出ておりません。最後、討論のところでは、やらしてもらいますが、全く内容が、これは違っております。

それでは、もう1つ。集団的自衛権を容認をしたとありますが、この集団的自衛権というのは、いつどこでどのような背景のもとにつくられたものですか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。4番永井義一君。

○4番（永井義一君） いつどこでどのような背景にと言われても、私自身、私がつくったわけではありませんので、ただ、実際、国連の中では、この集団的自衛権がある国もあります。ただ、先ほど私も説明で述べたとおり、この件に関しては、歴代の内閣総理大臣も、現憲法下では、これはできないということを言っているということです。

○議長（柴原成一君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） じゃあ、最後に聞きます。閣議決定の内容で、集団的自衛権という言葉は何回出てきましたか。

○議長（柴原成一君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 先ほど申しましたとおり、今、手元にないので、回数はわかりません。

○議長（柴原成一君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております意見書案第4号については、会議規則第39条第2項の規定により委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

9 番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） 私は、集団的自衛権行使容認の「閣議決定」の撤回と関連法の改定を行わないことを求める意見書、これに関して反対をいたします。

東西冷戦構造が終わって、東アジア情勢が予断を許さない仲、急迫不正の事態がいつ起きるかわかりません。政治の責任として、安全保障環境の変化にどう対応していくかが、今求められています。国民の生命、自由、幸福追求の権利を守るため、現実即して物事を考えていかななくてはならない。

そのような状況の中、今回の閣議決定で、個別的自衛権の枠を超えて集団的自衛権に移ったということは、実質的に全くない。閣議決定文書では、集団的自衛権という言葉は1回しか出てこない。どういう文脈かという、国際法上は集団的自衛権が根拠となる場合があると、可能性の中に入れてはすぎない。一部政治家やジャーナリズムも、個別的还是集団的かと言い、今回初めて集団的自衛権を行使できるようになったというが、それは全く違う。また、従来の政府見解を180度転換したということも全く違う。今回の閣議決定は、昭和47年の政府見解をより厳格に具体的に武力行使に対して歯どめをかけた内容になっている。要するに、今回の閣議決定は、従来の我が国の憲法が許容している専守防衛のための個別的自衛権の範囲内である。その上で、今まで欠けていた部分を補完・補充するものである。

どんな法律も解釈があって初めて成り立つものである。法律という文章を人間の行動に移すためには解釈が必要である。したがって、基本的には、国民一人ひとりが解釈をする権利を持っている。解釈を行う法的機関は裁判所である。最高裁は、1959年の砂川事件判決の中で、憲法9条の中で、少なくとも個別的自衛権があると認めている。要するに、他国から武力攻撃をされたときに自衛のための措置をとることを認めているということである。これは正当なる三権分立に従って司法が憲法解釈を行ったものである。

さらに、閣議決定の中では、生命、自由、幸福追求の権利をうたう憲法13条を明記して、これにより自衛権があるということが再確認されたことは重要なことである。

また、自衛隊の活動範囲も、従来のように、国際平和協力活動で非戦闘地域などに限り後方支援が許されるという考えを変えて、武力行使と一体としないという原則のもと、現に戦闘が

行われている地域での後方支援は行わない。そして、そこで仮に戦闘行為が起こったならば、直ちに撤退することにしたことは、自衛隊の安全確保が前進したことになる。

したがって、この意見書の内容は、実際に行われた閣議決定の内容と全く異なることから、この意見書には反対いたします。

○議長（柴原成一君） 藤井孝幸君、賛成者の後に、反対でよろしいですか。

賛成者の発言を許します。

5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 共産党の主張と公明党の主張を聞いているようなんですけれども、私はみんなの党という党に所属をしておりますですね、この間ですね、安倍総理大臣が推し進めてきたね、この憲法改正につながる96条の改正とかですね、この集団的自衛権行使についてはですね、私は反対です。

安倍政権が上げたですね、大半は、いやほとんどは、全てはと言ってもいいぐらい、つまり個別的自衛権の範囲の中に入るんですね。その範囲の中に入るものをですね、個別的自衛権でやらないで、そこを精査をしないでですね、この集団的自衛権行使ということですね、憲法改正を経ないで、経ないでですね、この閣議決定という形で、公明党も御一緒ということなんでしょうけれども、憲法改定に等しいようなね、その転換を、戦後の防衛政策というかな、戦後の外交を根本的に変えるようなね、こういう状況にあると私は思います。

したがって、この閣議決定とですね、関連法の改定を行わないということを求める意見書には賛成です。

○議長（柴原成一君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

13番藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） 久々に私は賛成をします。久々に、何か……。ああ、ごめんなさい、反対です、反対です。ごめんなさい。久々に公明党さんと意見が合って、フィーリングの合う永井さんとちょっと違うんですけども、これは立場上、反対をいたします。

まず1つはですね、この種の請願というのはですね、阿見町議会が議会でどうのこうのするというのになじまないということが1つ。

もう1つは、マスコミなんかでよく言われている、地球の裏側まで行って自衛隊が鉄砲持って人殺すみたいなことを言っているんですけども、それは全く逆で、こういう集団的自衛権を、本来ならば憲法解釈でね、するのが一番、憲法改正でするのが一番正しいとは思いますが、現在、中国が尖閣諸島もしくは南の島々をですね、力をもって制圧しようとする意志がある。それを急迫不正と、まあ、急迫不正とは言いませんけども、憲法解釈をする時間がない。したがって閣議決定で、自分の国は自分で守り、また他国と一緒にあって集団的自衛権を行使しま

しょうと、こういうことですので、さらに抑止力が強くなるということで、自衛隊が鉄砲持って地球の裏側まで行くようなことは想定はされません。それが抑止力です。

ということで、この請願は、私は反対をいたします。

○議長（柴原成一君） ほかに討論はありませんか。

14番吉田憲市君。

○14番（吉田憲市君） 私はこの請願に賛成をいたします。

集団的自衛権、それから個別的自衛権と、国会でも、この解釈のね、仕方によって、極端にですね、結果が変わるということも、テレビ、報道で私も見てきました。とにかく、この憲法を改正しないで、それで閣議決定でね、個別的自衛権で十分やれるところが、集団的自衛権もっていくという、その無理がですね、しみじみ私を感じるんですね。

それで、日本はですね、69年間、戦後ですよ、69年間、この憲法をずっと守ってきたわけですよ。ですから、この憲法をね、守っていく上で、これ改正することができないんでね、できないって確定はできませんけども、改定することがしにくいんで、それで、憲法解釈、要するに集団的自衛権・個別的自衛権のですね、解釈で、閣議決定でもっていったと。実質憲法改正ですよ。

ですから、こういうことに対して、あんまり行き過ぎてるんじゃないかと、もっと十分に考慮すべきじゃないかということをもって、私はこの請願に賛成いたします。

○議長（柴原成一君） 次に、反対者の発言を許します。なければ、その他の発言で結構でございます。ほかに討論はありませんか。

15番倉持松雄君。

○15番（倉持松雄君） 私は共産党の永井さんは大嫌いなんですけども、この点については賛成します。藤井議員とも非常に気が合わないんですけども、この点については藤井議員と非常に気が合います。

私は、軍備拡張……。

〔「反対だよ」と呼ぶ者あり〕

○15番（倉持松雄君） 反対、反対、あ、反対。いや、それでも、合うところがあるんですよ。私と、顔見りゃけんかですけども、気が合うところもございます。

私は、軍備拡張、自衛隊増員、そして給料も少し上げると、そういうことに賛成です。日本の国家に必要がないという考え方もございますが、航空母艦つくって日本海側に浮かべて置くだけで、戦争抑止力になって、日本の国民が安全に暮らせると思います。戦争というのは人間が行くんです。まずは男の子を増やすこと。男女平等とは言いましても、やはり戦争に行くのは男の方が多いと思います。それが先決でございます。私も自衛隊の後援会に入ってまして、

いろいろ話はしてますけども、隊員の方は、特に家族にも親戚にも、最悪の事態のときは、俺も命はねえからと言ってるそうです。イラクの人道支援のときも、何と何を持って行ったかといったら、棺箱まで持って行ったんですね。まずは子育て事業を充実させて、阿見の人口を、いや日本の人口を増やすこと。それから、集団的自衛権を行使するのが順序です。人口が減っている今の段階では順序が逆ですので、私は永井議員に賛成をいたします。

国会で決まったことを、町議会で議論する話じゃございませんので、私は、この阿見の議会で議論するのであるならば、まず子育てを優先させる。そう思います。

○議長（柴原成一君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

意見書案第4号については、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（柴原成一君） 起立少数であります。

よって、意見書案第4号は、否決されました。

---

#### 議員派遣の件

○議長（柴原成一君） 次に、日程第12、議員派遣の件を議題といたします。

本件は、地方自治法第100条第13項及び阿見町議会会議規則121条の規定により別紙のとおり議員を派遣しようとするものです。

お諮りいたします。本件に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

---

#### 議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務調査について

○議長（柴原成一君） 次に、日程第13、議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の

閉会中における所管事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長並びに特別委員会委員長から、閉会中における所管事務調査の申し出があります。

お諮りします。本件に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

---

#### 閉会の宣告

○議長（柴原成一君） これで本定例会に予定されました日程は、全て終了しました。

議員各位には、終始熱心に審議を尽くされ、ここにその全てを議了し、滞りなく閉会の運びとなりました。議員各位並びに町長初め執行部各位の御協力に深く感謝を申し上げますとともに、この上とも御自愛、御健勝を祈念いたします。

これもちまして、平成26年第3回阿見町議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後 1時37分閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 柴 原 成 一

署 名 員 川 畑 秀 慈

署 名 員 難 波 千 香 子

## 参 考 资 料

平成26年第3回定例会 議案付託表

<p>総務常任委員会</p>	<p>議案第69号 議案第75号 議案第87号 議案第88号</p>	<p>阿見町税条例等の一部改正について 平成26年度阿見町一般会計補正予算（第3号） 内 総務常任委員会所管事項 財産の取得について（化学消防ポンプ自動車購入） 財産の取得について（消防団第14分団消防ポンプ自動車購入）</p>
<p>民生教育 常任委員会</p>	<p>議案第64号 議案第65号 議案第66号 議案第67号 議案第68号 議案第70号 議案第73号 議案第74号 議案第75号 議案第77号 請願第5号</p>	<p>阿見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について 阿見町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について 阿見町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について 阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について 内 民生教育常任委員会所管事項 阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について 内 民生教育常任委員会所管事項 阿見町医療福祉費支給に関する条例の一部改正について 阿見町障害児就学指導委員会条例の一部改正について 阿見町保育の実施に関する条例の廃止について 平成26年度阿見町一般会計補正予算（第3号） 内 民生教育常任委員会所管事項 平成26年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第2号） 教育予算の拡充を求める請願</p>
<p>産業建設 常任委員会</p>	<p>議案第67号 議案第68号</p>	<p>阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について 内 産業建設常任委員会所管事項 阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に</p>

<p>産業建設 常任委員会</p>	<p>議案第71号  議案第72号 議案第75号  議案第76号  議案第78号</p>	<p>関する条例の一部改正について 内 産業建設常任委員会所管事項 阿見町と茨城県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部改正について 阿見町町営住宅管理条例の一部改正について 平成26年度阿見町一般会計補正予算（第3号） 内 産業建設常任委員会所管事項 平成26年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号） 平成26年度阿見町水道事業会計補正予算（第2号）</p>
<p>決算特別委員会</p>	<p>議案第79号 議案第80号  議案第81号  議案第82号  議案第83号  議案第84号  議案第85号  議案第86号</p>	<p>平成25年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定について 平成25年度阿見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について 平成25年度阿見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について 平成25年度阿見町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について 平成25年度阿見町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について 平成25年度阿見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について 平成25年度阿見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について 平成25年度阿見町水道事業会計決算認定について</p>

## 閉会中における委員会（協議会）の活動

平成26年6月～平成26年9月

### 1. 委員会（協議会）の活動

委員会名	月 日	場 所	事 件
議会運営委員会	7月17日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成26年第2回臨時会会期日程について</li> <li>・その他</li> </ul>
	9月2日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成26年第3回定例会会期日程について</li> <li>・その他</li> </ul>
議会活性化 特別委員会	7月8日	大洗町議会 銚田市議会	視察研修 <ul style="list-style-type: none"> <li>・議会基本条例について</li> </ul>
	7月15日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・阿見町政治倫理条例の改正について</li> <li>・議会基本条例について</li> <li>・その他</li> </ul>
	8月19日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・阿見町政治倫理条例の改正について</li> <li>・通年議会について</li> <li>・その他</li> </ul>
入札及び契約に 関する調査 特別委員会	7月29日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員会の今後の取組みについて</li> <li>・その他</li> </ul>
	8月11日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入札及び契約制度について</li> <li>・その他</li> </ul>
議会だより 編集委員会	6月26日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会だより第141号の発行について</li> </ul>

議会だより 編集委員会	6月26日	第2委員会室	・その他
	7月10日	第2委員会室	・議会だより第141号の発行について ・その他
全員協議会	7月15日	全員協議会室	・第1回口頭弁論期日呼出状及び答弁書 催告状について ・その他
	7月24日	全員協議会室	・入札及び契約に関する調査特別委員会 について ・その他
	7月24日	全員協議会室	・平成27年度町行政施策及び予算要望に ついて ・その他
	9月1日	全員協議会室	・役場庁舎耐震化対策に伴う仮設庁舎へ の移転計画等について ・子ども・子育て支援関連3法の施行に 伴う条例の制定・改廃について ・阿見町生活道路整備審査会（外部）の 設置について ・阿見町立学校再編計画策定及び本郷地 区新設小学校建設事業の進捗状況につ いて ・学校給食費第3子無償化について ・その他
総務 常任委員会	7月17日	第2委員会室	・平成27年度町行政施策及び予算要望に ついて ・その他

民生教育 常任委員会	7月1日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成27年度町行政施策及び予算要望について</li> <li>・その他</li> </ul>
	7月9日	南平台保育所 中郷保育所 総合保健福祉 会館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公立保育所の視察（現状と課題について）</li> <li>・保健師（健康づくり課）の業務内容・課題と今後の展望について</li> </ul>
	7月11日	学校区保育所 二区保育所 第1委員会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公立保育所の視察（現状と課題について）</li> <li>・平成27年度町行政施策及び予算要望について</li> </ul>
産業建設 常任委員会	7月11日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成27年度町行政施策及び予算要望について</li> <li>・その他</li> </ul>
	8月25日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成26年度予算の主な事業の進捗状況について</li> <li>・平成25年度決算に伴う現地視察</li> <li>・その他</li> </ul>

2. 一部事務組合議員活動状況

組 合 名	月 日	事 件	議決結果等	出 席 者
龍ヶ崎地方衛生組合	8月12日	第1回全員協議会 ・龍ヶ崎地方衛生組合監査委員の選任について		久保谷充 飯野良治
	8月12日	第1回臨時会 ・龍ヶ崎地方衛生組合監査委員の選任について	吉田 宏氏 (取手市)	久保谷充 飯野良治
茨城県後期高齢者医療広域連合会	8月5日	第2回全員協議会 ・平成26年第2回広域連合議会議定例会提出議案等について ・平成26年第2回広域連合議会議定例会開会までの日程等について		難波千香子
	8月19日	第2回定例会 ・平成26年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号) ・平成26年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) ・平成25年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計及び同後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について ・茨城県後期高齢者医療広域連	原案可決  原案可決  原案認定  島田久雄氏	難波千香子

茨城県後期高齢者医療広域連合会	8月19日	合監査委員の選任の同意を求めることについて	(石岡市)	難波千香子
-----------------	-------	-----------------------	-------	-------

# 請 願 文 書 表

平成26年第3回定例会

整理 番号	受年 月 理日	件 名 お よ び 要 旨	提住 出所 者氏 名	紹氏 介議 員名	議決 結果
5	平成 26 年 8 月 25 日	<p>1. 件 名 教育予算の拡充を求める請願</p> <p>2. 主 旨 2014年度は、これまで小学校1年生、2年生と拡充されてきた35人以下学級の3年生以上の拡充が見送られ、予算措置がされていません。</p> <p>日本は、OECD諸国に比べて、1学級あたりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多くなっています。一人ひとりの子どもに丁寧な対応を行うためには、ひとクラスの学級規模を引き下げる必要があります。文部科学省が実施した「今後の学級編成及び教職員定数に関する国民からの意見募集」では、約6割が「小中高校の望ましい学級規模」として、26～30人を挙げており（それ以下を含めると約9割）、保護者も少人数学級を望んでいることは明らかです。</p> <p>子どもたちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法に明記されています。しかし、教育予算について、GDPに占める教育費の割合は、OECD加盟国（データのある31カ国）の中で日本は最下位となっています。文部科学省の諮問機関である中央教育審議会でも、議論が始まったところではありますが、教育予算を拡充するとともに、義務教育費国庫負担制度を堅持することは大変重要です。</p> <p>さらに、東日本大震災等において、学校施設の被害や子どもたちの心のケアの問題、子どもたち、教職員の負担増など教育関係の影響も大きく、政府として人的・物的な援助や財政的な支援を継続すべきと考えます。</p> <p>将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は極めて重要です。こうした観点から、2015年度政府の予算編成において下記事項の実現について、地方自治法第99条の規定に基づき国の関係機関へ意見書を提出していただきますよう要請いたします。</p> <p>(請願事項)</p> <p>1. きめ細やかな教育の実現のために少人数学級を推進</p>	茨城県水戸市笠原町978番地46 茨城教育会館 吉田 豊 他172名	藤平 竜也	

5		<p>すること。</p> <p>2. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、その根幹となる義務教育費国庫負担制度を堅持すること。</p> <p>3. 東日本大震災における教育復興のための予算措置を継続して行うこと。</p>			
---	--	--	--	--	--